

政 経 研 究

第五十卷 第一号 2013年6月

論 説

国有企業娃哈哈（ワハハ）集団の変容

——ダノンとの合併、改組と宗慶後による支配の確立による家族企業化——

・ 築 場 保 行

日本の雇用システムと賃金制度

・ 谷 田 部 光 一

朝鮮半島の領土論争

・ 浦 野 起 央

ノモンハン戦の総括

・ 秦 郁 彦

行政相談委員のエンパワーメント

——Public Relations 効果を中心に——

・ 岩 井 義 和

研 究 ノ ー ト

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片

・ 倉 島 隆

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』

・ 稲 葉 陽 二

二〇一二年東京都九区調査の概要

マヴィ・マルマラ号事件・イスラエル・トルコ関係

・ 小 林 宏 晨

論 説

二院制度が民主主義の質と経済的パフォーマンスに与える効果に関する研究

・ 浅 岩 坂
田 井 井
義 奉 吉
久 信 良

政経研究 第四十九卷第三号 目次

高木勝一教授古稀記念号

経済と社会

政経研究 第四十九卷第四号 目次

奥村大作教授古稀記念号

政治、経済、社会に関する諸問題

国有企業娃哈哈（ワハハ）集団の変容

——ダノンとの合併、改組と宗慶後による支配の確立による家族企業化——

築 場 保 行

はじめに

1. 娃哈哈集団企業改制と時代背景
 - (1) 国有企業改革の歩み
 - (2) 娃哈哈集団の改制
 - a. 改制の歩み b. 宗慶後のねらい——改制の主体的要因としての会社支配——
 - c. ダノンとの合併と急成長
 - (3) 娃哈哈集団の国有企業からの変身と成長、組織変更
 - a. 改組 b. 投資主体の変化
 - c. オフショワ会社の投資の増大
2. 非合併会社の存在とその所有・支配——娃哈哈の家族企業化——

- (1) 所有と支配
 - (2) オフショワ会社の匿名性と不正登記―オフショワ一〇社の事例と他人名義の不正利用―
 - (3) 利益の海外移転
 - (4) 宗馥莉の販売会社への利益移転
 - (5) ダノンの挫折
 - a. 《第一号修訂協議》と非合併企業の増大
 - b. ダノンの失策
 - c. ダノンの驚き、対立の開始
 - d. 宗の強固な支配
 - e. 和解の失敗
- むすびにかえて

はじめに

前稿「ダノンと娃哈哈の争いと中国リスク―市政府と職員の株式所有権の突然の出現の考察を中心に―」において娃哈哈集団（ワハハ）の所有権改革のプロセスを考察し中国民間企業独特の所有構造を明らかにした。そしてその政府株や従業員株の存在とダノン・中国側娃哈哈集団間の法廷紛争の結末、また、ダノンの敗訴との関連について分析した^①。

その結果として改革開放期の過渡期の所有権改革の結果といえる政府株式所有権と従業員株式所有権の確定が、外国企業に対する中国企業の防壁として浮上し作用したということができるといえる。中国の経済の市場化により会社化された企業が増大し多くの企業が上場するようになったが、親会社が国有企業であることが多いことは注意すべき中国の特

色である。また従業員と販売商が娃哈哈経営陣と連帯してダノンの娃哈哈「非合弁会社」（ダノンが出資していない娃哈哈系子会社）買収に強行に反対したことも同社の買収を困難にした要因である。ダノンは合弁会社の株式所有権の過半を所有し董事会を多数支配しているながらも、董事長・総経理の宗慶後（以下、宗ないし宗氏と略称）や中国側董事をはじめ従業員、販売商から買収提案に強硬に反対された。ダノンの買収失敗は単なる資本支配や取締役会（董事会）支配が経営支配の十分条件でないことを如実に示した事例である。こうしたダノンの挫折は、外国企業にとって中国市場戦略の視点からは他山の石として留意しなければならない問題であるといえる。

ダノンが挫折し中国側、宗が事実上勝訴した要因は次のとおりである。すなわち娃哈哈集団はダノンとの合弁を経て企業成長を実現し、また宗は企業改制を利用して国有企業である娃哈哈集団の改組と宗自身の株式所有権の確立により支配権を確立したこと、それだけでなく合弁会社の外延に合弁会社数を上回る非合弁会社を設立し、合弁会社同様に「娃哈哈」ブランド製品を製造販売し莫大な収益を実現した。いわば「独立王国」を確立していたからである。こうした企業の所有権が国有企業を頂点とする多層構造になっていること、そしてその下層が家族的所有・支配の構造に支えられていることは中国企業の特徴でもある。

本稿ではこうした国際的な訴訟にも発展しダノンの挫折の原因にもなった問題について、中国側の側面に接近し問題の原因となった構造的な特色と要因について分析する。はじめに中国企業の多層的な所有構造の原因となった「企業改正（改制）」（企業法制度の改制のみならず個々の企業の改組が先進的な地域から次々と全国的に実施された。以下日本語の標準的な用法の「改制」と表記）の略史と改制を实践した娃哈哈集団の改制前後の株式所有構造を明らかにする。次に宗の「独立王国」の実体となった非合弁会社の設立とその所有と支配、その莫大な利潤、さらにダノンの失敗について分

析する。

1. 娃哈哈集団企業改制と時代背景

娃哈哈集団の成長は、中国経済の改革開放の歩みとまさに帰を一にして同社が時代の流れに棹さし成長した面とともに、創業者である宗氏の類まれな才覚、指導力、組織力などの事業者能力によるところも大きいといえる。

すなわち一九八〇年代以降、経済の活性化のために国营企業の効率化を促進する「企業改正」（以下、改制と表記）が進められたが、そのための手段として外国の資本・技術を活用するために国营企業と外資企業の合弁が選択された。そうした開放政策が最も先行したのが沿海部であるが、娃哈哈集団はそうした開放政策と企業改制を最も先行して実現し成功した企業でもあるといえる。

(1) 国有企業改革の歩み

中国はもともと計画経済の下で国や地方政府が経営する「国营企業」（国が所有する全人民所有制企業と国が所有し地方が管理する集体所有制企業。その後国营企業にかわり国有企業の表現が使われる。）を主要な経済単位としていたが、一九七八年に始まった改革開放経済により「三資企業」、すなわち外国の資金を導入した合弁企業（中外合資企業）、外国から技術等の提供を得て共同経営する企業（中外合作企業）、その後外国資本一〇〇％で設立された企業（独資企業）、以上の三形態が認められるようになる。また個人商店や手工業の個人経営企業や数人の出資による私営企業の

設立も認められるようになる。

国有企業の経営では経営者は職員（公務員）であり、企業利益は「上納金」として国や地方政府に収めなければならないため経営者にとって企業経営を積極的におこなうモチベーションがほとんどない。またいわゆる「鉄飯碗」（日本語の「親方日の丸」に相当する）といわれるように職員の労働意欲も高くない。

他方、三資企業や個人経営企業、私営企業に対しては法人所得税が課せられるが、その経営者にとっては利益をあげ税金を収めた後の利益については配当することも再投資をすることも自由に処分できる。経営者の能力、才覚次第で事業を発展させることができるため積極的な経営がおこなわれるようになる。したがってこれら企業が次第に中国経済のなかで活力を発揮するのは自然であった。

そこで国有企業についても非国有企業に習って企業経営者に経営自主権を徐々に委譲するようになる。利益についても「上納金制度」を改め、三資企業や私営企業と同様に所得税制度を採用し、納税後は企業の裁量で利益分配も投資もできるようになった。

また一九八〇年代後半から国有企業で資金調達のために株式の発行が実験的におこなわれるようになる。九〇年にまず上海で次いで深圳で証券取引所が開設され、国有企業の資金を株式発行により調達するようになる。

そして九三年の会社法成立後、会社法に準じた国有企業の組織変更が進行する。会社法に基づき、国が単独で持分権のすべてを支配する「国有独资公司（会社）」、そして「国有有限公司」、「国有股份公司（株式会社）」、「国有股份组合公司（株式组合制企業）」に分類される。国有有限公司は出資者数二〜五〇以下に限られる。国有有限公司と国有股份组合公司は国が直接または間接に過半数の持分を保有する場合「国有控股公司」、国の持分が過半数に届かない場合

「国有参股公司」と呼ばれる。ともに会社の意思決定機関として株主総会と董事会が設置されている。国は出資比率に応じて株主総会で議決権を行使する。

国有株式組合制企業は多くは中小規模の国有企業について国が所有権を手放す改革政策の結果、生まれた。従業員が企業の持分権者として参加し経営にも参加する。²⁾

いずれにしても企業経営に市場原理を導入する方向で国有企業改革が推進され、経営者の自由裁量権が大幅に拡大された。計画経済からいわゆる「社会主義市場経済」へのこうした変革の過程で娃哈哈も成長・発展し企業実体の変容をとげていった。

(2) 娃哈哈集団の改制

娃哈哈集団の改組も上記のような改革開放政策が進められるなかで宗により進められた改革であり、当時としても最も先進的な改革であった。

a. 改制の歩み

すでに前稿で誕生の歴史を紹介した。同じく『中国経営報』の記事を基に作成した年表により以下その概略を紹介する。

*誕生から合併そして一九九九年改組までの略史

・一九八七年七月八日 「校務企業」——杭州市上城区校務企業販売部（後に杭州保靈兒童栄養食品廠と改称）——を登記。

資本金一〇万元、総資産二〇万元の国有企業である。運転資金も一〇万元の設備も上城区の教育局校務企業事務室から借りた。従業員も市から配置された。

・一九九一年、国有の缶詰工場を買収し正式に杭州娃哈哈集団公司が誕生した。当時の登録に照らせば娃哈哈集団は国有企業であり、所有主体も杭州市上城区国資部門であり、国有独資公司である。

・一九九二年六月、娃哈哈集団は杭州工商信託投资公司、浙江金义(義)集団前身の桐庐县(廬県)王家蜂业经营(業経営)部と連合し美食城を設立。浙江省体改委(構造改革委)株式制度プロジェクト工作班、人民銀行浙江省支店の批准を経て、美食城は記名式普通株式を募集し設立された株式制企業(「杭州娃哈哈美食城股份有限公司」)になる。⁽³⁾

・一九九六年、ダノンと合弁会社を組織

・二〇〇〇年、改組により宗ほか株式所有権確定

このように創業時の経営状況からは行政組織(学校)からは未だ分化していない事業組織であった。またいわゆる承包制といえる経営形態から出発した。そして保霊児童栄養食品廠として資本が一定程度蓄積した後、国有企業の缶詰工場を買収し正式に娃哈哈集団が誕生した。この時に正式に国有企業体として確立したいえる。所有形態は一〇〇%国有企業であり、杭州市上城区国資局が単独株主であった。なお宗の経営能力によって短期間で事業が成功したことは確かであるがこの時点では宗の株式所有権は確定していない。宗の当時の身分は廠長(工場長)である。

b. 宗慶後のねらい——改制の主体的要因としての会社支配——

改革開放政策の推進は娃哈哈集団が改制を進めた客観的条件であるが、それを受け止める主体の側に主体的に改革を進める条件が必要である。宗が改制を進めた要因を彼自身の主体的要因に即して検討すると以下の事情が考えられる。また彼のねらいは何であったかが分析されなければならない。

娃哈哈集団の企業改制推進の時代背景としては改革開放後進められてきた一連の改革が背景となっていることはもちろんである。そして一九九二年一月の鄧小平のいわゆる「南巡講話」により改革開放が一層加速化されたことは追いついた風であったともいえる。一九八九年の「天安門事件」後、改革路線は後退していたが、それを再び市場経済化推進、企業改制の積極推進へと転換させる効果をもったといえる。社会主義体制の下で進められる市場経済化は権力の強い保障がなければ市場の自生的なメカニズムに点火することができない。南巡講話は企業改制を主体的に推進する者を勇気づける効果をもっていたといえる。

ただそれは重要な契機であるがそれを受け止める内発的要因が主体の側に存在したからこそ企業改制として具体化されたということがいえる。その内発的要因とは宗自身の事業上の欲望であり野心であったといえよう。その実現のため企業改制を主体的に自ら推進した。そして企業を所有・支配し事業をおこなう「老板 [raoban]」（オーナー社長、企業家）への道を加速化したといえる。

すなわち同じ飲料業界でいくつかの企業が勃興し急成長しつつあったことは彼の事業野心に火をつける作用をしたといえる。しかも複数の企業経営者がすでに老板として事業を急速に発展させていた。何伯権氏らの樂百氏公司ほか後に宗の娃哈哈集団同様にダノンと資本提携をおこなう競争企業が族生していた。また確かに娃哈哈を短期間でこれ

まで成長させたのは宗である。にもかかわらず宗は国有企業の一職員にすぎない。娃哈哈集団が今後も市政府単独所有の国有企業のままであれば宗は国有企業の一職員であることは変わらない。宗が老板になるためには娃哈哈集団が株式会社に改組され彼が株式を取得しオーナー経営者にならなければならないのである。

まず既述のように国有企業から会社形態の娃哈哈集団への改組が成功する。すなわち一九九二年国有有限股份公司（有限株式会社）の娃哈哈美食城として再組織された。前述した企業形態分類に基づけば国有株式組合制企業ということが出来る。娃哈哈美食城の発足の意義は株式の多元化がここから始まったことである。前稿で述べたように公募発行がおこなわれ約一億元の払込がおこなわれた。ただ当時の出資者である内部職員とその他の出資比率が不明であり、宗の株式所有権についても不明である。また計画していた上場は失敗した。

c. ダノンとの合併と急成長

上場による事業資金の調達に失敗した宗にとっては自身の事業野心を実現するためには外資を導入することが有効な戦略であった。一方中国市場に橋頭保を築こうとしていたダノンにとっても中国企業と合併を組織することが必要であった。宗にとって外資導入は資金と技術を確保するために必要な戦略であり、また外資を受け入れると合弁会社は税金面で各種優遇措置を受けることもできる。低コストで企業成長を実現するためにも外資が必要であった。

以下のように娃哈哈集団の発展を段階区分すると、創業以降の一〇数年の前半は市場への参入とブランド確立期とすれば一九九六年以降の発展は一地方企業から全国企業への発展といえる。また以下のように区別することもできる。すなわち一九九二年の改組の第一段階時点では娃哈哈集団は杭州の一地方にすぎなかったが、一九九六年のダノンと

の合併を契機に事業が全国市場へ展開・発展していったということである。

***創業以降の発展段階**

- ・前半一九八七年—一九九五年 飲料市場参入・ブランド確立期
（一九九二年 美食城組織 一地方飲料企業）
- ・後半一九九六年以降 ダノンと合併 全国市場へ展開・発展

また企業改制、合併を組織した一九九六年を挟んだ一七年間の売上を示すと次のとおりであるが、九六年以降の急成長が著しいことがわかる。⁽⁴⁾（億単位で四捨五入）

***娃哈哈（含・合併前の娃哈哈集団）の売上**

- 一九九〇（年、以下略） 一億（元、以下略）、一九九二 四億、一九九三 六億、一九九五 一一億、一九九七 二九億、一九九九 五四億、二〇〇一 七六億、二〇〇三 一〇二億、二〇〇五 一四一億、二〇〇七 二五八億、二〇〇九 四三二億、二〇一一 六七八億

(3) 娃哈哈集團の国有企業からの変身と成長、組織変更

a. 改組

娃哈哈集團はダノンと合併会社設立の四年後、二〇〇〇年に組織変更を開始、それは二度おこなわれた。以下出典は主に同じく『中国経営報』の詳細な記事を参考するほか、適宜他の文献を参照した。

すなわち杭州市上城区国資局は二〇〇〇年と二〇〇一年、娃哈哈集團の一〇〇%株式を二回にわたり譲渡した。第一回は、株式の四九%を宗と従業員（三八人の幹部と従業員持株会）に、第二回は五%を従業員と馮校根等に譲渡⁵⁾。

この過程で宗は個人出資六四一九・五万元の現金で娃哈哈集團の株式の二九・四%を取得し、従業員は一億元ほどの出資で一九・六%を所有。娃哈哈集團公司は娃哈哈集團株式会社になった。その後、杜健英等三五人の最高幹部・労働成員が各自所持の娃哈哈集團の株式を従業員持株会に譲渡。その結果二〇〇一年五月一四日現在、娃哈哈集團の株式所有状況は上城区国資局の娃哈哈集團持株が四六%、宗の持株が二九・四%、従業員持株会二・三八%、馮校根等三六人が三・二一%所有⁶⁾となった。

事実上、この改正で宗は株式所有権を確定し宗の娃哈哈集團に対する支配力が確立した。

b. 投資主体の変化

またもう一つ重要なことは娃哈哈集團がダノンとの共同出資の合併の娃哈哈の投資計画から退出し、代わって宗や会社・党幹部、労組、同幹部の支配する投資会社からの投資が進められたことである。これが娃哈哈集團の支配構造に重要な変更をもたらすことになる。この点の事情に関連する記事概要を紹介すると次のとおりである。

二〇〇一年八月以前には合弁会社が一四社設立されたが、同年八月以降投資主体が変更する。すなわち同年、湖南長沙娃哈哈飲料、濰(濰)坊娃哈哈飲料の二社が設立された。ダノンが五一%出資したが、娃哈哈集団は投資せず、代わって四九%出資したのが娃哈哈広盛投資(以下、広盛と略称)である。

なお、宗のダノンアジア宛ての二〇〇二年七月一二日の書簡によれば(書簡は宗が娃哈哈集団を代表して発せられたものといえる)広盛が主体になったのは、以下の理由からである。なお宗の職位は娃哈哈集団公司董事長兼総経理である。すなわち理由は、

…「娃哈哈集団の規定する投資限度額を超過すること」

…上記二社(湖南長沙娃哈哈飲料、濰坊娃哈哈飲料)および将来ダノンと共同投資する会社については、「(宗の)娃哈哈広盛投資が娃哈哈集団に代わり投資することを認める」とする

また書簡は広盛投資とダノンとの共同出資の会社と従来の娃哈哈集団とダノンとの合弁出資の会社との地位が同等なこと、また後者と同様に前者に一九九九年五月改訂の商標使用許可契約の規定に照らし「娃哈哈」と「非常」の商標を適用(ブランド使用を許可)する、とする。(非常はコーラに類似する新製品のブランド)

これ以降、広盛を含む四投資会社が娃哈哈集団と美食城の位置にとって代わる。同書簡は広盛等を娃哈哈集団の関連会社と呼ぶ。ちなみにその四会社のうち、蕭山順発(蕭山順発)公司(以下順発と略称)の宗の持株は五八・六六%、娃哈哈集団労組三四・五三%、その他は三七名の個人株主と娃哈哈集団共産党委員会書記杜健英の個人持株である。また広盛投資は宗が六〇%、娃哈哈集団労組が四〇%所有する。また他の二社の娃哈哈集団労組の所有持株は自然人

にとって代わられた。すなわち紅安永盛（会社名）の持株は上述の娃哈哈集団幹部の杜健英以下の四人が所有、うち杜が六二・二％所有。また広元金進（会社名）の持ち株は宗が六〇％、杜が四〇％所有。^⑦

以上のように四社中三社は宗が支配株主である。なお杜は党書記であるが創業まもなく入社した宗につぐ最高経営幹部でもある。

c. オフショワ会社の投資の増大

同時にこの四社は非合弁企業への投資を開始する。そして重要な変化は投資過程においてオフショワ会社が登場することである。そして四社は数十社に上るオフショワ会社と連携していることである。二〇〇七年一二月の最新の数字では現在、娃哈哈（ワハハグループの意味で）は四〇社余りの非合弁会社を所有する。そのうち非合弁二六社にオフショワ会社の一〇社が直接投資している。^⑧

なお『中国経営報』によれば二〇〇一年より二〇〇七年八月三十一日現在までの間、娃哈哈集団の一九子会社中、娃哈哈集団が投資した子会社は次の二社のみである。その他の子会社は等しく広盛と順発により投資されている。すなわち二〇〇二年娃哈哈集団が設立した合弁子会社のうち、南昌娃哈哈飲料と白山娃哈哈飲料に投資がおこなわれた。ただこれが合弁の子会社に対する杭州娃哈哈集団の最後の投資であった。^⑨

このように娃哈哈集団から合弁会社への投資がなくなる代わりに宗の非合弁会社の増大とオフショワ会社の増加が並行している。そしてこの増加するオフショワ会社、非合弁会社と国有企業であった娃哈哈集団の間にいかなる所有支配関係も存在しない。宗の支配する前者が後者の国有企業の娃哈哈集団にとって代わりその実体となっていたの

である。

2. 非合弁会社の存在とその所有・支配―娃哈哈の家族企業化―

娃哈哈集団が宗の支配する企業に変質していくのと並行してダノンとの合弁ではない宗の非合弁子会社が続々と設立されていく。そしてワハハブランドの飲料が非合弁会社で生産され販売されるようになる。

はじめダノンは非合弁会社を黙認していた。その後、契約上も認知する。しかし非合弁会社が対立の火種になるとは避けられなかった。それは非合弁の子会社の発展が二年の間に異常なほど発展し、ダノンに警戒感をもたせるようになったからである。二〇〇六年、非合弁子会社の総資産約五六億人民元、利潤が一〇・四億元に達したのである。¹⁰⁾

以下、非合弁会社の所有・支配について考察する。同じく『中国経営報』の調査記事によれば以下のとおりである。

(1) 所有と支配

非合弁の三五社のうち、オフショア会社、つまり海外に登録された会社が二六社である。そのうち法人代表が宗の娘・宗馥莉の会社が九社、またオフショア会社で絶対支配の一〇社中、同じく馥莉の桓楓貿易会社が支配するのが八社。三五社中、宗および妻の施幼珍、娘の宗馥莉等の事実上、家族の支配するのが二九社である。¹¹⁾

なお紹介されている詳細を見ると上記三五社中の二六社は英領バージン諸島の小島上の法人である。過去数年の間にオフショアの一〇社が中国で投資した非合弁企業の発展が迅速で莫大な利益を生んでいる。また宗の財産形成上も、最も意味のある存在である。¹²⁾

ちなみに宗とダノンの対立が激化する直前の二〇〇六年、宗の設立した一一社中一〇社はオフショワの会社が株式を支配する。またそのうち娘の宗馥莉が支配する榭楓貿易が六社を支配し、四社も別のオフショワの法人が六〇%以上の株式を支配している。¹³⁾

もとよりオフショワのバージン諸島に登記する理由の一つはバージン諸島の税制を利用して合理的に税回避するためであり、また一つはオフショワの法人代表は株主である必要がない（中国内は株主でなければならない）から、株式所有構成等の重要事項を隠すことができるからである。

(2) オフショワ会社の匿名性と不正登記—オフショワ一〇社の事例と他人名義の不正利用—

宗はオフショワの税制上の利点と株式所有の匿名性を十二分に利用して娃哈哈の非合弁会社を組織し、また蓄財に邁進した。それが可能なのは特に会社設立において代表者が株主である必要がないことと無関係ではない。真の所有者が他人の名を代表者として使うことができるということである。そのため非合弁子会社の株式支配構造は不透明複雑であるが、ただ法定の代表者が確認できれば実質的な所有者の確定も不可能ではない。『中国経営報』記者は三五の非合弁会社に登場する共同所有のオフショワ企業一〇社を調べ以下明らかにした。

次のことがあきらかになった。一〇社の法人代表は七名（社）であった。また最も多くの非合弁会社を支配するのが宗の娘、宗馥莉の Ever Maple Trading Ltd.（既述の榭楓貿易有限公司）であり、ちなみに二〇〇三年成立の杭州宏勝飲料の九〇%を所有し、一〇%を母・施幼珍が所有していた。その後同社は宿遷娃哈哈、桂林娃哈哈、長沙娃哈哈等の多くの非合弁企業の株式を支配する。このほか記者の調査によると、宗慶後が蘇州で一社を登記しているが、その法

人代表は米国民 Kelly Fuljimg すなわち宗の娘の米国名で宗馥莉である。¹⁴⁾

同じくオフショウ企業一〇社の法人代表の第二の登場人物は陳仲華である。彼はオフショウ企業 Honour Bright（榮揮投資）社の法人代表である。同社は二〇〇二年から二〇〇七年八月三十一日現在まで娃哈哈の四非合弁企業の株式を所有した。ただ七月六日現在疑惑が浮上した。ダノンの米国弁護士が娃哈哈の非合弁三社の資料を陳仲華本人に閲覧を求めた時に、彼は初めてその資料を見たこと、また初めてその企業名を聞いたと語ったのである。

陳仲華がダノンに対し表明した証言によれば、偽造の疑いのある陳仲華名義の多くの文書が二〇〇六年八月一日と二〇〇七年一月四日に署名されている。規定に照らせばこれらの文書は本人もしくは授権された関係者が署名しなければならぬが、陳によれば他人に委託したことはない。また陳のパスポート上の中国出入国記録上もその両日は中国国内に不在である。したがって彼はこの文書に署名しようもない。これは彼の名前を盗用した者がいるということである。¹⁵⁾

陳仲華は一九九五年に宗慶後と面識後、二〇〇五年に陳仲華の名義で香港に共同で投資会社の中源国際投資公司を設立した。目的は杭州の会社に外資を導入するためであったという。ただ二〇〇六年に米国滞在の陳仲華は宗に対しこの会社の解消を要求していた。ところが陳仲華によれば、その後、榮揮投資の名義が彼の知らないうちに使われていたのである。¹⁶⁾

いずれにしてもオフショウ会社代表の地位に宗に代わり他人の名義が使われていたということである。

同じくオフショウ企業の第三の登場人物は香港人でオフショウ企業の Gold Factory の Great Base の法人代表の陳達豪である。彼の身分は韶关（関）娃哈哈有限公司の董事長兼総経理である。第四の人物は香港人の陳振興でオフ

シヨワ企業 Bountiful の法人代表である。このオフシヨワ企業は娃哈哈の非合弁企業四社を支配する。なお陳達豪と陳振興は親族である。振興はまた永豊有限公司の董事であり、同社はワハハブランドの香港総代理である。第五の人物は台湾人、劉昭雄でオフシヨワ企業 Wintel の経営責任者である。第六は香港人、姚志正でオフシヨワ企業 Platinum の法人代表である。同社は二〇〇一年二月に成立し多数の娃哈哈の非合弁企業に投資した。第七は呉炎堅、オフシヨワ企業 Sunworld 法人代表であり、娃哈哈の非合弁企業一社に投資した。¹⁷⁾

以上の非合弁会社であるが、その会社株式を所有するオフシヨワ企業の代表はオフシヨワ企業の株主であることを要しない。またこれらのオフシヨワ企業が株式所有する非合弁会社間がまた相互に株式を所有しているため複雑な支配構造を形成しているのである。

しかしオフシヨワー〇社の事例からわかるように、その代表として登場する第一の登場人物が宗の娘であり、第二の人物の陳は本人が登記を否定、第三、四、六、七の登場人物のうち二者は宗の部下に等しい関係の者である。オフシヨワ会社の背後にいる者が宗慶後であることがきわめて濃厚であり、複雑な支配構造にもかかわらず、その頂点に君臨するのは宗にはかならないことは明白である。

(3) 利益の海外移転

中国国内では国内企業も外国資本の投資Ⅱ合併の形をとることで、国内企業の得られない外資企業の特典を利用することができる。そして、

（外国資本） 非合弁企業への投資⇓ 回収—海外移転、

—再投資 ⇓回収—海外移転

のサイクルをつうじて資産を海外に蓄積することも可能である。そして上述のようにバージン諸島ほかのオフショワの会社制度の株主の匿名性と他人名義の不正な利用によりオフショワ企業をつうじる非合弁会社の真正な所有・支配の実態を隠匿することが可能であった。

ちなみに『中国経営報』記者は娃哈哈の非合弁子会社の一部だがその莫大の利益を明らかにしている。以下紹介する。¹⁸⁾

会社名	支配企業	販売額
二〇〇一年九月成立 深圳ワハハ	Wintel, Great Base, Sunworld 65%	二〇〇六年 三・五億元
二〇〇三年六月成立 韶关ワハハ	Great Base 100%	二〇〇六年 二・五億元
二〇〇三年一〇月成立 杭州宏勝	Ever maple 90%	二〇〇六年 約四億元
二〇〇四年成立 杭州ワハハ食品	Platinum 40%	二〇〇六年 約二億元

前述のように非合弁企業の会社数、利潤は合弁企業のそれを上回るほど増加増大した。非合弁会社が合弁会社の下請けの位置にある限り問題は少ない。従来、ダノンとの合弁会社の営業活動の経理処理は、娃哈哈保健食品有限公司

銷售公司を通じて統一して計算記録をおこなっていた。したがってダノンも營業狀態を把握することができた。ただダノンが把握できない非合弁会社が増大し、娃哈哈のブランドで製品を販売し合弁会社と娃哈哈保健食品有限公司銷售公司を通さない取引が増大していた。これがダノンにとって得べかりし利益の喪失ととらえられた。

(4) 宗馥莉の販売会社への利益移転

紛糾の材料は非合弁会社とその利益の増大だけではない。杭州娃哈哈食品飲料營銷公司が設立されたことである。法人代表は宗馥莉であり、その支配会社は（前述の宗の妻と娘で一〇〇%支配する）杭州宏勝飲料有限公司である。同社は八〇〇〇万元の資本である。オフショワ会社である宗馥莉の既述の Ever Maple Trading Ltd.（桓楓貿易有限公司）が九〇%を所有し、一〇%を母・施幼珍が所有していた¹⁹。

そして二〇〇六年一月八日より娃哈哈集團本部から全国の販売商に対し二通の契約（Ⅱダノンとの合弁会社との契約に加えオフショワ会社により支配される上記の杭州娃哈哈食品飲料營銷公司との契約）を指示する文書が送られた。一つは販売商に前記の杭州娃哈哈保險食品有限公司銷售公司（以前からすべての帳簿上の金額を統一的に記帳してきた娃哈哈ダノンの合弁会社）との契約を求め、また一つは新会社である杭州娃哈哈食品飲料營銷公司との契約締結を求めている²⁰。

従来の方法に替えてなぜ突然新たな方法を始めるのか販売商にとって理解し難いところであつたらう。新会社の名も聞いたことがなかった。しかし娃哈哈集團本部から送られてきた文書であり、宗は彼らにとって最高の領袖である。彼の指示を疑い反対する者はいない。新契約はまもなくすべて締結され娃哈哈集團本部に回収された。

また娃哈哈本部が各地域の市場の販売商に対し前記ダノンとの合弁の杭州娃哈哈保險食品有限公司銷售公司のゴ―

ルドカード口座を利用する（処理する）ほか、上記の宗馥莉の杭州娃哈哈食品飲料营销公司に対してもゴールドカード口座を開くことを要求した⁽²¹⁾。

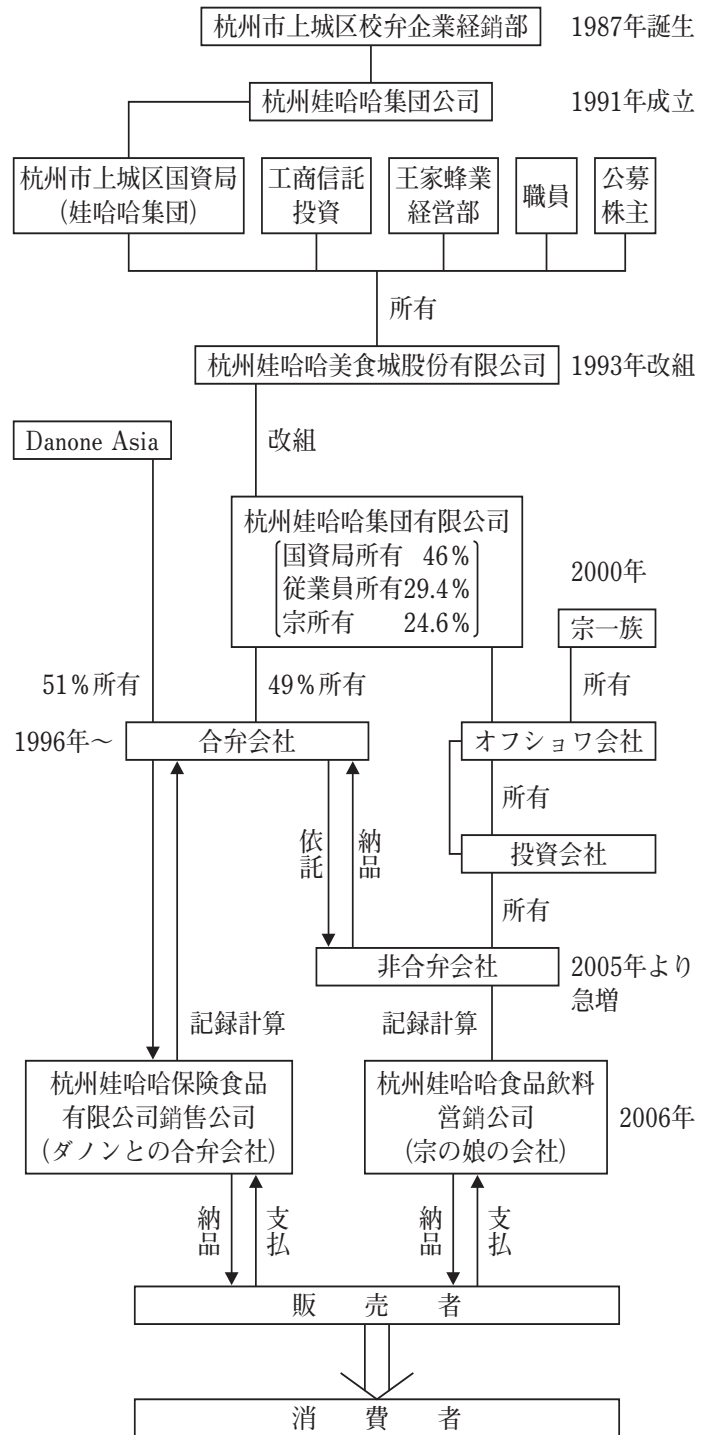
その意図は販売商の売上を二つの口座、すなわち従来のダノンとの合弁会社に対するだけでなく宗馥莉の杭州娃哈哈食品飲料营销公司の新口座にも入金させることである。また同社と販売商のために中国工商银行に振替口座が開設された⁽²²⁾。

さらに販売商に対し発せられた内部文書によれば二〇〇六年末から二〇〇七年三月二日までに娃哈哈と宗馥莉の公司連名の一〇六九の口座が続々設定され、この連名の口座を同じく使用することを要求された取引相手は一九六一口座に達した。この結果、二〇〇六年末から三か月の間に娃哈哈は三〇億元を超える販売収入を実現しそのうち少なからずの資金が上記の宗馥莉の販売会社口座に振り込まれるようになったのである⁽²³⁾。

記者の調査から完全ではないがオフショウ会社により新たに設立された宗馥莉の販売会社がダノンの利益を侵食する存在になっていることは明らかである。

以上、娃哈哈集団の発足から多数の非合弁会社、直近の宗の娘の会社の出現までの変遷と構造を図で示した。

杭州娃哈哈集團関連所有主体・法人の多様化多層化変遷



(5) ダノンの挫折

そもそも紛糾の基になった非合弁会社の存在はダノンも認知していた。非合弁会社はダノンにとっても投資リスクを回避し利益をあげるための安全弁でもある。その計算があったから宗の申し入れを受け下記の契約を締結した。しかしダノンの想像を超える多くの利潤を非合弁会社と宗が得ている現実に驚き戦略転換の必要を感じたのである。

a. 《第一号修訂協議》と非合弁企業の増大

娃哈哈の非合弁会社の利益の問題について検討する前にまず娃哈哈集団・ダノン双方がかつて締結した《第一号修訂協議》について紹介したい。

すなわち二〇〇五年七月一日、ダノンアジア総裁に就任したファベール Emanuel Faber が非合弁会社の娃哈哈商標使用を承認する契約を締結。また非合弁会社から合弁会社へ製品を提供する『代加工（請負）』協議が成立。これにより二〇〇五年協議締結時、非合弁会社は二七社であったが、この後合法的な地位を獲得した非合弁会社は六九社に激増した。同時に合弁会社数も五九社に増大し、ダノンの収益も増大した。²⁴

そこで二〇〇六年、非合弁会社の利潤を知るため非合弁会社から合弁会社に納品される製品の価格について、ファベールは状況を調査した。調査結果から明らかになったのは、非合弁会社数と利潤の増加速度が合弁会社とも均衡していることであり、これが彼を驚かした。ファベールはすぐこの状況を仏本部に連絡し、本部も驚愕した。彼らは娃哈哈の業績には一貫して満足していたが、娃哈哈の非合弁側がこれほど利益をあげるとは想像していなかったのである。²⁵

ちなみに二〇〇六年財務諸表によれば、合弁会社利潤一〇・九億、非合弁会社利潤一〇・四億である。合弁会社のダノンと娃哈哈集団の所有比率は前者五一%後者四九%である。ダノンが得ることができるのは合弁会社利潤の半分だが、宗と娃哈哈集団が得るのはダノンより多い。非合弁会社中、宗一族が約六〇%所有しその他四〇%は娃哈哈集団従業員が所有するからである。非合弁会社と合弁会社の利潤が均衡の状況では宗側の利潤がダノンの約二倍になる。

b. ダノンの失策

前掲の二〇〇五年《第一号修訂協議》によれば、娃哈哈非合弁会社も商標使用权を有し、中国側は新産品を開発販売できる。製品の販売について契約は非合弁会社の生産した産品は合弁会社を経て販売すると規定する。これはつまり非合弁企業が生産しても合弁会社が販売する、それゆえこの修訂協議は代加工協議ともよばれた。ただダノンと宗は契約時に一つの重要な問題、すなわち代加工の生産利潤はどれほどであるべきかということを決めていなかった。⁽²⁶⁾

宗は合弁会社と非合弁会社の間請負価格と利潤の分配の問題について契約を詰めていなかったことを利用し、非合弁会社に生産力と利潤を移転した。つまり代加工をおこなう非合弁会社の利潤の多寡次第で合弁会社の利潤が増減する。非合弁会社からの出荷価格（＝合弁会社の購入価格）が高ければ合弁会社の利益は減少する。この算数に気が付かないダノンは迂闊であったといえる。宗はまさにこのスキを突いたといえる。事業活動の結果は数字として毎年の会計報告に反映、計上されダノンに隠されることはないのだが、ダノンはエラーに気がつくのが遅かったのである。

c. ダノンの驚き、対立の開始

代加工協議は非合弁会社が娃哈哈製品を開発・生産し合弁会社に販売できると定める。合弁企業も非合弁企業も宗が経営し、彼が総経理であり、合弁会社と非合弁会社の間で利潤をどれほど分配するか、その権限を有する。他方ダノンは非合弁会社の利潤の大きさに驚き、あつてはならないと考えた。

確かに中国の代加工製造業の平均利潤は5%ほどであるからダノン側が非合弁企業の利潤の大きさに驚くのも無理とはいえない。ところが娃哈哈集団管理層と総経理・宗の解釈は同じではない、正反対である。非合弁会社は形式的

に代加工工場の存在である。ただ中国側は代加工の利潤が低くならないとは考えない。しかも合弁と代加工の利潤が半分半分（五〇％）でも何ら問題ないと考えたようだ。非合弁会社も新製品の開発・研究で研究開発費を支出しており製品販売でも宣伝費用を一部負担しているからである。宗側の論理としては合弁と非合弁を区別できないのである。

d. 宗の強固な支配

宗は非合弁会社を完全に支配しており、もしダノンが合弁会社利潤を多くし非合弁会社利潤を少なくすると要求しても彼はダノンに対し「否」と答えることができる。それに対してダノンは非合弁会社との合作を拒絶すれば、その結果、代加工協議に違反することにもなる。また合弁会社が販売できるものがない状況になれば、ダノンの株式市場の価値にも反映される。ダノンは合弁会社株式の過半数を支配していても宗の強力な経営支配に対抗できなくなってしまうのが現実である。

ファアベールは宗の行為は契約文には違反しないがダノンの信頼に反すると主張した。一方宗は、ダノンが中国で進めている飲料業界の産業戦略が同業の娃哈哈集団を裏切る行為であるとして同様にダノンが信義に反すると反論した。また宗は合弁設立時ダノンは然るべき技術導入を履行する条項を約定しなかった。宗はそれも不平等であり、ダノンは中国側に対し信義を論じる資格はないと論じた。いずれにしても水掛け論であるが、ダノンが自らの失策を認めず宗の経営のモラル面を非難するのは事実上の敗北宣言に等しいといえる。またダノンは董事会を支配していても宗を罷免することも処分することもできなかった。

e. 和解の失敗

両者の議論は不毛なうえダノン側には宗に対する脅迫まがいの対応もあり、宗の態度を硬化させた。それでも和解のために両者は条件を提示した。ファベールは脅しと金の力で宗を屈服させようとする一方、宗に条件を提示し協議を続けようとした。対する宗の提示した条件のひとつはダノンが同業の競合する樂百氏、正広和、汇源、蒙牛（いずれも社名）から資本を撤退し、技術を娃哈哈に注入し、また娃哈哈が多種の飲料を製造・販売することを承認することである。宗の態度は非常に固くダノンにとっても戦略的に受け入れ不能な条件であった。もともとダノンの経営目標は中国巨大市場で独占的な超過利潤を実現することである。宗の提示する条件を受け入れることは明らかにダノンの世界戦略に反する。他方宗にとってはダノンの非合弁会社買収提案を受け入れ売却すれば宗の壮大なビジョンを実現することはできなくなる。両者の提示した条件はともに受け入れがたいものであった。

そして両者の対立はメディアに知られるところとなり、双方がメディアを使った非難合戦になる。事態は法廷で解決する以外に方法はなくなったのである。²⁷⁾

むすびにかえて

いずれにしてもダノンの中国市場戦略は失敗した。そもそも中国市場の急速な変化、特に民族資本の急速な成長を見誤ったといえる。中国企業は着実に力をつけ外資導入・共存から競合関係の時代に変わっていたのである。娃哈哈集団の事例は中国企業の成長を象徴する事例といえよう。

娃哈哈集団は改革開放後出現した中国独特の会社所有構造の下で発達した国家（地方政府）所有の企業であり、そ

して発展過程で組合企業へ脱皮し、また家族企業の色彩と実体を濃厚にする。こうした中国独特の所有構造と経営の特性を見誤ったこともダノンの挫折の要因である。

以上のダノン・娃哈哈の紛争から知ることができるのは中国の経営面の特色について二つの含意である。一つは、宗の娃哈哈に代表されるような外国資本・技術を利用した中国企業の成長であるが、それはまた中国経営特有の特色を発展させた。すなわち宗はダノンの資本、技術を利用し発展し、その後の会社組織の改制に成功し会社支配権を掌握する。そして本来の合弁会社に代わり、関係会社の投資会社や非合弁会社を成長させ、膨大な家族企業群を形成したことである。またその家族企業が合弁会社・非合弁会社群の事実上の中核を占めるに至る。改革開放後の宗の二三年（一九八七—二〇一〇）の事業活動の発展、特に外資導入後のそれは中国民営企業成長の歴史の象徴的な縮図であるともいえる。

もう一つは外国企業にとっての中国本土での事業活動に関わる含意である。外国企業ないし多国籍企業にとって本国以外の国や地域において事業戦略ないし経営戦略の遂行上、その調整が必要になるのは一般的である。それは中国にあっても例外ではない。ただ中国での事業活動が中国ならではの特別の調整を要し、また困難を経験することが多いということである。改革開放後の中国において成功した多くの外国企業がある一方、中国特有の困難に直面した企業も多い。

ダノンは娃哈哈だけでなく多数の会社を支配し中国本土で巨額の投資利潤を獲得するだけでなく産業集中を実現する途上にあった。ダノンの中国での事業戦略、事業活動、そして成功は多国籍企業の海外での事業活動、事業戦略として成功を代表する典型としての意味を有するといえる。にもかかわらずダノンは最後に敗北を喫することになった。

ダノンが株式権の多数支配、董事会多数を占めながら企業支配を実現できなかったことは象徴的である。

こうしたダノンの失敗は中国ならではの失敗であるといえる。また買収に対し宗や経営幹部のみならず従業員、販売商からも強硬に反対され、中国と欧米の「経営文化」の相違にダノンは直面することにもなった。こうした相違や対立も、また前稿で分析したように、宗をはじめ経営幹部や従業員がダノンの買収に反対するのは、彼らが娃哈哈集団本体のみならず投資会社（一部の幹部も参与）、非合弁会社の所有主体であることが大きな要因であったといえる。それは本稿で検討したように彼らは宗とともに娃哈哈集団、投資会社、非合弁会社の莫大な利潤を享受する利益共同体を形成しているからでもあるということである。

注

(1) 『政経研究』四九巻第四号、二〇二二年二月（日本大学法学部）参照。前稿同様、本稿で利用されたデータ、引用された文は、①公開されている娃哈哈集団の社内報（『娃哈哈集団報』）、②二次資料（a. 新聞・b. ネット新聞「電子版b.」と市販版a. が内容は同じものも多い）の記事、経営書・経済書の文章）などのソースから得られたものである。なおいずれも中国で評価が高いものである。ただ、そのためか新聞記事と経営書・経済書の文章内容には重複するものも多い。記事や文のなかでは記者・作者が工商登記記録などを調べるなど証拠を確認できるものを中心にソースとした。

(2) 企業改革開始当時のこうした企業改革を意味する当時の標語を列記すると、次のとおりである。すなわち年代順に七九年には政府から企業への権限譲渡と上納後の利益留保を認める「放権讓利」、八〇年代には利益の上納制度を税金の徴収に変える「利改税」や企業に対する所有権と経営権を分離する「両権分離」、また経営の請負制を意味する「承包責任制」、そして九〇年代には大型の国有企業の支配権を国家が維持しつつ、中小型の国有企業については所有権を手放していくことを意味する「抓大放小」（その結果、中小型企业が国有株式組合制企業などに改組された）などである。こうした改革の目途とする方

向は、企業の行政からの独立、企業自主権の拡大、経営者へのインセンティブの付与、そして国有財産の有効活用などであった。

ただ別稿で考察予定であるが、改革が順調に進んだとはいえない事例も多く存在するし、また意識面の改革が進んだかという点と肯定できない面や逆行する事例など混乱も多い。そして改革に便乗して時には不法な行為により利益を貪る官僚、党幹部も多い。そのために経営者の中には太子乳業の李太純など悲惨な末路を迎えた者も多い。

- (3) 「娃哈哈与达」 能的纠纷 (糾紛) 真相 离 (離) 岸公司之手若隐若现」 p.1, 2007-08-31 : 来源 : 『中国经营报』
娃哈哈与达能的纠纷真相 <http://money.163.com/special/w/00252CA9/wahahazhenxiang.html>

<http://money.163.com/07/0831/23/3N8TM48D00251HJP.html> (以下「調査一」と略称)

http://money.163.com/07/0831/23/3N8TM48D00251HJP_2.html (以下「調査二」と略称) 2012.08.10

- (4) 一九九五年以降の売上げについては、李雪著「中国の製造企業における経営資源の構築とその課題」早稲田大学商学研究科『商学研究科紀要』(早稲田大学) vol.73, pp91-107, 2011年。dspace.wvl.waseda.ac.jp/dspace/.../ShogakuKenkyukakiyo_73_Li.pd... 参照

- (5) 刘华(劉華)・左志坚(堅) 著『娃哈哈与达(達) 能的中国式离(離) 婚』中信出版社、二〇〇八年二月、p.81

- (6) 同上、p.84 & 前掲「調査二」、p.2

- (7) 「娃哈哈商标归(標帰) 属探源 : 缺位的国有股东(東)」(来源 : 二一世紀經濟報道) 2012.12.14 from. 「娃哈哈遭遇达(達) 能低价(価) 强行并购(併購) ?」人民网 <http://mnc.people.com.cn/GB/54849/69891/80952/index.html> 2012.08.10

- (8) 「調査一」、p.2

- (9) 「調査二」、p.2

- (10) 「調査一」、p.1

- (11) 同上、p.2

- (12) 同上、p.2

- (13) 同上、p.2
- (14) 同上、p.2
- (15) 同上、pp.2-3
- (16) 同上、p.3
- (17) 同上、p.3
- (18) 同上、p.3
- (19) 同上、pp.3-4
- (20) 真柏著『商戦不倒翁：是々非々宗庆后（慶後）』浙江出版社、二〇〇九年、p.168
- (21) 前掲「調査一」、p.4
- (22) 前掲『商戦不倒翁：是々非々宗庆后』p.169
- (23) 「調査一」、4p
- (24) 李爽編『娃娃哈教父宗庆后（慶後）』、华（華）华中科技大学出版社、二〇一〇年、p.118
- (25) 同上、pp.118-119
- (26) 同上、119p。なお、この重大な利潤の漏失はファベルが締結した『第一号修訂協議』中の不備不注意のためということもできる。ファベルは仏本部に対し宗が総経理の権力を濫用し私利を謀ったと報告したが、自身の責任を逃れるためであるともいえる。
- (27) 訴訟に至る直前までの両者の対立の経過については、同上、pp.123-4。参照されたい。また前掲書、刘华・左志坚著『娃娃哈与达能的中国式离婚』、真柏著『商戦不倒翁：是々非々宗庆后』にも詳細。非合弁会社の問題だけでなく、ダノン側から宗による国有資産流出や脱税の疑い、宗一家の米国国籍の暴露など、両者の対立を増幅させる材料になった多数の問題が紹介されている。こうした問題は宗のみならず中国著名事業家についてしばしば論じられる。中国事業家が問われる正当性に関わる問題でもある。その一端については、築場保行著「中国民間企業家の拝金主義と不安」、『政経研究』第四九卷第三号、日本

大学政経研究所) を参照されたい。

参考文献

A. 中文 (中国語表記)

1. 刘健强、周一「爱恨达能」 finance.sina.com.cn/.../16553480185.sht. 2007.04.06. www.xyzlove.com/Transshipment/Investment/.../ahdn.htm 2012.0810
2. 「达能、娃哈哈之争始末」中国独立商标转让网
3. 「娃哈哈商标归属探源：缺位的国有股东」(来源：二十一世紀經濟報道) 2012.12.14 from. 「娃哈哈遭遇达能低价强行并购？」人民网 <http://mnc.people.com.cn/GB/54849/69891/80952/index.html> 2012.08.10
4. 「达能：娃哈哈离岸公司伪造签名属实」(来源：『上海证券报』 2007.07.18) <http://mnc.people.com.cn/GB/6000192.html> 2012.0810
5. 北京大学民营经济研究院「娃哈哈公司」 <http://mea.pku.edu.cn/5/5/2012-07.2012.0810>
6. 罗建幸著『宗庆后与娃哈哈：一个中国著名企业的深度研究』机械工业出版社、2008.5.
7. 刘华・左志坚著『娃哈哈与达能的中国式离婚』中信出版社、二〇〇八年二月
8. 「达娃之争——改革开放三〇年来影响最大的国际商战」。 http://www.360doc.com/content/12/0311/20/202378_193569123.shtml2012.0311.from 智库百科 <http://wiki.mbalib.com> 2012.08.10
9. 叶檀「娃哈哈达能之争的核心是国企转制成本」 <http://yetanyetan.i.sohu.com/blog/view/51118956.htm> 2007.06.18 201208.104
10. 高松「『儒家文化』与『利益补偿』：解读娃哈哈思维」：『第一财经日报』 finance.sina.com.cn/.../02353719558.sht..2007.06.25

B. 和文

11. アンダーソン・毛利・友常法律事務所「実例から学ぶ法務トラブル事例とその対策(1)」SMBCコンサルティング編『中国

- 『ビジネスNetpress』第一八一号、2008.03.26 www.smbc-consulting.co.jp/upload/netpress_2992_.pdf. 2012.08.10
12. 野村高志「中国法務を読み解く」(2) 中外合弁企業の新たな紛争ケーススタディとワハハの紛争を読み解く」 *Bizlaw* 2007.09.06 bizlaw.jp/articles/2007/09/2.html 2012.08.10
13. 白井隆行「中国競争法と民族ブランド保護・産業政策との相克」 *Asahi Judiciary* 2010.08.25 astand.asahi.com/magazine/judiciary/.../2010080900015.ht. 2012.08.10
14. 張和伏他「中国における合弁会社への商標権の現物出資における問題点：「娃哈哈」商標をめぐる紛争から学ぶ」国際商事法務三六(1)、二〇〇八、国際商事法研究所
- C. 欧文
15. Agroalimentaire “Ce qui reste de Danone en Chine après le divorce avec wahaha” 2009.09.30 <http://lexpansion.lexpress.fr/entreprise/> 2012.08.10
16. “Nestlé et Danone contraints de fermer des usines en Chine” *Le Figaro* 2011.12.13 www.lefigaro.fr/.../04015-20111213ARTFIG000370 2012.08.10
17. “Danone: accord à l'amiable avec le chinois Wahaha” *Le Figaro* 2009.09.30 www.lefigaro.fr/.../04015-20090930ARTFIG00387-2012.08.10
18. Barbara Leblanc, “Fin de conflit entre Danone et le chinois Wahaha” *Agroalimentaire* 2009.09.30 www.usinenouvelle.com 2012.08.10
19. “Les difficultés chinoises de Nestlé et Danone” *Challenges*.fr <http://www.challenges.fr/entreprise/> 20111212.2012.08.10
20. “L'affaire Danone-Wahaha illustre les risques des entreprises mixtes en Chine” *AFP et France*. 2007.06.18 2012.08.10
21. Steven M. Dickinson, Harris Moure PLLC “Danone v. Wahaha: Lessons for Joint Ventures in China” <http://www.chinalawblog.com/DanoneWahahaLessons.pdf>. www.harrismoure.com 2012.08.10

22. Nigel Munro-Smith, "Danone and Wahaha in China: The Interaction of Strategy, Cultural Differences and Organization Design in International Joint Venture Conflict." *Northeast Business & Economics Association 35th Annual Conference* Nov.2008
23. "What makes Danone suffer problems in China despite its role as a world-known food giant?" *China Business Focus* 2012.03.07 <http://en.cbfn.net.au/Item/11133.aspx> 2012.08.10
24. "CHINA: Danone lawsuit offers lessons" *Asiamoney*, 09589309, May2008, <http://business.highbeam.com/435599/article-1G1-179607088/china-danone-lawsuit-offers-lessons> 2012.0810
25. Yao, Jane "Why Danone's ventures failed." *International Financial Law Review*. Mar2008, Vol. 27 Issue 3, p46-48..
26. Jingzhou Tao; Hillier, Edward. "A Tale of Two Companies." *China Business Review*. May/Jun2008, Vol. 35. <http://www.jonesday.com/files/Publication/6027415e-bc9d-44b2-9e90-f8> 2012.08.10

日本的雇用システムと賃金制度

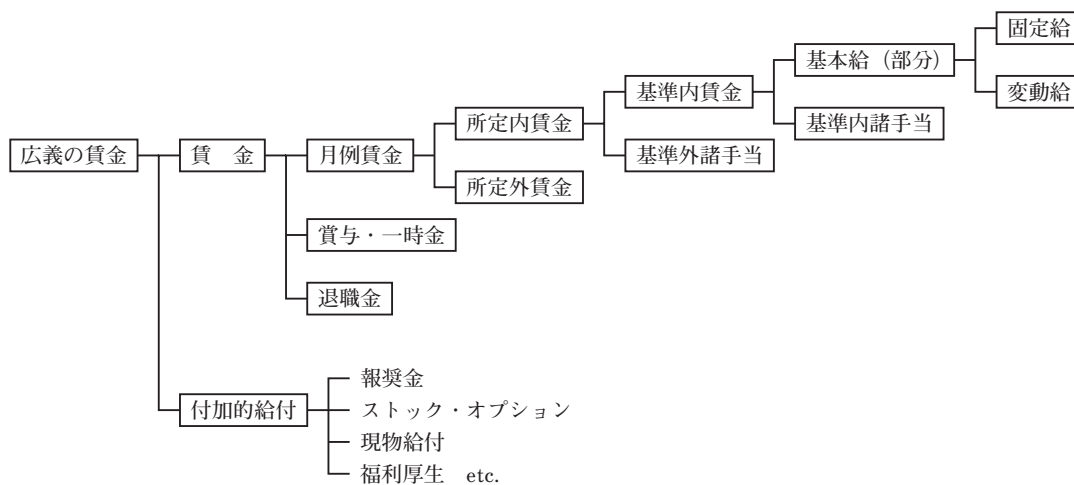
谷田部 光 一

一 はじめに

筆者は、先の論文「日本の雇用システムと報酬マネジメント」で、日本の人材マネジメント、とくにその現形的な形態である日本の雇用システムにおける企業内報酬制度に関して考察した。⁽¹⁾ ここでは、従業員⁽¹⁾の動機づけの手段・方法ともなる報酬制度を広く捉え、金銭的報酬と非金銭的報酬で構成される外的報酬のほか、内的報酬も含めた企業内報酬システム全体を対象に論じている。変化の過程にある日本の雇用制度・施策における企業内報酬制度のあり方に関する検討でもあった。また、賃金と動機づけの関係について否定的な二つの学説（理論）を批判した。

本稿では前稿を受けて、外的報酬のうち金銭的報酬に焦点を当てて検討する。金銭的報酬を金銭的な価値に換算できるとして「広義の賃金」として捉えれば、わが国の場合は図表1に示す様な範囲、構成になる。賃金管理とくに総額賃金

図表 1 賃金の範囲



（総額人件費、労働費用）管理の観点からは、付加的給付（報奨金、現物給付、福利厚生など）も当然検討の対象になるが、本稿では狭義の賃金（月例賃金、賞与・一時金、退職金）を中心的に考察する。しかも、直接的な考察の対象としては月例賃金がメインとなり、賞与・一時金や退職金の仕組、内容に関しては言及しない。

なお、英語の *wage*（賃金）はブルーカラ（生産労働者）に対して時給、日給ベースで支払われるものを指し、ホワイトカラー（管理・事務・技術労働者）に対して月給、年俸ベースで支払われる *salary*（俸給）と区別される⁽²⁾。また、わが国における実務では、会社（使用者）側が給与、労働組合側は賃金という言葉を使う傾向にある。しかし本稿では、労働基準法第一条の定義に沿って、賃金、給与、給料、俸給などを総称した用語として「賃金」を使用する⁽³⁾。

本稿の構成は、まず前段で賃金管理、賃金制度、賃金体系、賃金形態、昇給制度などの賃金に関連する用語を整理し、定義する。賃金用語の意味について共通の理解ができていくという前提で賃金を論じることが多いが、わが国で使われているこれらの用語の概念が各論者に同じ内容で共有されているわけではない。そこで、日本的雇用システムにおける賃金の仕組みとその運

用を論ずる基礎的な作業として、これらの概念を整理し、定義づけることを本稿の目的の一つとしたのである。次いで、貸金体系に関してやや詳しく考察し、ここでも基本給、諸手当の概念整理と定義づけを行う。むしろはこれからの貸金体系の方向性である。本稿は、貸金用語の検討を通しながらわが国の貸金システムの実態や特徴、性格に関して論じることにも目的になっている。先行研究や統計資料を参照しながらも、筆者の人事・貸金コンサルタントとしての経験と知見を反映して、実務的な視点も加味された内容となっている。

二 貸金に関する基礎的な用語の概念整理と定義づけ

1 貸金管理

貸金管理に関する総括的な説明や定義を行っている文献は少ない。その中で機能面を重視する定義によると、「貸金管理とは、企業が支払うべき貸金の額や制度の持つ経済的・心理的・社会的・倫理的等の機能を、人事労務管理の一環として貸金に関する諸集団の利害との調整を考慮しつつ、人事労務管理の目的達成に役立つように管理する一連の統一的な施策^④」であるという。また、「企業はその経営目的に沿って、①貸金支払いに必要な原資を確保し、②貸金体系によって従業員個々人の貸金格差の基準と貸金項目の内訳を明示し、③貸金支払い形態を定め、④貸金を合理的かつ適正に配分するよう、これらを企画、設計、維持する必要がある。こうした貸金に関わる諸側面を労務管理の一環としてマネジメントすることを貸金管理という^⑤」と、貸金管理の内容面から説明する例もある。

その他の文献も参考に貸金管理の概念に含まれる要素を抽出すると以下のとおりである。

人材マネジメントにおける重要な管理領域である／貸金額の管理と貸金制度の管理・運用が含まれる／人材マネジ

メントの目的を達成するための一連の統一的な施策である／利害関係者との調整が必要であり、とくに従業員や労働組合の納得や合意が求められる／企業内外の環境要因に対応する必要がある／最終的には企業の経営目的（理念、目標）に資することが求められる。

以上を踏まえて、筆者は貸金管理を次のように定義する。

「貸金管理とは、①貸金額の管理と貸金制度の管理・運用を二大要素とする、人材マネジメントの目的を達成するための一連の制度・施策とその運営であり、②利害関係者との調整をはかり、企業内外の環境変化に戦略的に対応することによって、③最終的には経営目的の達成に資することが期待されているマネジメント領域である。」

このように、貸金管理を人材マネジメントの目的達成だけでなく、経営目的の達成にも結びつけた。また、一連の制度・施策としては、貸金制度のほか人事評価（考課）制度、社員等級制度（社員格付け制度）、昇進・昇格制度などが有機的に関連する。貸金を中心としたこれらの人材マネジメント諸制度・施策とその運用の総体が貸金管理なのである。

貸金管理の内容は、定義にもあるように貸金額（貸金水準）の管理と貸金制度の管理・運用が二大要素である。このほかに、賞与・一時金と退職金を特殊貸金管理として別に考える立場もあるが、賞与・一時金、退職金^⑤に関する金額（水準）管理と制度管理・運用が柱になるので、あえて特殊貸金管理として別扱いする必要はない。貸金額の管理に関しては、さらに総額貸金管理と個別貸金管理に区分される。なお、筆者は「個別貸金」と「個人別貸金」を区別しているが、本論文で引用する他者の文献ではこの二つが必ずしも区別されておらず、むしろ筆者のいう個人別賃金の場合が多い。総額貸金管理は、総額人件費管理、労働費用管理であり、個別賃金（個人別賃金）決定のための賃

金原資の管理でもある。後者の個別賃金および個人別賃金の管理は、賃金制度とその運用を通じて実現される。つまり、賃金制度の管理・運用の問題と重なってくる。そこで次には、その賃金制度に関して検討する。

2 賃金制度

賃金制度についてのまとまった説明や定義を行っている文献は、賃金管理に関するよりもさらに少ない。賃金管理や後述する賃金体系の間をつなぐ概念であり、賃金管理、賃金制度、賃金体系とで当然ながら内包に共通部分があるため、賃金管理や賃金体系と同じような概念として捉える向きが多いからかもしれない。実際、賃金体系を賃金制度と全く同じ意味で用いている例も見られる。

その中でも「個別賃金は、原資としての賃金総額を一定のルールや制度に従って配分することによって決まる。この個別賃金の決定に関わる諸制度が賃金制度である。それには、基本給の決め方に関わる賃金体系、賃金の支払い方法に関わる賃金形態、さらには賞与・一時金などが含まれる」と、賃金総額と個別賃金を媒介する役割の観点から説明する例がある。ただし、後述するように賃金体系は基本給の決め方だけに関わるものではなく、諸手当も含む総合的な賃金決定システムである。なお、この説明でいう個別賃金は、注(7)で筆者が指摘した個人別賃金の概念に近い。また、賃金制度の構成内容から端的に「労働者の賃金にかかる『賃金決定要素』『賃金項目』『賃金体系』『賃金基準・算定期間』『支払い方法』の組み合わせをいう」と定義づけるものもある。⁹⁾

さらに、「賃金制度は、賃金管理の体系的手段として、具体的には賃金形態ないし賃金体系を通して、その機能と効果が分析される。しかしそれは、大きくいえば、その時代の労使の賃金理念なり賃金政策をめぐる力関係の制度的

表現でもあり、経営管理と労使関係の性格を最も端的に示すものとして意義がある^⑩と、労使関係にも関連させて理解する考え方もある。

以上を踏まえながら、筆者は次のように賃金制度を定義する。

「賃金制度とは、①個別賃金と個人別賃金を決定する仕組みであり、月例賃金の決め方である賃金体系と算定・支払い方法に関する賃金形態をベースに、②賞与制度、退職金制度なども含む賃金の管理・運用システムの総体をいう。」つまり、月例賃金が中心になるが、賞与制度、退職金制度なども賃金制度に含めて考える。また、月例賃金制度の核となる概念を賃金体系と賃金形態にしている。以下両概念について順次検討する。

3 賃金体系

月例賃金の体系、いわゆる賃金体系に関して説明あるいは論じている文献は多い。最も簡単な記述は「賃金がどのような要素の賃金項目によって成り立っているかを示す用語^⑪」だが、これでは賃金体系とは賃金項目の構成にしか過ぎなくなる。一方、「賃金原資を従業員間に配分する基準が賃金体系である^⑫」というのは、賃金配分機能の面に重点を置いた記述である。「社員の賃金は、賃金総額を一定の基準で個々の社員に配分することによって決定されるが、この配分基準を制度化したものが賃金体系である^⑬」も同様な視点である。

賃金の決定要素の構成あるいは配分・決定基準の双方を組み込んだ記述あるいは定義には、「社員各人の賃金決定要素とその基準の組み合わせ^⑭」、「賃金を構成する要素とその配分基準の組み合わせ^⑮」といった簡潔な表現のほか、「各企業で支払う賃金が、いかなる要素から構成され、それらがいかに組み合わせられ、また各構成要素はいかなる基

準で決定されるか¹⁶⁾、「賃金体系は、賃金がどのような種類の賃金項目の組み合わせから成っているか（基本的賃金項目または基本給と付加的賃金または諸手当の組合せ＝賃金構成）、また各賃金項目はどのような基準によって決められているのか（賃金決定基準）を示している」¹⁷⁾、「賃金体系とは、さまざまな種類の賃金項目の組み合わせによる基本給と諸手当の組み立て方であり、また賃金項目の算定方法である」¹⁸⁾など、やや詳しく説明する例がある。さらに、「賃金体系は、その性質や算定方法を異にする各種の賃金要素の組み合わせの形式を示すもので、その中に賃金形態、賃金構成を包含する広い概念であ」¹⁹⁾るといふ記述では、賃金形態まで含めて考えている。

これらの記述・定義では、賃金体系を説明するエレメントとして、賃金の決定要素とその組み合わせ、賃金決定要素を反映させる賃金項目の選択と組み合わせ、賃金の決定基準と決定方法が挙げられている。ただし、企業内賃金格差の側面が欠落している。以上のことを勘案しながら、筆者自身は賃金体系を次のように定義づける。

「賃金体系とは、（月例）賃金の構成項目と決定基準の体系のことである。具体的には、①賃金の決定要素のうちどの要素を選択し、どう組み合わせるか、②各要素を基本給や諸手当のどのような賃金項目に反映させるか、③それぞれの賃金項目の決定基準や決定方法をどのようにするか、④職種、職務、役割、能力、熟練度、業績等による賃金格差をどう付けるか、という賃金決定システムのことである。」

賃金体系に関しては、その生成過程、賃金決定要素、基本給項目、諸手当などさらに検討しなければならない内容があるので、改めて詳しく論じることにし、ここでは定義だけに止めておく。

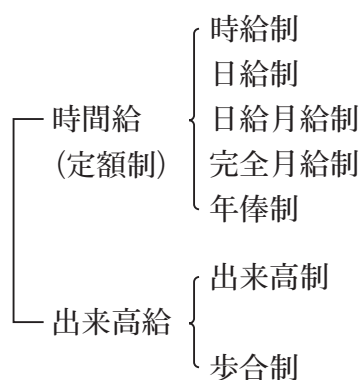
4 賃金形態

賃金形態に対する各論者の認識は比較的共通している。それは、賃金の「算定形態」と賃金の「支払形態」の両者を含む概念であるという理解である。筆者も、

「賃金形態とは、賃金の算定形態・算出方法および支払形態・支払方法のことである。」と定義づける。

まず、賃金の算定形態、あるいは算出・計算方法は、基本的に二種類に区分される。基本形態は、一定の労働時間あるいは期間に基づいて算出・計算する「時間給(定額制)」と、生産量や売上高などに基づいて算出・計算する「出来高給」(出来高制、歩合制)である(図表2)。前者の時間給はさらに、賃金の算定期間に応じて時給制、日給制、日給月給制、完全月給制、年俸制などに区分される。わが国ではあまり例はないが、週給制あるいは半年俸制という形態もある。時間給は労働の遂行と結果を時間単位、日単位、月単位、年単位で把握

図表2 賃金の算定形態



する方法である。なお、日給月給制は、あらかじめ所定労働時間に応じた月額で賃金を決めておくが、欠勤等の場合に一定の計算方法で月給額を減額する方式であり、完全月給制は欠務時間があっても減額しない仕組みである。完全月給制は、提供された労働量よりは労働の質や成果をより重視する賃金形態といえる。そして、成果に応じた賃金を徹底するのが年俸制である。

厚生労働省「平成二二年 就労条件総合調査」から賃金形態の採用割合を見ると(複数回答、調査産業・規模計)、「定額制」が99・4%と圧倒的に多く、「出来高払い

制」は5・5%にしかすぎない。出来高払い制は出来高給、歩合給などの形をとり、集団能率給を除けば個人の能力や努力に応じて賃金額が決まるケースが多い。例えば、タクシードライバー、コミッションセールスの営業マン、生保レディなどの賃金はその例である。しかし、わが国の企業における職務遂行は、組織単位でチームワークを重視して推進することが多い。また、設備投資や管理システムの高度化など、個人の努力や能力を超えたところで能率が向上し、生産性が高上がることが少なくない。こうしたことを背景に、出来高給ではなく時間給（定額制）がわが国では一般的なのである。

なお、前記調査によると（複数回答、調査産業・規模計）、定額制のうち「月給」の採用割合が94・1%と最も多く、時給は23・5%、日給18・5%、年俸制13・4%である。年俸制は適用対象を管理職や専門職に限定して導入する企業が多いので、採用率は低くなる。月給制のうち、欠勤等による差し引きがある（日給月給制）のは68・5%、差し引きがない（完全月給制）のは44・7%の企業であり、日給月給制の方が採用割合は高い。管理・専門職は完全月給制、一般社員は日給月給制とする企業も少なくない。

次に、賃金の支払形態、支払い方法とは、以上のようにして算定し決定した賃金をどのような時間の単位、間隔で支払うかということである。したがって、賃金の算定方法と支払い方法は必ずしも一致しない。通常は日払い（日給制）、月払い（月給制）、月二回払い（半月給制）などの形をとることが多い。時給制でも半月や一カ月にまとめて支給するケースがほとんどであるし、年俸制も月々に分割して支給する²⁰。

ついて、定期的に増額することがあらかじめ労働協約、就業規則等で定められているものをいう」と定義づけていた。また、研究者の定義でも、「定期昇給とは、賃金表あるいはその他一定の昇給基準に基づいて、毎年一回以上定期的に行われる賃金の引き上げのことである²³」とする。

その他の定義例も併せ見ると、①毎年一定の時期に実施される、②あらかじめ定められた昇給制度に基づく、③自動昇給と人事考課に基づく査定昇給を含む、④基本給（基本的賃金部分）を対象にする、などが要素として挙げられているが、筆者はさらに⑤一定の条件を満たす当該企業の多くの従業員が対象になる、という要件も加えたい。したがって、筆者による定期昇給の定義は次のとおりである。

「定期昇給とは、①賃金表や昇給表などの昇給基準に関するあらかじめ定められた仕組み、ルールに基づき、②勤務期間など一定の条件を満たす比較的多くの従業員を対象に、③主として基本給（基本的賃金部分）について個人別賃金を毎年定期的に増額することをいい、④自動昇給だけでなく査定昇給も含む。」

この定義によれば、公務員の俸給表に代表されるような賃金表、あるいは昇給表（賃金表の形をとらず等級別・昇給評価別の昇給額あるいは昇給率を定めた表）などに基づく一定の昇給基準の仕組み、ルールが存在すること、つまり制度的に昇給の仕組み・ルールが確立されていることが前提であり、賃金表や昇給表などの昇給基準が存在しない場合は、定昇制度もないことになる。このような制度がない企業の賃上げは、すべて後述するベースアップに分類される。昇給対象者となるためには、前年の勤務期間など一定の条件を満たすことが必要だが、後述する昇級・昇格昇給などと異なり、大多数とまでいえないまでも比較的多数の従業員が対象になる。定昇の対象になる賃金項目は主として基本給、あるいは名称にかかわらず基本的賃金部分である。以上のような内容で、毎年定期的に個人別賃金を引き上げる

のが定昇だが、自動昇給だけでなく人事考課の結果を反映した査定昇給も含まれる。

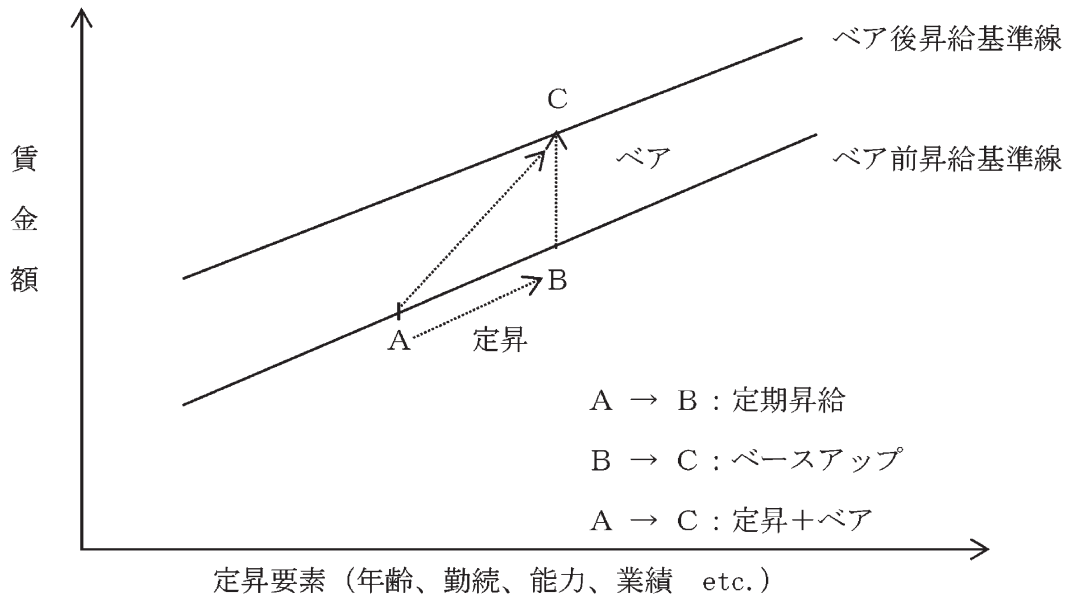
もつとも、企業によつて定昇のとらえ方は必ずしもこの定義どおりではない。制度的昇給である点は共有されているのだが、定昇の範囲に関しては企業によつて異なる。狭くは自動昇給だけを定昇と称する企業があるし、逆に後述する昇級・昇格昇給も定昇の範囲に含める企業もある。しかし、各種の調査によると、定昇における自動昇給部分より査定昇給部分の割合の方が高い²⁴。定昇には定義のように査定昇給も含めた方が実態にも合っている。また、昇級・昇格昇給は、個々の従業員にとっては数年に一度、社員等級（職務等級、役割等級、職能資格等級など）が昇級・昇格する場合のみ実施される。毎年定期的に多くの従業員が対象になる定昇とは区別した方が、理論的にも実務的にも整理できる。

次に、もう一つの制度的昇給である「定昇以外の昇給」には、主に昇級・昇格昇給と諸手当の増加が該当する。昇級・昇格昇給は基本給（基本賃金部分）が対象で、社員等級（資格）の昇級・昇格のほか、役職が昇進した場合に基本給が増加する仕組みの場合にはそれも含まれる。制度的昇給としての手当増は、例えば役職が課長から部長に昇進した場合の役職手当増、扶養家族数が二人から三人になったことによる家族手当増などが該当する。一方、例えば課長の役職手当自体が五万円から六万円に増額される、家族手当が一人五千円から六千円に増額されるのは、後述するベースアップである。

(2) ベースアップ

ベースアップ（ベア）は、賃金水準とりわけ個別賃金（前述した銘柄別賃金）の引き上げのことである。既存の賃金

図表4 定昇とベースアップ



日本の雇用システムと賃金制度 (谷田部)

表や昇給表に基づく定昇とは区別され、具体的には賃金表や昇給表自体の増額書き換えによって行う(ベースダウンの場合は減額書き換えになる)。かつては各企業における一人当たり平均賃金の増額をベア、つまりベアⅡ賃上げと捉えていたこともあるが、今日的には、定昇制度がある企業の場合は賃上げⅡ「定昇+ベア」と実務的にも理論的にも整理されている。ただ、定昇の範囲に企業によって広狭があることは前述したとおりである。賃上げにおける定昇とベアの関係を概念的に示せば、図表4のとおりである。まず、既存の賃金表や昇給表に基づいて定昇を実施する(A→B)。次に賃金表や昇給表のベアが実施される(B→C)、結果として「定昇+ベア」の賃上げとなる(A→C)。

定昇以外にベースアップを実施するのは、①物価上昇による生計費の高騰つまり実質賃金水準の低下への対応、②生産性向上、業績向上の成果配分としての賃金水準引き上げ、③同業他社や同地域他社、同規模他社などの賃金水準と比較した世間並み賃金水準の維持あるいは向上、などの場合である。しかし、長期的なデフレ傾向にあり、失われた二〇年でマクロの企業業績は低迷し、したがって世間の賃金水準は上昇していない今日、一部の企業を除きベアを実施する企業は少ない²⁵⁾。

以上のことから定昇と対概念のベアに関しては次のように定義できる。

「ベースアップは、物価上昇への対応、企業業績向上の反映、世間賃金水準との調整などを目的に、賃金表や昇給表自体の増額書き換えによって行う個別賃金あるいは個人別賃金の水準引き上げである。」

ベースダウンは賃金表や昇給表の減額書き換えによる賃金水準の引き下げということになる。なお、賃金表や昇給表等の昇給基準が制度的に確立されていない、つまり定昇制度がない企業の場合は、前述したとおり賃上げのすべてが個人別賃金の引き上げとしてのベースアップになる。

ひところ定昇を縮小したり廃止する企業が注目され、ベアの廃止まで話題になった。定昇は制度的な定期的昇給であるから、賃金表を廃止したり、制度的昇給を定期的ではなく臨時的に実施すれば廃止はあり得る。ただ、定昇を廃止したとかつて報じられた企業の実態は、自動昇給制度の廃止であるケースが多かった。それとは別に、管理職クラスに関しては定昇のない賃金体系・制度を導入する企業が最近増えている。これに対して、ベースアップの廃止は理論的にも企業実務上もあり得ない。もともと物価上昇や世間相場賃金との調整、企業業績向上を反映して、必要に応じて随時実施するのがベアである。五年、一〇年ベアを実施しないことがあっても、未来永劫にベアがなければその企業の賃金水準は上がらず、優秀な人材の確保、定着に支障を来す。

一番分かりやすいのは新卒者の初任給である。新卒初任給には定昇がないから、その水準を引き上げるためにはベースアップが必要である。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による全国企業規模計平均の大卒男子初任給は、平成一四年が一九・八五万円、平成二四年は二〇・一八万円であり、単純に計算するとこの一〇年間で三三〇〇円、1・66%しか増加していない。これは、初任給据え置きつまりベアなしあるいは少額ベアの企業が毎年多かつたから

である。なお、初任給をベアで引き上げれば、在籍者の賃金も初任給との格差を維持するため、通常は若干でもベアを実施することになる。

三 賃金体系に関する若干の考察

1 賃金体系の生成

賃金体系という概念は「わが国の賃金制度における独自のもの⁽²⁶⁾」という指摘もあるが、概念はともかく基本給と様々な諸手当で構成されるいわゆる賃金体系は、韓国や台湾の企業にも存在する⁽²⁷⁾。したがって、賃金体系は「欧米にはないわが国独特のもの⁽²⁸⁾」、「このような概念は欧米諸国ではみられない⁽²⁹⁾」、「賃金項目が単純である西欧の場合には、賃金体系という概念はない⁽³⁰⁾」、と対欧米諸国との対比による独自性で理解した方が妥当である。欧米諸国では一般的に、従事する職務、職種など仕事基準で決まる賃金が大部分を占め、付加的な諸手当はあまり設定されていない⁽³¹⁾。わが国の場合は、基本的賃金自体が仕事以外の要素でも決まり、それに対応して諸手当が生計費要素や仕事要素などを反映する形で多数設定され、賃金の構成が複雑になっている実態がある。このことが、わが国の賃金実務や賃金理論の中で、賃金体系という概念が主要な位置を占めている原因である。

今日見られるような基本給（基本的賃金部分）に多様な手当を組み合わせた形の賃金体系は、すでに大正期から存在していた。第一次大戦下におけるインフレに対応するための手当増が契機である。昭和初期の不況下で手当は消滅していったが、第二次世界大戦中に、大量の労働力動員の必要性和生産増強・物価安定という国家的要請とが相まって、生活保障の要素と生産刺激の要素を組み合わせる賃金が決定されるようになり、各種の手当が付加されていった。賃

金統制令を始めとする一連の戦時勅令で、政府が貸金総額や最高貸金額などをコントロールしていたが、次第に規制は緩和され手当が規制外となったこともあり、労働力不足とインフレに手当付加・増額で対応し、貸金が複雑に構成されるようになったのである。それが、第二次世界大戦直後の異常なインフレと実質貸金の低下、労働生産性の低下を背景に、労働側の生活保障要求と経営側の生産性向上要求の妥協的産物として、諸手当の多い貸金体系に引き継がれていった。⁽³²⁾ とくに、貸金体系の用語が普及したのは、労働組合からの要求で実現した、生活保障給（本人給＋家族給）を基礎に置き各種の貸金項目を組み合わせた「電産型貸金体系」⁽³³⁾ の出現によってである。こうして基本給と諸手当の組み合わせからなる貸金体系は戦後に定着し、今日に至っている。

2 貸金体系の理念的側面——貸金の決定要素

「二―3 貸金体系」では、貸金体系を月例貸金の構成項目と決定基準の体系である、とやや技術的に定義つけた。しかし、それだけではなく、「個別貸金を決定する理念を示す場合にも同じ用語が用いられる場合が⁽³⁴⁾あり、「貸金体系は、支払貸金の内訳とともに貸金に対する企業の考え方を明示したもの」⁽³⁵⁾ といえる。つまり、貸金体系は企業の貸金に対する理念、ポリシーを端的に表現したものである。したがって、貸金体系に関しては技術的な側面だけでなく、貸金の性格論的な側面から論じられることも少なくない。⁽³⁶⁾ さらに、貸金体系の存在形態は、当然ながら人材マネジメントの理念、人事戦略、雇用システム、処遇ポリシー、処遇制度などに規定されるのであるから、それらとの関わりの中で考察する必要がある。

しかし、ここでは貸金に対する企業の理念、ポリシーを表現する貸金の決定要素に限定してその内容を検討する。

図表 5 賃金の決定要素

- | | |
|---|------------------|
| ① | 仕事要素 (職務、役割、職種) |
| ② | 能力要素 (職務遂行能力) |
| ③ | 業績要素 (成果、業績、成績) |
| ④ | 年功要素 (勤続+副次的に年齢) |
| ⑤ | 生計費要素 |

賃金の決定要素の分類方法には多様な切り口が考えられるが、筆者は図表5のように、①仕事要素(職務、役割、職種)、②能力要素(職務遂行能力)、③業績要素(成果、業績、成績)、④年功要素(勤続+副次的に年齢)、⑤生計費要素の五要素に分類している。以下では月例賃金について検討するが、賞与や退職金に関してもこれらの決定要素は適用可能である。

① 仕事要素 (職務、役割、職種)

仕事要素で賃金を決める場合も、職務、役割、職種など基準となる仕事のとらえ方に違いがある。担当する仕事の価値で賃金を決めることには合理性があるので、仕事とくに職務を基準にするのが今日のグローバル・スタンダードである。わが国でも直接、間接に職務要素が賃金決定に用いられている。なお、職種はかつて西欧で一般的であった賃金決定基準であるが、わが国の場合は職種別労働市場が未成熟であり、職種自体による賃金決定は普及していない。職種別に賃金水準を計算した統計もあるが、その多くは各企業の職種共通の賃金制度で決定した個人別賃金を単に職種毎に集計した結果であって、職種別に決定された賃金を集計したものは少ない。

賃金決定要素としての「役割」はおそらくわが国独特のものであろう。ただし、役割は必ずしも確立したあるいは成熟化した概念ではなく、企業実務での概念規定と運用方法は多様である。役割を「経営目標の達成を図るために、社員一人ひとりが遂行することを期待されている使命・任務」とし、職務を内容の面から細かく捉えるのではなく、目的の面から概括

的に捉えたものと説明する論者もいる。筆者自身は、

「①役割とは成果責任との関連でみた組織上の役割分担あるいは機能であり、企業に対する業績貢献の態様である。

②その範囲は実際の担当者によっても変動する緩やかな職務概念である」

と定義づけている。つまり、剛構造ではない緩やかな職務概念、柔軟な職務概念として捉えている。⁽³⁸⁾

② 能力要素（職務遂行能力）

能力要素の能力とは、当然ながら単に一般的、抽象的な能力ではなく、仕事ができる能力、仕事関係的能力、職業能力のことである。わが国の場合は職能等級制度（職能資格制度）を導入し、職能のランク（等級）と等級における習熟度で賃金を決める。高度経済成長後期からバブル崩壊までわが国の中心的な賃金決定要素であり、今日でも影響力は大きい。能力主義は潜在能力を基準にしていたため年功制につながったという議論は多い。確かに能力は把握しづらく、仕事上の潜在能力はとくに把握不可能である。従業員に実際に業務を与え、業務の遂行過程で現れた事実と遂行結果を媒体としてしか能力は把握できない。実は、ここでいう能力とは潜在能力ではなく、仕事の遂行過程と結果を通じて外部に現れた保有能力、つまり「顕在化された保有能力」を指している。繰り返してみられた行動、事実、結果から判断するのであって、事実の反復性、再現性が能力把握のポイントになる。

③ 業績要素（成果、業績、成績）

業績要素はバブル経済崩壊以降の成果・業績主義の隆盛で再認識されたが、賃金はもともと企業が上げた成果・業績の中から配分されるものであり、成果・業績があつてはじめて賃金がある。もちろん、今日の成果・業績主義はそうしたプリミティブなことではなく、短期、中期、長期の成果・業績を意図的、計画的に直接、間接にどのように賃

金に結び付けるかというシステムを問題としている。ここでは論じないが、成果・業績主義には問題点、デメリットもあり、そもそも成果・業績主義を従業員に適用するには条件がある。それでも、賃金の決定要素としての成果・業績は、これからますます重要性が高まっていく。なお、成果、業績、成績はどう違うかといった議論もあるが、ここでは「経営活動、業務遂行活動を通じて産出した経済的成果、業績」として、ほぼ同じような概念として捉えておく。

④ 年功要素（勤続+副次的に年齢）

年功要素の年功は勤続年数をベースに副次的に年齢が加味された要素をいう。もともと年功制とは、筆者の定義によれば「勤続年数をベースに（年齢を副次的要素として）、学歴別、性別、労職身分（ホワイトカラーとブルーカラー）別に従業員をセグメントして管理対象グループとし、それぞれの管理区分に応じて別々に育成、活用、処遇する人事管理基準、人事・処遇システム」である。これらのセグメント要素には今日、妥当性も有意性もない。大学入学率は五〇%を超え、男女差別は違法であるし、学歴を基準にしていた労職区分自体の境界線が曖昧になっている。ただ、今日でも勤続を重ねれば（年齢も平行に増加する）ある程度のレベルまでは職業能力が高まることを否定できない。それで、いまだに直接、間接に勤続年数を昇格や昇進に反映する企業もある。昇格や昇進は、直接あるいは間接に賃金につながるから、こうした企業では年功的に賃金が増加する結果になる。

⑤ 生計費要素

生計費要素は、賃金は従業員の生計費を賄うものである、という当然の前提から要請される賃金決定要素である。しかし、賃金を生計費要素だけで決めるケースはほとんどない。これまで検討してきた右の①～④の要素に基づく賃金水準の決定に反映される場合が多い。その際、総務省統計局の「家計調査」、それを基礎とした人事院や地方人事

委員会作成の「標準生計費」、同じく総務省統計局の「消費者物価指数」などを参考資料に、賃金水準と生計費の関係をチェックする。

ここで、基本給の決定要素についてだが、厚生労働省「平成二四年 就労条件調査」の結果を概観してみよう（企業割合、調査産業・規模計）。実態として基本給（賃金）は複数の要素で決定されていることを反映して、複数回答を前提に調査されている。管理職については「職務・職種などの仕事内容」72・5%、「職務遂行能力」70・7%、「年齢・勤続年数など」47・0%、「業績・成果」42・2%、「学歴」14・7%の順である。管理職以外は「能力」68・7%、「職務・職種」68・2%、「年齢・勤続」58・5%、「業績」40・5%、「学歴」20・9%の順であった。「管理職」でも「管理職以外」でも職務や能力の要素を反映する企業が多く、年齢・勤続、業績、学歴の要素は反映する企業の割合が相対的に少ない。ただ、管理職以外の年齢・勤続要素の反映企業割合は60%弱とやや多かった。

同調査を平成八年、一〇年、一三年、一二年、一四年の時系列でみると、³⁹調査年によって変動はあるが、「管理職」「管理職以外」とも、学歴、年齢・勤続それに業績を反映する企業割合が減少傾向にある。職務を反映する企業割合はあまり大きな増減はないが、能力反映企業は微減である。本調査で見ると、賞与への反映は別として、基本給への成果・業績要素の反映は見直されていると言つてよいだろう。なお、初任給の決定はともかく、基本給に学歴要素を反映する企業がいまだに存在しているわけだが、調査票と調査結果からはその内容や反映方法は明らかでない。以上で検討した各種の賃金決定要素の一つまたは複数を選択し、その要素を月例賃金の基本給や諸手当のどのような賃金項目に反映させるかが、賃金体系における賃金の項目構成になる。次に、まず基本給の種類と内容について検討する。

3 基本給の種類と内容

(1) 基本給の定義

ここまでは、基本給という用語を自明のこととして使ってきたが、改めて概念を整理したい。月例賃金の基本的部分ということで一般的には基本給と呼ばれている。基本的部分という表現には、①当該企業の賃金の基本的性格を規定するという意味をはじめ、②賃金に占める割合が多い、③従業員の生活の基礎になる比較的安定的な賃金である、④賞与、退職金、諸手当など他の報酬の算定基準となる、などが含まれている。また、⑤従業員の賃金の格付け、ひいては社内序列を示す指標でもある。賃金に占める割合でいえば、厚生労働省「平成二二年 就労条件総合調査」によると、調査産業・規模計で所定内賃金に占める基本給の比率は85・4%であった。同調査を時系列的に見れば、二〇年間以上にわたって八五%前後で推移している。また、規模の大きい企業の方が基本給比率は高い傾向にある。

「就労条件総合調査（平成二四年）」では基本給を次のように定義している。

「毎月の賃金の中で最も基本的な部分を占め、年齢、学歴、勤続年数、経験、能力、資格、地位、職務、業績など労働者本人の属性又は労働者の従事する職務に伴う要素によって算定される賃金で、原則として同じ賃金体系が適用される労働者に全員支給されるものをいう。」

これも参考にしながら、筆者自身は次のように定義づける。

「基本給（基本的賃金部分）は、月例賃金を性格づけ、比率的にも大きな割合を占める最も基本的な部分であり、原則として同じ賃金体系が適用される従業員全員を対象に支給される一つまたは複数の賃金項目である。」

企業によっては基本給ではなく本給と称したり、例えば「年齢給＋職能給」を基本給と呼んだり、基本給と併存さ

せて職務給という基本給的性格の賃金項目を設定している企業があったりと、企業実務上は統一されているわけではない。それで、筆者は「基本給（基本的賃金部分）」と表記することが多い。

（2）基本給項目の種類

図表5の賃金決定要素を反映する主な基本給項目の種類と、そのポイントをまとめたのが図表6である。それぞれに関して簡単なコメントを加えておく。

①職務給は、実際に担当している職務の重要度、難易度、責任の程度など、企業にとつての相対的な職務価値によつて決める賃金である。職務給を設計するには職務分析と職務評価が必要になる。かつてわが国でも職務給の導入が試みられたが成功しなかった。剛構造の職務給が時代的な状況に合っていなかったからであるが、最近では再び職務給を導入する企業が増えている。この点に関しては「四 これからの賃金体系の方向」でもう少し論ずることにする。

②役割給は、組織における役割に応じて決める賃金であるが、剛構造になりがちな職務給を日本的にアレンジしたものと見える。役割の定義は前述したが、責任や権限の大きさや企業への貢献度、役割の困難度等の固有役割評価に、会社からの期待度や本人のチャレンジ度などの評価も加味して決定する。職責給と称する企業もある。固定的な職務だけでなく、業務目標の内容やレベル、結果としての役割業績によつて高め、広め、深めることができる柔軟さが特色である。ただし、職務給や後述する職階給と区別できない事例もある。

③職種給は、就いている職種とその職種に関する能力、熟練度で決める賃金である。前述したとおりわが国には職種給の例は少なく、大工、左官、料理人などの職人的あるいは専門職的な職種に、わずかに類似した形のもののみら

図表6 基本給項目の種類

① 職務給	……………	担当している仕事（職務）で決める賃金
② 役割給	……………	組織における役割に応じて決める賃金
③ 職種給	……………	就いている職種とその職種に関する能力、熟練度で決める賃金
④ 職階給	……………	就いている役職、ポストに応じて決める賃金
⑤ 職能給	……………	職務遂行能力のレベルに応じて決める賃金
⑥ 業績給	……………	一定期間の成果や業績の程度に応じて決める賃金
⑦ 年功給	……………	勤続年数中心に決める賃金
⑧ 生活給	……………	生計費を反映して決める賃金
⑨ 総合決定給	………	各種の要素を総合勘案して決める賃金

れるだけである。④職階給は、課長、部長など就いている役職、ポストに基づいて決める賃金である。職務等級制度や職能等級制度を導入していない中小企業で導入例がある。以上、①～④までが仕事要素で決まる仕事給としての基本給である。

⑤職能給は、職務遂行能力のレベルに応じた賃金で、前述したとおり職能等級のランクと習熟度で決める賃金である。仕事ができる能力を基準にするのだが、実際に就いている仕事自体のレベルと等級が乖離したり、職能要件が曖昧な企業も多く、年功に流れたという批判がなされている。しかし、これまでわが国の基本給の主流であったし、今日でも職能給を導入している企業は多く、とくに職業人として成長過程にある若手、中堅従業員に適用されている。なお、厚生労働省などの統計では職能給を仕事給に分類するが、個人の職業能力が基準であるから、企業で現在一般的に導入されている職能給は「属人給」と捉えるべきである⁴⁰。ただし、同じ属人給であっても、学歴、年齢、勤続など従業員の「属性」に基づくものとは区別される。⑥業績給は、一定期間の成果や業績の程度に応じて決める賃金である。ただし、業績給だけの単一型基本給は少なく、他の基本給項目と併せた併存型基本給の形で設定されることが多い。また、金額的にあまり高くなく、業績手当と何ら変わらないケースも少なくない。

⑦年功給は、勤続年数中心に決める賃金であり、端的なのは勤続給である。し

かし、これまでに勤続給が基本給の中心を占めたことはほとんどなく、併存型基本給の中に少額が設定されていた。ただし、基本給という名称でもその全額が勤続年数で決まったり、職務給や役割給、職能給が勤続に応じて決定されれば、それは年功給になる。⑧生活給は、生計費の程度によって決める賃金だが、生計費をダイレクトに反映した賃金は存在しない。生活給の代表は年齢給であり、ライフサイクルに応じた最低生計費の変化について、年齢を代替指標として表現した賃金項目である。ただ、最近は一定年齢までの下支え賃金、調整的賃金の性格を強めている。年齢給だけで生計費全体を賄うのではなく、あくまでミニマム部分だけであり、他の賃金項目と合わせた収入で生活は営まれる。⑨総合決定給は、各種の決定要素を総合勘案して決める賃金である。ただし、併存型基本給のようには要素の内訳が明確ではない。どの要素がどの程度の割合で織り込まれているかが曖昧で、対象者によっても決定時期によっても変動する可能性がある。動機づけの誘因としては弱いが、中小企業では一般的な賃金である。

以上に説明した基本給項目のうち、総合決定給も含めて一つの要素だけで基本給を構成するのを単一型賃金体系(基本給体系)、複数の要素を選択して組み合わせるのを併存型賃金体系(基本給体系)という。厚生労働省「平成二一年 就労条件総合調査」の調査産業・規模計でみると、管理職対象で単一型基本給体系を採用しているのは70・5%、併存型基本給体系を採用しているのは27・9%、不明1・6%であり、管理職以外対象に単一型体系を採用しているのは68・1%、併存型体系は30・4%、不明1・5%である。形のうえでは単一型の方が多いが、その内訳を見ると、職務給(管理職11・3%、管理職以外9・0%)や職能給(管理職2・4%、管理職以外2・6%)、業績給(管理職2・3%、管理職以外2・2%)など純粋な単一型だけでなく、「職務・職能給」「職務・業績給」「職能・業績給」「職務・職能・業績給」「属人給」(学歴、年齢・勤続)「総合給」、つまり複合的要素で決める単一型が多く含まれている。後者の割合は、管理

職で54・5%、管理職以外で54・1%と単一型とする企業の八割近くを占める。また、総合給だけとつても管理職で24・8%、管理職以外で28・6%だった。つまり実質的にみれば併存型、総合型が多いことになる。

4 諸手当の定義と種類

諸手当は賃金の核となる基本給を補完する付加的賃金のためか、正面から定義している例はほとんど無い。そこで筆者は独自に次のように定義つけている。

「①諸手当は、基本給では吸収できない個別の特定条件・要素の小刻みな変化を受け止め、反映する可変的賃金項目である。②基本給とは異なり、特定条件・要素に該当する従業員に対してのみ支給され、条件・要素の変動によって支給・不支給や金額の増減が随時発生する賃金である。」

したがって、条件・要素が発生すれば支給され、条件・要素に変更があれば増減され、条件・要素が無くなれば不支給となる相対的に変動的な賃金である。この場合の特定条件・要素としては、たとえば①仕事のつらさ・難しさ、②職場環境や働き方、③労働市場要因（採用の困難度）、④特殊な能力（特定資格・免許の有無）、⑤生計費の個人差、など様々なものが考えられる。

諸手当の区分についても分類方法は色々ある。図表7は筆者による区分であり、①職務関連手当、②生活関連手当、③奨励手当、④その他の手当、⑤法定手当に分類している。図表7にはそれぞれの区分毎に比較的一般的な手当名を例示したが、個々の企業での名称は多様であり、また、ここには挙げていないその企業独自の手当も少なくない。それぞれの手当に関して詳しく説明はしないが、いくつかの手当に関しては補足的にコメントしておく。特殊職種手当、

図表7 主な諸手当の区分と名称

区 分	名 称
職務関連手当	役職手当（役付手当、管理職手当、専門職手当）、 特殊職種手当、特殊職務手当、特殊勤務手当、 特殊作業手当、技能手当（技術手当）、資格・免許手当、 営業手当、外勤手当
生活関連手当	家族手当（扶養手当）、子女教育手当、住宅手当、 地域手当、都市手当、寒冷地・燃料手当、 単身赴任手当（別居手当）、食事手当
奨励手当	業績手当、精皆勤手当、公的資格手当
その他の手当	調整手当、出向手当、通勤手当
法定手当	時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当

特殊職務手当は当該企業での特殊性に対して支給される。特殊勤務手当は、例えば三交替勤務のようなケースであり、特殊作業手当は高熱、寒冷、危険、高所、塵埃、悪臭、騒音などの環境下における作業に対する手当である。資格・免許手当は、当該資格・免許が必要な職務に従事している保有者に支給される。公的資格手当は資格・免許手当と重複するようだが、公的資格取得の奨励という意味合いで、当該職務に直接従事していなくても支給する企業があるので別に挙げた。調整手当は賃金体系改定時、中途採用者の前収保障などの場合に支給される。出向手当は主に出向元と出向先の労働条件の差を補填する手当である。以上は企業が任意に設定する手当だが、法定手当は時間外労働（早出、残業）、休日労働、深夜労働に関して法的に割増賃金の支給が義務づけられているものである。

厚生労働省「平成二二年 就労条件総合調査」で、支給する企業の割合が多い手当をみると（調査産業・規模計）、「通勤手当」91・6％、「役付手当」82・2％、「家族手当」65・9％、「技能手当」46・9％、「住宅手当」41・2％の順であった。家族手当が低下傾向にある以外は、支給する企業割合はこのところあまり変化がない。通勤手当、役付手

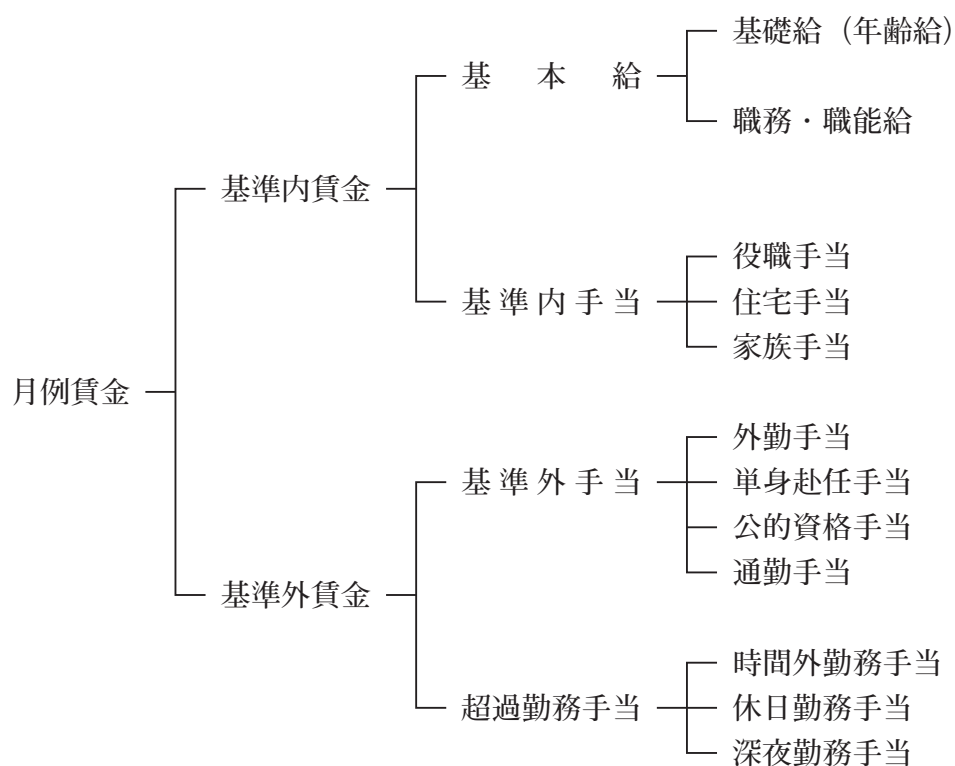
当、家族手当が三大手当といえよう。

5 賃金項目の体系図

ここまでに述べた賃金体系に関する概念を大まかな体系図で示したのが、前掲図表1の月例賃金以降の表示である。月例賃金はまず、所定内賃金と所定外賃金に区分される。所定内賃金とは、始業から終業までの時間から休憩時間を除いた所定労働時間内賃金のことである。所定外賃金とは所定労働時間外賃金のことであり、時間外労働、休日労働、深夜労働（交替制勤務等による所定内の場合もある）に対する賃金である。所定内賃金は、基準内賃金と基準外手当に分かれる。所定内賃金もそうだが、基準内賃金という言葉は法的に決まっているわけではなく実務上の用語である。しかも、基本給（部分）のほかに含まれる諸手当の範囲によって、企業ごとに基準内賃金の範囲が異なる。最も一般的なものは、当該企業内で多くの従業員が受給していて、金額的にも高い手当を含めるケースである。このように基準内手当とするか基準外手当かは、企業の考え方次第である。さらに、基本給（部分）は固定給と変動給に分けることができる。固定給といっても、六カ月間、一年間は変動しない安定的賃金部分という意味であって、賃金の改定は行われる。変動給は、業績の変動に応じて、毎月あるいは数カ月単位で改定される賃金であるが、「二―4 賃金形態」でみたように基本給への導入企業は少ない。

もう少し具体的な名称で賃金体系の構成項目を示したのが図表8である。実在する中堅企業の賃金体系を若干修正してある。これについても説明は省略するが、同社には交替制勤務がないので、深夜勤務手当が支給されるのは早出や残業が深夜に及ぶ場合の超過勤務手当だけである。また、このケースでは基礎給と職務・職能給からなる併存型基

図表8 賃金体系（構成項目）の例

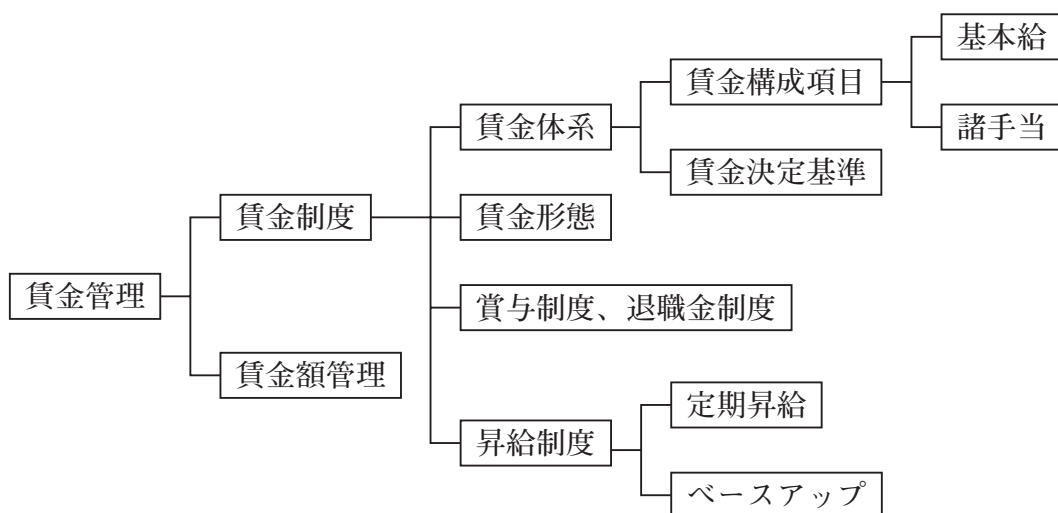


本給体系だが、他社には基本給が職務給だけ、職能給だけといった単一型基本給体系の例がもちろん存在する。最後に、これまで本稿で検討し、定義づけてきた賃金管理に始まる各種の賃金用語に関して体系図、関連図にまとめたのが図表9である。

四 これからの賃金体系の方向——むすびにかえて

本稿で何度も引用した厚生労働省「就労条件総合調査」は、全国の常用従業員三〇人以上の企業が対象であった。ここでは、全上場企業を対象にした日本生産性本部の「日本的雇用・人事の変容に関する調査」から三種類の基本給の導入状況を見てみよう。わが国の人事・賃金制度のトレンドを牽引するのは中堅・大企業だからである。紹介するのは第一一回・二〇〇七年調査(回答一七三社)、第一二回・二〇〇九年調査(回答一七六社)、第一三回・二〇一二年調査(回答一五四社)の調査結果である(左記数値の表示

図表 9 賃金用語の体系図



はこの順であり、いずれも複数回答)。それによると、「年齢・勤続給」の導入企業割合は、管理職層33・5%、27・3%、22・7%、非管理職層61・9%、59・1%、48・1%、「職能給」は管理職層74・5%、69・9%、65・6%、非管理職層80・9%、80・7%、77・3%、「役割・職務給」は管理職層72・3%、70・5%、79・2%、非管理職層56・7%、51・1%、58・4%であった。これ以前の調査結果を含めて時系列的にみると、調査年によって回答企業に入れ替わりがあるので数値は変動するが、傾向として年齢・勤続給と職能給は導入企業の割合が減少傾向にあり、役割・職務給は増加傾向にある。人事・賃金システムの成果主義への傾斜とその揺り戻しがこの二〇年間のトピックだが、基本給に関していえば仕事給への傾斜が注目される。

前述したとおり、わが国でも第二次大戦後から高度経済成長前期にかけて、主として重厚長大産業で職務給の導入が試みられたことがある。しかし、わが国のように配置転換、ローテーションを頻繁に実施する雇用慣行下では上手く運用できなかつた。高度経済成長期には組織の改編、工場・施設のスクラップ・アンド・ビルドが盛んに行われ、それに伴う異動も増加したが、会社の都合で上位ランクの仕事から下位ランクの仕事に配転する場合、異動をスムーズに行うために賃金を下げるわけにはいかない。結

局、従前の賃金を保障することになって、職務給本来の運用ができなくなったのである。技術革新の進展が急激で、新職務の発生、既存職務の変動・消滅も頻繁で職務が安定しなかった。そうした状況での柔軟な職務配置には、弾力性のない職務給では対応できなかったのである。こういった時代状況のほか、職務給は職務とそのランクに応じた単一給(シングルレート)かせいぜい幅の狭い範囲給(レンジレート)で設計され、従業員の能力が高まっても仕事が変わらなければ賃金が上がらないので、動機づけの面からも問題があった。高度経済成長期を通じて職務給から職能給へ転換したり、賃金に占める職務給のウエイトを低下させる企業が増加したのが現実である。

こうした経緯のある職務給Ⅱ仕事給だが、なぜ再び興隆してきたのだろうか。まず、今日のように経営のグローバル化が進展すると、経済合理性がありかつグローバル・スタンダードである職務Ⅱ仕事を人事・賃金の決定基準に据える企業が増加する。より直接的な動機は、長期の経済停滞で企業業績が落ち込む中で、人件費の負担増加を回避するために定昇の無い、あるいは昇給レンジの幅が狭い職務給に企業の目が向いたからである。また、前述したように今後とも成果・業績を無視した賃金決定はあり得ないが、その成果・業績は業務目標や期待役割の達成度であるから、ベースになるのは職務や役割Ⅱ仕事要素である。仕事給が拡大した背景としてはこれらの要因も考えられるが、それだけではない。

職務グレードと職務給そのものが、本家ともいえる米国においても、かつてのように柔軟性に欠ける硬直的な仕組みではなくなっているのである。ホワイトカラーとくに管理職、専門職層に典型的だが、職務評価にあたって能力要素のウエイトをかなり高めている。また職務グレード数も、グレードをまとめるブロードバンドングによって、例えば二〇から五へと減少させて大括りとし、対応する職務給のレンジを広くとるようになってきている。したがって、同一

職務グレード内での昇給機会は増加している。⁽⁴¹⁾ わが国における職務給も同様な傾向にある。また、日本独特の役割給も仕事給の一種だが、その柔軟性が特徴であることはすでに指摘した。職能給は本来、仕事とその仕事ができる能力を基準にした賃金であり、純粹な仕事給とはいえないものの仕事要素を強めれば仕事給に接近する（職務・職能給）。ただ、現在一般的に導入されている曖昧なあるいは年功的運用に流れやすい職能給のままでは、ここでの検討対象にならない。仕事（この場合は課業）を洗い出して評価する職務調査を行って職能要件書を整備した上で、⁽⁴²⁾ 仕事との関連を明確にした運用をすることが条件になる。

これからの賃金体系とくに基本給部分は、職務給か役割給か、それとも仕事要素を強めた職能給Ⅱ職務・職能給かはともかく、「仕事給」的な要素が中核となる。⁽⁴³⁾ しかし、単一型だけではなく、仕事給を中心に「三―3―(2) 基本給項目の種類」で述べたような各種の基本給項目を組み合わせた、併存型基本給体系を採用する企業も多いであろう。それも従業員の全階層で同じ基本体系にするのではなく、例えば若年層は「職能給＋生活給」、中堅層は「職能給＋役割給」、管理・専門職層は「職務給＋業績給」あるいは「役割給＋業績給」といった複線型体系にする方法もある。いずれにしろ、長期継続雇用慣行と企業内労働市場に立脚した日本の雇用システムが揺らいでいる現在、かつてのような年功給や仕事から乖離して年功的に運用するような能力給は当然のことながら選択肢としてはあり得ないのである。

(1) 谷田部光一「日本の雇用システムと報酬マネジメント」(『政経研究』第四九卷第三号、高木勝一教授古稀記念号、二〇一三年) 三二―九頁以下。

(2) 『日米雇用処遇用語集』(日本生産性本部・生産性労働情報センター、二〇〇五年) 一三三頁、笹島芳雄『最新 アメリカ

の賃金・評価制度―日米比較から学ぶもの―(日本経団連出版、二〇〇八年) 八五頁。

(3) わが国の実態は、ブルーカラーでも正社員の場合は日給月給制(不完全月給制)や月給制が多く、非正規労働者に時給制や日給制が多い。その意味では、わが国の正社員に適用される賃金の英語表記は wage よりも salaryの方が妥当性があると言える。

(4) 岩出博『LECTURE 人事労務管理 [三訂版]』(泉文堂、二〇〇二年) 二八六頁。

(5) 幸田浩文「わが国の賃金管理と賃金制度」平野文彦編『人的資源管理論』第一四章(税務経理協会、二〇〇〇年) 二〇〇頁の記述を筆者が要約した。

(6) 岩出・前掲書、二八七頁、佐藤正男『経営人事管理論』(弘文堂、二〇一一年) 一八六頁、山岸俊正『人事労務管理事典』(丸善プラネット、二〇〇八年) 一七四頁。

(7) 「個別賃金」を個々の従業員の賃金と捉える例が多い。例えば、正亀芳造「賃金制度」奥林康司(他)編著『入門 人的資源管理(第二版)』第九章(中央経済社、二〇一〇年) 一四八頁。しかし、筆者は職種、職務、能力、熟練度などの条件を設定した「銘柄別賃金」を個別賃金と捉えている。その個別賃金の二覧表がいわゆる賃金表である。そして、賃金制度とその運用を通じて、具体的には賃金表に当てはめて、あるいは昇給表に基づいて従業員個人に配分された結果としての賃金を「個人別賃金」と呼んで区別している。この考え方は、楠田丘『改訂九版 賃金テキスト』(経営書院、二〇一〇年) 三〇頁―三九頁に拠っている。

(8) 正亀・同上論文、一四八頁。

(9) 日本経済団体連合会『仕事・役割・貢献度を基軸とした賃金制度の構築・運用に向けて』(日本経団連事業サービス、二〇〇八年) 六〇頁。

(10) 小野恒雄「戦後日本『賃金制度』変遷史料」『変革期の賃金問題』(労務行政研究所、一九七五年) 二五三頁。

(11) 『人事・労務用語辞典 第七版』(日本経団連出版、二〇一二年) 二七七頁。

(12) 藤村博之「賃金管理」佐藤博樹(他)『新しい人事労務管理(第四版)』第四章(有斐閣、二〇一一年) 一〇〇頁。

- (13) 佐藤正男・前掲書、一九〇頁。
- (14) 元井弘『役割主義人事システム「新版」』（生産性出版、二〇〇九年）九三頁。
- (15) 岩出・前掲書、二九二頁。
- (16) 白井泰四郎『現代日本の人事労務管理（第二版）』（東洋経済新報社、一九九二年）一九二頁。
- (17) 佐護譽『人的資源管理概論』（文眞堂、二〇〇三年）一四二頁―一四三頁。
- (18) 逆瀬川潔『賃金制度の知識』（日経文庫、一九八六年）一一頁。
- (19) 昭和同人会編『わが国賃金構造の史的考察』（至誠堂、一九六〇年）一六頁。
- (20) 労働基準法第二四条第二項では、賃金支払いの五原則のうち、毎月一回以上の支払い（毎月払いの原則）と、一定期日払いの原則を定めている。
- (21) 厚生労働省「平成二四年 賃金引き上げ等の実態に関する調査」。
- (22) 労働省「平成一〇年 賃金労働時間制度等総合調査」。平成一三年から厚生労働省「就労条件総合調査」と名称が変更され、継続して調査されている。
- (23) 佐護・前掲書、一四九頁。
- (24) 人事院は、国家公務員の給与勧告にあたって「職種別民間給与実態調査」（企業規模五〇人以上でかつ事業所規模五〇人以上の事業所対象）を実施する。平成二四年調査によると、「係員」クラスで定昇制度があるのは89・3%、その内容は（複数回答）、自動昇給あり39・8%、査定昇給あり71・9%、昇格昇給あり39・8%である。一方「課長級」は、定昇制度あり82・8%と係員クラスよりやや低いので、内容（複数回答）も自動昇給32・6%、査定昇給67・5%、昇格昇給36・0%となっている。この割合の傾向は、数値にわずかな差があるだけで平成一七年の調査以降、毎年あまり変わりはない。複数回答なので、自動昇給ありの中には自動昇給のみと自動昇給と査定昇給の併用を含み、査定昇給ありも査定昇給のみと自動昇給との併用を含んでいる。いずれにしても査定昇給部分の方が割合は多い。また少し古くなるが、旧労働省・前掲「平成一〇年 賃金労働時間制度等総合調査」（三〇人以上の民営企業）によると、定期昇給制度がある86・0%の企業を一〇〇として、全額考課査定

の企業割合は45・2%、全額自動決定が10・3%、考課査定と自動決定の併用は44・4%であった。

- (25) 厚生労働省・前掲「賃金引き上げ等の実態に関する調査」によると、平成二四年に定昇制度がある企業(管理職68・6%、一般職75・3%)を一〇〇として、予定も含むベア実施企業の割合は、企業規模計で管理職9・8%、一般職12・1%だった。平成一五年以降の一〇年間をみても、年によって数値に変動はあるが、管理職、一般職ともベア実施企業は一〇%〜二〇%程度である。また、具体的なベアの額と率が分かる日本経済団体連合会の「昇給、ベースアップ実施状況調査結果」(規模五〇〇人以上が回答企業の78・0%を占める主要企業調査)では、平成二四年の組合員平均賃上げ合計六〇五八円(1・98%)のうち、定昇を含む平均「昇給」は五九八四円(1・96%)だが、平均「ベア」は七四円(0・02%)にしすぎなかった。0・0%だった平成一四年以降、統計からみればベア率は0・1%を下回ることが多い。それだけ今日的にはベアを実施しない企業が多いということである。

- (26) 佐藤正男・前掲書、一九〇頁。

- (27) 韓国については安熙卓『韓国企業の人的資源管理―その特質と変容―』(文眞堂、二〇一一年)六九頁以下参照。台湾に関しては、日本賃金学会編『賃金事典』(労働調査会、二〇一二年)二二四頁参照。

- (28) 正亀・前掲論文、一四八頁。

- (29) 佐護・前掲書、一四二頁。

- (30) 村上良三『人事マネジメントの理論と実践 人的資源管理入門』(学文社、二〇〇五年)二九三頁。

- (31) 笹島芳雄『アメリカの賃金・評価システム』(日経連出版部、二〇〇一年)一七頁―一八頁参照。

- (32) この段落の記述は、昭和同人会・前掲書、孫田良平『年功賃金の終焉』(日本経済新聞社、一九七八年)、笹島芳雄「日本の賃金制度…過去、現在そして未来」(明治学院大学『経済研究』第一四五号、二〇一二年)三一頁以下を参考にした。

- (33) 電力系の企業別労働組合の連合体である日本電気産業労働組合協議会Ⅱ電産協が、一九四六年一〇月に要求して実現した賃金体系である(電産協は一九四七年五月に産業別単一組織としての日本電気産業労働組合Ⅱ電産に改組)。電産型賃金体系の歴史的意義については過去に氏原正治郎『日本労働問題研究』(東大出版会、一九六六年)一六二頁―一七四頁などでも論

じられているが、比較的最近の要約的な説明は、岩出・前掲書、六〇頁―六一頁、佐護・前掲書、一四三頁―一四四頁、孫田・同上書、五五頁―五七頁、笹島・同上論文、三八頁―三九頁、アンドルー・ゴードン、二村一夫訳『日本労使関係史 一八五三―二〇一〇』（岩波書店、二〇一二年）三六〇頁―三六五頁など参照。

(34) 鈴木好和『第二版 人的資源管理論』（創生社、二〇〇四年）一三四頁。

(35) 幸田・前掲論文、二〇〇頁。

(36) 例えば昭和同人会・前掲書第二部、一九九頁以下参照。また、楠田・前掲書は賃金制度設計の実務書だが、賃金体系に関して技術的な面だけでなく、むしろ理念の面を重視した内容になっている。

(37) 竹内裕『日本の賃金―年功序列賃金と成果主義賃金のゆくえ』（筑摩書房、二〇〇八年）一〇九頁。

(38) 谷田部光一「これからの人材マネジメントの使命」（『政経研究』第四八巻第一号、二〇一二年）七一頁。

(39) 平成八年と一〇年は「賃金労働時間制度等総合調査」。

(40) 同旨、木下武男『日本人の賃金』（平凡社、一九九九年）四八頁―五五頁。

(41) 笹島・前掲『アメリカの賃金・評価システム』、同・前掲『最新 アメリカの賃金・評価制度―日米比較から学ぶもの―』参照。

(42) 職能要件は、職種（部門）別・等級別に担当する仕事（課業）の内容とそのレベルで表すが、実務的な職務調査の実施方法と職能要件書の作成方法の概要は、楠田丘『改訂五版 職能資格制度』（経営書院、二〇〇三年）など参照。

(43) 今野浩一郎『勝ちぬく賃金改革』（日本経済新聞社、一九九八年）、同『正社員消滅時代の人事改革』（日本経済新聞出版社、二〇一二年）第八章は、筆者とはやや観点が異なるが同様な方向性を提案している。

朝鮮半島の領土論争

浦野起央

1 はしがき

高句麗は、紀元前一世紀頃から紀元六六八年まで中国東北地域及び朝鮮半島北部地域に存在した東アジアの古代王国である。従来、朝鮮古代史において高句麗は、独立存在の国家体として見做されてきたが、一九八〇年代頃から、中国の歴史学会において、それは、歴代の中央に隷属・臣属された地方政権であり、それで中国の歴史に属するとう提起がなされた。他方、高句麗は現在、中国境内の国内城（吉林省集安市）から平壤へ都を移して以後、朝鮮の古代史として正式に見做されており、高句麗の歴史は中国史あるいは朝鮮史の一史両用論が主流であった。

以後、高句麗が領土としていた朝鮮半島北部地域が中国人が建国した箕子朝鮮・衛満朝鮮の故地であり、漢四郡（樂浪郡・臨屯郡・真番郡・玄菟郡）が所在した地域であることから、韓国・北朝鮮が歴史事実による檀君神話をもって

建国ナショナルリズムの発揚と接合して歴史認識を確認する一方、中国では、社会科学院が二〇〇二年二月東北辺境の歴史と現状に対する系列プロジェクト、東北工程が着手され、歴史論争の素地のある高句麗・渤海研究が展開されることとなった。

この地域は、満州国間島省（延吉県・和龍県・汪清県・琿春県・安図県）を経て、現在も朝鮮族が圧倒的に居住する延辺朝鮮族自治州で、そこはかつて間島と呼ばれていた。そしてその地域は、日本が朝鮮人の意志を代弁して、中国清朝との交渉で一九〇九年九月締結した間島協約の対象とされた地域で、これまで領有権をめぐる争点となってきた。

その最初の交渉で確認された白頭山の境界碑は、一七二二年の建立当初から、問題を生じていた。清朝と朝鮮の国境線は、西は鴨緑江を境とし、東は土門江を境としていた。この土門江を、中国側は図們江（韓国名、豆満江）と解したが、韓国側は松花江と解した。後者の解釈では、中国・朝鮮国境は、松花江とその下流の黒龍江となり、間島を含む広大な土地が朝鮮領土となってしまう。このために、間島条約で、中国の版図とされた。

そして、新中国は、金日成への圧力攻勢で、一九六二年一〇月中国・朝鮮条約が成立し、中国の意図を明確にした版図が確認された。

そして、再び高句麗論争、そして高句麗を継承した高麗の歴史論争となった。それは、中国・朝鮮国境問題の根源を論じた現在性の問題として議論を提起しているところである。その高句麗は、朝鮮半島とも漢民族の歴史とも関係のない異民族が建国した国家である。それを中国は、高句麗史を中国の地方政権の歴史として、韓国の歴史認識を封じ込めんとした。これに対し、韓国は、建国神話と歴史事実を混同させつつも、現在の政治的イデオロギーを押さえ込もうとすることへの対決と走った。ここに間島問題が再現されてしまった。

2 朝鮮半島の領土

朝鮮半島とその近隣についての世界地図は、一四〇二年、天台僧清濬の「混一疆理歴代都之図」、通称「混一疆理」である。その作成は李王朝創始当初からの国防が十分な認識されていたためと見做され、「東国輿地勝覽」の八道總図の基礎を形成した。そこで

注目されたのは、中国東北の黒龍江の溝まで朝鮮の領域として表示されており、白頭山は東へ偏在する形で鴨緑江は長く西へ流れていて、豆満江は東北に流れる小河となっている。この図も、後の「大東輿図」も、いわゆる中国地図表示方式といわれるもので表示されている⁽¹⁾。特に、妙香山は山形の図で表示され、その関心をみせている。南では、

図1 「混一疆理」の朝鮮



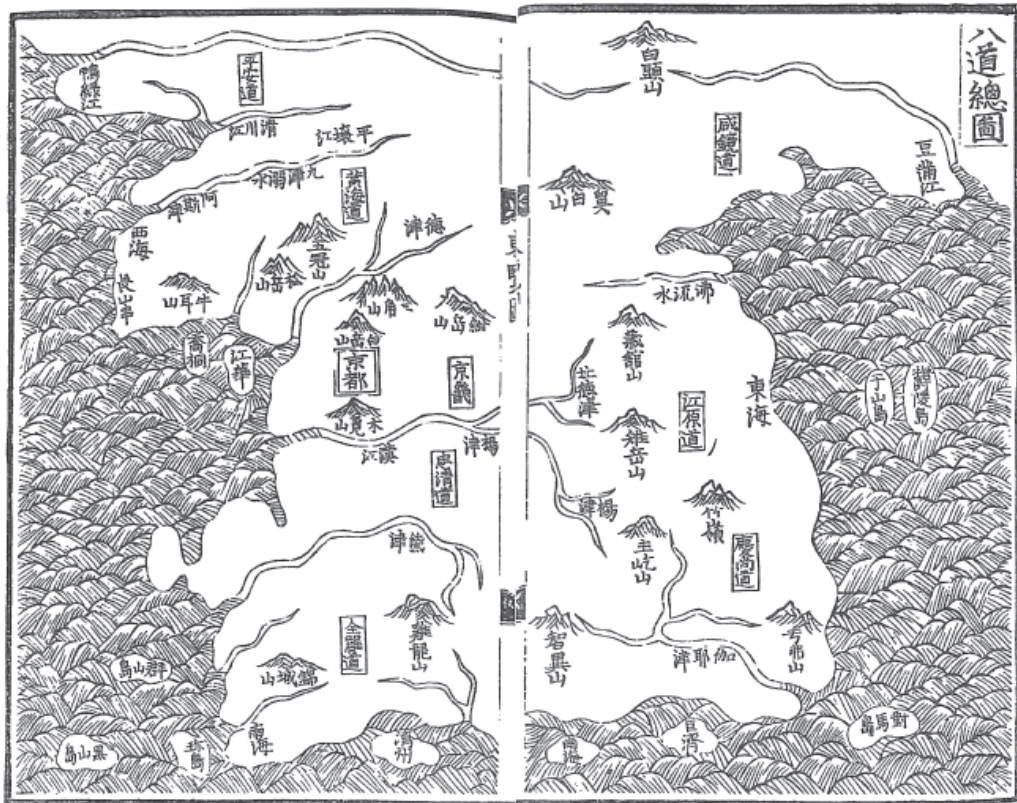
(出所) 龍谷大学所蔵の原図、張保雄による作図、張保雄「李朝初期、15世紀において製作された地図に関する研究」地理科学、第16号、1972年。

巨濟島の南に対馬があり、さらに、図では、兵營と水營の配置が図示され、対外認識に立った作製がはつきりしている。⁽²⁾

それから六〇年、一四八一年に五〇巻が完成した八道總図の「東國輿地勝覽」では、半島の形態がより正確になっている。一四八六年に五五巻が刊行され、そこでは、鴨緑江と白頭山と豆満江がほぼ同一直線に配されている。⁽³⁾ その地図は实地踏査によるとされており、そこでは、科学的認識が深まっていた。⁽⁴⁾

中国朱子学の説く風水学説⁽⁵⁾に従うと、黄河に沿って黄海に至る中龍脈、長江に沿って東海に至るいまひとつの中龍脈、あるいは香港で龍穴を結び、台湾に至り再び龍穴を結ぶ南龍脈と並んで、朝鮮半島を通る北龍脈が指摘されている。中龍は、北京／北平で龍穴を結んで中国悠久の歴史と文化を生み出した。南龍は、太平洋の乱以後、旺運となり、現代の発展における原動力となっており、それは、香

図2 八道總圖



(出所) 『新增東國輿地勝覽』京城、朝鮮史學會、1930年。

港・台湾における文化と経済の隆盛を築いたことにある。九龍は、大帽山から東南に伸びる主龍脈が九龍半島の主峰筆架山に発し、九本の龍脈に分かれ、九龍の名を残している。

朝鮮半島は、中華思想文化圏にあり、風水の理解にある。朝鮮総督府は、北岳山から流れ出る気脈を断つため、いかえれば朝鮮統治にある朝鮮人民の反抗を封じるために、その地に建設され、さらに、南山の朝鮮神社を朝鮮人民に対する威圧のためとした、と指摘されるのは、いずれも風水の説であり、その建物は現在、風水の故をもつていずれも完全に破壊され、排除されている。いうまでもなく、漢城、京城、ソウルの都市建設は、風水説に従っている^⑥。風水を踏まえたその具体的記述は、朝鮮最初の地理書、実学者李重煥『擇里志』（一七五〇年上梓）である^⑦。同書の八道総論は、以下の記述に始まっている。「八道総図」は、その朝鮮半島の位相を明確に

朝鮮半島の領土論争（浦野）

図3 中国三大龍と朝鮮・日本

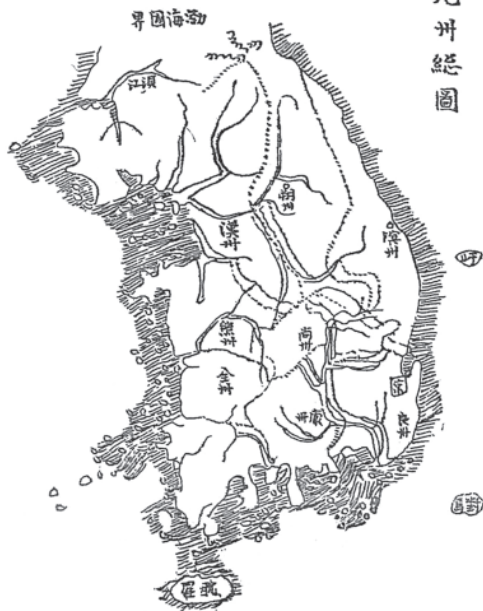


「地理人子須知」より

(出所) 徐善斷・徐善『地理人子須知——總論龍法・穴法・砂法・水法』台北、武陵出版、1985年の復刻。

図4 大東輿地全図

大東地志 総圖 全圖
九州総圖



良州 領州一小京一郡十三縣三十四停六部六
 尚州 領州一郡十縣三十四
 康州 領州一郡十一縣三十一
 熊州 領州一小京一郡十三縣三十一
 全州 領州一小京一郡十縣三十一
 武州 領州一郡十五縣四十三
 漢州 領州一小京一郡二十八縣六十九
 朔州 領州一小京一郡十二縣二十八
 溟州 領州一郡九縣二十九
 右州 九小京五郡一百二十縣二百九十七

大城郡 發榮府
 及梁郡 沙梁郡
 牟梁郡 本松郡
 韓陵郡 曹比郡

幽州 桂城

良州都督府 領 嘽陽 ○金海小京 ○東
 中畿停西畿停北畿停莫耶停 ○商
 郡 領 鮮顏餘粮慈仁 ○義昌郡 領 杞
 音計大臨汀馨立 ○臨臯郡 領 道因
 寧迺白 ○臨關郡 領 東津河曲 ○東
 ○東萊郡 領 東平機張 ○義安郡 領
 提 ○密城郡 領 密津尚藥烏岳荆山
 郡 領 約章 ○大王郡 領 玄駝 ○壽昌
 濱八里花園

(出所) 金正浩『大東輿地圖』京城、京城帝國大学文學部、1936年／『大東地志』ソウル、漢陽大學附設國學研究院／亞細亞文化社、1976年。

物語っていて、本書は、国防上の必要性から、『新增東國輿地勝覽』（一五三〇年）などの成果を見直すべく、実学の第一人者により執筆された。李重煥は、朝鮮半島について、こう述べる。

「崑崙山の一脈は、大漠（タクラマカン砂漠・ゴビ砂漠）の南を行き、東は医巫閭山となる。これより大きく切断されて医巫閭山となる。これより大きく切断されて遼東平野となる。遼東平野を渡ると起きて白頭山となる。『山海経』にのべている不威山というのがこれである。

精気が北に千里走った所で、二つの川を挟んで南に向かい、寧古塔となる。南に一脈が抜き出て朝鮮山脈のはじめとなる。八道があつて、平安道は、瀋陽の隣りにある。咸鏡道は、女真と隣り合っている。つぎは江原道といい、咸鏡道を受けついでいる。黄海路というのは、平安道を受けつぎ、京畿道というのは、江原道と黄海道の南にある。京畿道の南は、忠清道および全羅道という。全羅道の東は、すなわち古新羅・卍韓・辰韓の地である。京畿道・忠清道・全羅道は、いにしへの馬韓・百済の地であり、咸鏡道・平安道・黄海道は、古朝鮮の高句麗の地である。江原道は別途で、濊貊の地である。その興滅については、いまだにまびらかではない。唐末に太祖（王建）があらわれて三韓を統合して高麗となり、そして我が朝を継承することになった。……」⁽⁸⁾

北龍は、中国東北から朝鮮半島に至り、龍穴を結び、それは海を越えて日本で龍穴を結ぶ。この地帯を私も二〇〇五年に移動を重ね、その今までに見聞したことのない龍脈の穴の姿を目撃した。一八六一年李朝朝鮮の実学者・地理学者朝鮮人金正浩は「大東輿地全圖」を作成した⁽⁹⁾。それは朝鮮最大・最高の科学的実測図で、同地図は、興宣帝大院君に献上され、その精巧地図を見て、国家機密を漏らした廉で投獄されたとされているが、それは事実ではない。その地図には、以下の説明がある。「崑崙山に発源する三大幹龍の一つ（北條幹龍）は医巫閭山となり、脈から

発した遼東の平原となったあと、白頭山として隆起する。この白頭山こそ朝鮮の山脈の祖山であり、……。この地気の移動と王朝の盛衰の歴史観から、朝鮮では、その白頭山から発した脈は半島全域の生命体組織を形成し、その気のネットワークこそ、地域の存在を規定するところとなる。

金正浩にとつても、その半島とその付け根、中国東北吉林の朝鮮人地区にある朝鮮人社会に対する龍を制する中国遼寧省の医巫閭山の存在はキイとされる。その問題関心の地域は、現在、渤海史論争、そして高句麗史論争、さらに東北工程論争を生んでいる。一方、清国は、間島の支配をもつて龍の穴を押さえ、白頭山平原を制して、北朝鮮にその支配地を拡大した。鴨緑江は朝鮮の白頭山に発するが、その河川は中国が支配しており、北朝鮮の経済的窓口は依然、中国の支配にある。そして、この白頭山は、朝鮮民族の国神の降誕の地であり、また抗日闘争ゲリラの活動の地である。したがって、朝鮮民族の聖地である。朝鮮で風水が重視されるのは、朝鮮が中華文化圏にある以上に、風水の龍法で中国に対抗する意識がその歴史力学を形成してきているからである。本稿の主題をめぐる社会的・政治的・国際的考察は、すべてその射程のなかにある。

朝鮮の中華思想にある歴史認識には、反日ナショナリズムも底流している。北朝鮮は、任那日本府論争にみるように、朝鮮半島における日本の存在をすべて否定するところにある。そのためには、一九六三年朝鮮・中国国境条約にみるように、朝鮮は、中国との妥協、朝鮮半島における中国の存在を受け入れてきた。韓国も、その歴史認識において同調してきたが、現在、その歴史認識は朝鮮半島における国威認識の構図において独自の状況を形成している。そして、その文脈で竹島の占領、日本海呼称の拒否にみるように、その小中華主義の認識と主張は依然、強い。

- (1) 小川琢治『支那歴史地理研究』弘文堂書房、一九二八年。
- (2) 青山定雄「元代の地圖について」東方學報、東京第八冊、一九三八年。
 青山定雄「李朝に於ける二三の朝鮮全圖について」東方學報、東京第九冊、一九三九年。
 張保雄「李朝初期、一五世紀において政策された地図に関する研究」地理科学、第一六号、一九七二年。
- (3) 廬思慎・金旨直・李苻『新增東國輿地勝覽五五卷』上・中・下、京城、淵上書店、一九〇六年／『東國輿地勝覽』四冊、朝鮮群諸体系第六——一〇輯、京城、朝鮮古書刊行會、一九一二年／『東國輿地勝覽』／『新增東國輿地勝覽』三冊、京城、朝鮮史學會、一九三〇年／索引二冊を含む六冊、ソウル、景仁文化社。
- 末松保和編『東國輿地勝覽索引續編』京城朝鮮總督府中樞院、一九四〇年／科学院古典研究室編『新增東國輿地勝覽索引』平壤、一九六三年／鄭孝恒・他編・李李苻・他増訂、国書刊行會、一九八六年。
- (4) そこには、日朝交流の成果が反映されていた。
 中村栄孝『日鮮關係史の研究』上・中・下、吉川弘文館、一九七〇年。
- (5) 風水は、中国古代思想に発し、ジョゼフ・ニードムも、『中國の科學と文明』一九〇〇—一九五年、第二卷吉川忠夫・他訳『思想史』思索社、一九七四年、三二二、四〇一—一五、四二二、四三四頁に、その意義が記述されている。それは、地理的特質に発し、天・地・生・人系統の整体有機循環を視點に、大地活体の理念に立脚している。千希賢・千桶編『中国古代風水的理論与实践——对中国古代風水的再認識』二冊、北京、光明日報出版社、二〇〇五年の記述は的確である。渡邊欣雄『風水氣の景觀地理学』人文書院、一九九四年は、風水を「氣」の景觀地理学と捉え、地人相關論に立つて諸相を描き出している。さらに、以下をみよ。
- 竹島卓一「風水説と支那歴代の帝王陵」、米林富男編『東亞學』第二輯、日光書院、一九四〇年。
- 三浦國雄『中国人のトポス——洞窟・風水・壺中天』平凡社、一九八八年／『風水——中国人のトポス』平凡社、一九九五年。
- 三浦國雄『風水・曆・陰陽師——中国文化の辺縁としての沖繩』榕樹書林、二〇〇五年。
- 三浦國雄『風水講義』文春新書、文藝春秋、二〇〇六年。

- 渡邊欣雄『風水思想と東アジア』人文書院、一九九〇年。
- 渡邊欣雄・三浦國雄編『風水論集』環中国海の民俗と文化第四卷、凱風社、一九九四年——中国のみならず、韓国、琉球のみならず、インドシナのヤオ族、バリ人の風水事例を分析している。
- 李人『風水辞林秘解』台北、泉源出版社、一九九〇年。
- 李夢日『韓国風水思想史——時代別風水思想の特性』ソウル、明寶文化社、一九九一年。
- 坂出祥伸『中国古代の占法——技術と呪術の周辺』研文出版、一九九一年。
- 妙摩・慧度『中国風水術』北京、中国文聯出版公司、一九九三年。
- 詹石窗『道教風水學』台北、文津出版社、一九九四年。
- 牧尾良海『風水思想論考』山喜房佛書林、一九九四年。
- 辛侖柱『正統風水地理學原点——風水學教科書』三卷、ソウル、明堂出版社、一九九四年。
- 何曉昕、宮崎順子訳『風水探源——中国風水の歴史と実際』人文書院、一九九五年。
- 月清円訳『原書地理風水』基礎篇・応用篇、鴨書店、一九九五年。
- J・J・M・デ・ホロト、牧尾良雄訳『風水——地霊人傑の思想』大正大学出版部、一九七七年／『中国の風水思想——古代地相術のバラード』第一書房、一九八六年。
- 小林祥晃『風水の奥義』廣濟堂、一九九五年。
- 崔昌祚、金在浩・洪谷鎮明訳『韓国の風水思想』人文書院、一九九七年。
- 崔昌祚、熊谷治訳『風水地理入門』雄山閣出版、一九九九年。
- リリアン・トゥー、小林祥晃監訳『図説風水大全』東洋書林、一九九八年。
- 千田稔編『風水・精神・哲学』古今書院、一九九八年。
- 黄永融『風水都市——歴史都市の空間構成』学芸出版社、一九九九年。
- 一丁・雨露・洪涌編『中国古代風水与建筑選社』石家庄、河北科学技術出版社、一九九六年／台北、藝術家出版社、

一九九九年。

聶莉莉・韓敏・曾士才、西沢治彦編『大地は生きている——中国風水の思想と実践』てらいんく、二〇〇〇年。

加納喜光『風水と身体——中国古代のエコロジー』大修館書店、二〇〇一年。

渡邊欣也『風水の社会人類学——中国とその周辺比較』風響社、二〇〇一年。

漢寶徳『風水與環境』天津古籍出版社、二〇〇三年。

邵偉華『中國風水全書』拉薩、西藏人民出版社、二〇〇四年。

水口拓寿『風水思想を儒学する』風響社、二〇〇七年。

金基徳「韓国の風水思想」、賈鍾壽編訳『韓国伝統文化論』大学教育出版社、二〇〇八年。

(6) 朝倉敏夫「韓国の風水研究——その回顧と展望」、武田旦編『民俗学の進展と課題』国書刊行会、一九九〇年。

野崎充彦『韓国の風水師たち——今よみがえる龍脈』人文書院、一九九四年。

日本の朝鮮統治において朝鮮の風水研究が行われた。

村山智順『朝鮮の風水』京城、朝鮮總督府、一九三二年／ソウル、圓光大學民俗學研究所、一九七一年／ソウル、學文閣、

一九七二年／国書刊行会、一九七二年／崔吉城訳、ソウル、民音社、一九九〇年／龍溪書舎、二〇〇三年／ソウル。景仁文化

社、二〇〇五年。

(7) 李重煥『擇里志』星湖李瀛、一七五一年／金藤真鋤和解『朝鮮八城誌 全』漢城、日就社、一八八一年／崔南善編『擇里

志』京城、朝鮮光文會、一九二二年／朝鮮研究會『東國山水録』京城、青柳綱太郎、一九二四年／清水鍵吉

訳『八城誌』自由討究社、一九二二年／李翼成訳『擇里志』ソウル、乙酉文化社、一九七一年／『李重煥 擇里志』ソウル、

ハンギル社、一九九〇年／李泳澤訳『擇里志』ソウル、三中堂、一九七五年／梶井陟訳、成甲書房、一九八三年／許敬震訳

『擇里志』ソウル、漢陽出版社、一九九六年／『択里志』——近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年。

韓活欣『星湖李瀛研究』ソウル、ソウル大学校出版部、一九八三年。

小石晶子「李重煥と『擇里志』」朝鮮学報、第一一五輯、一九八五年。

朴光用「李重煥の政治的一と『擇里志』著述」震檀學報、第六九輯、一九九〇年。

(8) 李重煥『捫里志——近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年、一三一—一六頁。

(9) 金正浩『大東輿地圖』京城、京城帝國大學文學部、一九三六年／『大東地志』ソウル、漢陽大學附設國學研究院／亞細亞文化社、一九七六年。

金正浩『輿圖備志』三冊、ソウル、韓國人文科學院、一九九一年。

金正浩『東輿圖』二冊、ソウル大學校奎章閣、二〇〇三年。

楊普景・洪谷鎮明「日本に所蔵される一九世紀朝鮮全図に関する書誌学的研究——『大東輿地全図』および関連地図を中心に」歴史地理学、第四五巻第四号、二〇〇三年。

「地図の上に路を作った 金正浩（キム・チョン補）の大東輿地図」Koreana、巻号二〇〇六、二〇〇六年。

3 領土の歴史論争

1 朝鮮半島をめぐる歴史論争

二〇〇四年七月日中国蘇州で開催された国連教育科学文化機関世界遺産委員会で、北朝鮮の平壤と南浦、及び中国東北の高句麗古墳群が同時に世界遺産として登録された。新華社は、この中国古墳群の存在に関して、七月二日「高句麗は歴代中国王朝と隷属関係を含む、王朝の制約と管轄を受けた地方政権であった」と報じ、さらに「強固な山城、雄大な陵墓、煌びやかな古墳壁画は、中国文化の重要な構成部分となっている」と述べた。人民日報も、二〇日「高句麗は漢・唐時代に中国東北にあった少数民族の政権であった」と報じた。北朝鮮は、この認識を受け入れた。この報道の朝鮮半島の三国時代における北朝鮮の高句麗に関する指摘に、百済と新羅が存在していたところの韓国が反発

した。それは、朝鮮民族のルーツにかかわる根源的な問題に関わっていたからであった。日本の関心の一つもそこにあった。

高句麗は、韓国史書『三国史記』の「高句麗本紀」に、始祖東明王が紀元前三七年に卒本川に都を創り、国号を高句麗と称し、その卒本川は現在の中国遼寧省丹東であった。^①高句麗は、四二七年平壤に遷都し、五世紀には中国東北にも跨る最大の国土を誇り、中国の国家、及び朝鮮半島中南部に出現した新羅及び百済と覇権を争った。韓国の歴史教科書『国史』（二〇〇四年）に、以下の通り、記述されている。

「引き続き対外膨張によって、高句麗は、東北アジアの覇者として君臨した。高句麗は、満州と韓半島にかけて広大な領土を占め、政治制度が完備した大帝國を形成し、中国と対等な地位で、力を争った。」

また、『三国史記——高句麗本紀』には、以下の記述がある。

「楊帝は、近習の重臣に「高句麗は異民族の小國であるのに、上國を侮辱している。いま（隋の方は）海を抜き山を移してなお余力があると思うほどである。ましてこの異民族など問題にするに足らるか」といった。^②」

「楊帝は（高句麗）王に入朝するよう求めたが、王はこの勅命に従わなかった。（そこで楊帝は）將軍たちに勅命を出して、再び後退拳（討伐）をはかるよう命じたが、ついに実行されなかった。^③」

高句麗は、六六八年唐と新羅の連合軍によって滅亡した。高句麗は進んだ鉄器文化と騎馬軍団を有する軍事國家で、その古墳の壁画文化は評価が高く、その北朝鮮遺跡の壁画に描かれる高句麗人の貴人の姿は、奈良明日香村の高松塚古墳の壁画との比較においても注目されている。このことは、この五〜七世紀に、高句麗と日本との交流があったことを証拠づけている。この高句麗は、部族社会を統合して王が支配した國家であり、律令制度や法律体系、さらに古

墳壁画の文化において、独自の存在を誇った。⁽⁴⁾ 中国社会科学院では、一九九六年に「東北辺境歴史と現状の系列研究工程」（略称、東北工程）が着手され、その壮大な研究に対して、⁽⁵⁾ 韓国は強く反発した。そして、論争となり、⁽⁶⁾ 韓国政府は二〇〇四年春、高句麗研究を目的とする高句麗研究財団を設立し、研究は大きく進み、高句麗研究会報告『高句麗正体性』（二〇〇四年）、『韓国学界の東北工程対応論理』（二〇〇七年）が刊行された。⁽⁷⁾ さらに、二〇〇六年九月東北亜歴史財団が創設され、本格的な研究に入った。⁽⁸⁾

2 渤海史論争

渤海は、六九八年から九二六年にかけ、中国東北から朝鮮半島北部、そしてロシアの沿海地方にかけて存在した国家で、唐、新羅、日本との通交の要所にあった。『新唐書』によれば、本来、粟末靺鞨で、高句麗に従っていた。渤海は、遼東半島と山東半島の内側にあつて、黄河が注ぎ込む湾状の海域を指すが、初代国王大祚榮が河北省渤海郡の郡王に任ぜられたことで、その国の国号となった。六九〇年即位の武則天は遼寧に共生移住させられていた契丹の暴動に乗じて、粟末靺鞨人が高句麗の残党とともに、高句麗の故地に進出し、東牟山（延辺朝鮮族自治州敦化市）に震国を樹立し、七一三年大祚榮が唐に入朝し、渤海郡王に冊封され、その後、同国は著しい軍事膨張を続けた。

日本では、渤海史の主題は、交流史として注目されており、考古学研究を通じて満州史における歴史認識の主題を形成してきた。そうした渤海史研究のなか、北朝鮮では、渤海を高句麗を継承する国家として位置づけ、渤海史を新羅史と対置した。これに対して、韓国では、渤海史を南北朝時代の北国史として、韓国史に組み入れた。但し、李熙範『中世東北亞細亞史研究』は、渤海を高句麗の遺民によって建国された高句麗の復興国としつつも、それを韓国の体系史に組み入れるのは慎重であった。⁽⁹⁾

ここでもまた、近年、渤海の歴史的地位をめぐる、渤海国を朝鮮民族の王朝と見做すか、中国の少数民族による地方政権と見做すかをもって、韓国及び北朝鮮と中国の間で歴史論争となった。それを提起したのは、中国の東北工程の歴史観で、高句麗を継承して成立した渤海は、新羅と対立し南北時代を形成した朝鮮史観に対し、高句麗と同様に中国の中原国家の冊封関係にある地方政権に過ぎないとしている¹⁰。日本では、渤海を靺鞨人と高麗の遺民の国家であるとする説が有力である¹¹。

その東北工程は、鳥山喜一の渤海定説に直接に挑戦した。二〇一一年の東北亜歴史財団の報告『渤海對外關係史資料集成』は、渤海国の没落期における唐・新羅・渤海交渉と対立、渤海遺民と高麗関係などを論じて、渤海の国家存在を明らかにした¹²。

3 東北工程論争

高句麗史・渤海史研究の基礎を築いたのは南満州鉄道株式会社の東京支社に設置された満鮮歴史地理調査部で、その事業は、東京帝国大学文科大学に移管して実施した、白鳥庫吉・箭内互・松井等・稲葉岩吉らは、高句麗人・渤海人は北方ツングース民族、今日の韓族でないと認識し、朝鮮古代史の中心は新羅であるとした。それで、朝鮮総督府の朝鮮史編纂事業による刊行の『朝鮮史』には、渤海に関する記述はなかった。

中国の国家プロジェクトとして一九九七年に中国社会科学院中国边疆地史研究中心を母体に東北工程が着手され、二〇〇〇年以降、その成果が公表されるにいたった。その主要成果は、以下の通りであった。

馬大正「發展中国边疆史地研究几点思考」中国边疆史地研究、一九八八年第四期。

馬大正「中国古代边疆政策研究綜述」上・下、中国边疆史地研究、一九八九年第三期、一九八九年第四期。

馬大正主編『中国東北边疆研究』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

馬大正・李大龍・耿哲華・漢赫秀「古代中国高句麗歴史統論」東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

耿哲華『好太王碑一千五百八十年祭』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

李大龍『漢唐藩属体制研究』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇六年。

張碧波「高句麗研究中的誤区」中国边疆史地研究、一九九九年第三期。

李德山「東北边疆和朝鮮半島古代国族研究」中国边疆史地研究、二〇〇一年第四期。

李德山・栾凡『中国東北古民族發展史』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

刁書仁「論明前記幹朵里女真与明、朝鮮的關係——兼論女真对朝鮮向凶們江流域拓展疆域的抵与闘争」中国边疆史地研究、第一二卷第一期、二〇〇二年。

王曉菊『俄國東部移民開發問題研究』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

張鳳鳴『中国東北与俄國』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年。

李国強「東北工程」与中国東北史的研究」中国边疆史地研究、第一四卷第四期、二〇〇四年。

利淑英・耿哲華「兩漢時期高句麗的封国地位」中国边疆史地研究、第一四卷第四期、二〇〇四年。

楊郡『高句麗民族与国家的形成和演變』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇六年。

郝慶雲『渤海国史』東北边疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇六年。

馬大正編『中国東北边疆研究』はその集大成で、所収の姜維東「高句麗研究的若干問題」は、白鳥庫吉の「箕孤は

朝鮮の始祖に非ず」(一九一〇年)に対して、箕孤を完全に否定し、それは「朝鮮と中国の悠久の歴史的淵源を割断して」いるからである、と断定した。¹³ 姜維東は、さらに、白鳥庫吉の一八九四年以降の「檀君考」、「朝鮮古伝説考」、「朝鮮古代地名考」、「朝鮮古代王号考」、「高句麗の名称に就きての考」など満鮮史研究に対して、「朝鮮と中国の歴史・文化的關係を過小評価し、古朝鮮と満州・蒙古との關係を粉飾し、努めて朝鮮人の民族意識を宣伝強調し、「韓国の独立」と「満州の中立地区化論」を主張した」と論断した。この指摘は、歴史に対する妄言というほかはなからう。この白鳥庫吉の業績を集成した『満鮮史研究』は、漢民族中心の中国史に対して、満州・朝鮮における異民族支配が事実であったとするもので、その意味では、この地域の主体性を確認し、中国東北史・朝鮮史に新天地を開拓した意義があった。¹⁴ そこでは、日鮮満同源論も批判された。¹⁵

東北工程は、高句麗と渤海を中国の地方政權として扱い、遼寧省庄河県の高句麗城入口の石碑にある「國利民族是中國古代華夏民族大過程の一圓」、「高句麗政權是中國東北少数民族地方政權」の碑文をもって、『中国東北史』は、東北工程の研究成果を集成したものととして評価し、蔣蕙蕙・王小甫・他『中韓關係史』(一九九八年)における高句麗を中国王朝に対応するこれまでの朝鮮史の王朝記述は拒否され、¹⁶ 孫進己らの東北工程グループが「高句麗は歴代中国王朝と隷属の關係にあり、中原王朝の管轄にあった地方政權」とする公式見解をもって全面的に修正・変更し、そこでは、中国東北史は新しい次元の記述となり、¹⁷ それは渤海史論争にも発展した。¹⁸ その論争をめぐる韓国報道は、以下の経過を辿った。

「中国、「政府樹立前」韓国をHPから削除」朝鮮日報、二〇〇四年九月一七日。

「高句麗史、いつまで中国に引きずられるのか」朝鮮日報、二〇〇四年九月一七日。

【高句麗史歪曲】中国、「五項目の高等了解」順守確認」朝鮮日報、二〇〇四年九月二二日。

「中国遼寧省の石碑「高句麗は中華民族」」朝鮮日報、二〇〇五年二月二三日。

「中国の大学教材も高句麗・扶余は中国史の一部」朝鮮日報、二〇〇六年八月九日。

「『東北工程』に沈黙する北朝鮮」朝鮮日報、二〇〇六年九月一〇日。

「東北工程——百済・新羅も「中国史の一部」」中国社会科学学院」朝鮮日報、二〇〇七年六月四日。

「韓国古代史研究の争点と韓国学界の研究水準」朝鮮日報、二〇〇七年八月二〇日。

「東北工程——高句麗史の歪曲やめない中国政府」上・下、朝鮮日報、二〇一一年九月一九日。

これに対する韓国の研究は、白山学界が早くから取り組んできたが、東北亜歴史財団を中心¹⁹に本格的に始まった²⁰。そして、韓国歴史教科書に高句麗史の記述が盛られるところとなった。

4 高句麗論争の争点

以下、高句麗論争をめぐる中国、韓国それぞれの立場を明記しておこう。

高句麗史を中国史の一部とする中国の見解

1、高句麗は、中国の中原王朝の統治秩序のなかで建設された。

高句麗が誕生した地域は、紀元前三世紀には燕の領域であり、秦が六国を統一した後は、秦の遼東外遼に属した。漢が紀元前一〇八年衛満朝鮮を滅亡させ、玄菟郡を設置した時点では、高句麗は玄菟郡高句麗県に属していた。紀元前三七七年に高句麗始祖朱蒙が高句麗の五部を統一しており、朝鮮とは直接関係はない。

2、高句麗は独立国家ではなく、中国の中央王朝の地方政権である。

高句麗の始祖朱蒙の建国以前の高句麗県、それまで東漢王朝に臣属していた。したがって、二二〇年から四三六年までの高句麗は、中央により高句麗・高句麗汪・征東大將軍・營輯刺史・樂浪郡公などの官職を授与され、朝貢関係にあった。

3、高句麗は、中国古代の一民族である。

高句麗が滅亡した後、高句麗の末裔は中原地域・突厥・渤海などに吸収され、朝鮮半島の大同以南の一部高麗陣は新羅に統合された。現在の朝鮮民族は、古代の三韓、即ち新羅人で、高句麗の末裔は少数に過ぎない。

4、隋・唐と高句麗の間の戦争は、中国の国内戦争である。

高句麗の領域は漢民族が支配していた地域であることから、隋・唐の高句麗との戦争は中国民族内部の統一戦争に過ぎない。

5、王氏高麗は高句麗を継承していない。

新羅の將軍、王建は新羅を滅亡させて高麗を建設したが、新羅の金氏王族を継承したもので、高句麗の高氏王族を継承していない。首都開城は新羅の旧領土であり、高句麗の旧領土ではない。王氏高麗は、新羅人と百濟人が建設したもので、高句麗の末裔が建設したものではない。王氏高麗は朝鮮の歴史であり、高句麗（高氏高麗）は中国人が建設した中国の歴史である。

6、したがって、朝鮮半島の北部地域は、中国の歴史に属する。

朝鮮半島の北部地域が朝鮮民族の居住地となったのは一五世紀以後のことで、五世紀に高句麗が首都を平壤に移しても、高句麗を朝鮮の歴史として論じられるものではない。平壤遷都以後、朝鮮の歴史ということはできないし、高

句麗が二つの国に分かれて所属することなどできない。五世紀以後の高句麗も、中国にあった地方政権であった。

唐は、大同江以南の地域を、新羅に割譲した。遼は、鴨緑江の東側の女真領土を、高麗に割譲した。明は、図門江（豆満江）以南の土地を、朝鮮に割譲した。現在の朝鮮国境北部は、朝鮮民族が勢力を拡張し形成したものである。

高句麗史を中国史ではないとする韓国の見解

1、高句麗は一貫して独立王朝を形成してきた。

高句麗は、中国東北地域及び朝鮮半島北部から中国の漢民族を消滅させ、半島の百済・新羅両王朝の形成を促し、朝鮮民族の形成に与った。

2、高句麗は、中国中原王朝に朝貢する時期があり、官職も授与されたが、それは前近代の外交的儀礼に過ぎず、他方、高句麗は、百済・新羅・倭国と国交関係にあり、高句麗と百済・新羅の存在とは本質的に区別がない。高句麗の独立期には、中国には一貫して中央政府のような統一政府は存在せず、高句麗は地方政権ではない。

3、高句麗が滅亡した後、高句麗の末裔は中国中原地域・投厥・渤海などに吸収され、高句麗人の一部が唐の強制移住によって中国内地に移住したものの、高句麗の故地に残された高句麗人は高句麗の復興運動を行い、その結果として渤海国が建設された。彼ら高句麗人は渤海と新羅に加わり、渤海の滅亡後は、その大多数が高麗に吸収され、現在の朝鮮民族を形成している。

4、高句麗が独立国家である以上、隋・唐と高句麗の間の戦争は国内戦争ではなく、国内戦争の論理は成立しない。

5、高麗が高句麗の復興運動を継承して建国されたものである以上、高麗王朝における高句麗の継承意識は明確で、国名を高麗としたのもそのためである。

6、箕子朝鮮・衛満朝鮮は、中国人が建設したとの伝承で、朝鮮半島北部を中国の歴史とする主張は成立しない。殷の箕子東来説である箕子朝鮮の建国説は伝承に過ぎない。燕の衛満朝鮮も中国の歴史とすることはできない。⁽²¹⁾

その争点である箕子朝鮮・衛満朝鮮の伝説が実際、どこまで有用であるかは議論が残る。議論の底辺にあるのは、現在の鴨緑江を中国・朝鮮国境とする現実の追認となっている。したがって、中国は、高句麗を中国高句麗といい、この中国古代史の朝鮮古代史への組み込みに反発が起きた。実際、中国東北地域と朝鮮半島に流入した中国人が深く関わり、漢四郡に中国人が存在したのも事実であるが、遼東に多数の朝鮮人が居住していたのも事実であり、それは高句麗の旧領土の三分の二が中国東北地域に残り、高句麗の歴史遺跡がそこに残っているためである。これに対して、四二七年の平壤遷都に立つて檀君神話をもつてする建国ナシヨナリズが発揚されたことで、その認識が混乱し、論争となった。そして、その論争は、中国・朝鮮国境の確認にまで、波及した。韓国は、朝鮮半島北部を支配していないが、憲法上はその管轄地域とされており、自国の国家存在の確認にかかわる争点としている。

なお、この論争には中華意識が大きく作用しており、日本をも巻き込んだ論争となった。そこでは、古代日本は、朝鮮半島から稲作など先進文化を学び発展させてきたという、いわゆる定説も覆された。半島最古の正史『三國史記』は、新羅を建設したのは、倭人・倭種であり、中国『隋書』にも、新羅も百済も倭国を文化大国として教仰していたことは明記されている。

さらに、韓国の数学者金容雲は少なくとも列島と半島は不分離であったが、百済の滅亡で双方は分離し、日本は、そこから成熟し、日本語と朝鮮語の間に突然の変移が生じ、音韻対応は消失したとしている。⁽²²⁾

5 檀君神話論争

この歴史論争の遠因は、一九九二年の中国・韓国为国交樹立が成功し、韓国では、分断された社会主義の北朝鮮の認識、そして北朝鮮と交流のあった中国朝鮮族への関心が現実には浮上したことにある。そして、民族の聖地、檀君建国神話の檀君の父君桓雄が地上に降り立った民族発祥の地、白頭山への登山が可能となり、その白頭山観光の拠点となった中国東北延吉市及び延辺朝鮮族自治州との民族的・文化的・経済的交流が深まった。これにより一九九〇年代を通じて檀君神話が韓国の歴史認識のなかに定着するところとなり、韓国の延辺観光客は、この地、いわゆる間島は古朝鮮で、高句麗、そしてそれを継いだ渤海の領土としてわが朝鮮民族の舞台であるとの認識を深め、朝鮮族に対する民族感情が大きく鼓吹された。それは民族問題としての間島問題の再浮上を意味した。

そこで、間島Ⅱ古朝鮮に対する明確な公式回答が提出されることとなった。この認識を確認したのは、馬大正編『中国東北边疆研究』所収の焦潤明「解決辺界争議的法理原則」で、「韓国が我が国領土に対する領土的野心をさらに露骨にした」上で、図們江流域の北岸を間島とし、長白山（白頭山の中国名）地区を李氏朝鮮発祥の地であると口実を付けて中国延辺地区を歴史上朝鮮の領域であるとする妄言を提出した、と論断した。それに対して、いわゆる北方領土論として、以下の韓国文献が刊行された。

申基碩 『間島領有権に関する研究』ソウル、探求堂、一九七九年。

俞政甲 『北方領土論——新しい時代精神・多勿精神』ソウル、法経出版社、一九九一年。

梁泰鎮 『韓国國境史研究』ソウル、法経出版社、一九九二年。

盧啓鉉 『高麗領土史』ソウル、甲寅出版社、一九九三年。

白山學會編『間島領有権問題論攷』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。

そして、檀君神話研究も取り組まれた⁽²³⁾。

焦潤明のかかる指摘は、以上の著者が歴史教科書の改修を要求し、中国東北部を「韓国の歴史的疆域の版図」を申し立て、古代史研究に混乱を引き起こしたことへの批判にあつた。彼が、そこで指摘した誤謬六点は、以下にある⁽²⁴⁾。

1、いわゆる「朝鮮古類型人」を現代朝鮮人の直接の祖先としている。
2、「古朝鮮（箕氏朝鮮）」、高句麗の「朝鮮古類型人」の国内建設を朝鮮王朝とし、その領土を現代朝鮮領土としている。

3、戦国時期から隋唐時期、中国は朝鮮を侵略し、朝鮮国土に覇権を行使した。

4、渤海国は高句麗の直接の後継国で、朝鮮史は、南北王朝を形成した。

5、唐は渤海に対する侵略者で、清朝まで、中国歴代王朝は朝鮮に対する侵略者であつた。

6、図們江流域北岸「間島」の長白山地区は李氏朝鮮の発祥地であつて、延边地区は朝鮮領土としている。

その韓国の歴史認識が、中国朝鮮族に拡大することで、中国としては、内政問題が噴出するところとなつた。それは、後述する間島問題の再浮上となり、加えて、一九九三年平壤近郊、江東郡江東大朴山の檀君陵から檀君夫妻の遺骨が発見されたとの報道で⁽²⁵⁾、南・北朝鮮で檀君神話に呼応する動きが盛んになり、巨大施設の建設となつた⁽²⁶⁾。

一九九三年の発掘調査で、高句麗時期の積石塚古墳であることが確認され、出土した古い一組の男女骨が年代測定で五〇一年±二六七年前と解析され、紀元前二五〇〇年の檀君紀元に遡ることが確認された。その遺跡は一九九四年一〇月竣工された。

この檀君陵の地名は、李氏朝鮮時代からのものである。⁽²⁷⁾

ここに「古朝鮮」が分断国家、北朝鮮と韓国、そして延辺朝鮮自治州の中国朝鮮族の間に、民族感情、民族一体性が強く鼓吹され、これに対し、中国当局は、それを非学術的な「一九九〇年代民族主義傾向」と非難し、檀君神話論争となった。⁽²⁸⁾

一九九九年一二月韓国で、在外同胞法が制定され、海外に居住しても、韓国に戸籍を有する者に対して韓国国籍を二重国籍として認めることとなった。この問題は、中国朝鮮族に対する中国の管理を難しくしたことは必然で、中国が反発し、同法は頓挫した。そして、二〇〇二年二月高句麗史を「中国史の一部」とした東北工程が登場した。

そこでの、『三国遺事』の「古朝鮮」にある檀君神話は、以下の通りである。⁽²⁹⁾

「古記にいうには、むかし恒因（帝釈をいう）の庶子、恒雄はつねづね天下に対して関心をもち、人間世界を欲しがっていた。父は子供の気持を察して、下界の三危太白（三危は三つの高い山、太白はその中の一つ）を見おろしてみると、（そこは）人間をひろく利するに十分であったので、（その子に）天符印三個を与え、降りて行って（人間世界を）治めさせた。（そこで）恒雄が部下三千を率いて太伯山の頂上（太伯は今の妙高山）の神壇樹の下に降りてきて、そこを神市と読んだ。この人が恒雄天王である。（彼は）風伯・雨師・雲師らを従えて、穀・命・病・刑・善・悪を司り、あらゆる人間の三百六十余のことがらを治め、教化した。

時に一頭の熊と一頭の虎とが同じ穴に住んでいて、神雄（恒雄）に祈っているには、「願わくば化して人間になりとうございます」と。そこで、あるとき恒雄は霊妙な艾ひとにぎりど、蒜二十個を与えて「お前たちがこれを食べて百日間日光を見なければ、すぐに人間になるだろう」といった。熊と虎がこれをもらって食べ、物忌み

すること三七日(二十一日)に、熊は変じて女の身となったが、虎は物忌みができなくて人間になれなかった。熊女は彼女と結婚してくれるものがいなかったの、いつも神(壇)樹の下で、みごもりますようにと祈った。恒雄がしばらく身体を変えて(人間となって)結婚し、子を産んだ。名前を壇君王儉といった。

(王儉は)唐高堯が即位してから五十年たった虎寅(唐高の即位元年は戊辰であり五十年は丁巳であって、庚寅ではない)に、平壤城(今の西京)に都に移し、はじめて朝鮮と呼び、その都を白岳山の阿斯達に移した。そこを弓(方とも書く)忽山、または今弥達ともいう。国を治めること一千五百年間であった。³⁰⁾」

かくして、檀君は古朝鮮国を開き、その始祖となった。檀君は多くの民を率い白頭山の麓の阿斯達に降り、王儉城に都を定め一五〇〇年もの間、国を治めた。ここでいう太伯山は白頭山で、但し、桓雄が降りたところは、北朝鮮平安北道(道都新義洲)の妙高山脈の妙高山という説もある(前記、「古朝鮮」の翻訳者はその一人、訳者の壇はそのままである)が、白頭山であると多くの人が信じている。

6 任那日本府論争

四世紀中頃から六世紀半ばまで、ほぼ二〇〇年間、日本は朝鮮半島南部に進出し、植民地的経営を行っていた、その地域が任那で、それはその小国の名である。日本の半島関与は、一〇八年設置の樂浪郡への貢献及び貿易にあり、樂浪郡は北方から下ってきた高句麗族によって滅ぼされ、樂浪郡から分離して日本との関係を維持した帯方郡は南方の韓族、東方の濊族によって滅ぼされた。そこで、百済国、新羅国が成立したものの、日本の間接支配は続いた。日本は遣唐使の往来を続けたが、その背景には任那の存在があったからである。なお、任那は釜山の地方にあったとき、任那一〇国は、次の諸国である。安羅国(咸安)、加羅国(高靈)、斯二岐(宣寧郡新反里)、多羅国(陝川)、卒麻国

（性林面馬沙里）、古嗟国（固城）、巳他国（居晶）、散半下国（草溪）など。

日本は、四世紀に成立した大和が朝鮮半島に進出し、そこに任那日本府を置いた。二〇〇一年扶桑社中学歴史教科書『新しい歴史教科書』にその記述が登場した。既に一九六三年九月二〇日朝鮮民主主義人民共和国科学院歴史研究所所長金錫亨と金熙一・孫英鐘は、労働新聞論文「『世界通史』の朝鮮に関する叙述の重大な錯誤に関して」で、任那日本府の存在を否定した。同論文は、一九五五年ソ連科学アカデミー編の『世界通史』の関連もあつて、一〇月一八日人民日報に掲載された。しかし、その中国側の掲載の意図は、金錫亨らは、任那日本府は日本帝国主義の御用学者が日本の朝鮮占領の歴史を擁護するために捏造したとする北朝鮮の見解に対する反論にあつた。さらに、金錫亨らは、任那だけでなく、新羅、百濟、告馬（高句麗）など、『日本書紀』に記されている諸国も、日本列島内に存在した朝鮮系「分国」とされる分国説を主張しており、これら分国と日本列島内の土着勢力を統御し掠奪するために大和王が列島内に設置した機関としていた³¹。これに、村山正雄が反論した³²。

これを機に、南・北朝鮮の歴史学者は、任那日本府の抹殺の走り、任那日本府は、任那に存在した大和国の通商事務所に過ぎないと断定した。こうして、中国正史『三国志』、『宋国』、『隋書』、『北史』、さらに『三国史記』、『三国遺事』、あるいは金石文史料の「高句麗広開土王碑文」などの任那日本府の記述を、すべて否定した。これに対して、中国延辺大学の善春元は、マルクス主義国家学説に忠実に立脚して挑戦して、北朝鮮史学界は「荒唐無稽」にあると論評した³³。日本古代史学界では、鈴木英夫らの「任那日本府」史観の検証が進んだ³⁴。

平壤近郊至るところに分布する古墳群は、例外なく中国の円頂方台封漢墓と完全に一致している。出土品は、いずれも漢王朝の製造品で、中国朝廷が樂浪郡に派遣した太守の行員や漢人官吏の印章（封泥）も、多数出土している。

北朝鮮史学界は、平壤を中心とする樂浪郡は朝鮮半島には所在せず、中国東北遼河下流域に位置していた、と主張した。これは、任那日本府の所在地を朝鮮半島から日本列島に置き換えた捏造と同じ手法である。一方、韓国では、一九七〇年、ソウル大学教授韓ユウキンは『韓國通史』で、任那日本府は否定されていた。それは、日本人に対する屈辱を日本の存在を拒否することで、正当づける手法であった。³⁵ 現在、韓国の歴史学会は、この解釈の立場を停止した向きがある。依然、任那符論争は続いている。³⁶

(1) 青柳綱太郎編『三國史記——原文和譯對照』上・下、京城、朝鮮研究會、一九一四年／金富軾『三國史記』六冊、東京帝國大學文學部東洋史學科、一九二五—二六年／朝鮮史學會編、京城、朝鮮史學會、一九二八年／京城、近藤書店、一九四一年／國書刊行會、一九七一年／學習院東洋文化研究所、一九六四年／金鍾權訳『完譯三國史記——附・原文』ソウル、先進文化社、一九六〇年／ソウル、景仁文化社、一九六九年／二冊、ソウル、太陽書籍、一九七二年／民族文化推進會編『三國史記』ソウル、民族文化推進會、一九七三年／林英樹訳、三冊、上卷新羅本紀・中卷高句麗本紀・百濟本紀・下卷雜志・列傳、三一書房、一九七四—七五年／辛鎬烈訳、ソウル、東西文化社、一九七六年／李兵燾訳、上・下、ソウル、乙酉文化社、一九八三年／金思燁訳、明石書店、一九九七年／鄭求福・他訳『譯註三國史記』城南、韓國精神文化研究院、一九九九年／井上秀雄訳『三國史記』四冊、東洋文庫、平凡社、二〇〇六年。

金富軾、鈴木武樹訳『三國史記——倭國關係』大和書房、一九七五年。

佐伯有清編訳『三國史記倭人伝・他六篇』朝鮮正史日本伝第一卷、岩波文庫、一九八八年。

書景文化社編『三國史記の新研究』慶州、新羅文化宣揚會、一九八一年。

申澄植『三國史記研究』ソウル、一潮閣、一九八一年。

金聖吳『沸流百濟と日本の国家起源——「三國史記」・「日本書記」の一元的復原を中心とした』ソウル、知文社、一九八二年。

黛弘道編『古代国家の歴史と伝承』吉川弘文館、一九九二年。

高寛敏『『三国史記』の原典的研究』雄山閣出版、一九九六年。

鄭大均・古田博司編『韓国・北朝鮮の嘘を見破る——近代史の争点三〇』文春新書、文藝春秋、二〇〇六年。

横山和子『日本古代史の解明に挑む——『古事記』『日本書紀』『三国史』から読み解く』丸善岡山支店サービスセンター、二〇〇八年。

室谷克実『日韓がタブーにする半島の歴史』新潮新書、新潮社、二〇一〇年。

(2) 井上秀雄訳『三国史記——高句麗本紀』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年、一九三頁。

(3) 前掲書、一九六頁。

(4) 片野次雄『戦乱の朝鮮三国』誠文堂新光社、一九八五年／『戦乱三国の 코리아史——高句麗・百濟・新羅の英雄たち』彩流社、二〇〇七年。

李殿福・孫玉良、姜仁求・金瑛洙訳『高句麗簡史』ソウル、三省出版社、一九九〇年。

申澄植『集安高句麗遺跡の調査研究』ソウル、國史編纂委員會、一九九六年。

孔錫龜『高句麗領域擴張史研究』ソウル、書景文化社、一九九八年。

琴京淑『高句麗前期政治史研究』ソウル、高麗大學校民族文化研究院、二〇〇四年。

劉炬・付百臣・他『高句麗政治制度研究』香港、香港亞洲出版社、二〇〇八年。

金鎮漢『高句麗後期對外關係史研究』ソウル、韓國學中央研究院韓國學大學院、二〇一〇年。

(5) 楊枝春吉・耿鉄華主編『高句麗歴史与文化研究』長春、吉林文史出版社、一九九七年。

魏存成『高句麗遺迹』北京、文物出版社、二〇〇二年。

厉声・朴文一主編『高句麗歴史問題研究論文集』延吉、延边大学出版社、二〇〇五年。

姜維恭『高句麗歴史研究初編』長春、吉林大学出版社、二〇〇五年。

李春祥『高句麗与東北民族疆域研究』長春、吉林文史出版社、二〇〇六年。

李国強・李宗勛主編『高句麗史新研究』延吉、延辺大学出版社、二〇〇六年。

(6) 山本勇二「高句麗をめぐる中韓歴史論争」海外事情、二〇〇四年九月号。

下條正男「高句麗歴史論争と間島問題」海外事情、二〇〇四年一二月号。

(7) 高句麗研究会編『高句麗國際關係』ソウル、學研文化社、二〇〇二年。

高句麗研究会編『高句麗正體性』ソウル、高句麗研究会、二〇〇四年。

高句麗研究会編『韓國學界の東北工程對應論理』ソウル、高句麗研究会、二〇〇七年。

(8) 『東北アジアの歴史和解に向けての大きな一歩』ソウル、東北亞歴史財團、二〇〇九年。

(9) 主栄憲「渤海文化」考古民俗、一九六六年二月号。

主栄憲「渤海中京顯徳府について」考古民俗、一九六六年二月号。

主栄憲「渤海は高句麗の継承者」考古民俗、一九六七年二月号。

李熙範『中世東北亞細亞史研究』ソウル、東國大學校韓國學研究所／亞細亞文化社、一九七五年。

浜田耕策「渤海史をめぐる朝鮮史學界の動向——共和国と韓国」『南北国時代』論について」朝鮮學報、第八六輯、

一九七八年。

(10) 孫進己・孙海主編『高句麗・渤海研究集成』六冊、哈爾濱、哈爾濱出版社、一九九四年。

第一卷／第三卷 「高句麗卷」一・二・三。

第三卷／第六卷 「渤海卷」四・五・六。

(11) ①鳥山喜一・他『渤海史上の諸問題』風間書房、一九六八年。

森安孝夫「渤海から契丹へ」、『東アジア世界における日本』古代史講座第七卷、学生社、一九八二年。

三上次男『高句麗と渤海』吉川弘文館、一九九〇年。

李殿福・他『高句麗・渤海の考古と歴史』学生社、一九九一年。

上田雄『渤海国の謎——知られざる東アジアの古代王朝』講談社現代新書、講談社、一九九二年。

- 上田雄『渤海国』講談社学術文庫、講談社、二〇〇四年。
- 森田悌「渤海の狩猟について」弘前大学國史研究、第九四号、一九九三年。
- 方學鳳主編『渤海史研究』四冊、延吉、延边出版社、一九九三年。
- 韓圭哲『渤海の對外關係史——南北朝の形成と展開』ソウル、新書苑、一九九四年。
- 朱国忱・魏国忠、佐伯有清・浜田耕策訳『渤海史』東方書店、一九九六年。
- 魏国忠・朱国忱・趙哲夫『謎中王国探秘——渤海国考古散記』濟南、山東畫報出版社、一九九九年。
- 濱田耕策『渤海国興亡史』吉川弘文館、二〇〇〇年。
- 石井正敏『日本渤海關係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年。
- 紀勝利・郝慶雲「渤海国初の際国号考」中国边疆史地研究、第一四卷第二期、二〇〇四年
- (12) チャンジェジン、キムジョンボク、イムソクキュ『渤海對外關係史資料集成』ソウル、東北亞歴史財團、二〇一一年。
- (13) 姜維東「高句麗研究的若干問題」、馬大正編『中国東北边疆研究』東北邊疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年、一五一頁以降。
- (14) 白鳥庫吉「檀君考」學習院輔仁會雜誌、第二八号、一八九四年。
- 白鳥庫吉「朝鮮古傳説考」史學雜誌、第五編第一二号、一八九四年。
- 白鳥庫吉「朝鮮古代諸國名稱考」史學雜誌、第六編第七・八号、一八九五年。
- 白鳥庫吉「朝鮮古代地名考」史學雜誌、第六編第一〇・一一号、第七編第一号、一八九五—九六年。
- 白鳥庫吉「朝鮮古代王號考」史學雜誌、第七編第二号、一八九六年。
- 白鳥庫吉「高句麗の名稱に就きての考」國學院雜誌、第二卷第一〇号、一八九六年。
- 白鳥庫吉「箕孤は朝鮮の始祖に非ず」東京日日新聞、一九一〇年八月三一日。
- 白鳥庫吉『朝鮮史研究』白鳥庫吉全集第三卷、岩波書店、一九七〇年／『朝鮮史研究』岩波書店、一九八六年。
- (15) 喜田貞吉「日鮮兩民族同源論」民族と歴史、第六卷第一号、一九二二年七月。

金澤庄三郎『日鮮同祖論』京城、汎東洋社／刀江書院、一九四三年／成甲書房、一九七八年。

河野六郎「日本語と朝鮮語の二三の類似」、八學會連合編『人民科學の諸問題——協同研究課題『稻』』關書院、一九四九年。
本山美彦『韓国併合と同祖神話の破綻——「霧」の下の修羅』御茶の水書房、二〇一〇年。

(16) 蔣蕙蕙・王小甫・他『中韓關係史』三冊、古代卷・近代卷・現代卷、北京、社会科学文献出版社、一九九六—一九八八年——蔣蕙蕙・王小甫・翁天兵・趙冬海・張帆・徐万民は、古代卷の執筆者である。

(17) 孫進己『女真史』長春、吉林文史出版社、一九八七年。

孫進己・他編『契丹史論著汇编』二冊、瀋陽、北方史地資料編委員會、一九八八年。

孫進己・他主編『東北歷史地理』二冊、哈爾濱、黑龍江人民出版社、一九八九年。

孫進己・郭守信編『東方古史資料叢編』瀋陽、遼瀋書社。

第一卷『先秦・三國』一九八九年。

第二卷『兩晉(ム)・隨』一九八九年。

第三卷『唐』一九九〇年。

第四卷『遼』一九九〇年。

孫進己・孫海主編『高句麗・渤海研究集成』六冊、哈爾濱、哈爾濱出版社、一九九四年。

第一卷～第三卷「高句麗卷」一・二・三。

第三卷～第六卷「渤海卷」四・五・六。

孫進己・孫泓『女真民族史』桂林、廣西師範大學出版社、二〇一〇年。

孫進己・孫泓『契丹民族史』桂林、廣西師範大學出版社、二〇一〇年。

佟冬主編『中国東北史』長春、吉林文史出版社、一九八七年。

佟冬主編『中国東北史』六冊、長春、吉林文史出版社、一九九八年、修訂版二〇〇六年。

(18) そこでの南北朝鮮の反応は異なる。濱田耕策「渤海史をめぐる朝鮮史学会の動向——共和国と韓国の「南北朝時代」論に

ついで「朝鮮学報、第八六号、一九七八年。

- (19) 李丙壽『韓国古代史』上・下、一九七九年／金思燁訳『韓国古代史』ソウル、金思燁全集刊行委員会／国書刊行会、二〇〇四年。

白山資料院編『韓民族の大陸關係史』ソウル、白山資料院、一九八七年。

白山資料院編『韓國考古學關係中國資料選集』六冊、ソウル、白山資料院、一九九四—一九九七年。

第一卷考古學報編、第二卷文物編、第三卷考古編上・下。

『國際教科書研究所編『韓・日歴史教科書修正の諸問題』ソウル、白山資料院、一九九四年。

檀國代史學會編『韓國古代史』三冊、ソウル、學研文化社、一九九四年。

朴性鳳編『高句麗南進經營史の研究』ソウル、白山資料院、一九九五年。

金鍾潤『新講韓國古代史——半島史學を全面拒否する』ソウル、東信出版社、一九九五年。

白山學會編『古朝鮮史——研究』白山資料院、一九九五年。

白山學會編『高句麗史——研究』白山資料院、一九九五年。

白山學會編『朝鮮時代北方關係史論攷』二冊、白山資料院、一九九五年。

白山學會編『百濟・新羅・伽倻史研究』ソウル、白山資料院、一九九五年。

白山學會編『韓國の民族文化起源』ソウル、白山資料院、一九九五年。

白山學會編『韓国古代語と東北アジア』白山資料院、二〇〇一年。

李仁哲『高句麗の對外征服研究』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。

- (20) 韓国東北亞歴史財団編、中国延辺大學訳『東北工程相關韓國學者論文選』首尔、東北亞歴史財團、二〇〇七年。

余吳奎「中國學界の高句麗對外關係史研究狀況」。

金貞培「中國史書中出現的『海東三國』」。

李仁哲「中國的高句麗歸屬問題研究分析」。

- 金一權「中國學界對高句麗國家祭祀的研究分析」。
- 金貞姬「渤海史的歸屬問題與唐代羈縻府輯制度」。
- 尹戴雲「渤海的主權與對中貿易」。
- 朴龍雲「高麗時期人間の高麗繼承高句麗意識」。
- 尹榮寅「中國學界關於蒙古與漢族關係的研究動態——以近十年蒙古(元)帝國民族關係史研究為中心」。
- 裴城溶「中國的朝、清國境問題研究動態」。
- 崔德奎「中國關於中蘇國境運送的研究動態」。
- 張世胤「中國朝鮮族的現況與展望——以二〇世紀九〇年代以後為中心」。
- 尹輝鐸「當代中國的邊疆政策——以東北振興戰略為中心」。
- 東北亞歷史財團編『東北亞閩系史性格——東北亞歷史財團・北京大學共同學術會議』首尔、東北亞歷史財團、二〇〇九年。
- 鄭夏賢「《三国志・魏志・東夷傳》中的世界視」。
- 羅新「高句麗兄系官職的内亞淵源」。
- 金鉉球「白村江之戰與東北亞國際關係的變化」。
- 李志生「从西安地區唐代喪葬模式看渤海貞惠和貞孝」。
- 金塘譯「高麗與遼・金・元關係史的特性」。
- 徐凱「八旗滿洲高麗家族与清初戰爭」。
- 李泰勳「从朝鮮、中華主義、到韓清条約」。
- 党宝海「試論《至正条格》的性質及影響」——元朝の大元通交制關係を主題とする。
- 裴京漢「二〇世紀初韓中之間的相互認識」——韓國人の孫文理解が主題である。
- 王元周「近代中韓閩系轉變的理想与現實——韓國人对中國否定認識的歷史根源」——北伐論から北方史觀までを主題としている。

- (21) 鈞光林「高句麗史の帰属をめぐる韓国・朝鮮と中国の論争」新潟産業大学人文学部紀要、第一六号、二〇〇四年。
- (22) 金容雲『韓国数学史』槇書店、一九七八年。
- 金容雲『韓国人と日本人』サイマル出版会、一九八三年。
- 金容雲『鎖国の汎パラダイム』サイマル出版会、一九八三年。
- 金容雲『日韓民族の原型』サイマル出版会、一九八六年。
- 金容雲『訪れる没落』情報センター出版局、一九八八年——原本には「原型史観の韓国」の副題がある。
- 金容雲『日本の喜劇』情報センター出版局、一九九二年。
- 金容雲『「かしこ型」日本人と「かちき型」韓国人』学生社、一九九四年。
- 金容雲『日本語の正体』三五館、二〇〇九年。
- 金容雲『日本Ⅱ百済』説』三五館、二〇一一年。
- (23) 今西龍「檀君考」、『朝鮮古史の研究』国書刊行会、一九七〇年。
- 龍賢鍾「檀君神話」、韓國文化藝術振興院編『民族文學體系』ソウル、同和出版社、一九七五年。
- 孫仁銖『研究方法・檀君神話・花郎道の教育思想』韓國教育思想史第一巻、ソウル、文音社、一九八九年。
- ソ・ヨンデ『北韓學界の檀君神話研究』ソウル、白山資料院、一九九五年。
- 白山資料院編『檀君神話研究』ソウル、白山資料院、一九九五年。
- 大阪経済法科大学『檀君と古朝鮮』大阪経済法科大学、一九九九年。
- (24) 焦潤明「解決辺界争議的法理原則」、馬大正編『中国東北边疆研究』東北邊疆研究、北京、中國社会科學出版社、二〇〇三年、三〇頁以降。
- (25) 「北朝鮮はいま 現代のピラミッド 代わらぬ巨大志向」毎日新聞、一九九四年一〇月一三日。
- 「金書記、「推戴」段階 檀域陵視察、「待望」の雰囲気創り——北朝鮮の権力継承」毎日新聞、一九九四年二月二日。
- (26) 金成煥編『日帝強占期檀君陵修築運動』ソウル、景仁文化社、二〇〇九年。

- (27) 田中俊明「檀君陵」、田中俊明編『韓国の歴史——先史から現代』昭和堂、二〇〇八年、四九―五〇頁。
- (28) 馬大正・耿哲華・權赫秀『古代中国高句麗歴史統論』北京、中國社会科学出版社、二〇〇三年、八頁。
- (29) 『三國遺事』は、高句麗、新羅、百濟三國の遺聞逸事を高麗の高僧一然が晩年に記した朝鮮古代研究の基本資料で、李朝中牟大(一五〇六―四四年)の慶州版が流布しており、王曆の年表をそれぞれの巻頭におき、紀異第一、紀異第二、興法、塔像、義解、神呪、感通、避隱、孝善の九編の構成で、興法以下は仏教関係記事である。
- 一然撰『三國遺事』五冊、京都帝國大學文學部、一九二一年／平岩佑介訳、自由討究社、一九二三年／朝鮮史學會、一九二八年／朝鮮史學會編、国書刊行会、一九七一年／李丙燾訳、ソウル、東國文化社、一九五六年／李丙燾訳、韓國思想大思想全集第四卷、ソウル、良友堂、一九九四年／ソウル、東國文化社、一九五六年／学習院大學東洋文化研究所、一九六四年／李戴培訳、二冊、ソウル、光文出版社、一九六七年／李戴培訳、二冊、ソウル、明知大學出版部、一九七五年／ソウル、東方文化書局、一九七一年／李東歡訳、二冊、ソウル、三中堂文庫、三三書房、一九七五年／金思燁訳『三國遺事・完訳』朝日新聞社、一九七六年／金思燁訳『完訳三國遺事』明石書店、一九八〇年／金思燁訳『完訳三國遺事』金思燁全集第二五卷、ソウル、金思燁全集刊行委員会／国書刊行会、二〇〇四年／李民樹訳、二冊、ソウル、三星美術文化財團、一九七九年／李民樹訳、世界思想教養全集續第二二卷、ソウル、乙酉文化社、一九七三年／李民樹訳、世界思想全集第八卷、ソウル、乙酉文化社、一九八三年／權相老訳、ソウル、東西文化社、一九七七年／釜山、民族文化、一九八四年／『原本三國史記・三國遺事』ソウル、大堤閣、一九八七年。
- 韓國精神文化研究院古典研究室編『三國遺事索引』ソウル、韓國精神文化研究院、一九八〇年。
- 三品彰英遺撰『三國遺事考証』上・中・下・二・三計五冊、塙書房、一九七五―九五年。
- 韓國精神文化研究院国際協力室編『三國遺事の総合的検討』ソウル、韓國精神文化研究院、一九八七年。
- 嶺南大學校民族文化研究所編『三國遺事研究』ソウル、嶺南大學校出版部、一九八一年。
- 白山資料院編『三國遺事研究論選集』白山資料院、一九八六年。
- (30) 一然撰、金思燁訳『完訳三國遺事』明石書店、一九八〇年。

- (31) 李弘植「日本書記」所載 高句麗関係記事考」東方學志、第一号、第三号、一九五四年／『韓国古代史の研究』ソウル、新丘文化社、一九七一年／加盟輝一郎訳、井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』學生社、一九七四年。
- 金錫亨、村田正雄・都竜雨訳「三韓三国の日本列島内分国について」歴史科学、第一号、一九六三年／朝鮮研究、第七一号、一九六八年／朴鐘鳴訳、井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』學生社、一九七四年。
- 金錫亨「天孫降臨神話を通じてみた駕洛人たちの日本列島への進出」歴史科学、一九六五年第三号／朴鐘鳴訳、井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』學生社、一九七四年。
- 鄭仲煥「日本書記」に引用された百濟三書について」亞細亞學報、第一〇号、一九七二年／泊勝美訳、井上秀雄・旗田巍編『古代日本と朝鮮の基本問題』學生社、一九七四年。
- 朝鮮民主主義人民共和国社会科学院歴史研究所編『朝鮮全史』第二卷、平壤、科学・百科辞典出版社、一九七九年、一二二頁。
- (32) 村田正雄「百濟の大姓八足について」、山本博士還曆記念東洋史論叢編纂委員會編「東洋史論叢——山本博士還曆記念」山川出版社、一九七二年／旗田巍・井上秀雄編『古代の朝鮮』學生社、一九七四年。
- (33) 全春元「論邪馬台国の社会性質」延辺大学学報、社会科学、一九八六年第二期／「邪馬台国の社会性質を論ず——日中史学界の専門家の論説を検討しながら」歴史評論、第四四〇号、一九八六年一二月。
- 全春元「関于日本早期国家形成的異議」歴史教学、一九九〇年第七期。
- 全春元・方學『中朝日関係史』延吉、延辺大学出版社、一九九四年。
- 全春元「早期東北亜文化圏中心的朝鮮」延辺大学学報、社会科学、一九九五年第四期。
- 全春元『韓民族——東北亜歴史へ及ぼす影響』ソウル、集文堂、一九九八年。
- 全春元「任那日本府」歪曲に見る北朝鮮史学会の荒唐無稽」正論、二〇〇七年二月号。
- (34) 末松保和『任那興亡史』大八洲出版、一九四九年／吉川弘文館、一九五六年。
- 末松保和『古代の日本と朝鮮』末松保和朝鮮史著作集第四号、吉川弘文館、一九九六年。
- 請田正幸「六世紀前期の日朝関係——任那「日本府」を中心として」、『古代朝鮮と日本』朝鮮史研究会論文集、第一一号、

- 一九七四年／『古代朝鮮と日本』龍溪書舎、拡充版一九七四年。
- 小野寺直日『任那日本府への史観』日本及び日本人、一九七七年七月号。
- 井上秀雄『任那日本府と倭』東出版、一九七三年／東出版事業社、一九七八年。
- 金廷鶴『任那と日本』日本の歴史別巻一、小学館、一九七七年。
- 廬泰敏「三韓国についての認識の変遷」ソウル、韓國史研究、第三八号、一九八二年。
- 鈴木英夫「任那の調」の起源と性格」国史学、第二一九号、一九八二年三月。
- 鈴木英夫「加耶・百濟と倭——「任那日本府」論」朝鮮史研究会論文集、第二四号、一九八七年。
- 鈴木英夫・吉井哲編『歴史にみる日本と韓国・朝鮮』赤楚書店、一九九九年。
- 林陸朗先生還暦記念會編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年。
- 鬼頭清明「所謂「任那日本府」の再検討」東洋大学文学部紀要、史学科篇、第一七号、一九九一年。
- 田中俊明『大加耶連盟の興亡と「任那」——加耶琴だけが残った』吉川弘文館、一九九二年。
- 寺本克之『任那と古代日本——歴史認識の原点をさぐる』新泉社、一九九九年。
- 井上秀雄「任那の調」朝鮮学報、第一七六・一七七号、二〇〇〇年。
- 李永植「任那日本府」を通じて見た六世紀の加耶と倭」東アジアの古代文化、第一一〇号、二〇〇二年。
- 李鎔賢「任那と日本府の問題」東アジアの古代文化、第一一〇号、二〇〇二年。
- 山尾幸久「任那日本府」の二、三の問題」東アジアの古代文化、第一一七号、二〇〇三年。
- 兼川智「任那日本府」説批判」東アジア日本語教育・日本文化研究、第六号、二〇〇三年。
- 熊谷公男「いわゆる「任那四県割讓」の再検討」東北学院大学論集、歴史学・地理学、第三九号、二〇〇五年。
- 東潮『倭と加耶の国際環境』吉川弘文館、二〇〇六年。
- 東潮「任那四県割讓」問題と歴史教科書」東アジアの古代文化、第一三七号、二〇〇九年。
- 森公章「任那」の用法と「任那日本府」(「在案羅諸倭臣等」)の実態に関する研究」東洋大学文学部紀要、史学科篇、第

三五号、二〇〇九年。

(35) 李進熙「古代におけるいわゆる〈南鮮経営〉論について」朝鮮史研究会論集、第一号、一九六五年。

李弘植「任那日本府は実在するか？」新東亜、一九六六年八月号。

韓ユウキン『韓国通史』ソウル、乙酉文化社、一九七〇年。

旗田巍「韓ユウキン『韓国通史』（ソウル一九七〇年）——『任那日本府』を否定」朝日アジアレビュー、第一巻第四号、一九七〇年。

井上光貞「金錫亨著朝鮮史研究会訳「古代朝日関係史——大和政権と任那」朝日アジアレビュー、第一巻第四号、一九七〇年。

(36) 宮原兔一「任那日本府をめぐる朝鮮古代史論争」歴史教育、第一五巻第五・六号、一九六七年。

金達寿「わが内なる皇国史観——『任那日本府』をめぐる」展望、一九七四年八月号。

泊勝美『任那日本府はなかった』二見書房、一九七五年。

金鉉球『任那日本府研究——韓半島南部経営論批判』ソウル、一潮閣、一九九三年。

高寛敏「〈百濟記〉と〈百濟新撰〉に関する研究」朝鮮大学校学報、第一号、一九九四年。

高寛敏「〈任那〉の滅亡と〈任那の調〉」東アジア研究、第七号、一九九四年。

高寛敏『『日本書紀』と「三韓」と「任那」』朝鮮大学校学報、第二号、一九九六年。

李永植『加耶諸国と任那日本府』吉川弘文館、一九九三年。

武光誠『日本と朝鮮はなぜ一つの邦にならなかったのか——聖徳太子の野望と加耶諸国をめぐる謎』新人物文庫、新人物往来社、二〇一〇年。

ノモンハン戦の総括

秦 郁彦

第一章 ノモンハン航空戦

包^{パオ}の「爆碎」で始まった

ノモンハンの日ソ航空戦では地上戦とちがいで、日本空軍がソ連空軍を圧倒しつづけたというイメージが主として当時の新聞報道を通じて滲透した。華々しい報道記事の実例を、いくつかの新聞みだして眺めてみよう。

「外蒙機と空中戦 寡勢7機を撃墜 日満軍の輝く戦果」(昭和14年5月24日付読売新聞)

「前代未聞の大空中戦 戦果絶大」(6月28日付朝日新聞)

「輝しき我陸鷲の戦果 敵一千百一を撃墜」(8月27日付朝日新聞)

他にも篠原准尉に代表されるエースたちの功名談、敵中に不時着した隊長機や僚友を救出する美談が紙面を賑わせ

ている。

珍らしく陸軍省が死傷一万八千という数字を公表したので、地上戦でかなりの犠牲が出たことを察知していた国民ばかりでなく、陸軍部内でも航空戦だけは例外的勝利だと思いきんだふしがある。その残像は戦後期になっても、しばらくは消えなかった。

飛行第24戦隊長だった檜原秀見少佐が「确实撃墜じつに千二百機をこえ、わが方の損害は五十機足らず……類例のない嘘のような事実」と揚言し、『ホロンバイルの荒鷲』（一九四二）というベストセラーを書いた従軍記者の入江徳郎が「空中戦では文句なしに圧倒していた」と回想したのは、二十年後の一九五八年である。⁽¹⁾

一九六七年に刊行された戦史叢書の執筆者生田惇は、冷静な筆致で航空戦の経過を記述し、「空中戦の輝かしい戦果」と評しつつも「不敗の戦闘隊ではあっても、決勝の戦闘隊でなかった⁽²⁾」と屈折した表現でしめくくった。

より率直な本音が語られるようになったのは、一九八〇年以降だろう。たとえば飛行第11戦隊に属し、ほぼ全期間を戦闘機パイロットとして戦った滝山和太尉は、「初期は楽勝、中期は五分五分、後期は苦戦」とか「やつと生き残ったなという実感、後期は負けであったと思っ⁽³⁾」と語るようになる。

そこで滝山の示唆に従って、次のような時期区分を立て、航空戦の実態を日ソ双方の情報をつきあわせ観察していくことにしたい。

初期（第一期） 5月13日～6月16日

中期（第二期） 6月17日～8月17日

後期（第三期） 8月18日～9月15日

これを地上戦の推移に対比させると、前期は発端の小競り合いから東搜索隊が全滅した第一次ノモンハン事件、中期は第二十三師団のハルハ渡河攻撃とひきつづく東岸の攻防戦を経た七月下旬の大砲兵戦、後期はソ蒙軍の八月攻勢から停戦の日までに相当する。

しかし航空戦と地上戦は同時進行しているかに見えても、テンポやリズムは必ずしも一致せず、戦場感覚がチグハグになる場合も珍らしくない。

初期の航空戦では日本側が優勢だったのに、地上戦は劣勢で終わったし、後期の八月攻勢ではソ連軍の重囲に落ちた地上部隊がほぼ全滅し、ジューコフ司令官が作戦終了を宣言したとき、第二飛行集団司令部は「敵空軍の大半を撃滅……九月初頭に至り其活動を全く封殺し⁽⁴⁾」と見当ちがいの樂觀気分にはたっていた。

まずはノモンハン初頭における飛行集団の行動経過を概観するが、あいつぐ勝報のおかげで、早くも越境攻撃と地上直協という二つの難題が登場している真に注目したい。

小松原第二十三師団長が前々日からハルハ河を「越境」してきたモンゴル軍を撃破するため東支隊を出动させたいと関東軍司令部へ要請したのは五月十三日である。それに先きだち、師団が同じハイラルに駐屯する戦闘機の飛行第24戦隊へ協力を打診したところ、戦隊長の松村黄次郎中佐は「我々は偵察や地上部隊との協力のために訓練しているのではなく、敵航空機と戦闘するため⁽⁵⁾」だという理由で要請を拒絶している。

しかし関東軍は出动を認可し、小松原の要望を容れて第二飛行集団に所属する24戦隊（九七式戦闘機一九機）とチチハルにいた飛行第10戦隊（九七式司令部偵察機、九八式軽爆撃機各六機）から成る「臨時飛行隊」（長は田副登10戦隊長）を第二十三師団長の指揮下に入れ、地上作戦に協力するよう命令した。

10戦隊が忠実に直協任務を遂行したらしいことは、ソ蒙側の記録で判明する。ジューコフ報告書によれば十四日、日本機が数回飛来し、午後に二機がハルハ東岸に進出していたモンゴル国境警備隊の集結地を襲撃して、馬一頭を殺害した。この日ノモンハンに前進した東支隊は翌十五日、ノロ高地付近で包圍攻撃を企てたが、交戦を避けたモンゴル警備隊は西岸に退散してしまう。

日本の軽爆五機が西岸の国境警備隊第七哨所本部に約六〇発の爆弾を投下し、戦死二名、負傷者約二〇名の損害を出した⁽⁶⁾のは十五日の正午過ぎだった。10戦隊の戦闘詳報は残っていないが断片的情報だと、調正三中尉が指揮する10戦隊の軽爆が東岸から退却したらしいモンゴル兵が集まっていた二〇棟の「包」^(バオ)（モンゴル式のテント）を爆撃、三〇〜四〇人を粉砕したとされる。

中期以降に激化した彼我の爆撃に比べるときわめて小規模にすぎないが、ソ連側は日本軍の「侵略性」を裏づける証拠と見なした。東京裁判に体験者のチョグドン第七哨所長を出廷させ、モンゴル語→ロシア語→英語→日本語と三重通訳の煩をいとわず、委細を証言させている⁽⁷⁾。

この明白な越境爆撃は戦隊本部以上のレベルが命じたのか、東岸から西岸へ退却するモンゴル兵の集団を目標した調編隊長の独断行動だったのかは不明だ。戦史叢書の執筆者西原征夫元大佐は、おそらく後者だろうと推測する。それでも中期に入ってソ連機のカンジュル廟（6月17日）、アムグロ、アルシャン（6月19日）への満領内爆撃を誘発し、それが日本空軍のタムスク大空襲（6月27日）の口実を与え、さらにソ連機のパラルキ爆撃（7月16日）につながる連鎖関係に注目する⁽⁸⁾。

いずれにせよ、日本の航空隊で上下を通じ、国境観念が稀薄だったことは否定できない。停戦直後にソ連側はモン

ゴル領で収容した日本軍飛行士の遺体五五人（全戦死者の四割以上）を引き渡した。地上部隊はハルハ河東岸で戦いつづけたのに、日本航空隊の主戦場は西岸上空だったらしいことを推測させるし、航空による地上支援の不足を示唆するものでもあった。

九七戦が圧勝した日々

航空戦の任務は制空権の確保をめざし飛行機同士が渡りあう航空撃滅戦と、地上部隊を支援する地上直協作戦に大別されるが、日本軍は前者、ソ連軍は後者を重視する傾向があった。

ソ連空軍の全機種が地上直協に参加していたのに対し、日本空軍は襲撃機のような専用機種を持たず、主力を占める戦闘機は空中格闘戦での勝利にしか関心がなく、偵察や対地射撃の訓練もしていなかった。

その典型である松村中佐の24戦隊が最初の好機に遭遇したのは、五月二十日と二十一日で、R5型偵察襲撃機（日本側はエルゼット型と呼称）各一機を撃墜（ソ連側記録にはないので、モンゴル空軍機かと推定）した。二十二日には戦闘機同士の初空戦でイ15、イ16戦闘機三機（実は一機）を撃墜、二十七、二十八の両日には増援の飛行第11戦隊機を加え、数十機単位の格闘戦で四五機撃墜と報告している。戦後に判明したソ蒙空軍の損失は戦闘機一五機、パイロット一名で、五月二十日からの累計は二一機に達した⁹。

日本側は被弾して敵中の草原に落下傘降下した光富中尉を長谷川少尉が近くに着陸救出しただけで、パイロットの損失はなかった¹⁰ので「わが戦闘隊の圧勝」にちがいない。

折からハルハ河東岸に進出してきたソ蒙軍を撃破しようと小松原が派遣した山県支隊は苦戦中で、東搜索隊は二十九日には全滅してしまった。二十八日朝、ハルハ河上空でイ15の「全機撃墜」シーンを支隊の全員が歓呼しつつ

望見しているが、空戦の勝利は地上戦にはまったく影響しなかったし、戦闘隊が反省したようすも見られない。その後も関東軍は無電を活用する空地連絡システムの改善を進めようともせず、飛行集団の航空撃滅戦への傾斜は強まる一方だった。

無敵を誇った九七戦の飛行士が最初の犠牲者を出したのは、中期（第二次ノモンハン戦）の航空戦が再開された六月二十二日の空戦である。五四機の九七戦と一〇五機のイ15、イ16群と組んずほぐれつの混戦となり、双方は戦果を49機（日）、31機（ソ）と発表した。実際の損失はソが17機（11人）、日が6機（4人）だった。

ソ側は再建過程にあった全力を投入したのだが、初陣のポロジエイキン中尉は「経験と編隊飛行訓練の不足」「わが飛行中隊の戦闘ぶりは恥ずかしいかぎり」と感じた。それに比し「九七戦はイ15やイ16よりも優秀でとくにその縦性能は鷹のように軽快」「しかもその戦法は巧妙をきわめていた」が、遠からず彼らを追い抜き、やがて勝利を⁽¹²⁾と彼は心に誓ったという。

その後もノモンハンでは連日のように激しい空戦がくり返されるなかで、九七戦は依然として優位は保ったが、地上戦との連係に配慮する余裕はなかった。こうした空戦本位のあり方に日本軍地上部隊が不満の思いを抱いたのは当然であつたらう。六月十八日の日記に「偉大なる戦果」「ソ連空軍何故に弱きや」と書きこんでいた小松原中将は、八月十九日には次のような不平を洩らすようになる。

深更二時敵爆撃機來襲……我航空は戦闘機は空中戦一卓張、爆撃機は昼間爆撃一卓張なるが、ソ軍は之に加うるに対地攻撃、夜間爆撃の諸戦法を巧みに応用す……偵察には偵察機の外、戦闘機を利用することも一戦法なるべし

……要するに敵戦闘機は対地攻撃、偵察等地上部隊の戦闘に密接に協同しあり。

小松原の不満は、統計データによっても裏づけられる。バインツァガン戦（七月三日～五日）の出撃回数（ソーティ）はソ空軍が八六五回、日本空軍が八四五回と大差はないが、内訳（日本側はカッコ内で示す）は空戦18%（65%）、襲撃・爆撃43%（25%）、偵察38%（9%）で、日本側は空戦の比重が圧倒的に高く、爆撃と偵察が低いことが一目瞭然である。¹³全期間の爆弾投下量が七・八万発（ソ）対一・八万発（日）と大きく開いたのも当然の結果と言えよう。

この傾向は後期にはやや是正されたが、大勢はさして変わらず、小松原を「航空はあたかも航空自体のために動いていたように思われる」と慨嘆させた。

とくに偵察については、空地の双方に不振の原因があった。偵察機が広角カメラを装備していなかったとか、戦闘機との交信が波長の違いで不能といった難点があり、通信筒を投下したり、着陸して口頭で伝えるなど苦心している。七月三日朝のハルハ渡河作戦で94式軍偵に搭乗した飛行第15戦隊の水崎九十九大尉は、南下中のソ軍戦車数十両を発見、歩71連隊近くの草原に着陸して危急を告げ、離陸したときは車輪がソ軍先頭戦車の砲塔をかすめたという。¹⁴

またその二時間後に調中尉（飛行10戦隊）の搭乗する98式軽爆は渡河卓付近で敵戦車襲来を告げる通信筒を投下したあと、味方の地上部隊に誤射され墜落した。操縦の高畑准尉は死亡したが、重傷の調中尉は救出されている。¹⁵

しかしせっかくの警報も、最高指揮官の小松原師団長に活用された形跡はない。戦史叢書は「地上決戦の重大なこの第一日において相互間（飛行集団と第二十三師団司令部）の通信連絡は完全に杜絶」し、四日午後まで回復しなかった。¹⁶その原因は判然としないが、小松原司令部が敵砲火の飛びかう最前線を動きまわり、儀峨飛行集団長と島貫忠正

作戦主任参謀が司偵に搭乗して戦場上空を飛行し、島貫機は行方不明になってしまふ混乱も一因ではなかったか。

空地連絡の不良は最終段階までつづく。ソ蒙軍の八月攻勢への準備行動を前日の八月十九日に発見して警報を送ったのも、飛行15戦隊の大泉製正大尉と飛行11戦隊の滝山和中尉だった。この日午後、大泉はホルステン川に敵が新たに軍橋を構築し、多数の戦車群が前進しつつあるのを発見した。このままでは味方左翼の腹背にまわりこむと判断して、歩71と師団司令部へ急報する¹⁷。

北方のフイ高地方面へ飛んだ別の15戦隊機も、敵機甲部隊がハルハ河を渡河しつつあるのを報告しているが、小松原以下の地上部隊首脳が敏感に反応した形跡はない。佐藤勝雄大尉（航空兵団参謀）が「司偵の後方偵察（写真）等に兵力増強の貴重な端緒をつかんでいたにも拘らず、（関東軍は）何らの反応も示さなかった¹⁸」と歎いているように、責任の多くは鈍感な地上部隊側にあったと言えよう。

地上直協の分野でこれほど大きな格差が生じたのは、現場の教訓に即応して兵器や戦法を改変しようと考えない日本軍の硬直した体質による部分が多い。それは初期航空戦の教訓を、すぐに生かしたソ連軍の柔軟な感覚とは対照的だった。

次に初期空戦の痛手から立ち直り、逆転の道を模索していたソ連空軍の動きに目を移そう。

航空撃滅戦か地上直協か

ノモンハン戦場の指揮官含みでモンゴルの最前線に赴任したジューコフ将軍は、五月三十日に地上戦と航空戦についてモスクワへ最初の報告を送っている。彼はそのなかで「我が航空隊は日本軍航空隊によって撃滅された。大きな損失を前にして空軍の本部は判断停止・呆然状態に陥った¹⁹」と述べ、戦術の転換と地上直協の重要性を強調した。

ジューコフの提言は、スペイン内戦でソ連が派遣した航空顧問団長を務めた空軍副総司令官ヤーコフ・V・スムシケビッチ中将が、モスクワから連れてきた四八人のスタッフの手で実行に移された。一行にはスペインや中国で戦歴を重ねた熟練パイロット二二人がふくまれていたが、次のような改善策に着手した。²⁰

- (1) 5月29日から6月16日まで戦闘行動を休止する。
- (2) その間に経験と訓練が不足と判定されたパイロットたちの再訓練を進める。
- (3) 監視・警報・連絡のネットワーク作りと通信システムの整備
- (4) 飛行場の増設
- (5) 九七戦に対抗する技法の考案

このなかで最も重要な課題は、水平面の対戦だと一旋回でソ連戦闘機の後方についてしまうほど格闘性能にすぐれている九七戦と、どう戦うかであった。それに伴ない他機種の運用法も大胆に改変した。表1を参考に要貞を列挙すると、

- A. 単機格闘戦を回避し、イ16は頑丈な機体を生かした高速（急降下時は毎時六〇〇km）の一撃離脱戦法（ヒット・アンド・ラン）に徹する。
- B. 旋回性能の良いイ153（イ15の改良型）と優速のイ16を組みあわせた空戦。
- C. 主力戦闘機であるイ16の改良型を次々に投入した。五月末には7.6ミリ機銃二丁を四丁にふやした10型を、六月中旬旬には地上掃射用の20ミリ機関砲を装備し九七戦の一〇倍の火力を持つ17型を登場させた。七月三日前、日本軍のハルハ渡河攻撃にさいしては、トゥルバチェンコ編隊が二度にわたり軍橋を20ミリ砲で掃射している。八月には無

表1 日ソ主要機種のパ能一覽

	採用年	型式	エンジン 馬力	最大速 (km/h)	航続距離 (km)	武装	損失数
						機銃、爆弾(トン)	
ソ連							
イ-15bis (イ-152)	1938	複葉・固定脚	750×1	380	520	7.6ミリ×4、0.15トン	65(5)
イ-153 (チャイカ)	1938	複葉・引込脚	800×1	425	560	7.6ミリ×4	22(6)
イ-16/5	1936	単葉・引込脚	715×1	445	540	7.6ミリ×2	} 105(22)
イ-16/10	1939	〃	750×1	448	525	7.6ミリ×4 ロケット弾か爆弾	
イ-16/17 (イ-16P)	〃	〃	〃	425	417	20ミリ×2、7.6ミリ×2	4
SB-2改	1936	単葉・引込脚	960×2	450	1,600	1.5トン、7.6ミリ×3	52(8)
TB-3	1932	単葉・固定脚	900×4	300	2,000	3トン、7.6ミリ×4	1(1)
R-5	1933	複葉・固定脚	680×1	242	800	0.5トン、7.6ミリ×3	3(1)
日本							
95式戦Ⅱ	1935	複葉・固定脚	860×1	400	1,100	7.7ミリ×2	4
97式戦2	1937	単葉・固定脚	780×1	470	1,700	〃	104(46)
97式重爆Ⅰ	〃	単葉・引込脚	950×2	486	2,700	1トン、7.7ミリ×5	6(4)
97式軽爆	〃	単葉・固定脚	950×1	432	1,965	0.45トン、7.7ミリ×2	18(5)
94式軍偵	1934	複葉・固定脚	640×1	282		0.15トン、7.7ミリ×3	15(14)
98式直協偵	1938	単葉・固定脚	510×1	348	1,235	0.15トン、7.7ミリ×2	6(3)
97式司偵Ⅱ	1937	〃	900×1	510	2,300	7.7ミリ×1	13(6)

注(1) 損失数についてソ連はコンドラチェフ。カッコ内は内数で非戦闘の損失、
 差数は戦闘の損失。日本は『満州方面陸軍航空作戦』289-90ページの表を
 秦が補正した。カッコ内は内数で「大破」とされているもので、差数は未
 帰還機。

誘導ながらロケット弾装備のイ16も出現する。そして空戦よりも在地機の爆破を重視した。

D. 戦闘機の燃料タンクとパイロットを防護するための鋼板を装着した。

E. 鈍足のR5は連絡と弾着観測に、九七戦の好餌となっていたイ15は爆弾を搭載して襲撃機に転用した。

F. イ16の独立偵察中隊を編成（八月一日）。

G. 低速のTB3重爆は夜間爆撃に、高速のSB中型爆撃機は九七戦が挑戦しにくい高々度からの昼間爆撃に振り分けた。

約言すれば多用途化と任務分担の組み変えと言えるが、「空のベルトウェイ」と呼ばれる新戦術も生れた。爆撃機、襲撃機とそれらを護衛する戦闘機の集団が高射砲隊とも連係しつつ、味方地上部隊の戦場上空を交替で終日にわたり制空する地上直協方式である。それは七月のバインツァガン戦で試行され、八月攻勢で圧倒的な威力を発揮した。日本の戦闘機隊が出勤しても一時的な制空にとどまったから、地上の兵士たちには「我が頭上に在るは常に敵機のみ」（大泉大尉）の印象を与えたのもむりはない。

さらに九七戦が格闘戦を挑んでも一撃離脱でかわされ、射程に入れても77ミリ機銃では白煙を吐かせるだけで完全撃墜が困難になったからである。五月空戦で日本の撃墜カウントと実数の比が51機対21機の二・五倍だったのが、九月の空戦では121機対14機の八・六倍と開いたのは、とどめを刺せなかったソ連機がふえたせいだろう。

それに対し第二飛行集団（九月六日以後は航空兵団）のほうは、最初から最後まで同じ機種と同じ装備で戦いつづけた。戦闘機は空戦、重爆はモンゴル領基地への戦略爆撃、司偵は同様の戦略偵察、軽爆は地上直協という分担は不変で、戦闘機による偵察や爆撃、九七重爆による戦術爆撃はほとんど実施していない。むしろ装備の面では軽快性を高

めるため無線機や酸素吸入器を外して出撃する九七戦パイロットが多いという退行現象さえ見られた。²¹⁾

日本軍が固執していたのは戦爆連合の大編隊でタムスクなど敵地深く進攻して一挙に空地の敵航空主力を撃破する航空撃滅戦であった。ところが第一回のタムスク攻撃(六月二十七日)は、関東軍が大本営の制止を振り切つて強行したため両者の関係は悪化し、ノモンハン戦全体の收拾に悪影響を及ぼした。

着想は第二飛行集団(儀峨徹二中将)の関東軍司令部への突きあげだとするクックス博士の見方もあるが、地上部隊のハルハ河渡河作戦とのセットで構想した辻、三好ら関東軍の強硬派参謀連が原動力だったと見るのが適切だろう。しかし大本営は奥地への航空進攻は、ソ連軍の満領爆撃を誘発し、全面戦争へエスカレートする危険性が大きいと判断していた。それを知る関東軍は極秘で準備を進めていたのだが、上京した片倉参謀の口から洩れたと知るや、予定をくりあげて二十七日にタムスク爆撃を決行する。そのかわり空地同時にの予定が崩れ、一週間前の損害を補充したソ連機の出動で、七月三日の渡河戦が難渋する一因を作った。

問題のタムスク攻撃では戦闘機74、軽爆9、重爆21の計104機を集めた第一波は奇襲に成功、あわてて離陸してきたソ連戦闘機群を九七戦が優位から襲い、「赤子の手をひねるように」²²⁾(松村戦隊長)次々と撃墜する。ひきつづく第二波のサンベース、第三波のタムスク再攻撃は在地機が不在で空振りに終つたが、関東軍の寺田参謀が得々と「大戦果」を大本営の稲田作戦課長に通報したところ「戦果が何だ」とどなり返されたエピソードはあまりにも有名だ。

だが撃墜98機、地上撃破13機(日本側の損失は戦闘機2機、司偵2機)という公表戦果はソ連側の記録に照合すると、いささか誇大にすぎたようだ。諸説はあるが、空中で17機、地上で8機が全損したとするネディアルコフの算定が妥当なところだろう。それは参加者の一人である第9飛行団長下野一霍少将が、「確認できたのは二十六機ほど」²³⁾と

語った数字とほぼ合致する。それが不確実戦果をふくめると五倍近くにふくれあがったのは、意図的な水増しと疑ってよいのかもしれない。

見逃せないのは好天の日なのに、同行した辻参謀が「爆撃は大部分目標から外れました⁽²⁴⁾」と報告したように、ノモンハン戦ばかりでなく、大東亜戦争期をも通じ変らなかつた爆撃能力の不振が露呈したことだろう。ソ連側もそれに気づいたらしく、ジューコフ報告書に「(日本の)爆撃機乗員の訓練は不良で、九件の爆撃によるわが軍の戦死者は九名にすぎなかつた⁽²⁵⁾」という記事がある。

不振の原因は機体、照準器、訓練法のいずれにあるのか判明しないまま、飛行集団は早々と輸入機のイ式重爆に見切りをつけて七月十三日に前線から下げ、主力の97式重爆も、タムスク後の五三日間にわずか八日しか出撃させていない。そのかわり、全期間を通じ損耗はわずか二機にとどまつた。ソ連爆撃機の主力であるSB2が五二機を失った事実からも、貢献度の差が類推できる。

ドウエ将軍が提唱し、日本の航空隊幹部が信奉していた航空撃滅戦の核心は重爆撃機の集団による爆砕威力だったが、期待薄とわかつてても戦術転換の知恵を見出せないまま、飛行集団は、九七戦に依存する中小規模の航空消耗戦に引きこまれていった。それは常に数的優位を保ったソ連空軍に有利な流れとなる。

航空戦の決算

表2は5月から9月にかけて、戦場に投入された日ソ両空軍の戦力(保有機数の統計)比較である。初期の約三(ソ蒙)対一(日)は中期以降は四対一近くまで開くが、九月に入つて中国戦線から航空兵団が増援されたため二対一へ近づく。航空でも地上部隊と同様に、おくれ気味の逐次投入になつたことが見てとれる。

表2 日ソ両空軍の保有機数

調査日付 (日-ソ)	日本					ソ連						
	戦闘機	重爆	軽爆	偵察	計	イ-16	イ-15	イ-153	SB-2	TB-3	R-5	計
A 5月27 -27日	40	12	6	6	64	52	49		88		17	206
B 6月20 -22日	77	24	6	12	119	95	56		116		51	318
C 7月23日	86	9	29	24	148							
D 8月21 -20日	88	12	24	21	145	223	21	84	181	23		515
E 9月13 -11日	158	13	66	18	255	362			166		54	582

出所：日本側は主として『満州方面陸軍航空作戦』、ソ蒙側はジュコフ報告書とネディアルコフ＝源田孝『ノモンハン航空戦全史』

注(1) 8月20日現在のソ連機の保有機数について、ネディアルコフは新着の防空戦闘機65機とR-5等の43機を加え、計623機と算定している。

(2) 7月23日頃のソ蒙機数は不明だが、7月中旬に各種機200機が増援された。

いずれにせよ、ソ蒙軍は一貫して数的優勢を確保しつづけたのはたしかだが、「第二段階においてわが戦闘機隊は制空権を獲得し、終結までそれを維持した」⁽²⁶⁾(ジュコフ)と誇るのには疑問がある。

双方とも過大な戦果をカウントして、自軍が優勢と信じこんだ傾向は否定できないが、実数で比較すると、七月中旬まで空中戦闘での損耗は89機(ソ)対47機(日)、八月二十日から同月末までが25機対27機、九月が14機対12機だから、八月以降も最後まで五分五分で推移したと見てよいのではあるまいか。

しかし、劣勢兵力で消耗戦を戦えば、飛行士の負担増(一日数回の出撃)と疲労の累積を防げない。とくに「少数精鋭」を自負していた戦闘機隊の戦隊長、中隊長クラス

の損耗がふえていった。

戦闘機の現役パイロットは国際的に三十歳が限界とされていたが、全期間を戦った三個戦隊だけでも11戦隊長の野口雄二郎大佐は五〇歳、1戦隊長の加藤敏雄中佐は四四歳、後任の原田文男少佐は四〇歳、24戦隊長の松村中佐は三九歳だったのに指揮官先頭の慣例を守って、しばしば空戦場に出動した。

そして加藤（7月12日）、松村（8月2日）は撃墜されて重傷を負い救出されたが、原田（7月29日）は初出撃でエースのラホフ中尉に撃墜される。そして落下傘降下したのち捕虜となり、翌年の捕虜交換で帰還したが、自決を強いられている。六人の中隊長や撃墜王（58機）の名声をはせた篠原弘道准尉（8月27日戦死）など熟練パイロットが次々に戦死し、補充もままならなくなる。

八月二十日から始まったジューコフ攻勢にソ蒙軍は空地の全兵力を投入し、第二飛行集団も寡少なから全力で迎えうちノモンハン航空戦最大の激戦を展開した。満を持して発動された初日の航空作戦を、ネディアルコフは次のように要約している。⁽²⁷⁾

(1) ハマルダバの第一集団軍司令部は、黄色（砲撃）、緑色（航空）の信号弾を撃ちあげて行動目標を指示した。

(2) 戦闘機に援護されたS B爆撃機編隊が日本軍の高射砲陣地を爆撃し沈黙させ、ついで戦闘機（37機）が小型爆弾と機銃掃射による対地攻撃

(3) 戦闘機144機が戦場上空を制圧

(4) 戦闘機167機に直衛されたS B（150機）が日本軍陣地を爆撃

(5) ハルハ河上空で87機の戦闘機が九七戦隊と空戦

- (6) 〇九〇〇に地上部隊の前進開始
- (7) 〇九三〇に少数の日本軽爆がソ側の前進飛行場を爆撃、36発を投弾して12機の在地機を破壊
- (8) 午後、將軍廟周辺の日本飛行場を爆撃、在地の13機を炎上
- (9) 一六三〇に九七重爆の編隊が、ハマルダバを爆撃

この日の「ベルトウエイ」戦法で出撃したソ連空軍は爆撃機は二五〇出撃(ソーティー)、戦闘機は七四四出撃と、ノモンハン戦を通じ最高水準を記録した。「日本空軍は茫然自失の状態」(ジュニコフ)だったとされるが、飛行集団が「地上戦を見殺しにはできないと……出撃につぐ出撃をもって地上作戦に協力」⁽²⁸⁾(梶原24戦隊長)したのも誇張ではあるまい。

だが、この日の日本機の出動は三〇九ソーティーで、ソ側の三分の一弱にとどまる。翌二十一日はソの一三三八ソーティーに対し四二五ソーティーと粘ったが、重卓は六月二十七日の再現をもくろんだ後方のタムスク基地攻撃に向けられてしまう。しかもソ連機の多くはハルハ東岸の地上直協に出払っていたので、在地の四機とトラック一両を爆破しえたにすぎない。そのなかで連日、ファイ高地守備隊の救援に出勤をくり返した飛行15戦隊の九四式偵察機飛行士⁽²⁹⁾の日記を引用したい。

「午前中爆撃に向った編隊の報告に依れば、ファイ高地には敵機械化部隊が二百両進入せる由。午後、全機を以て之の爆撃に向う。乱雲ありて好都合なり。居るくウヨくと、之に対して猛爆を加える。五〇kg弾の煙に包まれた

車両を眺めて思わず万歳を叫びたくなる」(八月二十日)

「五時三十分、全機を以てフイ高地の敵機械化部隊爆撃に向う……搜索隊前面に多数の戦車を発見。次々と急降下して見る／＼うちに粉微塵にしてしまう。なおも対地攻撃を行わんと突込んで射つ……被弾した村瀬機は不時着、搭乗者二人は重傷入院後死亡」(八月二十一日)。

だが実働一〇機に足らぬ飛15の旧式偵察機程度では、怒涛のように押し寄せるソ軍戦車の大群やハルハ西岸の重砲陣に与えられる打撃のほどは知れていた。一方、ソ連空軍は戦闘機の対地攻撃ばかりでなく、SBにリスクの高い低空爆撃をやらせるほど徹底して地上直協に集中した。三十一日までの十日間における爆撃隊の出撃はソの八五三〇ソーテイーに対し、日本は九八二ソーテイーと十倍に近い開きを見せていた。

日本軍に対する包圍網を完成したソ連の地上部隊が最後の掃討作戦を下令した二十六日、荻洲第六軍司令官は飛行集団司令部の釜井大尉へ「現在頼むところは飛行隊だけである」³⁰と悲鳴をあげたが、飛行集団には応えるだけの余力はなかった。

事件終結後にまとめられた第二飛行集団の公式報告書は、「戦力既に漸減し、常時戦場上空を制空し得ざるものありしも、常に衆敵と激戦を交え逐次之を撃墜して増加せる敵空軍の大半を撃滅」と強気の姿勢を崩さないうえ、「九月初頭に至り其の活動を全く封殺してノモンハン付近の戦場上空に敵機の飛來するもの其の跡を絶つに至らしめ」³¹と見当違いの「勝利宣言」まで付け加えている。八月三十一日に航空をふくむ全作戦を終了、モスクワへ「勝利宣言」を通報して、守備体勢に移ったソ連軍の動きを、知ってか知らずかの奇怪な理解と言うべきだろう。

その三日前に北京の航空兵団司令部へ飛んで来た関東軍参謀は、「第六軍が全滅の危機にあり飛行集団はよく健闘するも地上協力が思うに任せず」として「声涙共に下る形で航空兵団の至急來援を要請³²」した。そして九月一日の大陸命で航空兵団の北支那方面軍から関東軍への転属が発令された。

航空兵団司令官の江橋英次郎中将がハイラルへ進出してきたのは九月三日であるが、同じ日に大本営は関東軍へ、「ノモンハン方面に於ける攻勢を中止すべし」（大陸命三四九号）と命令していた。

第二飛行集団の大部を吸収して、重軽爆隊を主に一・五倍の兵力を確保し、六日から航空作戦の任務を継承した江橋は、右の大陸命は航空兵団には適用されないと理解していたようである。

理由はあった。大陸命には「航空作戦に関しては情況已むを得ざれば大陸命第三三六号に依るべし」との但し書がついていたからだ。その三三六号とはタムスク以東の敵航空根拠地への攻撃を許す八月七日の「古証文」だが、この廻りくどい表現は、攻勢中止に伴なう混乱に乗じるであろうソ連軍の策動を航空力で抑止したいと願う大本営の配慮だったのかもしれない。

満を持して報復攻撃の好機を狙っていた航空兵団が、戦爆連合の大編隊でタムスク攻撃を決行したのは、停戦協定が結ばれた当日の九月十五日である。それまでの約二週間、ソ連空軍がモスクワの指令で偵察飛行さえ禁じていたのを、日本側は空軍の一部が欧州へ廻されたという諜報を得て樂觀していたのか、反撃は弱かろうと予想したようだが、その期待は外れた。

延二〇〇機を越す戦闘機群に迎撃され、激烈な空戦でソの六機に対し日本側は八機を失った。そのなかには、飛行11戦隊の島田健二大尉（27機撃墜）、吉山文治曹長（同20機）のようなエースもふくまれている。新來の飛行59戦隊は

戦場に不慣れのせいもあってか、一挙に二個編隊の六機を撃墜された。

この空戦で一機を撃墜したのち九七戦に追われ危うく命拾いしたボロジエイキン中尉（6機撃墜）は、「威嚇して有利な停戦協定に達しようとする（日本の）挑³³戦」と受けとめたが、それどころか誇り高い日本戦闘機隊にとつては最後の厄日になってしまったと言えそうだ。

勝敗の判定

最後に四か月にわたったノモンハン航空戦の特質を、日ソ両空軍の統計データ（表3）により、対比する形で検討してみたい。この種の比較が可能になったのは、ロシアが旧ソ連時代の記録を公開するようになったこと二〇年ばかりのことだが、現在でもアルヒーフの第一次資料を利用した研究成果は十分とは言えぬ段階である。

日本の方も、終戦時に戦闘詳報など多くの第一次資料が処分されたため、第二次資料に依存せざるを得ないこともあって、つめきれない部分が残る。さらに日ソ双方の類似した指標でも分類の基準が異なっている場合、単純な比較には問題が残る。

たとえば同じ損失機数でも、日本側は未帰還と大破に区分（別に中小破もある）している。大破の多くは、敵の攻撃等により地上で破壊され、ほぼ修理不能に至ったものと推定されるが、不時着大破や後方移動中の事故も含めているのかもしれない。

一方、ソ連側の損失（5bのB）は「戦闘」と「非戦闘」に区分されているが、「戦闘」の範囲はほぼ「未帰還と大破」の合計に相当すると仮定した場合、二〇七機（ソ）対一七六機（日）の比率は一・二対一となる。次に6の戦死者数（行方不明をふくむ）を比較すると、ソ連は日本の一・一〜一・二倍の範囲に収まる。機体の損失比とほぼ同じである。

表3 ノモンハン航空戦における日ソ両空軍の比較統計

	A 日本	B ソ連	比率(A=1)	
1 初期の保有機数	64	206	3.2	
2 最後期の保有機数	255	582	2.3	
3 延出撃(ソーティー)機数	15,437	19,813	1.3	
4 相手が主張した戦果				
a 撃墜+爆砕	646	1,162+98	2.0	
b うち戦闘機	564	1,022	1.8	
5 自国が認めた損失機				
a 未帰還+大破=計	74+102=176	207+42=249	} 2.8~1.2	
b 戦闘+非戦闘=計				
c うち戦闘機=計	61+46=107	163+33=196	2.5~1.9	
6 自国が認めた戦死者				
a (関東軍)	142	} 1.1~1.2		
b (戦死者名簿)	151			
c (コンドラチェフ)				174
d (クリヴォシェーエフ)				159
7 爆弾投下量(発)	18,362	78,360	4.2	

[出所] 1、2は表2参照、Aの4 a b、Bの5 b cはジュコフ報告書による。ソ連公式戦史、コンドラチェフもほぼ踏襲。Bの4 a bは戦史叢書より。別に不確実を加えると計1,359機。Aの5 a cは「第二飛行集団作戦経過の概要」を秦が補正。

注(1) 6はA、Bともに行方不明をふくむ。

(2) 6 aは昭14年9月19日付の関東軍参謀長発陸軍次官宛関参一電756号(満受大日記昭14-17号)。6 bは第2飛行集団と航空兵団の死没者名簿より。

(3) 6 a bのAは地上勤務者11名をふくむ。他に141名、144名というデータもある。

くり返すようになるが、日本はノモンハン戦の直後から千二百機前後のソ連機を撃破したと宣伝し、儀峨第二飛行集団長は一〇倍の「大戦果」を数か月後に四倍と修正したが、今や実数の六〜七倍（表3の4参照）に誇張されていたことが明らかだ。ソ連側の公表戦果はやや控え目だが、それでも五六四機に対し、三・二倍（二七六機）に達する。

日本のマスコミが華々しく盛りあげたのは、表4に示すような戦闘機隊エースたちの個人撃墜競争であった。10機以上を撃墜したエースは日本が四二人（計六七三機）に対しソ連は八人（九三機）にすぎないのは、戦果査定の寛厳に起因する。

源田孝は過大な戦果申告が飛行士たちの自信と闘志を高めたかわりに、上層部の情勢判断を誤らせたマイナス面を指摘する。⁽³⁴⁾ マイナスはそれだけではなかった。九七戦の活躍に幻惑されてか、日本陸軍は格闘戦本位の軽戦に固執し、高速の重戦による編隊空戦へ移りつつあった世界の大勢にたちおくれる。爆撃機の不振も、太平洋戦争末期までつづく。

さて前記のような諸指標から、ノモンハン空戦の勝敗・優劣を判定するのは簡単ではない。すでに見たように、飛行機、人員の損失数では日ソはほぼ均等である。

ノモンハン戦の主体は地上戦だったから、地上直協への貢献度も考慮せねばならないが、砲兵、戦車、歩兵に比べると、殺傷効果は格段に小さかった。地上の兵士たちは草原地帯の砂丘に掘った壕にひそんでいたから、直撃弾を食わないかぎり爆撃や機銃掃射の犠牲となる例は稀だった。参戦兵士たちの体験記録にも、被爆の記事はあまり見当たらない。ソ連軍の場合はなおさらであつたろう。

結果的に航空は、日ソともに戦局の帰結に結びつくような影響力は発揮できなかったと言えよう。『ノモンハン航

表4 ノモンハン空戦の個人撃墜数

×戦死

日本			ソ連		
氏名	ノモンハン	総撃墜数	氏名	ノモンハン	総撃墜数
×篠原弘道准尉	58		V. ツェルデフ大尉	14	17
垂井光義曹長	28	38	×V. ラホフ中尉	〃	
×島田健二大尉	27		A. コス	12	
花田富男曹長	25	25	×S. グリツェベツツ少佐	11	42
斎藤正午曹長	〃	26	A. ビアンコフ	〃	
加藤正治曹長	23	23	M. ノガ大尉	〃	30
東郷三郎准尉	22	22	G. クラブチェンコ少佐	10	20
大塚善三郎軍曹	〃	〃	N. グリネフ	〃	
浅野等准尉	〃	〃	T. クツェバロフ少佐	9	
斎藤千代治曹長	21	24	A. スミルノフ	〃	29
細野勇曹長	〃	26	S. ダニロフ少佐	8	
岩橋讓三大尉	20	21+	A. ボロジェイキン中尉	6	65
×吉山文治曹長	〃		V. トゥルバチェンコ	5	8
古郡五郎曹長	〃	25+	I. クラスノユルチェンコ	〃	24

〔出所〕 日本は秦郁彦・伊沢保穂『日本陸軍戦闘機隊』（酣灯社、1977）

ソ連は T. Polak with C. Shores, *Stalin's Falcons* (London, 1999)

注(1) ノモンハン戦の日本飛行士の個人撃墜数は、15機以上が25人、計438機、10機以上では42人、計673機となる。

(2) 撃墜記録は自己申告が通例で、公認とは言いがたい。

(3) 「総撃墜数」は第2次大戦全期を通じての数字。

空戦史』の著書ネディアルコフが「エアパワーの集中的な運用が試みられた最初の戦場」であったが、「勝敗についてはなお議論の余地がある⁽³⁵⁾」という言い方で、最終判定を留保したことに私も同調したい。

注

- (1) 檜原秀見「ノモンハン航空戦の総決算」、入江徳郎「忘れ得ぬ古戦場」、(雑誌『丸』123号、一九五八年)
- (2) 戦史叢書『満州方面陸軍航空作戦』(朝雲新聞社、一九六七)
- (3) 滝山和「戦闘機パイロットが語るノモンハン事件」(『軍事史学』128号、一九九七年)
- (4) 「第二飛行集団作戦経過の概要」(『ノモンハン事件関連資料集』五三六ページ)
- (5) A・D・クックス『ノモンハン』上、七〇ページ。松村のヒアリングによる。
- (6) ジューコフ報告書、六二六ページ。
- (7) 東京裁判の速記録、一九四八年一月二十九日、なおほぼ同じチョグドンの証言がO・プレブ編『ハルハ河会戦・参戦兵士たちの回想』(恒文社、一九八四)一一八ページにある。
- (8) 戦史叢書『関東軍①』の未定稿、八九一―九二ページ。
- (9) ネディアルコフ、源田孝監訳・解説『ノモンハン航空戦全史』(芙蓉書房出版、二〇一〇)、三六〇―四四ページ、なおノモンハン航空戦の戦果と損失については、主として本書と前掲の戦史叢書、V・コンドラチェフ「ハルヒンゴル空の戦争」(モスクワ、二〇〇二年)、邦訳は未刊、一部は古是三春『ノモンハンの真実』(二〇〇九)に紹介されている。
- (10) 前掲『満州方面陸軍航空作戦』二〇〇ページ
- (11) 古川常深手記(『ノモンハン』第11号、一九七四年)
- (12) ア・ベ・ボロジエイキン『ノモンハン空戦記』(弘文堂、一九六四)一三一―一九ページ
- (13) ソ連側のデータはジューコフ報告書、六五五ページ、日本側のデータは「第二飛行集団作戦経過の概要」の付表四を参照。

- (14) 『飛行第十五戦(連) 隊史』(非売品、一九八七) 一一二ページ
- (15) 「第二飛行集団死没者名簿」(戦史部、陸軍航空―満州一〇七)
- (16) 『関東軍(1) 五二八ページ』、『満州方面陸軍航空作戦』二四二ページ
- (17) 前掲『飛行第十五戦(連) 隊史』一四七―四八ページ
- (18) 佐藤勝雄「ノモンハン事件について」(『軍事史学』97号、一九八九)
- (19) 鎌倉英也『ノモンハン隠された戦争』(NHK出版、二〇〇一) 七九ページ
- (20) 五月二十九日、ウォロシロフ国防相から「日本軍国主義を打倒せよ」と激励されてモスクワを輸送機で出発した一行は、チタで新鋭機を受領して六月四日タムスクに到着した。一行には11人のソ連邦英雄がふくまれていた(前掲ネディアルコフ四六―四七ページ)。
- (21) 前掲滝山
- (22) 松村黄次郎『撃墜』(教学社、一九四二)
- (23) 前掲クックス上、一三四ページ
- (24) 辻政信『ノモンハン』(亜東書房、一九五〇) 一一八ページ
- (25) 前掲「ジューコフ最終報告書」
- (26) 同右六五五ページ
- (27) 前掲ネディアルコフ、一二四―二九ページ
- (28) 櫛原秀見手記(『丸』123号、一九五八)
- (29) 渡辺亮吉『ノモンハン事件陣中日誌』(私家版、二〇〇一) 一四二―四四ページ
- (30) 釜井耕輝回想記(防衛研究所増)
- (31) 前掲「第二飛行集団作戦経過の概要」五三六ページ
- (32) 前掲佐藤勝雄「ノモンハン事件について」

- (33) 前掲ボロジエイキン一三四ページ
- (34) 前掲ネディアルコフの源田孝解説、二三二二ページ
- (35) 同右、一七三、二三三ページ

第二章 統計から見たノモンハン戦の総括

展望

戦史研究には公式記録を裏づける統計資料が欠かせない。たとえば日清戦争では、陸軍省編『明治二十七八年戦役統計』全二巻（一九〇二年刊）、日露戦争では陸軍省編『明治三十七八年戦役統計』全六巻（一九一一年）が印刷されている。

しかし太平洋戦争（支那事変・大東亜戦争）については、防衛庁防衛研修所戦史部編の『戦史叢書』全一〇二巻（一九六六―八〇年刊）には、各種の統計情報は散在しているものの、日清・日露戦争のように全戦役をカバーする統計篇は入っていない。終戦時に基本データとなる公文書の大部分を焼却してしまったため、戦史叢書はわずかに滅失を免れた文書や、関係者の回想・メモ等に依拠して執筆された。

戦役統計は戦争終結後に相手側のデータも参照し、各部隊の戦闘詳報や戦時日誌等を集計・突合する作業を重ねて作成するものであるが、前記のような事情で、こうした作業を進める手がかりが失なわれた。

ノモンハン戦史も、その例外ではない。それでも戦史叢書の『関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』（西原征夫元大

表 1 日本軍の人的損害（総括）

出典	日付	A 戦死	B 生死不明	C 小計 (A+B)	D 戦傷	E 戦(平)病	F 総計 (C~E)
1. 第6軍軍医部調査表	昭和14年秋	7,720	1,021	8,741	8,664	2,363	19,768
2. 同上の秦補正				9,130			20,157
3. 七師団戦記資料	昭和14年秋	8,629			9,087		17,716
4. 関東軍の陸相への報告	14/12/9	8,000			8,800	1,200	18,000
5. 大本營の質疑応答資料	14/10/17	約8,000			約8,000	2,000弱	18,000
6. 地方長官会議での新聞発表	14/10/3						約18,000
7. 石井部隊長状況報告	14/10/9	8,440			8,766		17,206
8. ハイラル忠霊塔の合祀者	17/9/10	9,471					
9. 靖国神社の慰霊祭文	34/9/16	7,720					
11. ジューコフ報告書推計	1939年11月	2.2~ 2.3万					5.2~ 5.5万
12. ワルターノフ推計	1991年	1.2万+			2.6万		3.8万

注(1) Aの1と2については表2を参照。

(2) 4~6は同じ典拠からの引用と推定される。

(3) 7は戦史叢書未定稿2039ページより。

(4) 8は『七師団戦記』488ページ。なお満軍の合祀者は202人。昭和6年の満州事変から17年までの日満両軍（満警をふくむ）の合祀者数は10,301柱となっている。

(5) 9について、昭48年11月11日の慰霊祭文では「7000有余」と表現している。

(6) 11はジューコフ報告書（防衛研究所編『ノモンハン事件関連史料集』634ページに訳出）。

(7) 12は『ノモンハン・ハルハ河戦争』（1992）、157ページ。

(8) 軍馬について、第6軍獣医部の参加2,887、損耗2,280頭の統計がある。

表2 日本軍の出動兵力と損害（部隊別）

部隊	I 出動兵力		II 戦死		III 生死不明	IV 戦傷		V 戦(平)病	VI 総計 (I~V)		VI/I (%)
	A	B	A	B	A	A	B	A	A	B	A
第1師団		4,980		70			100			170	
a 太田支隊	2,326							29	29		
b 後藤支隊	(欠)		1			1			2		
第2師団	10,203	11,800	193	200		111	110	98	402	310	
第4師団	9,841	8,315	3	5	2	6	6	187	198	11	
第7師団	10,613	10,308	1,109	1,505	345	1,699	1,851	328	3,481	3,356	32.8
a 歩26連隊	2,764		438		166	777					
b 歩28連隊	2,348		482		99	625					
第23師団	15,140	14,137	4,976	5,224	349	5,321	5,561	1,312	11,958	10,785	79.0
a 歩64連隊	4,615		1,361		113	1,506		198	3,178		
b 歩71連隊	4,551		1,636		359	1,777		482	4,254		
c 歩72連隊	3,014		847		54	1,222		244	2,367		
d 砲13連隊	1,747		569		98	595		66	1,328		
e 工23連隊	338		70		0	109		109	288		
f 搜索隊	380		120		9	69		53	251		
第八国境守備隊	4,579	4,883	660	779	98	596		100	1,454	1,382	31.8
砲兵隊(畑部隊)	2,900	2,472	556	352	211	525	177	158	1,450	529	50.1
独立守備隊	(欠)	3,012	109	38	12	143	59	27	291	97	
高射砲隊	(欠)	935	21	7		98	29	29	148	36	
自動車隊	2,811	2,536	32	31		40	86		72	117	
戦車隊	(欠)	1,627		77			83			160	
航空隊	(欠)	3,307		55			58			113	
防疫給水部	412		27			26			73		
電信3連隊	(欠)	1,165		14			29				
迫撃砲隊	(欠)	401		20			44				
その他共合計	58,925	75,736	7,720	8,629	1,021	8,664	9,087	2,363	19,768	17,716	32.2

ノモンハン戦の総括(秦)

一三三三(一三三三)

〔出所〕 Aは、戦史叢書『関東軍〈1〉』p.713に掲記されている「第2次ノモンハン事件部隊損耗状況調査表」（第6軍軍医部調整、日付不明）、ただし第7師団のa、bは防研所蔵の「第七師団戦闘詳報」（9月16日まで）より、第23師団のa～fは前記の『関東軍〈1〉』p.707～708の「自6月20日至9月15日 第23師団部隊別損耗表」（師団軍医部調製、14年10月27日）より抜粋。

Bは三田真弘編『七師団戦記・ノモンハンの死闘』（北海タイムス社、1965）の復刻版（1995年）p.494に「ノモンハン戦参加部隊別戦死傷者数」（停戦後関東軍発表『軍事極秘書類』による）として掲記されているもの。

- 注(1) Aには、第一次ノモンハン事件における第23師団山県支隊の戦死159、戦傷119、生死不明12、計290人が計上されていない。
- (2) 第23師団の歩71の皿生死不明359人には疑問がある。歩71の戦闘詳報は戦死1,946、生死不明48、戦傷2,066、計4,060人としている。生死不明の差数311人は戦死に加えられた可能性がある。
- (3) 航空隊の戦死と戦傷者数は明らかに過少である。第1章の表3によると、戦死・行方不明は151名（うち地上勤務者11名）で、停戦後にソ連軍から空中勤務者55名の遺体が返却された。ここに計上した55名は、それを採用したものと推定する。

佐執筆、一九六九年刊）は、復元可能な情報を取り入れ、事件の輪郭を復元することに成功した。現在でも、ノモンハン戦史の標準的文献と評してよい。

戦史叢書の弱点は信頼性の高いソ連側情報を得られず、日本側情報との比較照合が困難な点にあった。同じことはA・D・クックスの名著『ノモンハン—草原の日ソ戦—一九三九』（原著は一九八五年刊）にもあてはまる。

ソ連のノモンハン関連史料が次々に公開されるようになったのは、共産主義独裁体制が崩壊した一九九〇年前後からである。何よりも歴史家たちを衝動したのは、ソ連軍死傷者数の激増ぶりだった。

表4が示すように、公式戦史の九八二四人はのち一万八千余→二万四千→二万五千余人

表3 時期別の日本軍参戦者と死傷者数

(1939年)

時期	A 戦闘参加人員	B 戦死傷者	C 比率 $\frac{B}{A}$ (%)
7月3日～4日	10,000	800	8
7月7日～14日	15,000	2,500	16
7月23日～25日	22,000	1,700	8
8月1日～20日	22,000	1,800	8
8月下旬	25,000	8,500	34
計		15,300	

〔出所〕 小沼治夫中佐メモ

注(1) 地上部隊のみ。

- (2) 9月22日～30日の日本軍による屍体収容数は4,386体で、多くは8月下旬の戦死者と推定される。小松原日記(10月5日)には、第23師団の8月20日以降の遺留3,529人のうち収容2,475人、その差数約1,000人との記事がある。
- (3) 小松原日記(10月5日)には、8月下旬の戦闘における戦死は3,301人、生死不明1,860人、計3,540人との記事がある。第7師団、第八国境守備隊、砲兵団の戦死者・生死不明者をあわせると5,000人前後と推定される。

と殖えていく。そうになると、表1が示すように一万八千～二万人の範囲で微差の域にとどまってきた日本軍の死傷者数をかなり上まわることになり、ソ連軍の一方的勝利が定説化していたノモンハン戦のイメージはゆらぎかねない。実際に日本の研究者や評論家の間では、引き分け説や日本軍の勝利を唱える声も出た。

もつとも戦死に生死不明、行方不明を加えた数字で比較すると、日ソ両軍とも九千人前後でほぼ同数だから、全損害(戦死傷)の落差は傷病者数(日本は約一万一千、ソ連軍は約一万六千)の差に起因するとみなせよう。それはソ連軍の八月攻勢で日本軍が「包囲殲滅」された姿の裏返しでもある。

勝敗の判定は、何よりも戦争目的を達成したか否かできまる。そうだとすれば、戦

表4 ソ蒙軍参戦兵力と人的損害

出典	A 日付	B 参戦兵力	C 死亡	D 行方不明	E 捕虜	F 傷病	G 総計
ソ連軍							
1 東京裁判判決	1948.11						9,000以上
2 第二次世界大戦史	1960						9,824
3 ソ連軍事百科事典	1980						18,500
4 東京シンポにおける ワルターノフ報告	1991. 8		3,948	154	94	14,619	18,815
5 クリヴォシエーエフ	1993	69,101	6,831	┌──────────┐ 1,143		15,952	23,926
6 クリヴォシエーエフ改	2001	〃	7,675	┌──────────┐ 2,028		15,952	25,655
モンゴル軍							
7 ワルターノフ報告	1991. 8		165			401	566
8 ガンボルド報告	1994	8,575	237	32		626	895
9 モンゴル戦史研究所	2001	6,500	280			710	990

〔出所〕 4は『ノモンハン・ハルハ河戦争』（1992）159ページ、5は『ノモンハン事件関連史料集』（防衛研究所、2007）に訳出されている。クリヴォシエーエフ『戦争・軍事行動、武力紛争中のソ連軍の損害』（ロシア国防省軍事出版所、1993）。Cの4～6は戦死、戦傷死、戦病死の合計。

6はクリヴォシエーエフ編「20世紀の戦争におけるロシアとソ連—統計的研究」（モスクワ、2001）。2010年の改定版もあるが、変わったのは独ソ戦が主で、ノモンハンの統計は2001年版を踏襲している（笠原孝太の調査による）。

7は4に同じ。

8は1994年8月のウランバートル国際シンポにおけるガンボルド（国防省）の報告（二木博史『日本モンゴル学会紀要』25号、1994年に掲記）

9は鎌倉英也『ノモンハン隠された戦争』（2001）210ページ

闘の主目標はノモンハン地区における係争地域の争奪だから、それを失った日本軍の敗北と評するほかない。とくに最激戦となった八月下旬の戦闘で力攻めに徹したソ連軍が、守りに立った日本軍と同等またはそれ以上の損害を出してもふしぎはなかった。

勝利者としての栄冠を得たジューコフ将軍としては、日本軍を上まわる損害を公式報告書で認めるわけにはいかなかったのだろう。おそらくモスクワの意向を打診したうえでの操作ではあるが、日本軍の兵力を七・五万、戦死者を二・二〜二・三万、死傷者を五・一〜五・五万人と実数の二倍以上に見積った。

その反面、自軍の損害を半分以下に計上したのも一方的勝利のイメージを仕立てる算段かと思われるが、内訳には不自然な部分を残した。経験則では死者と傷者の比率は二対一とされているが、表4では一・五倍前後となっている。完勝イメージを強調するために、日本軍の死傷数を自軍の五倍以上と見せかける操作の過程で生じた不自然さなのかもしれない。

ところで日露戦争における日本軍の統計を見ると、対象は人員（動員、死傷、補充）など、作戦、情報、兵站（補給、運輸、通信、兵器（保有、射耗、損失、補充等）、衛生、軍馬、刑罰、捕虜など広範囲にわたっている。読者にとって最大の関心事は人員、ついで兵器、兵站かと思われるが、不十分ながらこれらの分野を中心に入手できたノモンハン戦における日ソ両軍（満州国軍、モンゴル軍をふくむ）の統計を次に掲記し、必要な解説を加えたい。

日本軍の出動兵力と人的損害

表1は「日本軍の出動兵力と損害」の総括表で、事件終結直後の新聞発表や関連の諸情報のうち確度が高いと思われるものを列挙した。このうち部隊別の詳細な統計は1と3だけなので、表2に「第六軍軍医部調査表」(A)と「七

師団戦記資料」(B)を並べて掲記した。

いずれも昭和十四年秋の調査と推定されるが、Aは対象時期が第二次ノモンハン事件以降と注記され、五月の戦闘は除かれている。比較すると、Bのほうが「出動兵力」でAより約一万七千人、「戦死」で一千人近く多いが、Bには「生死不明」の項が欠け、戦死との合計では大差がない。またBは「戦(平)病」(二三六三人)を省いたためもあつてか、表2VIの総計ではAが約二万人、Bが約一万八千人となっている。

Aで空欄となっている戦車隊、航空隊等の死傷者について、Bを参考に秦が補正した数字(表1のF2)は二〇、一五七人で、約二万人という概数は動かない。このうち「戦死・行方不明」の小計は、九一三〇人を占める。その他の問題点は、表1、表2の注を参照されたい。

表1の4以下には、今までに登場した諸情報の概数を列挙しておいた。戦死数の最大は8のハイラル忠霊塔の合祀者数だが、「ノモンハン」と限定しているものの、昭和十四年度の匪賊討伐における犠牲者を加えているのかもしれない。結論として、日本軍の損害は約二万人、うち戦死者は約九千人と算定するのが妥当かと思われる。

表1の内訳で論議の余地が残るのは、「生死不明」の項であろう。停戦前後には一九四三人という数字も見つかるが、屍体発掘、捕虜交換等で戦死者の確認が進み、一、〇二一人(表1のB)または七二二人(詳細は表2の注1、2を参照)まで減った。

大多数は捕虜ではないかと推測されてきたが、二次にわたる捕虜交換で帰還したのは一五九人にすぎなかったことから、大量の残留者がいたのではないかという臆測が生れた。この点については、確実な資料を持っているはずのソ連側情報を後で検討したい。

次は時期別の人的損害だが、特定の局面だけを拾った小沼メモの試算を表3に示した。死傷者の合計数は一五、三〇〇人で表1の2秦補正（二〇、一五七人）より五千人近く少ないが、およその傾向を推察できる。ソ連軍の損害を示す表5aと5bに比べると、両軍とも八月下旬の損害が全期間の五割前後を占めていること、しかも守勢に立ち壊滅した日本軍より、攻勢をかけたソ連軍の損害がやや多いことがわかる。

出動（参戦）兵力については、さまざまな問題点が生じる。昭和期の日本陸軍は連隊や大隊の戦闘詳報には日々変動する現員数を掲記しているが、師団、軍以上の高等司令部の記録では多数の直属部隊や独立部隊は独立中隊のような小単位まで列挙するが、指揮下の総現員数をカウントしていた形跡がない。日々の総現員数は装備・糧食の補給という観点から考えても総司令部の最大関心事のはずだが戦史叢書はもとより、上海・南京戦を指揮した松井石根大将の詳細な日記にも関連の記述がない。

したがって虐殺事件で悪名をさせた南京攻略戦に加わった日本軍の総兵力は、現在でも不詳のままである。ノモンハン事件も例外ではない。関東軍機密作戦日誌は編制については詳述しているが、兵員数の記載はないし、小松原第二十三師団長の綿密な日誌にも、将校と下士兵を区分した戦死、行方不明、戦傷者の数は頻出するが、日々の現員数は記事がなく、わずかに九月一日現在で残兵二三八五人という数字を見かけるにすぎない。

どうやらこの時期の日本軍高級指揮官や参謀は、指揮下部隊の現員ではなく編制定数という「あるべき姿と戦力」を念頭に作戦を進めていたと言えそうだ。

このように、ノモンハン戦における日本軍の出動兵力数はいずれも軍医部の集計なので確度に疑問は残るが、それでも表2のIA（約五万九千）と表2のIB（約七万六千）しか見つからず、両者には一万六千余の差がある。

表 5 a 時期別のソ連軍の人的損害

時期	A 戦死	B 戦傷死	C 行方不明	D 戦傷	E 総計
1939年 5月	138			198	
6月	42			55	
7月	1,242			4,998	
8月	1,855			9,350	
全期間	3,946	667	154	14,601	18,815

〔出所〕 前掲ワルターノフ報告（典拠は第1集団軍マジン衛生部長調査）

注(1) 捕虜94人がCの行方不明に含まれている可能性がある。

(2) 戦闘参加人員については1.2万（7月3日）、5.2万（8月20日）、延6.9万（クリヴォシェーエフ）という数字がある。

表 5 b 局面別のソ連軍の人的損害

時期	A 戦死	B 行方不明	C 戦傷	計(A～C)
a 5月28日～30日	ソ 138 モ 33		198	336
b 7月3日～12日	2,103	328	522	2,953
c 8月20日～31日	1,570	131	7,583	9,284

出所： aはコロミーエツ『ノモンハン戦車戦』（2002）、43ページ

bは鎌倉英也『ノモンハン隠された戦争』（2001）、177ページ

cはジューコフ報告書、634ページ

応急派兵は下令されたが、戦場外で待機するだけに終つたり、間接的に参加した後方部隊をどこまでカウントするかに起因したと思われる。なお停戦直前に集中したか、途上にあつた兵力は計一〇万人に近かつたと推定される。

出動兵力数を取りあげるさいは、追及者、補充者、配属部隊の仕分けが関わってくる。しばしば兵力の逐次投入の弊害が指摘されているように、参戦部隊の多くはかなりの留守隊を残す応急派兵（実員の七〇八割が通例）のまま出動し、損耗がふえると数次にわ

たり追及者、補充者を送りこんだ。

第二十三師団の例を見ると、十四年六月末の編制定員は一一八三五人、現員は一三二六三人（別に馬が二六〇二頭）だが、第二次ノモンハン事件の六月二十日に応急派兵が下令され、九八〇二人が⁽¹⁾出動している。その後の追及、補充の実態を示す記録は乏しいが、停戦時までの累計出動者は、表2のIAで一五二四〇人とカウントされている（小松原日記には師団軍医部の集計として一五、九七五人の数字も掲記）。

補充者数では戦闘継続中（八月末まで）か休止中かに分けて検討すべきだろうが、いずれにせよ正確な記録はつかめない。小沼中佐のメモには停戦の日（9月15日）までに第二十三師団が九二〇六人、第七師団が五六五二人、全体で一五二四四人（うち内地より一一一七人）との集計がある。ノモンハン戦の損耗を、ほぼ埋め合わせていることがわかる。

日本軍とともに戦った満州国軍の戦歴は蘭星会編『満州国軍』（一九七〇年）に詳述されているが、ノモンハン戦については「動員兵力一万八千」、「国軍の死傷は明らかではない」（五七六ページ）という断片的情報を見かける程度にすぎない。実際に参戦した興安支隊、石蘭支隊、鈴木支隊の兵力規模は、各二千〜三千人、合計で七千〜八千人と推定される。損耗は、さらに不分明で、ハイラル忠霊塔の合祀者二〇二人のほか⁽²⁾に戦傷五二三人という軍医部情報から死傷の合計を一千人弱と推定して、大きな誤まりはあるまい。

ソ連軍の出動兵力と人的損害

表4が示すように、モンゴル軍を加えたソ連軍の参戦兵力は七万人前後で、日本軍とさほど変わらない規模である。違いを探せば日本軍が八月下旬まで一個師団（第二十三師団）強、配属部隊や補充を入れても一万数千を逐次投入し

ていたのに対し、ソ連軍は六月上旬の段階で設定した三個師団基幹の投入を進め、圧倒的優勢を確保してから八月攻勢を発動した。

この間に兵力は一・二万（七月三日）から五・二万（八月二十日）まで増大した。G・F・クリヴォシエーエフ將軍は延投入兵力を六・九万と算定している。日本軍の延投入兵力もほぼ同数の六〇七万だが、半数近くは戦場後方で待機しただけの「遊兵」に終わったと言えそうである。

小沼中佐が算定した八月下旬における日本軍の直接的な参戦兵力は二万五千（表3参照）であるのに対し、ソ連軍は二倍の五万二千だが、優勢な砲兵や戦車の援護があつたにせよ、日本軍を上まわる人的損害を出した（表5b参照）。死傷あわせて九千を超えているが、戦死だけで比べると、五千人前後と推定される日本軍に対し二千人に届かない。もともと戦死と戦傷の比率は経験則では約一対三なので、一五七〇人の戦死は少なすぎる。実数を三千〇四千人と推定してもむりはないと考えたい。

ソ連軍の死傷統計が戦中、戦後を経て、最近まで増加しつづけているのは、注目すべき現象であろう。旧ソ連時代はノモンハン戦勝利のイメージを強調するための意図的操作と見てよいが、一九九〇年代から研究者がモスクワ軍事公文書館の記録にアクセスできるようになり、ほぼ実態に近い数字が出現するようになった。

クリヴォシエーエフを監修者とする調査チームが一九九三年に集計した人的損耗計二二、九二六人という数字は、画期的な成果として内外の注目を惹く。二〇〇一年の改定作業で、それは二五、六五五人にふえた（表4の5と6）が、内訳を見るとふえたのは戦死と行方不明で、傷病者の数字は一九九三年調査と同数であり、疑問が残る。

いずれにせよ、現時点では戦死者は日ソ両軍ともに約一万人、死傷者数の総計では日本軍の約二万に対し、二万五

千のソ連軍はやや多いと結論してよさそうだ。

日ソ両軍の物的損害

ノモンハン戦における日本軍の装備・兵器は、ソ連軍に比し劣弱だったために敗れたというイメージが定着してきた感があるが果してそうだったのか、統計数字で検証してみよう。

装備・兵器は多種多岐にわたるが、ここでは重軽砲と戦車・装甲車に絞り、射耗弾数とあわせ観察する。

表6のa～fは75ミリ以上の火砲の保有数（Ⅰ）と損失数（Ⅱ）を示す。日本軍の保有数は82門で、うち63門が失われ、さらにそのうち20門は八月下旬に遺棄せざるをえない状況下で砲を使用不能とするため、自己破壊したことを示す。ソ連側が捕獲と計上した日本軍の砲は、自壊分をふくむと思われる。ⅡAの小計63門、ⅡBの68門とⅢの62門がほぼ同数となっていることは、それを示唆している。

表6の軽砲（g～k）については計122～166門の数字しか判明せず、砲種別の日本側統計は不十分だが、ソ連統計の捕獲数（Ⅲ）が参考となる。

なお保有数（A）については、八月下旬に参戦した第七師団や伊東支隊（八国の歩兵、野砲各一大隊基幹）の野砲、連隊砲などが計上されておらず、それらを加えるとⅡBの234門（損失）をかなり上まわるはずである。

火砲の性能について評価はさまざまだが、川上清康砲兵大尉は「威力性能は（ソ軍火砲に）「些かも劣らず、とくに15榴と90野砲は威力を十分に發揮した」^②と記す。10加は脚の折損や駐退機の故障が多いと指摘し、15加は射程不足で精度も低いとして廃止を勧告していた。

とくに参戦者の間で評価されていたのは、90野砲だった。日露戦争期の三八式野砲（野砲13の装備）の後継として

表6 日本軍の主要兵器損失

種類	I 保有数		II 損失		III ソ軍の捕獲数	記事
	A	B	A(自己破懐)	B		
a 89式15センチ加農砲	6	6	5(4)		5	穆稜重砲連隊
b 96式15センチ榴弾砲	16	16	11(5)		7	野重1連隊
c 92式10センチ加農砲	16	16	11(1)		8	野重7連隊
d 改38式75ミリ野砲	24	24	34(10)		31	野砲13連隊
e 38式12センチ榴弾砲	12	12			11	〃
f 90式75ミリ野砲	8	8	2			独立野砲1連隊
小計(a～f)	82	82	63(20)	68	62	
g 41式71ミリ山砲		14			26	連隊砲
h 92式70ミリ歩兵砲		22			30	大隊砲
i 94式37ミリ連射砲		62			55	
j 迫撃砲		?			13	
k 88式75ミリ高射砲		24			0	
小計(g～k)		122+		166	124	
l 89式中戦車	36		18		7	安岡戦車団
m 97式中戦車	4		1			〃
n 95式軽戦車	36		11			〃
o 軽装甲車	19		7			〃
p 重軽機関銃				571	339	

〔出所〕 I AとII Aのa～fは戦史叢書『関東軍〈1〉』714ページ、l～nは玉田美郎『ノモンハンの真相』151～52ページ、I Bは「満蒙国境事件に於ける兵器関係資料」の川上大尉報告（防研蔵、満州—ノモンハン—163）、II Bは昭和14年12月9日陸相訪満時の関東軍報告、IIIはコロミーエツ『ノモンハン戦車戦』136ページ。

注(1) I dの保有数は野砲13の固有装備である野砲24門の他に、戦利品の野砲7門が追給された。また野重部隊には自衛用の山砲10門が追給された。

表7 日本軍の砲弾射耗数

(1939年)

I		A 砲兵团	B 砲13連隊	砲13第4中隊 (フイ高地)	同左第12中隊
a	7月1日～4日		1,274		
b	7月23日～25日	13,524	6,964		
c	初期～8月14日	24,800			
d	8月5日(1基数)	2,640			
e	8月12日(")	2,610			
f	8月18日(")	2,330			
g	8月3日～24日			2,568	
h	8月21日			1,363	
i	8月13日～26日				724
j	全期間		45,747		

出所：各部隊の戦闘詳報

注(1) Aは重砲部隊と90野砲

(2) Aのcは前掲川上大尉報告

(3) Bのjは五味川純平『ノモンハン』下134ページ(典拠不詳)

II

部隊	日付	野砲	山砲	歩兵砲	速射砲	重機
a 山県支隊	5月27日～30日	230	1,325	243	703	47,000
b 歩71連隊	7月2日～6日	230		200		17,339
c 歩72連隊	6月25日～7月4日		400	125	1,014	
d 独立野砲 1連隊	7月23日～25日	4,674				
e 同上	8月1日	110				
d 第8国境守備隊 I大隊	8月5日～28日			813	1,468	122,507
e 野砲7連隊I大隊	8月23日～29日				2,862	
f 林速射砲中隊	7月3日～8月27日				2,067	
g 柴原速射砲中隊	7月3日～23日				346	

出所：各部隊の戦闘詳報等

注(1) fは戦車83両撃破、喪失5門。gは戦車40両撃破、喪失6門と記録。

皇紀二五九〇年（昭和五年）に制式化された75ミリ砲で新鋭兵器とは言えないが、初速が大、精度が良く、射程も15榴をしのぐ一万四千メートルに及んだ。支那事変突入後に導入された改良型機動90野砲は、パンクレスゴムタイヤの牽引式となり、時速18kmの高速で移動できた。

そのためノモンハンのような草原では機動力を生かし、ハルハ河東岸の重要正面を転々しつつ健闘した。陣地変換、射方向転換が容易だったため、2門を失っただけで最後まで戦列を去らなかったが、一個中隊を華北に派遣していたため二個中隊分の八門しか投入できなかった。90野砲を野砲の主力としていけば、局面は変わったろうと残念がる声もあるが、数的データを記録した独立野砲兵第1連隊の戦闘詳報が残っていないため、判断はむづかしい。

対戦車攻撃には、90野砲、38野砲、歩兵砲（41山砲）も有効だったが、切り札とされた37ミリ速射砲は、コロミーエツは「最優秀の砲、徹甲弾は中距離（一〇〇〇m）でわが戦車の装甲を貫いた。軽量で所在を見つけにくい^③」と激賞した。しかし川上大尉は、戦闘後半になると、ソ軍戦車はわが速射砲の有効射程外でエンジンを切り停止射撃に移る対抗策を講じたので、返り討ちに会う機会がふえたことに気づいている。

火砲の性能に大差がないとすれば、勝負は砲数と弾薬量で決ってくる。口径10センチ以上の重砲で比較する（表6と表8）と、砲数では50門（日）対156門（ソ）で約1対3、10センチ以下の軽砲を加えると277門（日）対546門（ソ）で1対2となる。格差は意外に小さいともいえよう。

そこで弾薬量を射耗数により観察してみるが、日本軍の公式統計は見つかっておらず、断片的な記録（表7）で推察するしかない。手がかりになるのは七月二十三―二十五日の砲兵戦記録で、野重三個連隊、野砲13連隊、90野砲の連隊が準備した二九三〇〇発（五基数）に対し、実際の射耗は二〇四八八発だった。

表8 ソ連軍の主要兵器損失

種類	出典	ジューコフ		コロミーエツ	
		A 保有	B 損失	A 保有	B 損失(うち全損)
a 152ミリ榴弾砲		36	6	130	6
b 122ミリ榴弾砲		84	26		31(5)
c 107ミリ砲		36	4		4
小計(a～c)		156	36		41(5)
d 76ミリ野砲		52	11	162	11(2)
e 76ミリ連隊砲			7		14(7)
f 82ミリ迫撃砲					8(8)
小計(d～g)			28		53(25)
g 45ミリ対戦車砲			12	180	20(8)
h 76ミリ高射砲				87	53(25)
i 機関銃			242		2,489(346)
j B T-7戦車				438	59
k B T-5戦車					157
l 軽戦車					25
m 化学戦車					12
n 装甲車				385	133
小計(j～n)					386
o トラック類		5,854			667(139)

注(1) ジューコフ報告書、641-42ページ

(2) コロミーエツ『ノモンハン戦車戦』101、125ページ

残る約九千発はその後の戦
闘で撃ちつくされたであろう
が、後方からの追加補給が見
込薄のため極端な節約を強い
られた。それは、小松原日記
の「七月二十八日以降は日々
砲兵弾薬の使用基数は15榴は
0・06基数、九〇野砲は
0・05基数、その他の砲は
0・15基数」との記事から見
当がつく。

0・15基数は一日一門につ
き野砲が十五発、重砲は九発
にすぎず、節約して貯めた砲
弾を八月五日、十二日、十八
日に一基数撃った記録もある
(表7参照)。

ソ軍の八月攻勢で砲弾の補給は至難となり、野砲13連隊は八月二十三日に「使用弾薬の標準は一日0・5基数とす⁽⁴⁾」(作命20号)と制限した。それでも、少ない残弾を直接照準でソ軍戦車に撃ちかけたが、第12中隊は二十六日に残弾22発となったところで火砲2門を破壊され、戦闘力を失なう。

このような事情で全期間にわたる日本軍の射耗数を算定するのは困難だが、川上大尉の報告書に、概数だろうが野戦重砲の一門当り四〇〇〇発、九〇野砲の一二〇〇発とある「発射弾数」から推計すると計約二万発、野砲13の約四万六千発(表7Iのj)を加えると、総計六万六千発という規模が浮かびあがる。

これを相当するソ連軍の射耗四三万発(表9のABC)に比べると、一(日)対六・五(ソ)の比率となる。時期をピーク時の八月下旬に絞ると、格差は対一〇を超えたのではあるまいか。

川上報告がソ連軍の火砲について関心を向けたのは「陣地変換を頻繁に実施する、射撃すると直ちに後退するが如し」と記したような運用上の工夫だったようだ。それを裏付けるようにジュコーフ報告書は、ハルハ西岸に布陣した重砲群は射程限界(14〜18km)から砲撃し、しかも機動力を重視したのに対し、日本の砲兵は「射撃陣地の変更を好まず、機動性に全く欠けていた⁽⁵⁾」と指摘している。

もうひとつの主要兵器である戦車・装甲車は七月上旬、安岡戦車団の戦闘に参加した主力戦車の八九式中戦車は、歩兵の直協を欠いたままソ軍の戦車・装甲車・対戦車砲のチームに反撃されて軽戦車をふくめ五割近い約三〇両を失ない、関東軍はあわてて後方へ転進させた。支那事変で戦車を持たぬ中国軍に圧倒的威力を発揮した油断と指摘する見方もあるが、陸軍としては初体験になる戦車同士の対決で、敗北を喫した事実は否定できない。

その後、自信を失った関東軍は戦車団の投入をためらい、八月攻勢の危機段階でも日本軍は戦車なしで苦闘するし

かなかった。兵士たちは中国軍と同じ悲哀を味わわれたのである。

ジューコフ将軍は日本軍の戦車を「老朽で装備も悪く、行動半径も小さい」、「技術的に未熟⁽⁶⁾」と酷評したが、ソ連軍の戦車も技術的、運用上の難点がないわけではなかった。

七月三日のバインツァガン戦で歩兵の支援を欠いたこともあり、日本軍の速射砲と火炎びん攻撃でBT戦車とBA装甲車が次々に炎上した。四か月後にジューコフが中央へ提出した報告書には参戦兵力(戦車一八二両、装甲車一五四両)と個人の武勇談は盛りこまれているのに、モスクワの要請からか損失数には触れていない⁽⁷⁾。

それは戦車と装甲車の損害がかなり深刻な衝撃で、軍内部にも秘しておきたい事項だったことを示唆している。ジューコフの責任が問われる可能性もあったろうが、彼は二度と同じ失敗をくり返さないよう応急の対策も講じた。炎天下の高速進撃は過熱と被弾による引火を招くのでスピードを落とし、エンジン部を掩护バスケットを取りつけ、速射砲の有効射程外から戦車砲を撃つように指示した。八月攻勢時には少数だが、不燃性のディーゼルエンジンを装備したBT7MV2型を投入する。

一方、損傷した戦車を牽引して回収する専用の戦車とトラクターを準備し、全損を減らす努力も払った。コロミーエツによると八月攻勢の十日間に、第6、11両戦車旅団の三一七両のうち損害は全焼四四両で、撃破一五九両のうち八六両は回収し修復したとされる⁽⁸⁾。

それでも、ソ連軍戦車の損耗は決して少なくなかった。全期間を通じた損失は、表8が示すように保有量の七割近い二五三両以上に達している。バインツァガン戦の損失(七七両)の二倍以上で、戦車を勝利のためにすりつぶすのをいとわぬ消耗品とソ連軍が割り切っていたことを物語る。

表9 ソ連軍の砲弾射耗数

(1939年)

砲種	月					計 (A~C)
	A 6月	B 7月	C 8月	D うち 8月20日~30日		
a 152ミリ砲	468	6,593	18,799	12,464		432,515
b 122ミリ砲	6,244	22,293	66,827	47,866		
c 107ミリ砲	—	2,869	16,528	10,055		
d 76ミリ野砲	7,565	34,399	104,338	72,565		
e 76ミリ連隊砲	2,576	34,486	61,031	40,045		
f 82ミリ迫撃砲	2,452	5,861	38,286	27,313		
小計(a~f)	19,905	106,501	305,809	210,328		
f 45ミリ対戦車砲	3,781	63,726	201,402	172,544		
g 76ミリ高射砲	2,842	6,553	16,979	10,636		

出所：ジュコフ報告書、643ページ

表10 ノモンハン戦の創種別統計（全期間）

(単位：人)

創種	日本軍		ソ連軍	日露戦争の 日本軍	支那事変の 日本軍
	A 入院患者	B 戦死体	C 死傷者	D 負傷者	E 死傷者
総数	11,479	1,797	15,251	152,906	331,464
1 砲創(%)	53.0	51.2	48.4	19.4	18.4
2 銃創	35.9	37.3	44.2	73.5	65.0
3 手榴弾創	4.2	3.7		} 2.6	} 10.1
4 爆傷	1.0	7.3			
5 爆弾創	1.7	0.7	6.5		
6 火傷	0.4	1.1		4.5	0.6
7 白兵創	0.4	0.5	0.9		

〔出所〕 Aは『関東軍〈1〉』712ページ、Bは小松原日記（昭和14年10月31日）、Cはクリヴォシェーエフ、Dは大江志乃夫『日露戦争の軍事的研究』166ページ、Eは陸自衛生学校『大東亜戦争陸軍衛生史』第1巻（1971）、604ページ

ついでに補給任務に従事した車両（トラック、コンテナ、燃料タンク車など）の動員数を比較しておきたい。ソ連軍の主補給線はシベリア鉄道の末端であるボルジア（と支線末端のソロヴィヨフスク）―バイントウメン（二五〇km）―タムスク（二六〇km）―ハルハ河の前線（二三〇km）に達する全長約七〇〇kmの無舗装道路であった。

日本軍の鉄道末端であるハイラルからノモンハン前線まで二日で一往復できる一六〇kmに比すと三倍以上の距離があり一往復に五日かかったので、ソ連軍のシュテルン将軍が「計り知れぬ困難⁹」と強調したのも当然だろう。しかも肉を除き、現地調達の可能な物資は皆無で、炊事用のマキまで七〇〇kmかけて運ばなければならなかったが、八月攻勢を見すえた将軍は「お祭りに向けてすべての肴をテーブルに並べられるように全力回転した¹⁰」と誇っている。

所要のトラック類はジュークフ軍団とザバイカル軍管区でも足らず、中央から増援された一六二五両をふくめ五八五四両をかき集めた。そして八月一日の時桌で砲兵弾薬六〇〇トン、航空弾薬二二〇トン、燃料二二〇トン、食料一三二トン、マキ二四〇トンなど計一九五〇トンの補給日量を確保したが、地上部隊の一部は徒歩行軍を強いられた¹¹。

一方、日本軍は作戦要務令でトラックの一日行程を一〇〇kmと規定していた先入感もあり、第二十三師団後方参謀の伊藤昇大尉は、ハルハ渡河戦直前の七月一日に田坂自動車隊指揮官（自動車四連隊長）へ、「（わが軍は）後方で勝てる。敵は、六〇〇km、我は一六〇kmだから¹²」と楽観的見通しを伝えていた。そのせいか、関東軍は自動車の動員でも逐次投入の失敗をくり返す。

七月上旬は約六〇〇両、同下旬にやっと一〇〇〇両に達したが、シボレー、フォードの輸入車に比し、いすずやニッサンのトラックは故障が多く可動率は七五%を下まわったらしい¹³。

自動車一連隊中隊長の岩坪博秀大尉はソ連軍の八月攻勢が開始された時、卓で関東軍自動車隊は、満鉄の徴用車や中国戦場からの転用をふくめ約二千両に達し、日量一五〇〇トンを前線に輸送していたと回想する。¹⁴ ソ連軍の一九五〇トンと大差はない。

九月に入り準備された第六軍の反撃では三千両を集め、十二日までに弾薬一〇基数、糧食一〇日分を集積したが発動に至らず、十五日に停戦を迎えた。¹⁵

創種別統計

最後に表10に示した参戦兵士たちの死亡と負傷の原因となった「創種別統計」から、ノモンハン戦の性格を観察してみたい。

この種の統計は日露戦争、第一次大戦の頃から調査され、ノモンハン戦でも日ソ両軍のデータが残っている。日本軍の場合は調査対象が入院患者と戦死体の二種がある。前者が一万一千余人に対し、後者は約千八百人で全戦死者の約二割にすぎないが、内容ではあまり差違がない。

順位も第1位の砲創、2位の銃創を足しあわせるとA、Bのいずれも九割近くに達する。第3位は戦傷者が手榴弾創、死者は爆創（飛行機の爆弾、地雷等の爆発物）だが、砲創と爆創の計がほぼ同数なので、死者の場合に砲創と爆創は区別しにくい。卓が影響しているとも考えられる。

銃創が主体の白兵創（0.4～0.5%）、戦傷者の実数は45人、戦死者は9人は、日露戦争時の45%と比べて格段に少ないのが明瞭である。戦記を探しても、銃創同士で戦ったエピソードは見かけない。

注

- (1) 「昭和14年満受大日記」第15号―1000の「人馬現員表」
- (2) 川上砲兵大尉「滿蒙国境事変における関係資料其七」(防衛研究所、満州―ノモンハン―一六三)
- (3) コロミーエツ『ノモンハン戦車戦』(大日本絵画、二〇〇五) 一四六ページ
- (4) 福永薫祐大尉(野砲13連隊副官) 手記(防衛研究所、満州―ノモンハン―二三三)
- (5) ジューコフ報告書、六四一ページ
- (6) 『ジューコフ元帥回想録』一二二―一三二ページ
- (7) 現在でも正確な統計は不明。鎌倉英也は、ロシア軍事史公文書館で七月三日から十二日までに、焼失が戦車五一両、装甲車六〇両、部分損傷が戦車七四両、装甲車七両の記録を発見している(鎌倉『ノモンハン隠された戦争』一七七ページ)。七月三日だけに限ったコロミーエツの不完全な数字は、戦車八〇両、装甲車四五両とされている(前掲コロミーエツ、七七―七八ページ)。
- (8) 前掲コロミーエツ、一二一ページ
- (9) シュテルン報告書、六〇三ページ
- (10) 同右、六一〇ページ
- (11) ジューコフ報告書、六七八ページ
- (12) 田坂専一「関東軍自動車第4連隊の行動」(防研所蔵、満州―ノモンハン―一四六)
- (13) 『自動車第一連隊史』(一九八二) 二三二―二四二ページ
- (14) 同右
- (15) 島貫武治「作戦用兵上より観たるノモンハン事件の教訓」(防研蔵、一九三九年九月二日)

行政相談委員のエンパワーメント

——Public Relations 効果を中心に——

岩 井 義 和

はじめに

現在、国内外情勢が著しく変動する状況下で、地域行政における各種相談業務、及びその窓口の多様化、行政機関の情報化の進展、オンブズマン機能の強化など行政相談をめぐる状況や環境は大きく変化してきている。特にそうした変化の中、行政機関は電子化（ICT化）を進め、行政相談にしても電子メールでのアクセスを可能とし（総務省のホームページから二四時間受付）、インターネット系のメディアを利用することで、従来のネットワーク以上にその簡便さを充実させ、さらなる窓口を開いた。

行政相談委員のエンパワーメント（岩井）

一五五（一五五）

そうした中、国の行政相談制度は、行政広報・広聴の側面から、国民から広く気軽に行政施策、運営についての意見要望を聞くことにより国民の行政参加の場を提供することから、広聴活動の一環として捉えられる広聴機能、さらに、個別案件に即した説明教示を行うことにより行政に対する国民の理解を深めるといふ、一種の広報機能を有するとされてきた。^①これは、行政が行政相談制度によって、国民の権利益を保護するという機能以外にも、国民と行政との間にコミュニケーションをつくり出す機能を有するということである。しかし前述の行政機関のICT化であるが、その主たる目的として経費削減・効率化という考えが多くみられ、そうした傾向の中で、行政相談との関連、あるいは国民とのコミュニケーションの側面はどうなのであろうか。^②また、コミュニケーションのひとつの側面である、行政相談の広報活動に関する議論では、今まで行われた行政相談の広報活動の周知度に関する調査の結論として、周知度が低く、そのつど広報活動を担う者、あるいは行政相談を担う者は、周知度が向上する努力を常に続けなければならぬ、としてきた。^③そうした意味で、ICTなどの取り組みは、行政相談の周知度及び相談受付の簡便さによる相談量の側面での議論に対する方策だったと考えられる。

しかしこれらの議論に変わり、現在では「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」^④というように、行政相談の質の側面への議論へと変化してきている。したがって、このアクションプログラムで期待される効果としては、以下のものがあげられている。^⑤

○「平成二二年度行政評価等プログラム」等を踏まえ、国民の声・ニーズの把握を重視し、行政の制度・運営の改革・改善につなげる行政相談活動を展開するための、当面の具体的な活動方針をまとめたもの。

○このため、①「国民の視点」からの改革・改善活動、②「連携・協力のネットワーク」を拡充・強化する活動、

- ③ 行政相談委員の「自主的な取組」の支援活動、
- ④ 行政相談委員との「協働」活動を実施。

○ 関係機関等との連携の強化、行政相談委員との協働の充実を軸に効果的な活動を工夫することにより、総務省の組織・体制を肥大化させることなく活動を展開。また、効果が不十分な既存の活動は中止・縮小を図る。

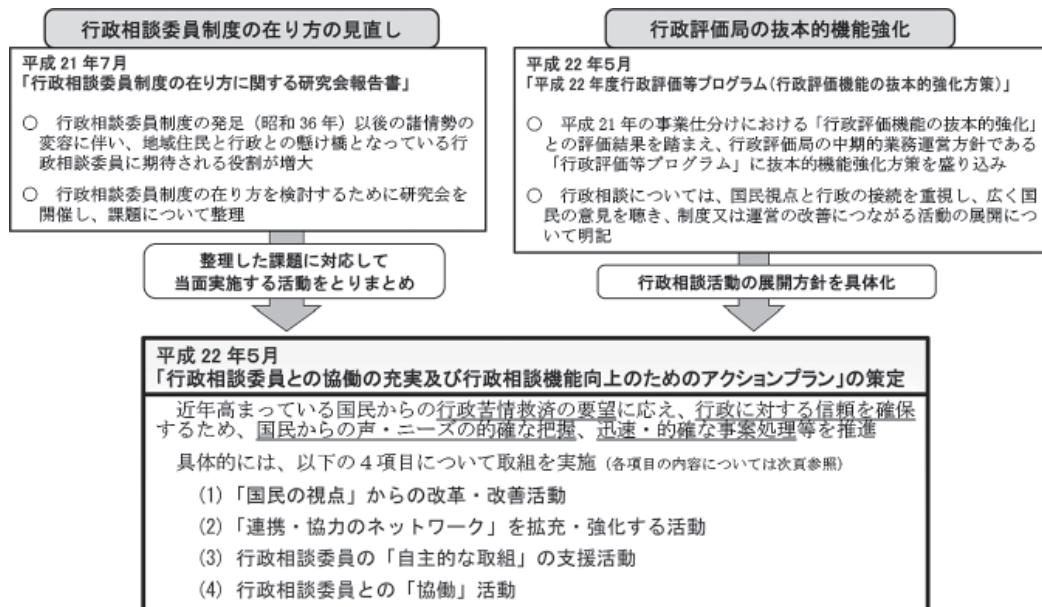
そこで本稿では、行政相談における、行政相談委員を広報における人間メディアとしてとらえ、この行政相談委員の活動の質的な部分を検討していく。

(1) 行政相談制度誕生背景⁶⁾

第二次大戦後、真に国民のための行政を実施していくためには、国民から直接行政に対する不平・不満などを聞き、その解決を図るとともに、これら国民の声を行政にフィード・バックし、行政の全般的改善を図ることが要請された。一方、行政機関内部に対しては、

行政相談委員のエンパワーメント（岩井）

図－1 行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランをめぐる経緯



（出所） 総務省「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランをめぐる経緯」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000191766.pdf

公務員の厳しい反省が必要とされ、一九四五年一月に官紀の厳正、行政執行方式の刷新を図る目的で「公務員の信賞必罰の励行と監察制度及び考科表制度」（閣議決定）が制定されている。また、一九四六年三月には、「行政機関に窓口を設け一般国民からの申請、問い合わせ等の利便に供する」（閣議決定）とするなど国民の行政参加の制度が創設されている。

そうした中、行政管理庁では、国民の行政に関する苦情等を聞き、解決を促進するため、一九五五年から窓口を開設し、国民からの相談に応じる行政相談制度を新設することになった。この行政相談に類似するものとしては、一九五〇年ごろから経済調査庁がすでに実施している。ここでの考え方は、経済の取締りを行う以上、取締りを受ける側の意見もよく聞くべきであるということを出発点とし、経済調査庁に「経済相談所」の看板を掲げ、ビラや伝車による広報を行って相談を受け付けていた。しかし、この経済相談の業務は、経済調査庁が行政管理庁に統合されることにより廃止された。その後、この考え方は一九五三年に設けられた部内の監察業務研究会において再び検討の対象とされ、当時、行政監察実施途上で訴えられる苦情等も多数あることから、国民の行政に関する苦情を処理する必要性が認識されている。そして、第一回同研究会報告書（一九五四年八月一日）には「監察情報活動の一環として苦情処理を行う」ことが提案されており、これに基づき苦情処理が始められた。その後、国民から寄せられる苦情は増加し、「苦情相談暫定処理要領」が庁議決定され、「苦情相談暫定処理要領について」（一九五五年二月一〇日行管監月三三三号）が示達され、ここに初めて行政管理庁における行政相談業務が実施された。

① 業務運営基準・実施要領等の制定

「苦情相談暫定処理要領」によると、行政相談制度の目的は行政機関の措置についての苦情解決を促進し行政の民主化に資することとある。特に注意を要する点としては、①同要領を示達するに当たって示された行政相談業務の根拠を行政管理庁設置法に定められた所掌事務中の「資料収集」に求めたこと、②行政相談業務を監察業務の付随的業務としてとらえていることであった。行政相談業務の法令上の根拠を設置法の「資料収集」に置いたことについては、様々な議論があつたが、当時の考え方では、行政相談業務が行政に対する民意の把握という点で同じ根拠に基づき行われていた「監察情報活動」と同様の基盤に立つとの論拠となつている。また、行政相談業務を監察の付随的業務としていることは、等しく行政運営の改善を図るものであるとともに、所掌事務上独立に説明し得なかつた背景がある。

「苦情相談暫定処理要領」要旨

1. 苦情の処理は行政監察の一環として行うものであるから、その範囲も、また行政機関の業務に関する範囲にとどまり、国の委任又は補助に関係のない地方公共団体固有の自治行政に関するもの、刑事又は民事の事件に属するもの等を原則として除外すること。

訴願等法令に基づく救済の窓口にあるものについてはその窓口申し出るべきであることを示し、その採決に関する苦情を取り扱わないこと。

2. 苦情を受付けたときにはその内容を慎重に調べ、当該行政機関に連絡すること。

連絡を行ったにもかかわらず、その行政機関が放置して省みない場合は、更に措置するよう勧奨すること。

3. 苦情の処理について当該行政機関のとした措置に同意し難いときは、当事者双方に資料の提出を求め、又は説明を要求し、問題点を吟味した上当該の処見を表示し、公平な措置がとられるよう仲介的立場において解決を推進しうることを。

4. 苦情を申し出た者に、法令、事実等の誤解があつたことが判明したときは、懇切に説明して理解させること。

5. 管区監察局長又は地方監察局長は、次の場合、本庁監察部長又は管区監察局長に報告すること。

- i 苦情の内容が地方的には解決できないものであるとき。
- ii 関係行政機関の上級機関に連絡する必要があるとき。
- iii 監察の資料として参考になると認めるとき。

その後、行政相談業務に対する社会の認識が次第に高まり、申出件数も年々増加する傾向から、一九五八年には「苦情相談業務処理要領」（一九五八年二月一九日付け事務次官名通達。行管乙第三〇九号）が制定され、行政相談業務を監察業務運営要領に明示して監察業務の一環としての性格を明確にするとともに、苦情の受付及び処理に関する基準が更に充実強化された。なお、同時に、各管区行政監察局等に「行政苦情相談所」の標示を掲げることが指示されている。

以上の過程を経て確立された行政相談業務の処理要領等は、その後、一九六〇年に行政相談業務が行政管理庁設置法に明文化されるまでの間、行政管理庁における行政相談業務運営上の基本的指針をなすものとなっている。

② 組織・実施体制

行政相談業務の実施体制は、業務の発展に伴って逐次整備強化されてきたが、発足当初の実施体制等は以下のとおりである。

(ア) 試験的実施局の指定

行政相談業務の発足当初における実施体制は、本庁においては監察部調整課が情報活動業務等とともに担当し、管区行政監察局等においては全管区監察局及び管区監察局長が指定した特定の地方監察局において実施された。

これは、当時、行政相談業務に対する社会一般の評価の程度も不明であり、果たして所期の成果を挙げ得るかどうかについての確信がなかったこともあり、あくまで行政監察の付随的業務として試験的に実施している。

(イ) 実施体制の全国的整備

試験的に実施された行政相談業務は、一般からの反響が大きく、予想以上の成績を収めており、「苦情相談業務の実施について」（一九五六年八月一九日付け行管第二一一号）により、この業務をすべての管区行政監察局等において実施することとしている。同時に、本庁に苦情処理担当監察官が配置され、全国的に実施する体制がはじめて明らかにされている。また、管区行政監察局等においても、行政相談業務の担当部門が確定されていなかったため、一九五九年一二月、「苦情相談業務処理要領」により、管区行政監察局においては総務課が、地方行政監察局において、第一地方監察官（現行政相談課長）がそれぞれ行政相談業務を所掌するよう明示されている。

③ 制度法制化

法制化の経緯としては、創設期、行政相談業務は監察活動の付随的業務として行われていたが、この制度に対する国民一般の期待と評価が高まるに伴い、この制度を行政管理庁の所掌事務として設置法上明文化すべきとの意見が一九五九年頃から部内の業務研究会などで述べられるようになった。

しかし、行政相談制度の法制化は、当該業務遂行上必要な関係行政機関との協力関係に影響を与える恐れがあること、部内における組織・運営等の面からもなお検討の余地があるとの理由等から、その必要性が十分に認められながらも法制化までには至らなかった。

一方、国会においては、たびたびの国政調査等を通じ、行政相談制度が国民の権利利益の救済に寄与し、行政民主化の推進に大きな役割を果たしているとして高い評価が与えられていた。たまたま、一九六〇年度に行われた衆議院内閣委員会の国政調査（被調査局＝中国管区行政監察局、派遣委員＝福田一議員、石橋正嗣議員）の結果、この制度の重要度が更に深く認識され、一九六〇年一月六日開催の衆議院内閣委員会において、両議員は行政相談業務の拡大強化及びその法制化の必要性を以下のように報告している。

「行政管理庁は、行政運営を常時監視する見地から、地方の各行政機関等の業務のすう勢、行政施策の地方的反応等を注視して問題を早期に把握し、監察の参考に資するため、監察情報の収集を行うほか、苦情相談業務を実施しているが、苦情相談業務は、申出のあつた事案について、関係機関に連絡して適切な解決を促進し、行政の民主化に寄与しており、我々としても行政機関の措置に対する国民の苦情が少なくない現況にかんがみ、苦情相談の拡大強化を図るべきであると思うが、いまだにこの業務が設置法上権限として明文化されていないので、これが法制化を促進せ

ねばならない」。

そうした中、行政管理庁は、一九六〇年の第三四回国会に行政管理庁設置法改正法案を提出しており、行政相談業務の法制化に関しては、見送る方針であった。しかし、一九六〇年三月一八日の衆議院内閣委員会における同法案の審議に当たり、石橋正嗣議員から、「苦情相談業務は評判がよく、今後もやるべき仕事と思われるが、法律で定められておらず、一種のサービス活動のような形で行われていることが問題である」との指摘がなされている。さらに、「予算の制約などもあるだろうが、何ゆえに法律で定めた当然の業務として取り上げないのか」、「監察業務は同じ役所同士でやりにくい面もあるだろうが、厳しくやらなければこの役所自体の存在意義はなく、さらに苦情処理分野はどんどんやっていく分野であり、改正法案では、一番に取り上げられるべき問題」との意見が出されている。

これに対しては、益谷行政管理庁長官及び原田行政監察局長から「苦情処理の制度の必要性はあるが、今少し検討し、将来の設置法に当然の業務として盛り込む」との答弁がなされた。

その後、衆議院内閣委員会において、行政相談業務の重要性から法制化すべきとの空気が強くなり、党派を越えて行政管理庁設置法改正案と行政相談制度法制化問題の取り扱いが協議され、結果として、自民・社会・民主三党の共同提案が行われ、行政相談業務の設置法明文化にいたっている。これにより、衆議院内閣委員会において一九六〇年三月二二日、行政管理庁設置法第二条一三号として「各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情申出につき必要なあつせんを行うこと」を追加する修正案が提出され、全会一致をもって可決、引き続き三月二五日の衆議院本会議において全会一致をもって可決されている。

また、参議院においても、行政相談制度の法制化は当然の措置であるとされ、一九六〇年四月二八日の内閣委員会

において衆議院の送付案どおりに全会一致をもって可決され、さらに五月一日の参議院本会議においても全会一致をもって可決・成立している。この結果、行政相談制度の法制化を含む行政管理庁設置法改正案は、五月二〇日、法律八五号として公布、即日施行され、ここに、従来は内部通達等により事実上の業務として処理されていた行政相談制度は、初めて法律上行政管理庁の所掌事務及び権限とされた。

④ 法制化の意義

行政相談制度の法制化当時は、日本の行政制度上画期的な意義を有するものであり、事実上の行為として行われていた、行政苦情あつせん業務の法制化という面から、二つの大きな意義があると考えられた。

第一は、従来、行政苦情あつせん業務は事実上の行為であったため、関係行政機関の任意の協力を待たなければならなかったが、法制化することにより行政管理庁のあつせんに応じざるを得なくなり、結果、行政苦情あつせん業務が非常に行いやすくなった。第二に、行政相談制度が法律上の根拠を有することになった結果、従来事実上の行為として行っていた時に比べ、その体制及び活動の整備充実、国民に対する広報の積極化等が、公式かつ容易に行えるようになり、当該制度を大きく発展させる契機となっている。

だがそれ以上に、この行政相談制度の法制化がもたらした大きな意義は、行政救済制度の一つとして位置づけられたことである。従来、日本の行政救済制度は、基本的には行政事件訴訟制度及び行政不服申立制度から成り立っていたが、行政相談制度もまた国民の権利利益の保護・救済を目的とし、実質的に行政救済の機能を果たすものと捉えられた。

一般に、行政相談制度は、他の行政救済制度に比べ、その対象範囲が行政処分にとどまらず行政のあらゆる事項に及んでいる点ではるかに広く、その手続、解決方法等がより簡易、迅速であり、一般国民にとって利用しやすい点に大きな特色をもつ。また、行政管理庁の行政苦情あつせん制度は、各省庁等自らの行政相談制度の整備充実に対し先導的役割を果たしてきたが、これら各省庁等の行政相談制度は、行政実施者が行うものであるのに対し、行政管理庁の行政苦情あつせん制度は、行政の実施部門に対して第三者的立場にあるものが行う点で、客観性ないし公平さがより確保しやすく、また、各省庁等の行政全般に関する苦情を取り扱う点において、縦割行政からくる限界等がない点が特色である。また、行政運営の一般的改善の推進上の意義として、行政苦情あつせん業務を行政監察業務と併せて行うとされた結果、行政苦情あつせん業務は個別のあつせん解決にとどまらず、行政運営一般の改善が推進される点に大きな特色が見られる。

⑤ 行政相談委員制度の発足

「公務員の給与改定に関する取扱い等について」（一九六〇年一月十四日閣議決定）を受けて、行政管理庁は、その趣旨に沿い、行っている行政監察及び行政相談業務に関し、国民の意見並びに苦情を系統的に収集して、国民による行政改善推進体制を確立^レするための方策について検討を重ねていた。

事務当局には、従来から行っている行政相談制度を組織、陣容の面で拡大強化すべきであるとの意見、あるいは人権擁護委員制度のように民間人を通じて苦情等を吸収する方法等を考慮してはとの意見が出されている。

そして、当時の行政管理庁長官は、後者の方策である民間人を通じて苦情等を吸収する方法を選ぶことに裁断を下

し、この構想の下に行政苦情相談協力委員を設置するとともに、併せて巡回苦情相談の強化、行政民主化懇談会の開催等を行うとの方針を打ち出している。

このため、「行政苦情相談協力委員規則」（一九六一年四月一五日訓令第一号）が制定され、国民各界各層の行政に関する苦情等の受付その他の行政苦情あつせんに関する業務等の円滑な運営を図ることを目的として、当時全国に八八二人（予算定員）の行政苦情相談協力委員が置かれることとなり、ここに初めて行政相談委員制度が誕生している。行政苦情相談協力委員は一九六一年七月から配置されているが、これら委員に関する業務の増加に対処するため、地方行政監察局に庶務主任を配置し（一九六一年七月二六日訓令第二号）、それまで局の庶務業務を担当していた第一地方監察官室の行政相談業務の処理体制が強化されている。

行政相談業務関係として、独自の予算が計上されたのは、この一九六一年が最初であり（年度予算九三万一千円）、その後、相談委員数、相談関係予算も年々増加し、業務処理体制も強化されていった。

行政相談制度は、発足以来、年々受付件数が増加するとともに、国民各層における社会的評価も高まり、実績が認められ、前述のように、一九六〇年に行政管理庁の所掌事務として法制化され、また行政相談の実施体制が整えられている。

しかし、相談窓口は、管区又は地方行政監察局に限定されていたため、大多数の国民にとっては地理的に不便であり、また、苦情を持っていても申し出るべき相手が行政監察局という役所であるため、一般の国民にとっては気軽さや親しみやすさという点で難点があつた。こうした点から、行政相談委員制度は、これらの行政相談窓口を地域住民の中に開き、かつ、その相談に応じる者として民間の有識者を当てることで、行政相談制度の発展にとって画期的な

ものとなった。これにより、国民の行政に対する声を幅広く吸収し、改善を図ることとする行政相談制度本来の意図を実現し得る体制が整い、その後年々着実に実績を挙げ、社会的意義が行政相談制度の法制化に劣らず大きいものとなった。

以上のような歴史の流れの後、一九八七年に行政に関する苦情等のうち行政の制度及び運営に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取するために第一回行政苦情救済推進会議が本省において開催され現在に至る。そして、現在の行政相談業務としては、国の行政機関の業務、独立行政法人、特殊法人等の業務、地方公共団体の業務（法定受託事務に該当するもの）及び国の委任又は補助を受けて行っている業務に関する苦情の申出について、公正・中立の立場から関係機関にあつせんを行い、苦情の解決を促進するとなっている。

こうした行政相談制度であるが、この発足の当時に今後の課題も示されている。それは、行政監察・行政苦情処理手続が、多くの国民の信頼を得つつ、高く評価されていることは事実であり、行政相談制度が当時の行政に対する統制・救済の方法として有効に機能していたと考えられる。しかし、当時の考慮点として挙げられていたことは、行政相談制度と、本来の行政統制、行政救済制度、特に行政訴訟制度との関係をどのように考えるべきかであった。すなわち、行政相談制度の有効性に着目し、将来的に行政相談制度をもって従来の制度におきかえ、行政相談制度を中心にすすめるか、あるいは、行政相談制度が従来の制度に対する補充的性格の故に有効に機能していたにすぎないとし、将来とも補充的な制度たる地位にとどめておくべきかであった。そして、この当時の考慮点が、現在の行政相談にも影響していると考えられる。

このように「行政相談委員」は、行政上の措置として一九六一年に導入されるが、その導入時期及び導入の経緯に

は、第二次大戦後に諸外国で急速にオンブズマン制度が発達したこと等の影響も見られる。一九六六年に「行政相談委員法」により法律上の制度となり、これに基づき、民間有識者の中から、「社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者」として、行政管理庁長官から委嘱され、苦情を受け、必要な助言や関係機関への通知等を行い、必要に応じ地方支分部局と一体となって問題の解決にあたっている。

行政相談委員制度は発足（昭和三六年）から約五〇年経過したが、現在地域社会や行政を取り巻く諸情勢が大きく変容する中で、地域住民の苦情等を身近なところで幅広く吸収し、行政との懸け橋となっており、行政相談委員に期待される役割は増大している。つまり、行政相談委員の特質を生かしながら、地域における安全・安心の確保と行政の信頼性の向上に一層寄与していくため、制度の在り方を全般的に見直していくこと、そして今日の地域社会の状況等を踏まえて、これまで地域において定着してきた行政相談委員制度が、今後、その期待される役割を一層効果的、安定的に果たしていくよう、その制度の在り方について全般的に見直しに資する目的で現在議論されているのである。

(2) 行政相談関係予算及び行政相談業務の実施体制

次に、今回のアクションプログラム策定の一つの契機でもある、「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」（以下研究会）の資料などに基づきその実施体制等をみていく。⁷⁾

歴史の中でも見たように、総務省及び各府省が行う行政相談は、行政審判、行政不服審査などの他の行政救済制度と比較して、手続が略式・簡便で、救済の対象となる行為及び申出ができる期間に制限がなく、処理が迅速である（簡易・迅速性）等、行政救済体系の中にあつて特徴的かつ重要な意義を有している。その特色としては、

① 苦情等を受付ける範囲は、国の行政機関の業務、独立行政法人・特殊法人の業務、地方公共団体の業務であつて法定受託事務に該当するもの及び国の委任又は補助を受けて行っている業務であり、国の広範な行政に及んでいる。

② 相談がどの地域の問題であつても、また、相談者がどの窓口にご相談しても、管区行政評価局・行政評価事務所、行政相談委員、総合行政相談所等に全国的に整備したネットワークを活用して、一体となった受付・処理を行うことができる。

③ 行政の制度及び運営の基本に関するもので、通常のアフせん手法では解決が困難な相談については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、また、同種・類似の苦情の発生が予想される問題については、行政評価・監視機能を活用して、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っている。

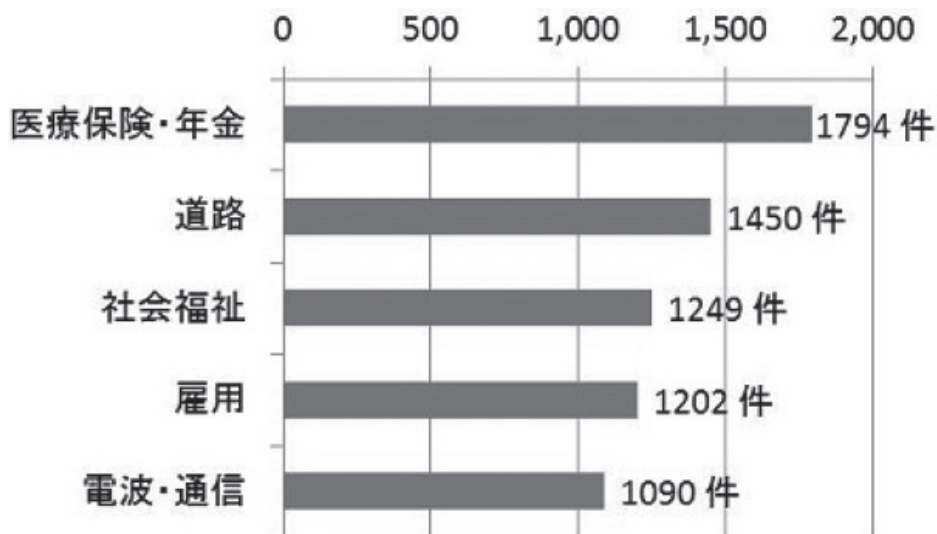
実施体制自体に大きな変化は見られないが、行政相談関係予算を見ると、平成一七年からは減少傾向にあり、平成一七年度と平成二〇年度では行政相談関係予算で九四、二二二千円の減少、実費弁償金で三六、〇〇一千円の減少である。また、平成二二年度の行政相談の総処理件数は、一八五、〇五二件であった。窓口別で見ると、総務省行政評価局、管区行政評価局及び行政評価事務所の職員が処理したものと行政相談委員が処理したものは、いずれも五〇%程度である。また、相談の内容別にみると、国の事務等で、苦情や要望についてのものが一〇・七%、制度や窓口の照会についてのものが二四・七%である。

また、管区局・事務所では、行政相談の受付・処理をするとともに、総合行政相談所の運営や国・地方総合相談セ

ンターの企画・立案・実施を行うほか、行政相談制度に関する広報活動や行政相談委員に対する各種の支援活動、国の行政機関や都道府県・市町村等関係機関との連携活動等を実施している。

行政相談委員は、自宅のほか、市役所や町村役場、公民館等で定期的に開催する定例相談所や市町村内の各地で開催する巡回相談所等で相談を受け、処理している。さらに、様々な窓口を通じて受付・処理した相談件数の中には、相談者が①行政に関わる相談か民事に関わる相談か、あるいは、②国の事務に関わる相談か地方公共団体の事務に関わる相談か分からず申し出られるものも多数ある。また、地方公共団体の事務や民事に関わるものでも、精査していくとその相談が発生する原因に国の行政関わっている場合もあり、総務省の行政相談には、国の行政に関する苦情や要望陳情、照会のほか、地方公共団体の事務に関する事案や民事事案も多数含まれているということが注目点である。この地方公共団体の案件に関しては、従来からも多数含まれており、この点も含め「研究会」でも地方公共団体との関係強化が謳われている。

表一 4 平成23年苦情、要望陳情事案の行政分野別の内訳（上位5分野）



(出所) 総務省「平成23年度行政相談実績」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/jituseki.html

(3) 行政相談委員の現状^⑧

行政相談委員は、法に基づき、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から総務大臣が委嘱（法第二条第一項）している。また、担当する区域（市町村の区域）を定め、二年以内の期限を限って委嘱（法第二条第二項）している。

「研究会」が開かれた当時の資料に基づくと、国民の身近な行政相談窓口として、全国の市区町村に少なくとも一人、全国で定員五、〇一一人（当時の配置人数：四、九〇一人）の委員を配置（市町村別に人口五千人未満一人、五千人以上三万人未満二人、三万人以上一〇万人未満三人、一〇万人以上四人配置（二〇万人を超える毎一人増））となっている。委員は無報酬であるが（法第八条）、業務の遂行に当たり支出した経費について、予算の範囲内で実費弁償金の支給（平成二〇年度予算では、一人平均約六万円）が認められている。

実績であるが、前述したように、「自宅」のほか、定例・巡回方式による行政相談所（「定例相談所」、「巡回相談所」）等を開設することにより、平成一九年度においては、約一〇万四、〇〇〇件、行政相談の総取扱件数の約六割を受付けており、市町村広報紙や有線放送・防災無線などを利用した広報を延べ約六万四、〇〇〇回実施し、行政相談委員の平成一九年度における意見提出件数は一七一件（うち中央事項は二二件）となっている。

「研究会」での議論当時の行政相談委員の状況を見てみると、定数五、〇一一人に対して、配置数四、九〇一人となっている。これは、最近の約五、〇〇〇人体制の中で五、〇〇〇人を割るというものであるが、果たしてこの人数体制が人口の減少傾向の中、あるいは受付体制のICT化等の状況の下で妥当であると考えるのは、大きな問題であろう。

表－５ 行政相談委員配置定数の推移

年度別	昭和36年度	37	38	39～46	47	48～55	昭和56～平成2	平成3～	19～
定数	882人	1,755人	2,690人	3,605人	3,660人	4,576人	4,789人	5,046人	5,011人

(出所) 「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」(第1回)平成20年12月19日(金)説明資料。以下表5～16まで同様。

表－６ 行政相談員数年表

<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和36年の発足当初(行政苦情相談協力委員、昭和37年9月に行政相談委員と改称)：委員定数が882人で、全国の主要な市町村のみに配置(以降、昭和39年まで順次増員) ・ 昭和39年当時：委員定数が3,605人となり、全国の各市区町村に配置 ・ 昭和47年度：沖縄行政監察事務所の発足に伴い55人増員(3,660人) ・ 昭和48年度：大都市を中心に916人増員(4,576人) ・ 昭和56年度：都市部に213人増員(4,789人) ・ 平成3年度(委員制度30周年)：257人増員(5,046人) ・ 平成19年度：35人減(5,011人。行政相談委員活動の実態、市町村合併による委員活動への影響等を勘案しつつ、行政サービスの維持・向上を図る観点から、委員配置を見直し。) <p>※現状の配置人数：4,901人</p>
--

表－７ 行政相談委員の委嘱状況：配置数

(平成20年12月1日現在)

配置数	4,901人(定数 5,011人)
行政相談委員配置市町村数	1,800市町村
うち、欠員が生じている市町村数	135市町村
うち、行政相談委員未配置市町村数	8市町村

年齢などに関しては、行政相談委員自体がボランティアであり、職をもって人にとって委員自体を引き受けることは非常に困難であり、致し方ない部分はある。しかし、従来から言われていることではあるが、若年者への対応を考えると、幅広い年齢での人材確保の方策も必要なのではないだろうか。

行政相談委員は、法令上、国、独立行政法人等（政令で定めるもの）の業務についての苦情について、申出人に必要な助言をし、総務省又は関係行政機関等にその苦情を通知することとされている。したがって、地方公共団体の業務に関する苦情については、行政相談委員業務（法令上からは）対象外の案件として扱われているが、実体的には、国民自体が国の業務なのか地方の業務なのかを理解していない以上、行政相談委員が関与するプロセスで改善が図られているものがあると考えられる。その意味で、行政相談委員の個々の様々な背景等（地方公共団体OBの委嘱、市町村民相談員の兼務）を考慮し、委嘱に際して、行政知識のある人材登用等を行うことも必要と考えられる。なぜなら、国・地方と区分するのではなく、行政全体として捉えるならば、地方公共団体の業務に係る苦情案件の処理状況からみても、行政相談委員に多数寄せられている実態を踏まえるならば、地域住民の利便の向上等の観点から、苦情処理の在り方を検討すべきだからである。

さらに、行政相談委員の活動は、定例相談所の開設を始めとする日常的な相談活動に関して、市町村と連携を図り、地域住民への周知広報や適切な相談所の開設場所の提供などの様々な面で地元市町村の協力を得る必要がある。一方、このような連携・協力は制度的なものではなく、事実上のものであり、実際の協力の温度差は市町村によって様々な状況になっている。また、市町村においても、各種相談窓口や各種相談員が置かれている場合も考えられ、これら市町村レベルでの相談受付体制の中での行政相談委員の位置付けも検討する必要がある。だからこそ、現状では「国の

表－8 行政相談委員の委嘱状況：男女比・平均年齢・平均委嘱期間

(平成20年12月1日現在)

男女比	男性 3,238人 (66.1%)	女性 1,663人 (33.9%)
年齢	平均 66.3歳	
委嘱期間	平均 7.1年	

表－9 行政相談委員の委嘱状況：行政相談委員の主な現職

(平成20年12月1日現在)

専門的・技術的職業（教育関係・行政書士・弁護士等）	311人 (6.3%)
会社役員等（会社・団体職員）	625人 (12.8%)
自営業（農林漁業・商業等）	780人 (15.9%)
無職（主婦を含む）	2,643人 (53.9%)

表－10 行政相談委員の委嘱状況：行政相談委員の主な前職

(平成20年12月1日現在)

元公務員	2,568人 (52.4%)
うち、地方公務員	1,857人 (37.9%)
うち、元教員	526人 (10.7%)
会社役員等	1,101人 (22.5%)
無職（主婦を含む）	304人 (6.2%)

表－11 行政相談委員の公職及び各種委員の兼務状況：公職の兼務状況

自治会（町内会）等の役員	538人 (11.0%)
福祉団体等の役員	454人 (9.3%)
婦人会等の役員	336人 (6.9%)
商工団体等の役員	295人 (6.0%)
スポーツ・文化団体等の理事	254人 (5.2%)
その他地域団体等の役員	1,660人 (33.9%)
実人員計	1,586人 (32.4%)

表-12 行政相談委員の公職及び各種委員の兼務状況：各種委員の兼務状況

民生（児童）委員	663人（13.5%）
保護司	322人（6.6%）
心配ごと相談員	147人（3.0%）
人権擁護委員	135人（2.8%）
調停委員（民事・家事）	126人（2.6%）
消費生活相談員	22人（0.4%）
その他	727人（14.8%）
実人員計	1,450人（29.6%）

表-13 行政相談委員処理件数の推移

年 度	平成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
総件数	120,872	119,379	112,708	110,972	103,793
委員1人平均件数 〔委員数： 15～18年度5,046人 19年度 5,011人〕	24.0	23.7	22.3	22.0	20.7

行政相談委員」であり、その意味で、いかに総務省が市町村の協力を得られるような下地作りができるかも大きなポイントになる。地域住民に身近なところで苦情を受け付け、簡易・迅速に解決に結びついていくという、現在の行政相談委員の役割を今後とも十分に果たしていくために、市町村と行政相談委員との連携・協力関係の在り方は単に市町村に丸投げするのではなく、国も含めた行政全体として検討すべき課題である。

ここまで、行政相談の歴史と現状を見てきたわけだが、全体を小括するならば、三つのポイントがあると考えられる。第一に、その大前提として「国民の行政に対する声を幅広く吸収し、改善を図ること」が根底にはあるということである。その意味で、いわゆる役所ということではなく、国民に親しみやすい行政相談委員制度は非常に有用と考えられる。

第二に、こうした「国民の行政に対する声」、言

表-14 行政相談委員の定例相談等開催回数

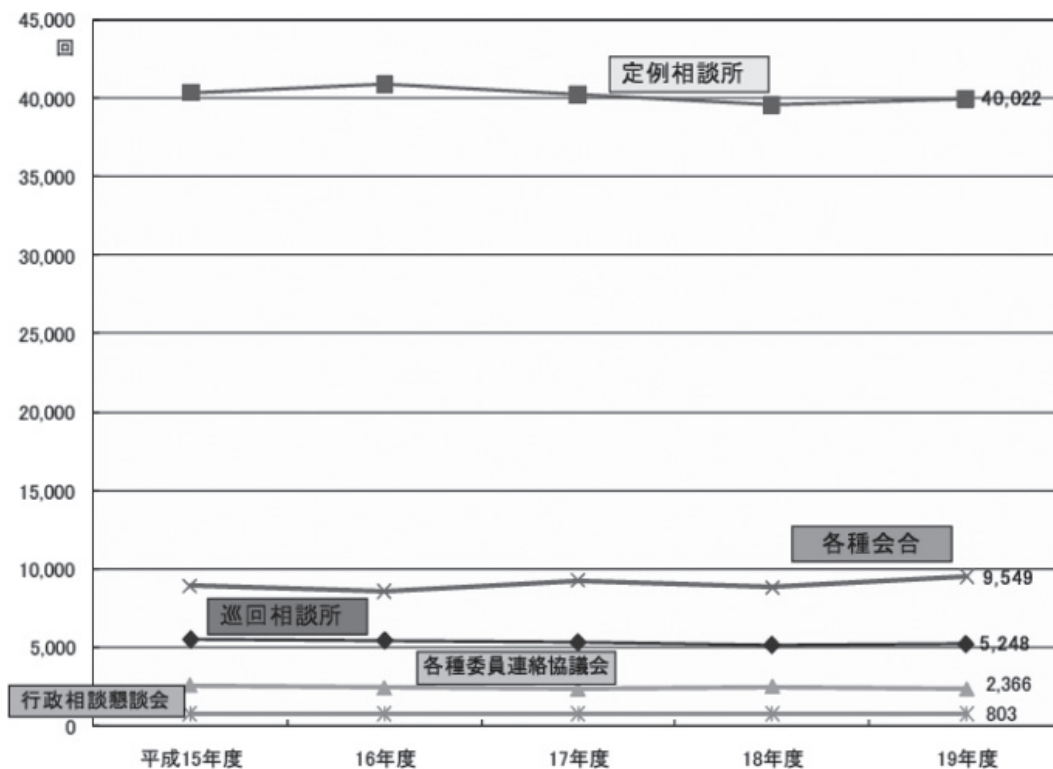


表-15 行政相談委員の広報活動実施回数

(単位：回、人)

広報方法等	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
広報紙	26,038	25,827	25,270	26,760	27,455
有線・無線	27,038	27,732	27,008	26,902	25,420
その他	9,185	9,836	9,644	9,735	9,772
広報回数計	62,261	63,395	61,922	63,397	62,647
実人員	3,960	3,816	3,873	3,878	3,905

表-16 行政相談委員提出件数

年 度	平成15年度	16	17	18	19
提出件数 (件)	278	216	207	198	171
うち本省事項	92	64	44	40	22

いかえれば「苦情」の減少傾向がある。この「苦情」件数の減少は、行政相談だけでなく、地方公共団体では苦情・救済機関が廃止・改編されており、その顕著な例が宮城県であり、県政オンブズマン制度を再編して、苦情対応も組み入れた新たな県政相談制度に移行している。また国レベルでは、市町村合併による影響はあるものの行政相談委員の数が結果的に減少している。

第三に、特に、国の行政相談の実績をみると、従来からの共通の問題点であるが、国民は、国・地方の行政事務の区別がついていないというものである。

では、このような状況下でどのような方策が考えられるであろうか。第二回の「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」では以下のような意見が出されている。

- ・相談委員は複数で対応する方が安定した対応ができる。
- ・時代・社会変化が激しい中、行政相談委員への情報提供や研修の機会等の量や質は果たして適切なのか。
- ・現状では、行政相談委員の意欲や行動力によってその成果に大きな差が出ている。
- ・行政批判の高まりに応じて、苦情等への対応を誤ると大問題になるという認識が広がり、行政相談への役所側の姿勢も昔に比べて改められてきたのではないか。
- ・行政相談委員への推薦を子孫にも伝えるような名誉と受け止める風潮もあり、いわゆる地域の名士のような方が名誉職として引き受けていることもあるのではないか。
- ・行政相談委員は、人権擁護委員、保護司、民生委員等と比べて、同じ制度ボランティアでありながらも、その選出のプロセスの違いからか、行政側の対応、理解度、認知度が低い。地域住民にとっても同様。

- ・ 地方では弁護士がいない地域もあり、民事事案の相談を受けることも一定の意味はあるのではないか。
- ・ 難しい事案については、調査をしないと解決できないのではないか。また、行政苦情救済推進会議とも連携して、難しい事案を上げてもらうとよいのではないか。

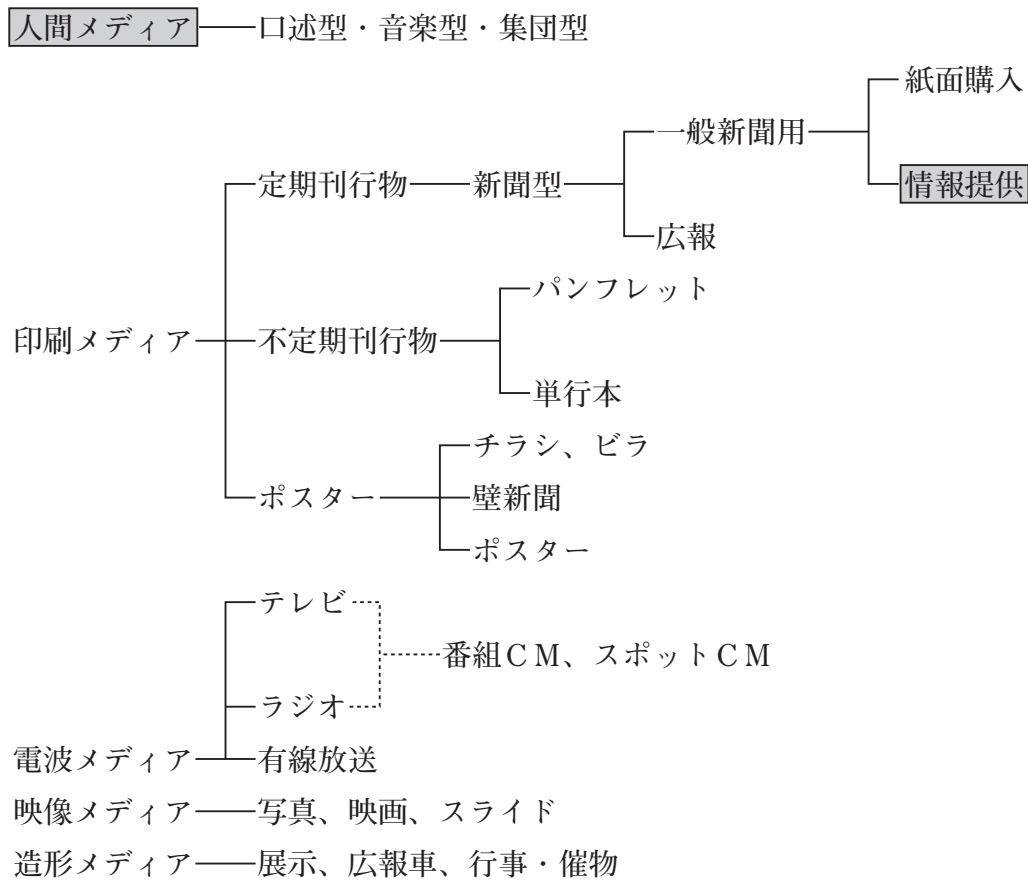
こうしてみると、やはり複数の人間で行政相談委員を担当し、国・地方を分けることなく兼務させることで、国・地方の行政相談の調整を図っていくことが必要なのではないだろうか。

(4) 人間メディアとしての行政相談委員

前述したように、行政相談の広報の問題として特に指摘されてきたものは、周知度の問題であり、そこでの議論としてメディアとの関わりがあった。すなわち、メディアの種類でいうならば、印刷・電波、さらに今日ではインターネットなど、いわゆる物質的な媒介物の使用と制度周知であったと考えられる。しかし、メディアの中には「人間メディア」というものがあり、この有用性を検討することが、現代的行政相談には必要なのではないだろうか。

行政相談制度との関連でメディアを見るならば、図1-2における、網掛け部分「情報提供」（パブリシティ活動）について考えると、これはニュース素材（相談内容や解決事案など）のメディアへの無料提供ということであるが、メディアへ情報提供することで、情報の選択をメディア側が行うという意味で「第三者評価による情報の信頼」が得られる。そしてこの部分に関しては、総務省と行政相談委員自身の働きかけが重要になってくると考えられ、まさに行

図-2 広報メディアの種類



+

ICT

(出所) 小山栄三『行政広報概説—原理と問題—』広報出版研究所1971、pp112-3を加筆・修正

政相談制度全体として検討していく部分である。しかし、本稿では、この部分ではなく、まさに行政相談委員自身の活動の側面に焦点をあてていく。

人間メディアは、その作用として、小山は「おもに人間同士の面接を通じて、言語と行為および態度によって行われる。人間メディアにおいて最も多く用いられるものが、対話である。多くの場合一対多数か、一対一の関係で行われるものであって、顔を見合す状態で行われ、相手からのフィード・バックを即時に受け反応は強い⁹⁾」としている。

すなわちここでの主役はまさに人間であり、ある人が意見を述べ、行

動すると他の人はそれに反応し、フィード・バック作用が起るといふものである。また、人間メディアの作用は、単なる言語のみでなく、全人格的影響および関係が加わる。すなわち、行政機関というならば、職員の来客への応対は、その全官庁のサービス精神の表現と受け取られるということである。だからこそ来訪者に対する職員の態度は、官庁全体に対する評価を左右するものであるから、応接に当たっては、とくに懇切、ていねいを旨とし、来訪者の地位、職業、服装等により、その態度が異なってはならず、また相手に不快の念を与えるような行動をとらないよう、礼儀を重んじなければならぬということにつながる。そして、まさにこの人間メディアに行政相談委員は位置づけられ「人望があり、人生経験、社会経験豊かな人物として、国民の立場に立つて相談に応じる」ことが求められるのである。

しかし、現在の行政相談委員は、この人間メディアの役割をさらに発揮する必要性が出てきている。具体的に言うならば、従来、行政相談委員は人間メディアとして、広聴活動を主に行ってきた。つまり、ある人が何らかの行政に対する要望・意見を行政相談委員が受動的に聞き、行政相談委員の能動的行動としては「個々の相談経験を通じ改善を要すると思われる行政上の問題については、行政相談委員自ら法律に基づいて、総務大臣に意見を具申する」というのが通例であった。しかし、現在の社会状況では、こうした従来型の人間メディアとしての役割から、一步進む形、いいかえれば、人間メディアとしての質的变化が求められているのではないだろうか。

人間メディアの作用はおもに人間同士の面接を通じ、言語と行為および態度によって行われる。人間メディアにおいて最も多く用いられるものであって、対話がそのおもなる形態であり、販売、応対、討論、演説もこれに属する。多くの場合一对多数か、一对一の関係で行われるものであって、顔を見合す状態で行われるものであるから、フィー

ド・バックを即時に受けて反応は強い。

ここでの主役はまさに人間であり、ある人が意見を述べ、行動すると他の人はそれに反応し、フィード・バック作用が起こるといふものである。しかも、指導力や説得力のすぐれた人が存在する場合は、例えばその集団の性格や社会的活動は、その指導者によって著しく影響支配され決定されることが多く、民衆のうちの指導的な力をもった者――オピニオン・リーダーが重要な要素になる。その意味で、このオピニオン・リーダーになるような、行政相談委員の質的变化が求められる。

(5) エンパワーメントと行政相談委員（人間メディア）の質的变化

前述のように、総務省及び各府省が行う行政相談は、行政審判、行政不服審査などの他の行政救済制度と比較して、手続が略式・簡便で、救済の対象となる行為及び申出ができる期間に制限がなく、処理が迅速である（簡易・迅速性）等、行政救済体系の中にあつて特徴的かつ重要な意義を有している。その中で、行政相談委員は、法に基づき、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から総務大臣が委嘱（法第二条第一項）している。また、担当する区域（市町村の区域）を定め、二年以内の期限を限つて委嘱（法第二条第二項）している。すなわちこの点からしても、行政相談委員は、「公的に認められた存在」であり、その活動も公的な形で行っていることを意味する。

そうした中、現在では公的には認められていない、ジャーナリスト・ジャーナリズムに関して、その研究の中で、以下のような役割の必要性が求められ、言及されるようになって¹⁰いる。

・ジャーナリズムは「古典的リベラリズムの消極的自由と対照的に、規範的共同体は社会的変質のために市民をエンパワーする」

・「エンパワーするジャーナリストも、公衆がマス・コミュニケーションの手段を使えるようにすることを責務としている」

・「環境監視というコミュニケーションの機能は、社会にとって不可欠なものである。現代社会では、一般の人々はこうした環境監視機能の大部分を、ジャーナリストやジャーナリズム組織に依存している」

・「公衆が、自らの意見を形成し、自らの権利を行使し、積極的な社会の構成員となるためには、目下のところマス・メディアによる「環境監視」は不可欠である。受託者としてのジャーナリストには、「環境監視」だけに留まらず、自らの声を社会全体に伝えられない人々の声を、代理人として伝える役目もある。これらの役割が、ランベスのいうステイワードシップである。しかし、肝心の「声」がなければ、代理人を務めようがない。個々の社会の構成員が、自らの「声」を持つようにすること、それがクリスチャンズのいう「エンパワーメント」である」

このように民間であるジャーナリズムに倫理・社会的責任、そして社会におけるエンパワーメントが求められているのである。そうであるならば、公的に認められている行政相談委員にも、このエンパワーメントが要請、あるいはエンパワーメントを発揮する活動が現在求められるのではないだろうか。すなわち、前述のジャーナリズムに関する文章へ行政・行政相談員・行政相談をあてはめると以下のようなことになるのである。

- ・行政相談は「社会的変質のために市民をエンパワーする」
- ・「エンパワーする行政相談委員も、公衆が行政の手段を使えるようにすることを責務としている」
- ・「行政監視という機能は、社会にとって不可欠なものである。現代社会では、一般の人々はこうした行政監視機能の大部分を、行政相談委員や行政組織に依存している」
- ・「公衆が、自らの意見を形成し、自らの権利を行使し、積極的な社会の構成員となるためには、目下のところ専門家による「行政監視」は不可欠である。受託者としての行政相談委員には、「行政監視」だけに留まらず、自らの声を社会全体に伝えられない人々の声を、代理人として伝える役目もある。……しかし、肝心の「声」がなければ、代理人を務めようがない。個々の社会の構成員が、自らの「声」を持つようにすること、それが……「エンパワーメント」である」

つまり、民間のジャーナリズムが求められている役割を、法的にもその役割としても、行政相談、あるいは行政相談委員が担うことが現代においては必要なのではないだろうか。それはいいかえれば、いままでのような受動的な広聴活動だけではなく、行政相談委員の能動的活動を推奨するものである。具体的には、①自らの声を社会全体に伝えられない人々の声を能動的に広聴する。②人間メディアの効果として、相手からのフィード・バックを即時に受け応は強いということから、相談当事者の代理人として伝える役目ではあるが、人間メディアとして実際の行政相談活動を通して行政相談員自身が広報メディアとなり、いわゆる口コミによる効果をさらに強めていくということである。そして③人間メディアとして行政相談委員は、実際の相談（広聴）の場面で、広報のチャンスを手自らで作り上げ、

社会的変質のために市民をエンパワーしていくことが求められる。すなわち、行政相談委員が、行政情報が深く伝わる・受け皿としてのメディア¹¹となり、行政全体に対する国民の理解を深めていく入口メディアとなる能動的行政相談（委員）活動の要請である。したがって、この場合、国だけの問題ではなく、地域に密着し、草の根レベルから行政を支えていくことが必要と考える。なぜなら、地方自治は民主主義の学校と言われるが、そこには地域の政治・行政へ住民が関っていくことで、国レベルへつなげていくというものである。そうであるならば、この住民をエンパワーメントしていく最前線として地域に密着している行政相談委員が活動することは最良のはずである。

京都府では、府民簡易監査制度というものを、府民からの府政に対する意見や疑問について簡単な手続で受け付け、府の関係機関を調査し、その結果を回答するとともに、意見を参考として監査にいかす制度として平成一八年に設置している。具体的には、府民からの苦情・意見などを監査の端緒として活用することにより、監査委員による府政の改善・是正機能を強化し、府政運営の透明性の確保に資する目的がある。この制度では、監査の役割をいかに考えていくかが大きなポイントとなっており、他の自治体の監査委員とは異なるところに大きな特徴がみられる。すなわち、住民を自治の主体と考え、監査の役割の中に住民からのチェックや要望等をいかに活用していくかが重要点となっており、その役割の一端として、部局として、住民の意見・要望を、行政内部の一組織として確実に担当課へ伝えることができるといえるものである。そしてこの京都府では、総務省行政相談委員から要望が出され、行政相談委員と京都府との連携によって解決された事例がある。そうしたことから、京都府では、本来の監査へつながる情報収集という意味でも、行政相談委員との情報交換を今後強めていく必要性があるのではとの意見が聞かれている¹²。これは、地域の問題へ行政相談委員が関わったことで効果をあげた良い事例であり、まさに住民をエンパワーメントしていく最前

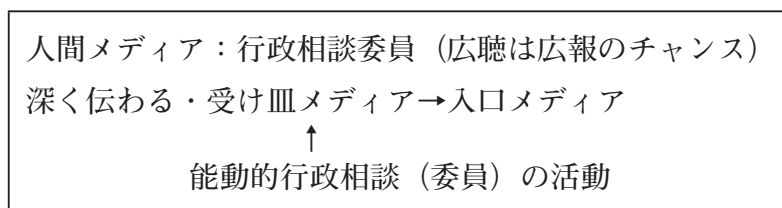
線として行政相談委員が活動したものである。

しかし、その一方で「国の機関に対する意見等は、意見者に対して、直接、国の機関又は総務省行政評価事務所へと案内をしている」、「行政評価事務所が必ずしも一般には知られていないため、県にとりあえず意見が持ち込まれる」¹³との指摘をする自治体もある。これは、相談が来るまで待つ、あるいは国・地方は区別するという従来型の受動的な行政相談・行政相談委員活動の結果例と捉えられる。これを改善していくこと、すなわち「声なき声」を行政相談委員が発掘し、さらに個々の社会の構成員が、自らの「声」を持つように行政相談委員が「エンパワメント」することが、現在求められているのである。その最初の舞台が地域行政であり、地域で行政相談委員が能動的に活動し、地域行政との連携を深め、その結果として地域行政と住民との距離が縮められていくことで、行政全体への理解につながると考える。そして、ここに国民と行政のパイプ役となる、「現代に要請される行政相談委員の役割」があるのではないだろうか。

(6) 行政相談委員の可能性

「行政相談委員に調査権限を、との話はあるが、委員独自で本格的な調査をするのは難しい。難しい事案については行政評価事務所に報告し、各府省の担当官が調査した結果の回答を得るというやり方が現実的ではないか」¹⁴との意見も出されている。これは、現在ほとんどの機関で

図-3 行政相談委員の質的变化（広報メディア）



HP等により、情報提供、相談、苦情の受付のページを持ち、あるいは相談窓口も完備されつつある中、行政相談が住民の意見を吸い上げる一つの機関としては評価されるが、旧態依然とした行政相談委員の在り方についての疑問や、オンブズマン制度への移行との声が上がっている例の一つである。しかも、これらの「行政相談制度」の機能向上という意見は、実質的には苦情・救済という側面ではなく、行政統制・監視の機能向上の訴えと考えられる。

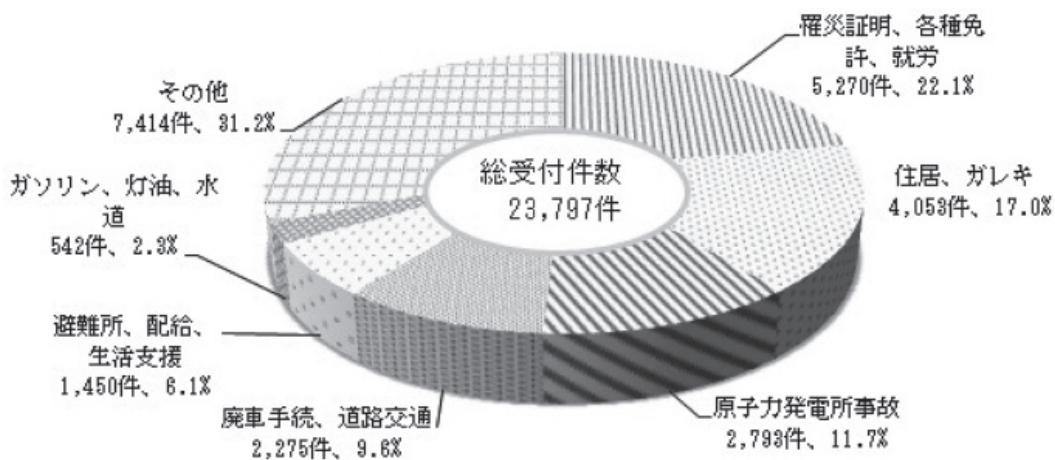
しかし、現在求められている行政相談委員の質的向上は、行政統制・監視の側面ではなく、国民を公共へと導くオピニオン・リーダー的な質的向上と考える。そうした意味で、次のような行政相談委員制度に関する考えがある。行政相談委員制度は「自らは特定の行政分野を所掌せず、各府省から超越した立場にある総務省行政評価局が行政相談委員制度を運営している事実⁽¹⁵⁾は、それだけで行政機関から独立性と公平・中立性の十分な担保となっている」というものである。さらに「最も重要なことは、日本の制度の独立性に対するいかなる疑念も、苦情申立人と同じ民間人である行政相談委員が、苦情を申出る最も身近な窓口及び処理機関として置かれていることにより払拭される⁽¹⁶⁾」とし、行政相談委員の中立且つ、独立性を強調するものである。さらにその根拠として「行政相談委員が国から報酬を受けないことが、その立場を一層確固たるものにして⁽¹⁷⁾」と述べ、行政ではなく、民間の力として公共へ国民を導く役割を果たしていることを論じている。「研究会」でも、行政相談委員制度の見直し点として「地方公共団体の自治事務に関する苦情等についても、法定受託事務に関する苦情等と同様に、苦情等の解決促進が安定的な仕組みとして位置付けられることは住民にとって福祉の向上となることから、制度的な位置付けについて検討する必要がある⁽¹⁸⁾」としている。

公共性を支える大きな幹として「法定の管轄範囲を超えて、外在的装置によりアカウントビリティを促進させるこ

とが法の支配に抵触することはない。行政相談制度は実体として国のみならず都道府県や市町村のアカウントナビリティを促進させる役割を担って⁽¹⁹⁾おり、実際の行政相談の件数を見ても、地方公共団体と行政相談、特に行政相談委員の関係は深いのが現状である。

そうした中、平成二三年三月一日の震災発生時から、行政相談並びに行政相談委員が被災地の住民の声を吸い上げる活動報告が多数ある。これらの活動は、行政相談委員の能動的活動によってもたらされたものであり、まさにこれまでの受動的な行政相談委員からの変化がみられる。そして、ここに国民とのネットワークの本質があるのではないだろうか。災害時には、国も地方もなく、誰かに助けを求めるのが現実である。そうした中で、行政相談委員が独自に活動し、行政へのコミュニケーションルートを確立し、活動してくれたことは心強かったと考えられる。どのような情報も、いかに人間を介するかでその影響力は全く違う。これは、いかにどのようなメディアを使っても、人間メディア、つまり人間が直接介するものには、かなわないと言われる所以である。相談業務は、まさにこの人間メディア・人間ネットワークをまず重要視し、これに適する形で改善方策・向上方策を検討

表-17 平成23年東日本大震災に係る相談分野別件数⁽²⁰⁾



(出所) 総務省「平成23年度行政相談実績」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/jituseki.html

表-18 東日本大震災に係る総務省の対応状況（平成25年2月14日10時現在）⁽²¹⁾

東日本大震災に関する行政相談の対応状況

- (1) 東日本大震災に関する行政相談の受付状況（フリーダイヤル、特別行政相談所等）受付総件数：2万9,229件（平成25年2月3日現在）

<分野別概況>

- ・復興政策関係（罹災証明、各種免許、就労等） 6,219件（21.3%）
- ・住居関係（廃棄物、住宅関係） 4,697件（16.1%）
- ・原子力発電所事故関係 3,775件（12.9%）
- ・道路交通関係（自動車の廃棄処分手続等） 2,435件（8.3%）

- (2) 東日本大震災に関する行政相談の受付体制

フリーダイヤル：東北管区局及び岩手・福島事務所で開設中（上記のほか、これまでに、北海道、青森、茨城、栃木及び千葉で開設（現在は終了））

特別行政相談所：これまで17管区局・事務所が、被災者が避難している地域の190か所で開設。今後、東北管区局で2か所、岩手事務所で3か所、福島事務所で2か所開設予定（平成25年2月14日時点）。

<これまでの取組例>

※東北管区局、福島事務所及び岩手事務所が開催した特別行政相談所14か所において、東北運輸局等が廃車申請を受付（相談所で直接廃車申請を受け付けるのは初めての試み）

※東北管区局及び岩手事務所が開催した特別行政相談所11か所において、複数の避難所と相談所の間連絡バスを運行

※東北管区局、福島事務所及び千葉事務所が開催した特別行政相談所24か所において、放射線被ばくに関する専門家が相談を受付

- (3) 被災者等への情報提供

他地域へ避難した被災者のために、全国の管区行政評価局、行政評価事務所において、相談窓口や支援情報を整理した一覧表を作成し、避難所・避難先や行政相談委員等に配布・活用

現在も21局所がホームページに情報を掲載

(出所) 総務省「東日本大震災に係る総務省の対応状況」

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/43319.html

し、さらにそのためにはその地域ネットワークを作り出す人的方策も忘れてはならない。したがって、最も重要となることが「質」、つまり今求められる行政相談員の質は、人々を公共への意識を高めるエンパワーメントと考える。そしてこのエンパワーメントによって、周知度の広報効果も上がるのではないだろうか。

企業の活動が不特定多数の消費者などを対象として極めて大きな影響力を持つという社会性が、行政には見られない⁽²²⁾といわれる。その例が、まさに今までの行政相談制度の議論だったのではないだろうか。だからこそ、人間メディア⁽²²⁾、すなわち行政相談委員のエンパワーメントによる、口コミや活動を今一度再認識し、広聴が広報の最大のチャンスとする⁽²³⁾ための行政相談委員全員が実は行政のPRマンであるという意識改革、さらには組織の改編および、他との組織との連携協力を進めていくこと、そして行政相談委員がより能動的に公共へ関わっていく、国民と行政とのつながりの基盤をつくりあげていく必要性がある。そしてその結果として、行政と国民のPublic Relationsが確立されていくと考える。

注

- (1) 本田弘『現代行政の構造』勁草書房、一九九四年、「第七章 行政相談と行政監察」を参照。
- (2) 総務省は、「行政情報化推進基本計画の改定について」（一九九七年二月二〇日閣議決定）の一環として、行政相談の業務簡素化、効率化を図る目的で「行政相談システムの開発」を行うとし、行政相談事案の受付処理、統計作成、業務報告、さらには国民への情報提供までも含めた一括処理システムを開発・運用。二〇〇〇年度は、行政相談業務支援システムの開発を実施、二〇〇一年度から運用を開始。その効果としては、行政相談事案の確かつ迅速な処理による国民サービスの向上及び行政相談事務のペーパーレス化による事務の合理化・効率化をあげている。さらに、行政相談総合システムを構成する

システムとして、「行政相談委員意見検索システム」、「各種報告事例検索システム」及び「相談関係例規検索システム」からなる行政相談事務支援システム」を構築するとした。そして二〇〇四年四月、総務省行政評価等プログラムの中で、「行政コスト削減に関する取組方針―行政の効率化を目指して―」と題して、政府全体の行政相談業務の高度化を図るため、電子政府構築の一環として、苦情・相談対応業務に関する最適化計画を二〇〇五年度末までに策定するとした。

(3) 総務庁長官官房企画課編『大都市における各種相談業務の周知啓発活動の在り方に関する調査研究報告書』(一九八八年)、内閣総理大臣官房広報室編『行政相談に関する世論調査』(一九九〇年)、総務庁長官官房企画課編『大都市における行政相談の広報に関する調査研究報告書』(一九九五年月)を参照。

(4) 総務省「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランをめぐる経緯」及び、「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランのフォローアップ結果」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/000066676.html)を参照(二〇一三年二月一六日検索)。

(5) 総務省「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプランの概要と期待される効果」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000191768.pdf)を参照(二〇一三年二月一六日検索)。

(6) 本稿の歴史部分は、総務庁行政監察局行政監察史編集委員会『行政監察史』(二〇〇〇年)、行政管理庁行政監察局『行政相談業務関係通知集』(一九七〇年)、行政管理庁行政監察局『わが国の行政相談制度』(一九七〇年)、行政管理庁『行政管理二十五史』(一九七三年)、社団法人 全国行政相談委員連合協議会『行政相談委員のあゆみ』(二〇〇二年)を参照。

(7) 総務省「行政相談委員制度の在り方に関する研究会」(第一回)二〇〇八年二月一九日(金)説明資料、ならびに、行政相談委員制度の在り方に関する研究会「行政相談委員制度の在り方に関する研究会報告書」(二〇〇九年) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000029719.pdf)を参照(二〇一三年二月一六日検索)。この研究会の趣旨は、以下である。

「総務大臣の委嘱のもとに、全国で約五、〇〇〇人が配置されている行政相談委員は、地域住民の最も身近なところで住民生活に密着した様々な苦情、意見・要望等を汲み取り、地域の相談役として定着している。

地域社会においては、近年、急速に少子高齢化が進み、地域の住民同士の支え合いが薄れる中で、地域住民の日常生活の安全・安心にかかわる問題が頻発している。

そのような問題が生じる原因は様々であるが、行政が、潜在的なものも含めて、これら住民の不満、苦情等に適時的確に対応できず、そのことが、国民の行政に対する信頼性の低下につながる事態も少なくない。

地域住民の声を身近なところで幅広く吸収し、行政との懸け橋となって問題解決の促進を図る行政相談委員に期待される役割は、ますます増大しているものと考えられる。

今日の地域社会の状況等を踏まえて、これまで地域において定着してきた行政相談委員制度が、今後、その期待される役割を一層効果的、安定的に果たしていくよう、その制度の在り方について全般的に見直しを行ったものである。」

(8) 前掲報告書参照。

(9) 小山栄三『行政広報概説―原理と問題―』広報出版研究所、一九七一年、pp112-3を参照。

(10) 塚本晴二郎『ジャーナリズム倫理学試論―ジャーナリストの行為規範の研究―』南窓社、二〇一〇年をpp142～145参照。

(11) 株式会社 電通プロジェクト・プロデュース局 ソーシャルプロジェクト室編『広報力が地域を変える』日本地域社会研究会、二〇〇五年を参照。

(12) 財団法人 行政管理研究センター『行政不服申立制度・苦情処理制度に関する調査研究報告書』二〇一一年を参照。

(13) 行政管理研究センター前掲報告書参照。

(14) 行政相談委員制度の在り方に関する研究会前掲報告書、参照。

(15) 鎌田理次郎「第六回アジアオンブズマン会議参加報告」今川晃編『行政苦情救済論』社団法人全国行政相談委員連合協議会、二〇〇五年、p191参照。

(16) 鎌田前掲書。

(17) 鎌田前掲書。

(18) 行政相談委員制度の在り方に関する研究会前掲報告書、p54参照。

- (19) 今川晃「アジアのオンブズマン制度における日本の行政相談制度の位相」、片岡寛光監修、今川晃・上村進・川野秀之・外山公美編著『アジアのオンブズマン』第一法規、二〇一二年、p248 参照。
- (20) 総務省「平成二三年東日本大震災に係る相談分野別件数」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/jituseki.html) を参照 (二〇一三年二月一六日検索)。
- 平成二三年度に受け付けた東日本大震災の行政相談は、一三三、七九七件 (平成二三年三月一日の震災発生時から平成二四年三月三十一日までは、二七、三四〇件)。
- (21) 総務省「東日本大震災に係る総務省の対応状況」(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/43319.html) を参照 (二〇一三年二月一六日検索)。
- (22) ここで言う社会化とは、自治体の広報への住民の注視力の低調を問題とするものであり、その理由として過剰な情報量の中に生活しているとは別に、行政広報が住民の生活と密接に結合しているかを指摘するものである。本田 弘『行政広報』(サンワコーポレーション、一九九五年)、第二章 行政広報についての再認識」を参照。
- (23) 本田弘『都市行政の構造と管理』勁草書房、二〇〇三年、「第五部 都市自治体の行政広報、第二章 行政広報の管理と戦略」を参照。

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片

倉 島 隆

目次

第一節 序論

第二節 ハリントンの政治制度としての共和国憲法

オシアナ共和国憲法の概観

(一) 基本原理

(二) 条文(全二十条) 規定

(第一章) 市民部

(第二章) 宗教部

(第三章) 軍事部

(第四章) 属州部

○結びの章

第三節 オシアナ議会と代議院制度

(一) 二院制(代議院と元老院)としてのオシア

ナ議会

<A> 基本原理

 立法過程

<C> 元老院

(二) 代議院

<A> 立法機能

 司法機能

<C> 代表機能

第四節 結論

第一節 序論

周知の如く一七世紀のイギリス政治思想史分野において高く評価される思想家は、J・ロック、ジェームズ・ハリントン、J・ミルトンなどである。社会契約論者としてのロックは、その精緻な問題設定及び政治理論において秀でてゐる。共和主義者ミルトンは、その表現力において優れている。われわれが本稿で焦点をあてるハリントンは、共和主義に基づく政治制度論について、最も優れている思想家のうちの一人であるといわれる^①。それは、彼の自由主義的成文憲法構想においても最も明らかに示される。周知の如く彼の憲法構想を示す名著『オシアナ共和国』（一六五六）が出版されたのは、一六四〇年代から一六五〇年代にかけてのイギリス革命「ないし内戦」期であった。それは、強力な民主制的方向を示す憲法改革を唱えた『国民協約（Agreements of the People）』（一六四七、一六四九）、及びオリバー・クロムウェルの護国卿制を確保しようとする『統治章典（Instrument of Government）』（一六五二）などに象徴される如く、成文憲法が珍しくなかつた時代でもあつた。

このハリントンの成文憲法論は、当然のことながらアメリカの共和制憲法の起源としてもみなされる。ゆえにアメリカの論者達にとつてそれは、通常のこととして論じられる^②。

われわれは、ハリントンの政治理論の中核に制度の思想があると仮定するものである。本稿で、われわれは、こうした視点から日本の研究状況における問題点を示してみよう。一般的に日本のハリントンの政治思想史研究ないしその説明において、彼の憲法制度論ないし政治制度論が技術的側面として軽視する傾向がある。他方で日本における政治制度研究において、日本国憲法の天皇制を重視するため君主制なしの制度研究を敬遠する傾向があるゆえに、ハリントンの優れた憲法論が無視されてきた状況がある。われわれは、こうした状況に抗してハリントンの憲法ないし政治制度を徹底的に明確化しようとする試みを行うものである。とはいえハリントン研究が主に政治思想史分野にあるが故、われわれは、その研究分野においてそれを提示することとなる。従つてわれわれは、ハリントンの憲法理論を政治制度論として位置付け、その分析を通じて彼の共和主義思想を浮き彫りにす

ることを念頭に置くものである。

本稿においてわれわれはまず、ハリントンの憲法理論を政治制度論として捉えなおす。次にわれわれは、その一つの中核概念である彼の「代議院」(the prerogative tribe or equal representative of the people) ないし民会(assembly of the people, popular assembly) 制度の記述に焦点をあて、かつ分析することとなる。⁽³⁾ われわれは、彼の政治制度思想の核心を捉えることを本来的な目的とする。しかし本稿は、より特定のな対象に焦点をあてなければならぬ。従ってわれわれは、ハリントンの主権制度の要をなす、「代議院」ないし民会に焦点をあてかつそれを明確化することとする。

(1) 「共和主義 (republicanism)」は、周知の如く、君主制と対比して論じられる。君主制は、伝統的国王が自らの臣民に対して個人的権威を享受し、自らの個人的財産として自らの王国を支配する。しかし共和制統治 (government) は、原理的に共通善のために市民による市民の業 (business) [res publica] である (M.Cavanaugh, 1987) と言われる。

さらに具体的に言えば、イギリス革命「内戦」期の共

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片 (倉島)

和主義「共和制」は、選挙で選ばれた国民「市民」代表に最高権力を与える政治制度 (political system) のことを意味する [P.Zagorin, *A History of Political Thought in the English Revolution*, 1954, p.146; H.H. Keeble, ed., *Writing of the English Revolution*, 2001, p.289]。ゆえにこれは、世襲君主制の反対であるという。

我々がここであえて通常の共和制観念を確認するのは、元々その思想が君主制統治制度との対極にある共和制統治制度を基本に想定するというところにある。それは、より具体的に言えば、その「ガバメント」や「政治制度」に重点が置かれるからである。

さらにハリントンの制度論の顕著さを強調するのは、例えば、以下の著書である。これは、急進的な共和主義者シドニーとの比較でハリントンの制度論の独創性を確認する。「A・シドニーの『統治論』において、ミルトンが表現したほどの共和主義的なものなど存在せず、ハリントンが想像したほど制度的なものなど存在せず、かつロックが想定し、論じたほどの理論のないし論争的なものなど存在せぬと述べることは、通常である」と (Derek Hirst et al. (eds.), *Writing and Engagement in Seventeenth-Century*, Cambridge, 1999, p.165)。これは、一七世紀の主要な三人の政治思想家のそれぞれの通説的独創性も表現している。

(2) この時代における成文憲法が珍しくない状況につい

一九七 (一九七)

て、例えばG・H・サビンらのハリントンの憲法の記述が要を得ている。

「そうした憲法観念は、成文の統治章典、特別な憲法形成の立法機関、及び制定法と憲法実定法との区別について、一七世紀において既に明らかであったものである。ハリントンは、一六五六年に書くことによって、自らが神秘的な立法者の魅力でまとわせる、O・クロムウェルに自らの計画と必然的に取り組ませた。彼がクロムウェルになすように望むことは、政治家及び学者「による立法者」評議會を設立することによって新統治を公式化することにあつた。それは、彼らの各々が自由に自らの提案をその立法者評議會にもち込ませることによるのである。ひとたびこの憲法が公式化されると、この憲法は、諸条文(その構造の重要な要素をそれぞれの条文が扱う)によって公布される」(G.H. Sabine et al., *A History of Political Theory*, 1973, p.468)。これは、我々のハリントンの憲法論への手短な文脈の一部でもある。

(c) J.G.A. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.227.

第二節 ハリントンの政治制度としての共和国憲法

われわれは、ハリントンの共和主義思想が一人の恣意の支配とは異なり、その多数の国民である市民の自治を基本に、彼らの権利と自由を擁護する思想とみなす立場をとる。従つて彼は、それを保障するものが成文憲法ないし政治制度であるとみなすものである。われわれは、ハリントンの制度に対する強い信頼を抱く制度的な共和主義的思想傾向をもつものと解釈する。

こうした仮説の下でわれわれは、一般に理解される憲法の条件を確認した後、政治制度論として構想し直そうとする。まず最も広範な憲法の定義は、「政府⁽¹⁾(government)を設立し規制しかつ統治するルール」であるという。これは、政府と統治ルールを基本とするものと解し得る。われわれは、より制度的な概念を必要とする。それに応えるものは、スクルトンの憲法定義である。彼によれば憲法は、「国家の基本的政治原理」を指す。それは、ハリントンのオシアナ共和国憲法では、農地法、選挙による統治官の輪番制、法の支配がそれで

ある。さらに彼は、憲法が「立法部・行政執行部・司法

部」という統治の三権を担うそれぞれ」の構成、権限、

並びに手続き、そして官吏の任命、及び（権力行使に権

限を与え、それを明らかにし、かつ仲介する）任務の構

造を決定する^②という。これは、憲法と政治制度を一体

的に捉えようとするものである。ハリントンの憲法にこ

れを適用してみよう。立法部は、「元老院」(Senate)と

民会 (the People) [代議院 (Prerogative Tribe)] から

なる両院議会であり、行政執行部が「政庁 (Signory)」

などであり、司法部は立法部がそれを兼任する。その統

治の三権を担う機関の手続きは、法の支配原理に基づき

各条文に記され、官吏の任命は、「公職輪番制

(Rotation)」に基づき、かつ主に元老院の選挙により、

比較的短期間に限定される。執行権は、立法部によって

権限が与えられ、それにも制限が加えられる。そして執

行権は、政庁にばかりに限定されず、元老院もそれに加

わり「それが議院内閣制の如く」、かつ仲介する任務構

造も決定されることとなる^③。

われわれはまず、こうした憲法と政治制度との関連に

よってハリントンのオシアナの共和国憲法の基本要素を

捉えることとする。

オシアナ共和国憲法の概観

われわれは、本稿でハリントンの構築する憲法につい

てより多面的な概念を含意する「政治制度」概念によっ

て構成する。広義の憲法の意味は、政治システム内の基

本的なルールの枠組みである。これのみでは大まかであ

り、さらにそれを最近の定義に近付ける必要がある。

従ってわれわれは、「政治」が国家「ないし公共的なも

の」の枠組みを前提とするものとして考察する。その制

度は、「規範・価値・利益・アイデンティティー」「自己

認識」・及び信念を定義づけ、かつ擁護する手続きや行

動を作用させる基準の集^④成」であり、われわれは、特に

その公式的ルールや常設的組織面などを重視する。

ハリントンの憲法形式は、『オシアナ共和国』と同様

に、その共和制末期に書かれた『ロータ (即ち、自由国

家ないし平等な共和国)』(一六五九)という著作におい

ても示される。本稿は、それらに基づき、その理論を構

成することとなる。その憲法はまず立法者によって書か

れたとい^⑤う。

(一) 基本原理

通常憲法の基本原理は、「前文」で述べられる。従つてそれは『オシアナ』の第一序説(「統治原理」)において示される。オシアナ憲法のより簡潔な基本原理の表現は、『オシアナ』の共和国全体の要約⁶⁾においても明確に書かれる。

〈1〉第一基本法としての農地法

『オシアナ』のそれには、その基本法として二つのものを規定する。第一に「中核法ないし基本法は、農地法である」と規定する。さらにそれは、年間土地収入が「二千ポンドに割り当てられる」という。これは、いかなる者も土地財産が特定の価値を超えて収入を得てはならぬというものである。これは、彼が将来において対立の火種となることを防止する理由のために規定する。しかしハリントン⁷⁾は、こうした制限を強いることが必ずしも賢明であるわけではないことも直ぐに認めている。いづれにせよ彼は、その社会経済的視点から政治制度を安定させる要素として、農地法原理を根本に据える。

〈2〉第二基本法としての公職輪番制(選挙を含む)

第二の基本法は、「投票が平等な選挙ないし公職輪番

制によってその根本から統治官職ないし主権権力の諸部門へとこの同等な活力をもたらす⁸⁾」。これは、ハリントンの選挙制度原理であり、かつ執行行政部に活性化を促し、かつ執行行政権力の制限規定を具現するものである。

(二) 条文(全三十条) 規定

『オシアナ共和国』憲法において本条文は、全三〇条から構成される。『ロータ』においてハリントンは、それらを、第一章「市民部」、第二章「宗教部」、第三章「軍事部」、第四章「属州部」に区分している。この区分は、軍事部に対する市民区分の意味の視点から主に分けられる⁹⁾。しかしこれは、文民対軍人の明確な二分法といった今日の意味から判断すると、必ずしも同じではない。それは、軍事部の政治に対する過剰な関与を防止する意図を強調するものである。従つてこの憲法区分は、市民部が政治「公的なもの」を含意すると解される。従つて市民部が本体であつて、その他のものは、付随的部分とみなされる。

われわれは主に、その条文規定に沿つて言及することとする。

この第一章の市民部門は、以下の如く高年「三十歳以上」者に関する規定が中心となる。というのは、青年「十八歳から三十歳まで」は、軍事的側面に重点が置かれ、高年者が市民部門に重点を置かれるからである。

(第一章) 市民部

ハリントンは、共和国憲法の条文を規定する前に、共和国の設立ないし構築において、最初の業「建築者の業」は、資材をはめ込み、かつ配置すること以外にあり得ぬと述べる。共和国の資材は、国民「people」であるという。そのオシアナの国民は、次のようなことにより、国民を幾つかの区分に配列される。即ち、彼らの資質、年齢、富、及び居住ないし生活地についてである。¹⁰⁾

〈第一条〉市民と使用人の区分

「国民「the people」を自由人ないし市民、及び使用人に区分する。というのもし使用人が自由に達するならば、即ち、自らが自由に達すれば使用人達も自由人ないし市民となって生活できるからである」¹¹⁾。ここでは、独立的行動人としての市民概念を基本単位とし、自治的市民として指定する。われわれは、オシアナ人がここで

使用人であるとしてもその市民への昇進の可能性を担保している点において、この共和国の活力を引き出そうとしていくゆえに注目すべきである。

〈第二条〉青年と高年の区分

オシアナの住民全体（女性・子供・使用人を除く）に対して、彼らの年齢によって高年者と青年に区分する。高年者は、三十歳以上の者とする。青年は、十八歳から三十歳以下の者とする。高年者（ないし自由人）は、市民行政（統治官ないし公務員として）の遂行資格を有する。¹²⁾

〈第三条〉騎兵「一級市民」と歩兵「二級市民」の區別

オシアナの住民に対して（女性・子供・使用人を除き）、彼らの財産（状態）「年間収入」によって騎兵と歩兵に区分する。騎兵は、その財産（状態）「年間収入」について土地、財、及び貨幣で百ポンド以上の者とする。歩兵は、それ以下の収入の者とする。¹³⁾

〈第四条〉教区・郡及び部族「州」

「国民を彼らの生活の場所に従って、教区、郡、及び部族に区分する」。最大の地域区分は以下のものである。

オシアナの土着ないし固有の領土「課税台帳・国民数・及び地域の範囲を顧慮した」が便宜となり得るほどの正確さによって、可能な限り平等に五十の行政区、州、ないし部族に区分する。各州の下に二十ずつの郡があり、全部で千の郡がある。その郡の下に十ずつの教区があり、合計一万の教区となる。¹⁴

〈第五条〉 教区、投票、及びその教区の「民会〈国民〉(people)」代表の設定

本条文は、オシアナの国民議会における間接選挙の出発点である教区での選挙人の選出に関わる。

『オシアナ』によれば「十二月末日に続く次の第一月曜日に、各教区の高年者は、五人のうちの一人を代表「選挙人」に選出する」という。こうして開始する条文は、民会「国民」代表 (deputies) を教区「即ち、三層制地方自治〈州・郡・教区〉」のうちの第三層¹⁵から選出することが重視されるからである。ここでは、主として教区が民会代表を選出する二段階のうちの第一階として位置付けられる。R・スミスによれば、この第五条は、間接選挙により、「州全体の選挙人団として活動する各教区の投票数の五分の一の選挙」¹⁶であるという。

その第二段階は、その代理人達が集まる各部族「州」の中心市において制定されたものであり、実際上の国家議会の代表選挙であった。¹⁷

〈第七条〉 地方の統治官 (高官) の選挙 「二」 (郡を中心に)

第七条を含む以下の三つの条文は、郡、州の統治官の選出規定を述べることに関わる。

「本条は、次のように必要とする。即ち、各教区代表 [deputies] は、一月末日に続く第一月曜日に郡の会合場所に武装して毎年集まり、かつそこで彼らの人数から一人の治安判事、一人の陪審員、……を選出」¹⁸するとして規定し始める。それは、以下の如き一覧によるものが規定される。

西暦……年

ネブロサ「仮名」の統治官選挙一覧

A 等級 治安判事 (……の郡の)

B 等級 第一陪審員 (……の部族における)

C 等級 郡の大尉 (その郡は、一〇五人の代表選挙からなる)

D等級 旗手「少尉」
E等級 第二陪審員
F等級 治安官 (High constable)
G等級 検死官

¹⁹この条文の補足文書には、その選挙実施費用も列挙される。

〔第八条〕 地方の統治官選挙「二」(部族「州」を中心
に)

まずここでは、「本条は、司令長官としての州長官 (lord high sheriff) 及び部族「州」の兵員簿管理官 (或いは第一招集演説官) としての治安判事記録保管官 (custos rotulorum) は、同じものの郡治安官によって給付化された彼らの郡一覽を受け入れた後に、騎兵を歩兵から分離することによって、直ちに投票にかけられる必要がある」と規定し始める。かくして高官職の報酬が決められてから、こうした州の高官達も投票にかけられることとなる。²⁰

オシアナ憲法の公職輪番制は、地方における統治高官にも貫徹される。

〔第九条〕 地方の高級統治官選挙「二」

「本条は、監察官 (或いは第一招集演説官) が第七等級に向けられることに従って郡の治安官からの一覽を受け取った後に、次の諸等級によって選出される統治官達の一覽を顧慮して前もってその投票壺に注目することとする。即ち、その統治官の選挙一覽は、その第一の一覽が最高級職 (Prime Magnitude) と呼ばれ、六つであり、第二の一覽がギャラクシー「第二高級職」と呼ばれ、九つである」²¹。この統治官職の表現は、国家レベルでも同じである。

〔第十条〕 部族「州」の最高級職の統治官の選出

「本条は、教区代表 (deputies) が二月末日の次の各月曜日に、部族 (tribe) の集合同所において自らを武装した騎兵と歩兵とさせることを必要とする」とまず述べ始められる。そこでも抽選方法などを含むヴェネツィア方式のものが規定される。

ここでの選挙に付する高官職一覽が列挙される。

西暦……年

「州」最高級職一覽 (或いは統治官達の初日の選挙)

州長官 (司令官)

これは、ヌビア部族のものである。

州統監

それは、この今の招集では、七百の騎兵と千五百の歩兵を含む。

治安判事記録保管官

ここでの代表 (deputies) は、全部で二千二百人である。

指揮官 (補給局長)

第一監察官 (censor)

第二監察官²²⁾

〈第十一条〉「州の」最高級 (Prime Magnitude) の統治官職

この条文においてまず部族水準での頂点にある統治官の選挙一覧を規定する。

「本条は、「州の」最高級一覧に含まれた統治官達の義務や機能を説明する。郡の統治官は、次のような州統治官によって始まる。郡統治官は彼のより古い公職に加え、かつ前条文に付け加え、ピューラルク (phylarch) ない

し州の最高執行部 (prerogative troop) の第一統治官である」²³⁾

こうした条文は、州における最高執行部である「ピューラルク」というギリシャ語名を登場させる。それは、州において最高の行政執行機能を担う。

〈第十二条〉ギヤラクシー「第二高級統治官」の設定

本条文において最高級の統治官に次ぐものを規定する。「ギヤラクシーと呼ばれた一覧の活動である、第二日の選挙においてその部族の招集を方向づける。ここにおいてその監察官は、第二投票のために第九条において与えられた方針に従って投票壺を準備することとする。即ち、次のようなギヤラクシー一覧における統治官数に従って、各等級において四等級、及び九人の選挙人を形成することによって、中間投票壺における三十六の金小球を混ぜて準備する」。これは、例の如く、その開始部分である。ここでもその選出選挙手順について述べられる。

ギヤラクシー選挙一覧

第一騎士 騎兵から選出される。

- 第二騎士
- 第三代表
- 第四代表 騎兵から選出される。
- 第五代表
- 第六代表
- 第七代表 歩兵から選出される。
- 第八代表
- 第九代表

残りでこの条文は、未婚者がそれらの公職に就けぬことなども規定する。²⁴⁾

〈第十三条〉 オシアナ、マルペシア、及パノペアの農地法

ここでは、オシアナの第一の基本法である、農地法がその属州を含めたものを主題とする条文である。

「本条は、オシアナ「イングランド」、マルペシア「スコットランド」、パノペア「アイルランド」の農地法を構成する。農地法によって本条文は、第一に次のようにオシアナの固有の領土内にあり、かつ存在するようないうした土地全てについて規定する。」

即ち、一年に五千ポンドの所得に達するならば、彼らの中に土地を平等に分割させるか、或いは長男には残る土地の最大部分ないし比率が、二千ポンドの価値を超えぬほど、きわめて平等に近いかのいずれかに、分割させることとする」。

本条文は、ハリントンがこの憲法の基本法にして原理である農地法を明確にするものである。それは、『オシアナ』流に、長文によって述べられることとなる。

第十三条は、「農地法の設定においてなされたこうした言葉によって、人々は、農地法の根拠であったものを認識し得る」²⁵⁾。次は、以下の条文であるとして、憲法条文を移行させる。

〈第十四条〉 選挙 「ヴェネツィア方式」の一般規定

本条は、公職輪番制というオシアナの基本原理がその原型であるシステムを規定するものである。「ヴェネツィアの投票が幾つかの変更によって適合され、かつ各会議へと任命されるように、本共和国において選挙を与える恒常的にして唯一の方法である、ヴェネツィアの投票制度を構成する」²⁶⁾。

第十四条の本文自体は、これのみである。周知のごと

く、ヴェネツィアの選挙制度は、かなり込み入っている。F・ラヴェットによれば、ハリントンの選挙制度の問題は現実に可能な事項であることを確かにしていない²⁷と言っている。とはいえここでは、簡明に彼がその都市国家の様式の通りであると明確に述べていることを確認することにとどめる。

われわれは、本節でその憲法の流れを整理する目的をもつが故、次の重要な執行部事項に移る関連を確認することとなる。

「元老院の表からその諸部分の構成及び使用」へと来るために、それは、特定の条文に含まれる。「元老院に特定のである条文は、選挙ないし命令」かのいずれかであるという。元老院の選挙は、一年毎、二年毎、及び臨時の三種からなると説く。毎年の選挙は、「トロピック「スケジュール」と呼ばれる予定表によるのであり、かつそれは二部に分かれる。その毎年選出される第一は、統治官を含み、もう一つは諸評議会を含む。統治官達の予定表「ないしトロピック」については、以下の条文で続けられる。²⁸

〈第十五条〉 共和国の最高統治官の選出

本条は、オシアナにおける国政の最高執行部を選出する事項に関わる。

「元老院において騎士達が自らの地位に就く年次ギアラクシー」「第二高級統治官」の騎士達は、三月の末日に続く次の各月曜日に、同じものの第一水準で招集され、かつ元老院は、第三水準を退け、第一水準を受け入れた後、次の手順で、予定表の第一部に含まれる統治官選挙へと進める」。

将軍卿 一年任期の統治官達

演説官卿

第一監察官

第二監察官

第三国璽委員 三年任期の統治官達

第三財務委員

その統治官職の権利全体及びその行使については、後に条文で説明されることとなる、政庁は、ほとんど純粹にヴェネツィアのものである。²⁹ 予定表の第二部は、次の

第十六条で方向づけられる。

一年任期の統治官（一会期中にそうした名誉をもつ職のうちの一つ以上にいかなる人も就けないという条件で）いかなる水準からも選出し得る。しかし三年任期の統治官達は、その会期がその名誉職の任期の前に切れず、かつ（いかなる人も民会選挙によってそこに要件づけられるよりも長く統治官職に就くことは、違法である）本共和国の公職輪番制における分断をもたらずといけないから、第三水準の他には選出し得ぬ。

將軍卿は、元老院の一議長である。將軍卿は、この国が行軍されるように命じられる場合に軍の大将となる。その場合には第二將軍卿が元老院の第一議長となり、第二軍隊の大将となる。

六人の委員とともに將軍卿はオシアナ共和国の政庁であり、元老院の各評議会において、開催権、並び選挙権、及びそれらのいかなるものにも、共同するか或いは幾人かで提案権をもつ。

従つてこの政庁は、この統治官制の権利と使用全体によつてほぼヴェネツィアのものと同じであると述べる。³⁰ 『オシアナ』において以下の条文によつて、その予定

表の第二部「諸評議会」に向けられることとなる。

〈第十六条〉 諸評議会 (Councils) の構成

ここでは、元老院とともに執行機能も果たす、諸評議会に関する条文となる。

まずそれは、「本条は、四つの評議会、即ち、国策評議会、軍評議会、宗教評議会、及び商業評議会の構成が元老院の構成とその公職輪番制と一致される」と述べられる。

最初に国策評議会が規定される。この評議会は、元老院の第三水準から五人の騎士の毎年の選挙により、各水準において五人ずつで、十五人の騎士からなる。

第二に、軍評議会へと移る。これは、各水準において三人ずつで合計九人の騎士から構成する。それは、監督官によつて軍評議会へと提案され、かつ選出される、国策評議会によつて第三水準から三人の騎士の年次選挙による。彼らは、国策評議会の残りの成員からこの選挙によつて除外されぬ。四人の民会の護民官は、軍評議会の会期権と選挙権をもつ。

第三に、宗教評議会は、十二人の騎士からなり、各水準から四人ずつによつて構成する。この評議会の議長は、

監察官が議長となる。これは、元老院の第三水準から四人の騎士の毎年の選挙による。

第四に、商業評議会は、各水準において四人ずつで、十二人の騎士からなる。この評議会は、元老院の第三水準から四人の騎士の毎年の選挙によって選出されると規定される。³¹⁾

〔第十七条〕常駐大使の二年毎の選挙ないし領域の構成

この条文は、海外における常駐大使を主題とする条文である。「四人の「外国」居住者からなる、常駐大使の二年毎の選挙ないし領域の構成を命令する。その領域の交替は、フランス宮廷に赴きかつ二年間居住するには、八年にわたって遂行され、かつ元老院投票によって二年間で一人の選挙を通じて留保される³²⁾」と規定し始める。

ここではフランス、スペイン、ヴェネツィア、及びコンスタンティノープルの四方国の常駐大使の選任と移動規定である。これも当時における安全保障などの対外関係の重要性に鑑み、述べられることとなる。

この憲法の説明書きでは、以上が平時の選挙関連事項である。次に緊急時のその事項へと移行する³³⁾という。

〔第十八条〕特別選挙ないし精査監視による選挙の構成

この条文において「第十八条は、独裁官選挙を除き、精査によってなされ、新たに現れるときのあらゆる選挙、或いは評議会が選挙人達の五分の一水準となることによる、選挙の種類を指定する。例えば、臨時大使の必要な場合に国策評議会の監督官達ないし彼らのうちの二人は、一人の競合者が国策評議会によって、選出されるまで、同じもの「この国策評議会」に提案できる³⁴⁾」と規定し始める。

緊急時の事項については、一般的に軍事面の事項が想起されよう。これについて次のように規定する。

「統治官制内の人々ないしその統治官制外からの人々は、同様に精査による選挙の資格を有する。しかし軍雇用に対する精査監視によって選出された統治官（ないし官吏）は、元老院の騎士でも民会の代表でもない場合に、代議院によって自らの職務を確認させるべきである。というのは民会が主権者である共和国における民兵は、民会の命令なしに命じられることは、適法でないからである³⁵⁾」。

ここにおいてわれわれは、ハリントンの広義の民主制的論拠を確認できる。それは、彼の同僚である、ネヴィルと同様に民主制的意味づけが同じであるからである。即ち、最終的決定権が、国民ないし民会 (the people) にあると主張する故である。

この条文における補足文は、ローマとヴェネツィア事例が導入される。

「ローマ人達は、その執政官が兵員会〔ケントウリア〕で選出される。しかし彼らは平民会〔クリア〕に是認される以外に民兵を命じ得ぬほど奇妙である。というのは民会 (the people) から自らの権力を受けぬ統治官が、民会からその権力を奪い、かつ彼らの権力を奪うことは、彼らの自由を取り上げることであるからである³⁶」という。この精査による選挙は、選挙がヴェネツィアのものであるがゆえであると述べる。

次にこの導入は、ヴェネツィアのそれに移す。

「ヴェネツィアのものと同様に容易に認識し得る精査による選挙について、自分達のものに最も適合的な人々からなる各評議会において、道理上、最善にちがいない、各知識を理解する方法などないのである。しかしその主張下

で特定の愛情ないし利益の偏向から彼らを近づけぬような方法³⁷がある。というのはこのヴェネツィアの大評議会がその精査によってもたらされる名を除いてほとんどいかなる者もいつも選出しない理由は、きわめてありそうであるからである。

従つてこの条文の導入部分が述べる如く、「この選挙が、元老院に属するものの中で最後のものである」という。最後にハリントンは、この諸評議会について以下の如く述べ、かつ結ぶ。「その諸評議会は、既に示された水準によつて選出される。われわれは、それが命じられることによるものに来る状態にある。諸評議会への命令水準は、二つある。その第一水準は、そこで進める主題に関するものである³⁸。第二水準は、それらの手続きに関するものである」と。その諸評議会の主題は、次の第十九条によつて分類されることとなろう。

〔第十九条〕 諸評議会の主題に関する諸評議会の命令

本条は、前の第十六条及び次の第二十条とともに、執行と法案の検討について重要な役割を担う諸評議会を主題とするものである。

「諸評議会の承認に属するような議事を各評議会に分

ける。評議会が受け取り、かつ決定するものであり、かつ次の第一のもの「国策評議会」の如く、彼らが受け入れ、準備し、かつこの元老院議員に導入するものもあ³⁹⁾る」と規定し始める。

次に、国策評議会は、「あらゆる演説を受け入れ、情報や交渉文書を受け入れ、本共和国に送られた大使に聴衆を与え、かつ本共和国によって派遣されるようなものの命令を作成し、属州議会提案を受け取り、かつその諸議会に情報を保たせ、修正であれ廃止であれ、制定される全ての法について、かつ同じもの「評議会」の秩序立った準備に導き得る限り、共和国によって形成され、元老院に彼らによって、導入される人の徴用ないし貨幣の徴収、戦争や和平、同盟ないし連合を審議する⁴⁰⁾」。

以上がその諸評議会が実際にそれぞれの遂行能力に応じて政策の提案をなす手続き上の経路の説き起し部分である。これに沿って元老院が最終的に煮詰めることとなる。

この導入部の最後に次の条文へのつなぎ文が示される。「諸評議会の主題に関する諸評議会の命令が示されたが故、私は、以下の如くそれらの手続き方式についてその

命令を示す状態にある⁴¹⁾」と。

〔第二十条〕 諸評議会の手続き方法の命令

本条は、前条に続き、諸評議会を扱う。

まず以下のように規定し始める。即ち「元老院命令について、その統治官達と諸評議会によって継続的に遵守されるべき討議方法を含む。

本共和国の顧問官としての政庁の統治官は、国家ないし統治の全事項をその考慮に入れることとする。そして政庁の統治官達は、いかなる者も、或いは大部分も、いかなる評議会においても提案する権利をもつことによって、彼ないし彼らが、それが最も適切に属するその評議会において気に入るとんな議事でも提案できる。その評議会がその義務を守らし得ることを前述の統治官達は、元老院への提案権をもつ共和国の監督者 (superintendents) 及び検査官 (inspectors) である」と。さらに監察官に論及する。「監察官 (censors) は、こうした統治官達と同等な権限をもつが、宗教評議会との関連でのみ⁴²⁾であるという。

そして「各評議会における二人の監督官 (provosts) 達のうちの二人は、同じ評議会に提案でき、かつ同じ評

議会のより特定の提案者である。そこでは議事一般の検査及び監督があるばかりでなく、各作業は、特定の人に委任もされる目的故⁴³なのである。ハリントンは、こうした細部にも目配りをするところにおいてその真摯な精神が読み取れる。これは、B・ウォーデンが評する如く、徹底した探究心をもつ学者としてのハリントンと政治家としてのH・ネヴィルとの相違であろう⁴⁴。というのは後者は、前者より綿密ではないからである。

いずれにせよ、この条文から判断すれば、諸評議会による政策形成的要件が示されることとなろう。

〈第二十一条〉代議院「民会」における官吏達の交替ないし選挙（一〇三年毎）

本条は、次の第二十二條及び二十三條とともに、最高意思決定機関にして国民代表機関である代議院を主題とする条文である。それは、その機関における統治官の選出に関わる。これは、二部構成である。

それは、次のように指示する。即ち、「毎年のギヤラクシー」[第二の高級統治官職]代表は、三月末日に続く次の各月曜日に、ハロー「ウエストミンスター」のパビリオン「別館」に到着し、かつ郡の投票に含まれたルー

ルに従って、騎兵の投票壺付近において騎兵隊によってかつ騎兵隊からスワロー「三年任期の官吏」の一人の大將及び一人のコルネット奏者を選出する。同じ投票方法後に、歩兵の投票壺における歩兵隊からスプレー「三年任期の官吏」の一人の旗手「少尉」とともに一人の大尉は、代議院の第三等級（*classis*）を構成し、かつその等級となる⁴⁵と規定し始める。

さらにこれは、最も重要な代表に次のように言及する。「七人の代表（*deputes*）は、各部族によって毎年選出される。そのうちの三人は、騎兵である。四人は歩兵である」。ゆえにスワローは、百五十人の騎兵からなり、スプレーは、二百人の歩兵からなる。その諸等級の残り⁴⁶は、「二つあり、数的にその各々は、平等であり、代議院全体」[その二つの属州（マルペシアとパノペア）即ち、両属州の騎士と代表の他に]は、千五十人でなければならぬ⁴⁶と規定される。

こうして補足した後には、より重大なのは、この「部族」[州]選挙が以下のように毎年あり、この部族に属する他のものも存在する⁴⁷ということである。

〈第二十二條〉代議院「民会」における統治官の交替

ないし選挙(一)一年毎)

この条文は、前条の表題と同様に同じ主題に関わる。しかしここではその統治官の選挙は、一年毎に行われるものに関する手続きが規定される。

第二十二条はまず、「第一等級(classis)は、二年任期の官吏達によって選出され、かつ次のように旧護民官に宣誓をなすことによって、共通の部族投票によって、四人の一年任期の護民官である新護民官「そのうちの二人は、騎兵壺での騎兵隊から二人が選出され、かつ歩兵隊から二人が選出される」選挙」へと代議院の二つの他の等級とともに進める。

即ち、「自分達はこの統治について民会へとその討議を導入させず、かつ討議が投入されないようにするが、こうして力の及ぶ限り、軍評議会へと本共和国の根本を侵しかつ攻撃する人ないし人々を捕え⁴⁸かつ軍評議会へと渡すために役立ち、かつ手助けする」と「宣誓をなすことによつて」。

ここでは共和国の根本を侵したり攻撃したりする重大な犯罪に対する執行行為を担う護民官の役割を規定する。
〔第二十三条〕代議院「民会」の権限・機能・及び手

続き形態

本条文は、主権を担う二院制のうちの第一の機関に関わる。

「本条は、代議院の権限、機能、及び手続き形態を示す」と題する。「代議院の権限ないし機能は、二部からなる。第一部は、結果の権限であり、そこではそれは、立法権である。第二部は、裁判権であり、この点でこの代議院は、本共和国の最高裁判所にして最終的控訴裁判所⁴⁹である」。

ここではこの共和国の最高意思決定機関のうちの一つである、代議院ないし民会制度を規定する重要な条文である。われわれは、以下で特定の⁵⁰にその条文をはじめとして論及するが故、その中心的機能を確認することとなる。第一に最高決定権ないし決議権をもつものである。もう一つは、最高の司法機能である。

本条文までは、代議院と元老院というオシアナの最高意思決定機関について規定したが故、次の条文を除きそれらを主題としない旨を伝える⁵⁰。

〔第二十四条〕元老院と代議院の属州の構成

この条文は、オシアナ憲法における議會を規定する最

終的なものである。確かにこの条文名は、属州構成に関わる。しかしわれわれは、より高所からそれを捉える視点から、読み解くことを目的ともする。本稿は、ゆえに議会 (parliament) 概念を明確化することも視野に含むこととなる。

「本条によつて、マルペシア属州がオシアナの元老院に継続的に存在する彼ら自体の選挙による三十人の騎士をもつことは適法である。彼らは、代議院において六十人の騎兵代表及び百二十人の歩兵代表によつてともに本共和国の討議と結果と同等な権限（その質と数において）が与えられる。彼らは、十人の騎士、二十人の騎兵代表、及び四十人の歩兵代表の毎年の選出によつて、同じもののコースないし公職輪番制を遵守することを条件とする。全ての点で同様なことは、パノペアでも適法である。一部隊に達し、かつ両方の属州の騎兵並びに一中隊、一人の大尉、及びその一人の騎兵のコレネット奏者に達する歩兵は、マルペシアによつて毎年選出され、かつ一人の歩兵大尉と一人の旗手「少尉」は、パノペアによつて毎年選出することとする⁵¹」。

後に属州部分でわれわれは、ハリントンの属州に対す

る自治的制度観について言及する。従つてここでの市民部の規定は、それを確認できる。

最後にわれわれは、オシアナ憲法における議会の意味について述べる文を確認する。

「元老院、民会、統治官部、或いはそのように構成された議会 (parliament)（人々が容認している如く）は、この共和国の守護機関であり、かつソロモンによつて優雅に記述されるような妻の夫である⁵²」。これは、統治官部を除けば、伝統的な議会主権的統治機構（国王「これに替つて統治官部となる」、貴族院、及び庶民院）観に基づくものである。

〈第二十五条〉 公収入の使用と決定（等）

この条文は、オシアナ共和国の財政をきわめて広範な主題として扱う。

「本条は、公収入の使用を決める。公収入が最近の内戦を通じて荒廃されるが、百万ポンドの収入に改善されたり、或いは改善できるその物品税は、同じものの賠償、並びに次のような統治官、騎士、代表、及び他の官吏達の現状維持へと至る十一年間にわたつて適用される。即ち、彼らの幾つかの地位及び機能に従つて、次のような

ものの支持へと毎年受け入れる。即ち、戦場における將軍卿は、大将として戦場給与を受ける別の一回分とする」。

こうしてまずこの条文は規定し始める。それは、ローマの事例や軍事領域なども視野に入れ、かつ十六頁にわたるほど広範囲でありかつ詳細である。われわれは、ここでは憲法の要点を措定するゆえ、ここでの次の教育と軍機構「ローマ事例に続き」とを密接に結び付ける条文に移行することとなる。⁵³⁾

(第二章) 宗教部

〈第六条〉 国教の聖職叙任及び良心の自由

オシアナ憲法において宗教を主題とする条文は、この第六条のみである。

「本条は、教区の牧師ないし助任司祭が死亡によって或いは監察官によって除かれるようになる場合に教区集會が集まり、かつ次のような投票の一人ないし二人の高年者を代表することを含む。即ち、一人ないし二人の高年者は、その教区に問題があるときに、監督官達 (provosts) によって署名され、かつ副学長 (vice-

chancellor) に向けられた証明書をもってこの国の諸大学のうちの一つへと出かけることとする。副学長は、その証明書が牧師や助任司祭の死去ないし罷免、並びに大学からの見習い生を受け入れる教区集會の願望の通知を与え得ることによって、その証明書の受け入れ後、聖職者會議 (convocation) を招集する」。⁵⁴⁾

ここでは一般的聖職者の死亡や罷免など非日常時の場合の対応に関するもので開始される。それは、国教の擁護及び良心の自由などについて規定する。しかしながらわれわれは、最高意思を決定する人々「ないし集団」や機関に重点を置くため、この条文の教区代表の補足説明文でそれを確認することとなる。とはいえ、本稿では前の五つの条文に規定するものをより詳しく述べる目的があるゆえ、この条文では、そうした教区などの選挙に関する代表者達の数を調べる調査委員達に言及することにとどめる。従って本条が次の第七条への移行について、「各調査委員が自らの郡に戻り、かつその集合場所へと自らの一覧に含まれた代表を招集する」こと⁵⁵⁾によって、代表達は、第七条に現れ、かつその条文を受け入れることのみを示す。

(第三章) 軍事部

オシアナの憲法における軍事部は、前出の如く「兵士」用語の使用によって驚かされる。しかし彼の憲法を讀み進むと、逆に強制力部分が薄められていることに気づかされる。とはいえこの憲法ではその主権権力部分を裏付けるものも示される。

青年（自由人）は、軍事行政の遂行資格を有する。本憲法において軍事部に従う方式が存在する。

ゆえにこの憲法は、かなりな程度の軍事部に関する条文があり、ここではそれらは、以下の三つの条文を最終の条文と併せて規定しているとみなす。こうした数の条文が規定される背景において、ハリントンが基本的な自治なり、国民主権を主張するのは、市民武装なり、民兵主義を前提とするからである。これは、かなりな論者が強調するイギリス共和主義の特徴といわれるものである⁵⁶。われわれもそれを想定する。

〈第二十六条〉 教育と軍事機構（等）

この条文は、この憲法が古代ローマから引き出す、軍と教育との関連を主題とする。

「本条は、ある父親が一人息子しかもたなければ、そ

の教育は、一人息子の教育がその父親の意向に全面的にあると規定する。しかし無料学校が建てられかつ与えられ、或いは同じものの子供の教育に十分な割合で、この国家の各部族に建てられかつ与えられる。しかしこれらの学校の各々は、一方から他方へと移行する場合に、生徒達には何らの邪魔も妨害もないようにするために、教師達に対してヒエラ「ウエストミンスター」における教育方法ルールと方式に従って、子供達の生活と教育方法にも、その上達にもこの部族監察官の厳格な検査によって治められる⁵⁷」。

これは、教育制度面から説き起こされるものである。その軍事規定に最も関わる文節は、以下のものである。

「陸軍指揮官「ポレマルク」ないし将官は、將軍 (strategus) が軍評議会の精査によって選出され、かつ議會 (Parliament) ないし行軍独裁官によって命令されるならば、統監 (彼は、軍評議会から同じもののために命令を受けるほど頻繁に青年を招集し、かつ規律する権力をもつ) は、指揮官「大将」達に、第二水準の人々を、或いは命令される位の多くの人々を引き渡す。その指揮官達は、オシアナの軍の総集合地となるように將軍卿に

よって指定された、時と場所で將軍卿に対して彼らを示す。その集合地において軍評議会は、將軍卿の部下となる準備をさせるために騎馬と武器の便宜を図ることとする。將軍卿は、彼らの戦利品の武器ないし他のものの勸告に従うかどうかについて、騎馬と武器で武装し、かつそれに取り掛かり、かつそれを配分することによって、彼らを率いて食糧、弾薬、砲兵、及び他の必需品を準備し、かつ供給させ、自らの艦隊を出港させ、彼らを命令し、かつ彼自身によって戦争指導全体を処理する。これらは、兵士 (stratiots soldat) の第三水準のものである。その兵士達は彼らの諸部族から出港され、或いは行軍されることによって、統監は、第一水準の残りの部分から第二水準を再選することとする。元老院は、もう一人の將軍卿を再選する⁵⁸。

こうして規定するこの条文は、軍事に関わるそれぞれ为中心的要素ないし担い手がその戦略に関わり、遂行する手順を通じて配置される。さらに彼らも、元老院に諮られることとなる。

この条文の最後の項目あたりで、次のように外人部隊について言及する。

「1) の国家 (nation) の適切な軍隊をよりよく管理することについて、軍評議会任命により、かつ彼らがその目的に諸属州のいずれか或いは両方になしているような招集軍隊からの任命による將軍卿は、数的にその適切な軍を超えぬ、海上ないし確かな場所における他のところで外人部隊を受け入れることとする⁵⁹」。

一七世紀のイギリス共和主義者にとつて、軍隊事項において自国の民兵と外人部隊との兼ね合いは基本的な問題であり、⁶⁰ ここでも周到にその適切性を条件に規定される。この第二十六条の末尾では、その条文の表題に沿って、次のように締め括られる。

「もし人が一人息子しかいなければ、その人は自らの親ないし自らの保護者の同意なくしては何ら投票壺に來ることにならず、かつそれは自らが自らにいかなる非難ともならず、かつ統治官職に就くことにもいかなる障害にもあたらぬ⁶¹」。

かくしてこの憲法は、一人息子の従軍についてその親や保護者の同意を条件とすることを規定し、ある意味では寛大に一人息子問題に対応している。最後にそれは、「対外的な遠征」について、次の第二十七条とともに検

証されかつ説明されるという。⁽⁶²⁾

〔第二十七条〕 緊急時規定

オシアナ憲法は、執行権を担当する機関があまりにもその権力を制限されすぎて、十分な執行権力が欠けているとブリッツァーが指摘する。しかし彼は、緊急時の特別規定や独裁官制度設定によつてそれを補っているとも言っている。⁽⁶³⁾ この条文は、それと関わるものでもある。

「本条は、次のように理解される侵害がある場合に規定される。即ち、諸部族「州」の長官が議会 (Parliament) なし独裁官 (dictator) から受け入れられた命令時に高年者団を青年水準の性質に依つて諸区分に分け、かつ三万の歩兵並びに一万の騎兵から形成され、かつ構成する高年の第二区分ないし第二水準 (division, essay) へと進める準備ができており、かつ將軍へと指揮官によつてもたらされると」。⁽⁶⁴⁾

この第二区分は、われわれが基本的な軍単位事項として後の第二十九条において確認する常備軍事項と関わる。それは、ここに示される如く正規の常備軍が、三万の歩兵と一万の騎兵からなるというものである。

引き続き本条は、その第二水準のものについて以下の

ように規定する。

「高年者及び青年の第二水準は、彼らの部族から軍に進められることによつて、部族長官及び統監は、以下のように準備することによつて高年と青年の両方からなる年次集団の残りの部分を構成する。即ち、その残りの部分は、合図の火がつけられれば、議会 (Parliament) なし独裁官によつて任命されたその事例にある集會場所へと進むこととなる。その合図によつて、クリア民会「平民会」ないし教区集會は、部族を直ぐに見張り、かつ諸水準に従つて、それらの区分でも進めるために、青年と高年の四分の一を選出する」。⁽⁶⁵⁾

ここで確認せねばならぬことは、それが教区や州の地方単位から国家水準へと上昇する階序制に沿つてそれを規定していることである。さらに州統監という一六世紀の州の軍事を統括する要素を規定することにも注目すべきである。従つてハリントンといえども、封建主義的にして中世的なものから全く無関係に、自らの憲法を述べているわけではないのである。ここにわれわれは、ハリントンの経路依存性的側面を残すとみなす。

(第四章) 属州部

オシアナ憲法は、スコットランドとアイルランドを属州として扱う。しかしそれは、ハリントンと同僚の共和主義者であるH・ネヴィルと同様に必ずしもそれを抑圧的なものとみなさない。それどころか逆にオランダのように連盟や連合、或いは連邦制なものとして、自治的に規定する。⁶⁶⁾

その属州部は、オシアナ憲法では二つの条文からなる。

〈第二十八条〉 属州領域の市民的構成

第二十八条は、属州の市民領域として構成する。本条は、かくすることによって、

「各属州部の評議会は、二人の騎士から構成され、三つの水準へと四人によって区分され、議会 (Parliament) と一致し得るその任期、並びに公職輪番制ゆえに、その元老院「の任期が切れる」の水準から四人の騎士「三年任期の統治官である」の選挙予定表での年次選挙によって恒常化される。そして同じ水準から一人の騎士から、一年任期の統治官である属州の將軍卿なし大将となる⁶⁷⁾」と述べ始める。

われわれは、ここにおいて理解し得る如く、たとえば属

州であるとしても、本国と同様な市民的選挙などによってそれを構成していることが分かる。

〈第二十九条〉 属州領域の軍事部の構成

もう一つの属州主題とする条文は、この第二十九条である。しかしこの文節は、オシアナ憲法において軍事的部分でもある。われわれは、その「属州領域」という原文に従い、その属州部分にこれを含むこととする。

「本条は、第三水準の兵士 (stratiots) がM字と記された金小球を引くことによって、かつ部族における十人ずつの騎兵と五十人ずつの歩兵 (即ち、全部で五百人の騎兵と二千五百人の歩兵から) なることによって諸部族は、属州の將軍なし大将が自らの選挙水準と証明書によって任命されるような時と場所なし集合場所において、その將軍なし大将に対する各々の指揮官によって選出がなされることとする。そして將軍は、前述の騎兵を受け入れることによって、それらは、自らの属州護衛なし軍の第三等級であり、直ちにマルペシアへと彼らを率いて移すこととなる⁶⁸⁾」。

ここでの軍事的部分は、その第三水準の「兵士」^{ストラティオット}という表現がこれを象徴する。それは、ギリシャ語によるそ

うした軍編成的意味を含意するからである。この条文の説き起こしは、基本的な軍の単位である兵士の配置を属州単位で抽選によって行うことから規定し始める。

われわれは、ここでハリントンが最も具体的に示す軍隊観部分について、その『ロータ』の表現をここで引用する。

「かくして集められた部族「州」の青年達は、第一水準である。第一水準から二百の騎兵、及び六百の歩兵を抽選によって決められる、彼ら（彼らに彼らの友人達は望み、或いは自身で彼らに与え得る）は、騎兵とみなされる。残りは歩兵とみなされる。五十部族「州」での……この軍は、いつも一週の警告によって従軍する気である。これは、第二区分ないし共和国の常備軍である⁶⁹」。

この文節においてもハリントンはまず、軍編成においても州単位での抽選による方式を規定する。われわれが重視するのは、オシアナ共和国の常備軍規定なのである。ここにおいてこそ、彼の民兵主義的な根源的軍隊観が表現される。

○結びの章

本共和国の構造全体を完成するために、幾つかの方向が第三水準或いは行軍へと軍隊が次のように規定される。
〈第三十条〉オシアナ憲法の条文全体規定の補足「行軍などについて」

この最終条文についてその『ハリントン著作集』(トーランド編)において表題がついていない⁷⁰。われわれは、全三十条について全て表題を付した。というのは、成文憲法にはそれを示すものが通常であるからである。

「本条は、汝が汝の敵と戦いに行き、かつ騎馬と戦車、そして汝よりも数が多い民を見るとき、彼らを心配するな。というのは汝の神である主は、汝の敵に抗して汝のために戦いに汝とともに行くものであるからである」。即ち、これはオシアナ共和国についてである。敵から得られた戦利品（彼らの裁量によってその場で將軍と陸軍指揮官「ポレマルク」によって兵士に分けられる衣服、武器、弾薬、及び食糧を除き）は、次のような軍評議会によって選出され誓わされた戦利品を四つの兵站部に渡されることとする。即ち、その兵站部は、將軍によって必要な場合に国家や護衛隊によって護衛船に出港が認め

られることとする」⁽⁷⁾。

こうした戦利品の配分については、大いにその適切性が求められる。従ってわれわれは、ハリントンが旧約聖書(の『申命記』や『サムエル記』)によって自らの主張を強化するものとして解し得る。

- (1) K. Wheare, *Modern Constitution*, 1966, p.1.
- (2) R. Scruton, *The Palgrave Macmillan Dictionary of Political Thought*, 2007, pp.135-6.
- (3) J.G.A. Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992, pp.72-234.
- (4) J.G. March and J.P. Olsen, *Rediscovering Institutions*, 1989, p.17, etc.
われわれは「特定の制度の存在によって推進された経路依存性は、その制度の幾つかの特徴(その規範と価値)が埋め込まれるようになり、かつ容易に変更し得ぬ故に、制度的変化を示したい人々にとって諸困難をもたらす」
(A. Kelso, *Parliamentary reform at Westminster*, 2009, p.14) という側面が、オシアナの憲法(例えば、君主制下の恣意的でない議会議事手続きなど)に残ることも示すこととなる。
- (5) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *op. cit.*, pp.1-266; J.G.A. Pocock,

ed., *The Political Works of James Harrington*, (1977), pp.807-821.

- (9) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.8-42, 167, 234.

ここでわれわれは、そのオシアナ共和国憲法の設立過程についてブリッツァアの要を得た説明によって確認する。彼によれば、「従来のオシアナ議会が土地財産の配分の変化を明らかに認め得ず、或いは新統治制度を工夫し得ぬため、軍がその議会を追放し、かつその法によって「クロムウェルを」選挙によって新しいアルコン卿に選出した。そのアルコン卿が唯一の立法者となり、五十人」からなるその立法者評議会における討議後、憲法は「国会機関によって全て承認され、かつ樹立された」という(J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.59-60, 242; C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960, pp.211-2)。

- (7) *Ibid.* (1992), pp.13, 100-141, 234, etc.
- (8) *Ibid.* (1992).
- (9) J.G.A. Pocock, ed., 1977, *op. cit.*, pp.810-820.
- (10) *Ibid.*, (1992), p.75.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*, pp.75-6.
- (13) *Ibid.*, p.76.
- (14) *Ibid.*, p.77.
- (15) *Ibid.*, p.78.
- (16) R. Smith, *Harrington and His Oceana*, New

- York, 1971, p.45.
- (17) R. Smith, *op. cit.*
- (18) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.83-85.
- (19) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.85.
- (20) *Ibid.*, p.88.
- (21) *Ibid.*, pp.88-90.
- (22) *Ibid.*, pp.90-91.
- (23) *Ibid.*, pp.93-94.
- (24) *Ibid.*, pp.95-101.
- (25) *Ibid.*, pp.101-114.
- (26) *Ibid.*, p.114.
- (27) F. Lovett, Harrington's Empire of Law, *Political Studies*, 2012 Vol.60, p.74.
- (28) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.114-121.
- (29) *Ibid.*, p.121.
- (30) *Ibid.*, pp.121-122.
- (31) *Ibid.*, pp.122-124.
- (32) *Ibid.*, p.124.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*, p.125.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*, pp.125-126.
- (41) *Ibid.*, p.133.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*
- (44) このブレア・ウォーデンによる見解については、拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』（三和書籍、二〇一一年）などを参照されたい。
- (45) Pocock, ed., *ibid.*, pp.147-148.
- (46) *Ibid.*
- (47) *Ibid.*
- (48) *Ibid.*, pp.148-149.
- (49) *Ibid.*, p.166.
- (50) *Ibid.*, p.173.
- (51) *Ibid.*, p.174.
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*, pp.174-190.
- (54) *Ibid.*, p.81.
- (55) *Ibid.*, pp.81-83.
- (56) 例えば、拙稿「ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）に関する一考察」（『政経研究』、二〇一二年）を参照されたい。
- (57) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.191.
- (58) *Ibid.*, p.194.

- (59) *Ibid.*, p.195.
- (60) 外人部隊問題について、例えば、前掲拙著などを参照されたい。
- (61) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*
- (62) *Ibid.*
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*
- (65) *Ibid.*, pp.195-6.
- (66) この連盟や連合を民主政的なものとみなすネヴィル については、拙著前掲を参照されたい。
- (67) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.214.
- (68) *Ibid.*, pp.215-216.
- (69) J.G.A. Pocock, ed., 1977, *ibid.*, p.819.
- (70) J. Toland, ed., *The Oceana and other Works of James Harrington*, 1737.
- (71) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.216.

第二節 オシアナ議会と代議院制度

(一) 二院制(代議院と元老院)としてのオシアナ議会
われわれは、前節において憲法として定められたオシアナ共和国政治制度及びその全体像を概観してきた。そ

れは、本稿のより特定の主題である代議院を明確に規定することを導き出す前提であった。われわれがここで確認したいのは、ハリントンの政治制度思想である。確かにわれわれは、彼の政治制度事項を強調する。しかしそれは、最終的に彼の制度の原理的側面を引き出すための予備作業となる。従って本節では彼の議会制度論を通じて彼の共和主義の核心である代議院に関する思想を明確にすることとなる。

〈A〉基本原理

「一」成文憲法的立憲主義

われわれがオシアナ憲法の概観において強調したのは、彼の立憲主義原理である。ハリントンの立憲主義は、その成文憲法主義である。

立憲主義には多様な意味づけがある。一般的には統一的に法典化された憲法に基づいて行われる政治原理である。しかしながら、現行のイギリスの不文憲法主義に見られるものもある。これは、一つの法典化された成文憲法をもたぬが、諸々の文書や慣習を含む基本原理に基づくルール of the 棒組みを指すものであり、それに基づく原理

である。これは、現在ではむしろ少数派に属する。一般的には前者の意味が通常的である。より正確に表現すれば、この立憲主義は、「形式に重点を置き、簡明にその憲法の内容が何であれ成文憲法を樹立する実際」(G. マーシャル)を示すものである。それにもかかわらず、この論者は、立憲主義を「制限的統治哲学に反映する規定を具現する、特定の類の政治制度を樹立しかつ機能させる実際」として扱う「多分、時が経つにつれて使用法のコンセンサスとなる」作者もいると言う。彼によれば、こうした制度は、国家に抗する個人「市民」の権利を擁護する(公職輪番制による徹底した上級政治家や官僚の権力の抑制)ように設計された他の構造的特徴とともに、政治的経済的権利と自由「例えば、より広範な市民の農地法による財産の確保」の法典ないし憲章を、通常含むと説かれる⁽¹⁾。

われわれは、こうした定義を踏まえ、ハリントンの政治制度についてオシアナの成文憲法によって、市民的自由や権利(例えば、参政権の拡大)を擁護する原理が存在するとみなすものである。これは、ハリントンの法の支配と共通した原理でもある⁽²⁾。

この立憲主義についてハリントンの二院制議会に引きつけて示してみよう。即ち、代議院選挙ばかりでなく、この元老院も現在まで長く続くイギリスの貴族院が選挙によらないことから判断して、三年任期による選挙を規定していることは、彼の先見性に対して高い評価に値しよう。

「二」議会主権主義

今日の議会は、しばしば「立法部」と表現される。立法部は、その統治制度の成員が相互に平等であり、かつこの制度の権威がその政治社会成員の「代表」にあり、かつその決定が複雑な手続きによって集合的に形成される主張から引き出す、というものである。ここからわれわれは、民主主義国家の最高意思決定機関にして国民代表機関としての現代の立法部を引き出す。それは、周知の如く元々の立法部が中世の欧州の議会が始まった歴史的進化の結果であるからである。もともとその立法部は、税金ないし戦争の支持を確保するために君主によって不定期に開催された貴族会議であった。徐々にこの会議は、君主と、その臣民のうちの最も強力な集団からなる臣民との間に不可欠な伝達を与える機関が定期的で開催され

るようになった。こうした会議を表示する「立法部」という言葉は、法形成権の固有の在所に対する立憲制的論争から一七世紀のイギリス革命において使用するようになった。古き「議会」用語がイギリスにおいて行き渡った一方で、より新しい「立法部」用語が一七世紀のイギリス立憲制理論の他の諸局面のように、一世紀後にアメリカ革命にその起源を辿った^③のである。われわれは、イギリスの議会主権と立法部「法形成機関を重視する視点をもつ」との関連を重視するが故、そのルーツを複眼的にたどる視点からハリントンの国民代表の議会主権型政治制度をとらえ直すこととする。従って本節においてわれわれは、まず後者の視角からそれを捉えなおすことになる。

中世以来のイギリスの議会主権原理は、国王・貴族院・及び庶民院からなる議会が、立法上最高であるというものである。それは、一般に立法主権原理であり、かつ法的主権原理である。とはいえ、われわれは、政治的な主権がこの議会主権をベースとして論理化されるがゆえに、公共的なものないし共通善を国民 (people) ないし市民から国家の権力を引き出すという、共和主義思想

によって再構成する必要がある^④。ハリントンは、こうしたイギリスの伝統的な立法上の議会主権と、古典的共和主義言語を組み合わせ、市民選挙によって両院を選出し、かつその選挙を経た国民代表議会を構成した。これは、そうした議会が議院内閣制形態の主権を担う解釈といった、現代の政治的主権解釈にも通じる。さらにこの議会によって政府執行部も選任する「議院内閣制」に相当する原理も含ませる。それは、古代ギリシャ・ローマの直接参加型民会理念とも重なる。これは、イギリスの王政復古以来の伝統的立憲制の先を予見する原理でもあろう。これは、正に君主なき共和制に基づくハリントンの制度思想の優れた長所なのである。いずれにせよ、われわれは、ハリントンにおける両院から構成される議会機関の至高性という原理をその基本として位置付けることとなる。

「三」二院制による権限の分離

この両院制下における権限の分離制度原理は、以前にはハリントンにおいてかなり強調された。しかしこれは、現代の民主主義的統治機構における厳格な制度原理と比較すれば、大きな隔たりがあるため、あまり言及されな

くなった。しかしわれわれは、それをハリントンにおける重要な制度原理のうちの一つとみなす。即ち、二人の少女によってケークを切る者と選択する者に分ける原理である。これは、ハリントンでは、周知の如く、討議し提案する「討議と提案権をもつ」元老院と、決議する「決定権をもつ」代議院に機能上の権限を分離する原理

である。ハリントンによれば、それは、平等を確保するためとして主張される。これは、彼が抽選という主要選出方法に関して、古代のイスラエルの共和制を民主主義の実例として主張するものと同様な思想から発する。これは、われわれの現代の民主政選挙の考え方とは異なるが、恣意性を除くという意味で、大いなる民衆性や権力抑制を勘案するともいえるものである。それは、一人や少数支配原理と比較すれば、多数の民衆を平等に扱うという意味で、より民主制的と解釈することが可能である⁵⁾。

これは、ハリントンにおける両院の能力によって、それぞれの特徴を引き出すとする多様性重視の思想ともいえる原理である。この両院制論は、有能な自然的貴族制「優れた知性を有するゆえ」論と、数多くの庶民の健全性「幅広い人々のもつ身体能力へこれは、最低限度の

軍の基盤を担う市民の性質」とともに、最低限の平均的理性をもつゆえ」をもつ民主政論の共存原理でもある。これも現代民主主義において、政策の専門性を重視する所謂「エリート民主主義」が主流となりつつあることから判断して、この元老院の専門性や能力主義は、民主主義における先見性を示すものである。

確かにハリントンの市民と使用人の分離論としての階級差別主義は、それらから読み取ることができる。しかしハリントンは、そこにおいて条件であるとして示しているもの「即ち、たとえ使用人であった」として、その人が独立的要件を備えれば、市民ないし自由人たる途が開かれると示している。ハリントンにおける統治論は、民衆 (the people) が最終的決定権を有するという思想ゆえ、民主主義的な系譜に属し得るものである。

〈B〉立法過程

われわれは、前項においてオシアナにおける議会の基本原理について概観した。本稿ではより現代の制度的概念によってその基本的事項を確認することとする。その理由は、それによって現代に通じるハリントンの議会論

を明確にし得る故である。われわれは、その前にハリントンにおける議会の機能について言及せねばならぬ。それを前項において概略的に言及してきた。しかしそれだけでは不十分であり、われわれは、より具体的に議会事項を捉える必要がある。というのはここではその立法過程について論及する前提を述べなければならぬからである。

ハリントンの両院制議会は、下院の代議院と上院の元老院からなり、それを組み合わせることによってオシアナの共和国の最高意思決定機関にして執行機関となるものである。現代議会には一般に代表・立法・審議・執行部選出・及び執行部監督機能などがある。オシアナ議会は、他の機関と比較すれば、きわめて強力であり、現代の議院内閣制「正に議員から執行部が選出される」のよ⁶⁾うな機能をもつ。それは、上院が提案・審議・執行機能・及び官吏「元老院議員が高官にもなる」選出機能をもつからである。これらは現代のそれと多水準で異なるが、より高所からみると、かなりの共通点をもつとする扱⁶⁾いが可能であろう。

一般に立法過程は、法案が法となる手続きや行程を含むと言われる。より具体的に言えば、法案の原案形成・そのの議会への提案・審議ないし討論・決議・並びに公布の手続きを経ることとなる。オシアナ議会の立法はわれわれが仮定することく、両院が中心となる。

「一」法案の提出段階

この法案の形成は、元老院議員がその執行機関である評議会「国策・軍・宗教・及び商業」を選出しかつ構成するがゆえに、彼らによって行われる。元老院の議事は、この四評議会から主に始まる。まず、そうした統治官のうち一人により、提案が開始される。このことのゆえに、評議会が議院内閣制的な役割も果たし、元老院が立法機能とともに執行機能も果たすこととなる。⁷⁾

「二」審議と討論段階

この法案が形成された後に、その関連評議会によって討議がなされる。元老院によって選出された四つの評議会は、元老院からなる統治官となり、彼ら「諸評議会」によってそれぞれの専門ないし担当毎で討議される。こうしてなされた討議は、その期間中に明確にされ、最も関心をもつ意見が評議会秘書によって記録される。それ

がなされた後に、いかなる統治官も評議会に對してさらにそうした意見や討議を始めることによつて、元老院を開催できる。この討論で当該評議会議員は、最初に話す機会が与えられ、年功順に騎士によつて続けられる。討論の結論は、投票に付される。従つて各意見は、含まれた手続きに従い、元老院によつて投票がなされる。

元老院議員の被用者「投票係など」達は、議院を通じて投票箱を運搬し導く。彼らは各提案については是認得票について一人、否認得票に一人、かつ「意見なし」の得票に一人が処理する。各元老院議員は、自らの投票をそれらの投票箱のうちの一つに投じる。もし諸提案のいずれも是認投票の多数を得なければ、最小得票数のものも除かれ、その手続きが繰り返される。

諸提案のうちの一つが是認投票の多数「過半数」を得すれば、それは拘束力を有する元老院命令となる。この命令が性質上、行政のものであれば、それは、直ちに法的拘束力をもつ命令となる。

他方、元老院に可決された命令が「制定され、廃止され、或いは制定済みの法」であるならば、特にそれが戦争における人の徴用、或いは課税に関するものであれば、

それは、下院の承認を受けなければ有効とならぬ。この承認を得るため、元老院は、統治官ないし高級官吏の主要部の中から、提案者として知られた二人の官吏を任命し、発表される命令をもたらす。

「三」 決議段階

これは、代議院の立法機能段階である。代議院の会議は、命令が遅くとも六週間の末に、命令の投票議決をなすために招集される。そしてこの会議は、その六週間中にオシアナ共和国の監察官 (censors) と護民官 (tribunes) が「全てが自由に於て開かれた方法でなし得る以外にいかなることも実行し、かつ反対するための特定の密議も秘密集會も、或いは討議もない」と論評すること」を「保障する責務を担当する。

この代議院會議で二人の元老院議員提案者は、投票議決がなされる模範として、「その事項全体を繰り返し民會に熟知させて、かつそれを民會「代議院」に説明する」。第一回投票は、命令の一般目的についてである。その選択肢は、是認・否認・及び「意見なし」である。民會代表の多数が「意見なし」であるならば、提案者達は、自らの任務を止め、かつその事項は、将来の討議の

ため、元老院に戻される。多数が否認すれば、その事項全体は、直ちに退けられる。民会代表の多数が是認投票議決をすれば、全て条項毎に代議院に元老院命令を示し始め、かつ認められるのは、是認と否認のみとなる。⁹⁾

〔四〕公布

代議院において、是認投票が多数を得る各条項はかくして、法となって制定され、公布される。これは、繰り返すこととなるが、六週間以内の公布事項であり、印刷され、かつ公表されるものとされる。¹⁰⁾

〈C〉元老院

元老院の構成は、各部族からの騎兵の高年者からなり、合計三百人の騎士が選出され、三年任期である。元老院の基本的機能にして権限は、法案の提出及び討議「審議」権である。これは立法ないし政策を公式化した「立法機能」後に、その提案が印刷され、かつ代議院に渡される「立法機能」。元老院の次の機能は、執行機能である。これは、各専門行政機関に相当する四評議会の成員を元老院議員の中から選出し、それを果たす。

ここにおいてわれわれは、その機能について幾つかを

補足する。これは、元老院のみによって果たされる。統治官選挙は、元老院が四月前半に開催するとき、元老院の最初の議事日程となる。この選出手続き記述において、次のことを想起する必要がある。即ち、公職輪番制によって元老院があらゆる場合に、騎士の三等級 (classes) には、その任期の第三年に仕えつつある騎士、その第二年に仕えつつある騎士、及び新しく選出される騎士がいる。それらは、「元老院の第一、二、三水準 (regions)」として知られる。各年に六人の統治官が選出され、そのうちの四人は、残りの二人が三年任期で仕える「第三御璽委員と第三財務委員」一方、一年任期で仕える「將軍卿・演説官卿・及び第一監察官と第二監察官」。そのように呼ばれる四人の一年任期の統治官は、その任期が切れるといけないから第三水準から選出される。¹¹⁾

元老院は、決議権を除けば、むしろ現代の議院内閣制下の下院に近い。それは提案権、討議権、かつ各省庁の最高の行政も担当し得るからである。前述でわれわれは、概ね元老院の概略を述べてきたゆえに、最後に補足のみ示すこととなる。ハリントンによれば、こうした討議な

いし分割機能といった、不可欠な機能は、「静穏にして実のある議論を認めるのに足りる小機関で一緒に集まる、社会の最も賢明にして最も有徳なメンバーによって必然的に遂行される」べきである。この機関は、「世襲権でも彼らの土地財産の大きさでもなく、彼らの優れた能力ゆえに選挙による」選択された人々からなるが故である¹²⁾というものである。これは、まさに現代における政策ないしエリート民主主義的長所を言っているかの如くである。

さらにブリッツアーは、その限界を含め次のように結論づける。即ち、

「自然的貴族制の存在は、立法を討議する賢人機関を創設し得る。しかしながら、その特殊利益が国民益全体に反し得るゆえに、この機関がそれ自体の権威によって法を可決させることは、大きな誤りであろう。従つてこの元老院は、純粹に提議的にして諮問的要件で行動する¹³⁾」というものである。これは、確かに有能な騎士達の上院と最低限の理性をもつ代表の下院の均衡を図るという、ハリントンの意図に近い。それにもかかわらず、われわれは、その思想には能力主義的なエリート政策民

主義にも通じるものがあることを主張したい。

(二) 代議院

本項においてわれわれは、オシアナの政治的議会主権（政府執行部との融合を含む）を担う下院である代議院について論じる段階に来ている。その代議院の主要な機能は、立法・代表・及び最高司法機能にわたる。その議会主権を支える下院概念は、ハリントンにおいて幾つかにわたって使われる。例えば、「大権部族会議 [Prerogative Tribe or Prerogative Assembly]」、「民会〈市民会議〉 [the People]」、「国民〈市民〉代表会議 [Representative of the people]」の如きである。われわれは、これらについてその時代的背景、及び理解しやすさなどから代議院「元老院に対する」を選択した。本稿では前節で最も多くの紙幅を要したが故に、われわれは、その第二十三条「代議院 [民会] の権限・機能・及び手続き形態」の文節を中心に詳細に分析することとする。

〈A〉立法機能

オシアナ議会の立法過程全体についてハリントンの著

作において最も明確な表現は、ブリッツァーによれば、一六五九年に書かれた『立法の技術 (The Art of Lawgiving) [全三巻]』においてであるという。なるほどこの著作は、表題が示す如く、立法そのものを表現している。特にこれは、その第三巻(「民主制的統治モデルを含む第三巻」[それは、前述の技術に従って實際上提案され、聖書によって確認され、かつイングラントの財産の均衡ないし状態に従う])の第一章「實際上、提案されたモデルの市民部分を含む」¹⁴の中の一節におけるものである。

この章は、例の如く農地法から説き起される。続いてそれは、古代のイスラエル共和国の農地法を事例として示す。それは、この原理に沿った、上部構造としての統治機構が確認される。この章は、それをもとにオシアナの憲法条項が述べられる。かくしてこれは、元老院と代議院の決議(選択)と討議(分割)の分離事項へと進められる。¹⁵ われわれは、ハリントンによる象徴的論述からそれを辿ってみる。

これは、ハリントン特有の古代の知恵の時代のものから説き起こされる。

「討議は、結果の当然な母体である。討議からラテン語の作者達によって元老院が『父「議員」達 (fathers)』と呼ばれる、ギリシャ語の作者達を通じて民会の呼称は、『アテナイの人々』・『コリントの人々』・『スパルタの人々』の如き、人々 (men) である。これらの呼称がステパノによるばかりでなく、パウロによってもユダヤ人達の元老院や民会に使用されることから判断して、この慣習は、異邦人ばかりに限らないのである。そこにおいて彼らは、人々、兄弟、及び父達といった言葉を使い始める。次に父「議員」(fathers) から国民「市民」(the people) へと、民会 (popular assembly, prerogative tribe) へと至る」¹⁶。

この文節は、オシアナの両院議会に関する古代の知恵期からの伝統によって、援用する典型的内容を表現するものである。われわれはさらに、先のブリッツァーが両院制に関して最も立法過程の合理的根拠であるという文節に達している。

「討議ばかりでなくその結果も有する評議会 (Council) (特にたとえ緩やかな選挙「制度」によるとしても) は、外部から影響し得、かつ内部の利益によつ

て支配できる。討議からその問題へとあなた方を急がせ、或いは叫ばせ、かつあなた方をその結果へと形成させ、かつ偏った党派が存在し得る。他方、もしそれが何らの結果の力ももたなかつたならば、いかなる偏向もなく成熟からこうした討議を逸らす原因なくして、討議のみ同然のままに残り得よう。そこにおいて偏向なき討議の成熟は、元老院の最終的理由を置き、かつ国民「市民」に与えることができる見解全体を置く。

しかしこれがなされるとき、もしあなた方の決議する民会が国民「市民」全体のみを利益を吸収し得るようなものではなく、或いは国民「市民」全体のみを利益を与えるものでなければ、全ては失われよう。というのは民会全ての結果は、彼ら自身の利益となるとみなすものに基づいて主に進めるからである。しかし得票が下院において六対四であるところでは千人からなる公職輪番制に基礎づける、民会が秩序立って選出される国民「市民」全体のみからなるのを除き、いかなる利益もあり得ぬ方法、決して存在すべきではなく、私が信じる如く、いつも示し得なからう。ゆえに同様な区分から討議と結果のような区分から、民主制的統治の最高の神秘はなるの

である⁽¹⁷⁾。

ここにおいてわれわれは、その字句を確認することとしよう。この文節は、二つに分けられる。第一段落においてそれはまず、元老院の中から選出される、評議会から説き起す。それは、討議と決議の両方に関与されると言う。これらによつてこの評議会は、内外の両方から支配を可能にすると説く。ここでは二つの利益対立の可能性を想定し、その党派対立を念頭に置く。他の対立を防止するために、徹底した熟議に専念させ、かつそれによつて最善の政策提案を可能にするという。こうして決議の前提条件が整うというものである。

後段では熟議を担当するものが国民「市民」全体の利益による政策提案が不十分であるならば、その前提条件が崩壊してしまうという。他方で結果を担う民会は、その国民ないし市民の全体利益を目指して主にそれを推進する。たとえば票決において拮抗していても、公平な公職輪番制によれば、その正統性（これも現代の議会の重要な機能のうちの一つである）が確保できると説かれる。この結果と討議事項は、その重要な条件整備によつて均衡のとれた統治が可能というものである。ここにおいて

もハリントンによる強い制度への信頼感が示される。

これに対してブリッツァーは、次のように論評する。

即ち、「立法は、討議における知恵と最終決定への到達での利益代表である、二つの特有な要素を必要とする。これらのいずれかのみでは、共和国は、危険となろう。知恵のみでは国民の利益に反し得、利益のみでは短絡的であることを証明し得ると評する。従って立法提案をもつ民主制的議会「民会」は、それが存在意義である、諸利益に関するまさに熟議を必然的に歪めてしまうという。ゆえに立法提案に最終的決定権をもつ代議院は、投票議決以上をなすことが禁じられる」というものである。¹⁸⁾

この文節についてわれわれは、ハリントンが熟議と公平な選挙に対するかなりな樂觀主義ないし理想主義に基づいているとみなす。さてわれわれは、本項の主要分析原文であるオシアナ憲法の第二十三条と取り組む段階に來ている。

それは、表題の如く、立法、立法手続き（これはそれぞれの機能の規定に付随して述べられる）、及び司法機能の条文と言う名が記される。われわれは、まずその立法機能部分から始めることとなる。本稿は、その説き起

こし部分について前節で辿っている。これは、それに次ぐ文節となる。

「立法権の結果である決議権限について本憲法によつて民会「代議院」は、大「主」権部である彼らの平等な代表の結果によつて彼ら自身の形成ないし確認によらぬ法によつても義務付けられぬ。元老院にとつて民会「代議院」に服従を必要にせしめることは違法である。民会によつて六週間で公布されず、印刷されずかつ公表されぬいかなる法によつて、元老院へと特有な服従を与えることは、違法である。その後代議院に元老院の権威で提案され、かつこの代議院の多数決議決で決定されねば違法である。元老院は、こうして与えられた民会の同意によつて、或いは次のような緊急の場合を除き、そのように制定された戦争を行い、人を徴用し、お金を徴収するいかなる権限もたぬこととする。即ち、そこにおいてそのように要件づけられ、かつ元老院と民会の両方でその権力は、既に規定されたこの憲法に従っている機関の独裁官にあることとする。法が公布される前に、いかなることも実行し、かつ反対するための特定の密議、秘密集会、及び討議もないとして、監察官が元老院を批判し、

かつ護民官が民会を論評する。しかし全ての者は、自由にして開かれた方法でなし得る¹⁹⁾」。

このオシアナ議会における立法ないし法形成条文は、二つに分けることができよう。その前半が主要規定で、後半がそれを補うものとみなし得る。まずこの本来の立法部分のそれから確認してみよう。まずその説き起し文は、立法権の決議を代議院が担うと明記する。この代議院は、主権部をなし、かつ平等な代表をなすものでもあり、この機関が法形成と法の是認を行うことを述べる。次に民会は、上院には服さないゆえに、その下院の優越性を確認する。引き続きこの決議機関が辿るべき最終的手続きを規定する。即ち、代議院による法は、六週間以内に公布し、かつ印刷がなされ、公表されることとする。ここでも元老院に下院が服さぬことを確認する。この前半の最後の文は、合理的にして平等主義的である多数決原理手続きを述べる。

引き続きわれわれは、その立法権に関する後半の特別の規定へと移る。まず初めに有事における独裁官制度に關わるものが示される。即ち、上院が緊急時における特別権限は、両院によって戦争遂行権や特別な資金徴収権

が、この憲法の特別規定に基づき、独裁官に委ねるといふものである。従つてこの有事の場合を除き、平時にはそうした権限は、上院にはなく、下院に属することが述べられる。この最後の文節は、護民官や監察官が両院に反対したり批判したりすることも可能であることを容認する。これは法が公布される以前であることが条件である。それもオシアナの特徴が表れるものである。つまりハリントンは、批判や反対、或いは異論の自由を認める。ここでもわれわれは、ハリントンにおける討議の自由主義思想を読み取り得る。しかしそれは、国家を混乱に陥れぬことが条件となるのである。これは、政体の安定ないし平和の維持にかかわる。

〈B〉司法機能

オシアナの下院における立法機能の次は、司法機能である。それは、ある事件で元々のものの管轄権をもつ他の事件において、控訴管轄権をもつ。これは、その憲法においてこの「共和国の最高司法機関²⁰⁾」と規定される。

その第一は、チューダー朝期の基本法になつているものと同様な系譜を辿る。それは、「国民 [the people] 主

権反逆罪」と称する全ての事件を裁判にかけるものである。その国民主権反逆罪は、大逆罪・公金横領罪・或いは公金の誤った使用犯罪を含む。それは、特にいかなる人も「軍法会議及び軍会議を除き、いかなる共和国の裁判所からも代議院」に上訴できる。原告は、自らが敗訴となる場合に没収される「百ポンド」の供託金を支払うことのみを条件とするものである。

代議院の司法手続きは、絡み合わされるが、少なくとも評価に値し手短に記述させるほど、特別であるという。その全訴訟は、代議院議員全員の前で裁判にかけられる。その各訴訟当事者或いはその当事者の弁護士は、文書を読み、かつ証拠を検査するのに費やす時間を除き、その人の弁論のいずれを示すべきかについて一時間半が認められる。この発表の終了後に、この代議院全体は有罪・無罪・及び意見なしによって決議される。もし意見なしの投票決議がなされれば、その弁論は、三時間の追加によって再開される。二つの弁論（全てで九時間）があれば、意見なし議決は、三回目の議決が認められぬ。その多数が被告を無実と決議すれば、その裁判は結審される。この多数は、被告を有罪と議決すれば、その処罰を科す

更なる議決がなされなければならぬ。⁽²²⁾

共和国憲法第二十三条は、その六つの選択肢を示す（ただしそのうちにおいて不適切であり得るものもある）。即ち、

「①被告は、軽減召喚状をもつかどうか。②被告は、いくらいくらを科せられるかどうか、或いはいくらいくらが科せられるか。③被告は、供託金を没収されるかどうか。④被告は、統治官「官吏」職に就く能力があるかどうか。⑤被告は、追放されるかどうか。⑥被告は、死刑とされるかどうか」⁽²³⁾

これらの選択肢、或いは少なくともそのうちの三つは、代議院によって採否が投票によって決せられる。是認得票の多数を得るいかなるものであれ、裁判所の判決となる。立法部の場合における如く、代議院の会合時間の大部分を多分占めるこの機能は、いかなる議論もなして遂行される。その投票は、その弁論の結びで直ちになされる。ここにオシアナの政治制度の問題点が出てくる。

これについて、それは次のように弁明される。即ち、これは、その代議院議員が各々の理由を知ることなくして三年間同じ代議院とともに議席を占め得るし、何らの

誇張もなく言い得るといふ。ハリントンは、こうした代議院の司法権を擁護する。彼は「統治官職権限が私的利益となることが受け入れられ、かつこの民会に説明責任を負わぬこととなれば、共和国はその自由を失う²⁴」と論じる。ゆえにこの司法権限は、たんに法的係争を決定する便宜的方式としてばかりでなく、共和国全ての統治官活動に対する積極的抑制とみなされるという。ハリントンは、民会の類似な最終控訴権が全ての共和国に存在することが示された後、この権限なくして「民主制的統治のようなものなど存在せぬ²⁵」と主張する。代議院の唯一の仕事は、その主要な義務が多分、その時間が専念するのに不十分という事実から生じる。さらにこの条文は、次のように規定する。

「この共和国憲法によって元老院提案も民会の非難も、継続的活動に代議院を開催させるほど、頻繁でないように思えるかもしれぬ。しかし元老院は、そのある騎士ないし統治官に代議院でなされる演説を真に果たすこととなる²⁶」。

ここでの問題は、民会がどれほど長く司法に関わる時間的余裕をもつのか、という問題である。これに対して

ハリントンは、元老院が民会を教示する、本来の教育的役割に言及する。それは、この元老院の演説によって民会を教示し得ると説かれる。

〈C〉代表機能

代議院ないし民会の代表機能は、その民会 (the people)、議会代表 (deputies of assembly) 及び国民代表 (representative of the people) の下院表現によって明確である。それは議会の最高決定権をもつということとで国民主権の条件に適うこととなる。従つてわれわれは、オシアナの理念としての国民代表原理を定める。これは、後のハリントンによる多様な論文などにおいて国民が最高意思決定者であるという民主主義的思想傾向は、「民主制的統治ないし平等な共和国」などの表現によつても明確である。

われわれは、それをオシアナの選挙制度論において確認できる。例えば、われわれは、前節の「憲法の概観」に示されるように、その民会議員が教区毎に五分の一分から選挙人団が選出されること、民会選挙が実質的各部族「州」から選出されるものであること、かつ合計で千

五十人の議員が選挙によって選ばれること⁽²⁷⁾によって明らかである。確かにこれも現代民主主義的代表(普通選挙制)観から考察すれば、投票に参加する人々は、女性、子供、使用人などが除外され、かつ青年も除かれる。従って高年者のみからなる。しかしブリッツァーによれば、それは、全人口の十二分の一に達するという。これは、当時の庶民院の選挙権者よりもかなり多かった⁽²⁸⁾。従ってわれわれは、この民会議員の機能が選挙区の願望に反映するため、国民代表と地域代表の機能が期待されるよう。それらを総合すれば、ハリントンの選挙制度論はより民主主義的な思想をもつ主張と言い得る。

- (1) G.Marshall, *Constitutional Law*, Oxford, 1971, pp.1-12; J.G.A.Pocock, ed., 1992, *The Commonwealth of Oceania and A System of Politics*, 1992, p.234, etc.
- (2) 例えば、拙稿「J・ハリントンの統治原理に関する一考察」『法学紀要』(第五四巻、二〇一三年)などを参照された。
- (3) G.Loewenberg, ed., *British and French Parliaments in Comparative Perspective*, Chicago, 1971, pp.4-5; D.Judge, *The Parliamentary State*, 1993, etc.

- (4) 例として A.Kelso, *Parliamentary reform at Westminster*, 2009, pp.19-20; J.Goldsworthy, *The Sovereignty of Parliament: History and Philosophy*, Oxford, 1999, p.9, etc.
- (5) J.G.A.Pocock, ed., *op.cit.*, p.22, etc.
- (9) 例として D.Judge, *Political Institutions in the United Kingdom*, Oxford, 2005, pp.23-80, etc.
- (7) J.G.A.Pocock, *ibid.*, pp.133-167; Blitzer, *ibid.*, pp.238-40.
- (8) J.G.A.Pocock, *ibid.*, pp.133-167; Blitzer, *ibid.*
- (9) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, pp.166-7, etc.
- (10) Pocock, ed., *ibid.*, p.166.
- (11) *Ibid.*, pp.121-22; C.Blitzer, *ibid.*, pp.247-48.
- (12) *Ibid.*, pp.23-24; Blitzer, *ibid.*, p.241.
- (13) Blitzer, *ibid.*, p.244.
- (14) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, pp.655, 665; Blitzer, *ibid.*, p.243.
- (15) J.G.A.Pocock, ed., 1977, *op.cit.*, pp.663-673.
- (16) *Ibid.*, p.673.
- (17) *Ibid.*, pp.676-7; Blitzer, *ibid.*, pp.245-6.
- (18) Blitzer, p.246.
- (19) J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.166-7.
- (20) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.167.
- (21) *Ibid.*, pp.167-9 (Blitzer, *ibid.*, p.244).
- (22) *Ibid.* (Blitzer, *ibid.*, pp.246-7)

- (23) *Ibid.*, p.169 (Blitzer, *ibid.*).
- (24) *Ibid.*, p.171 (Blitzer, *ibid.*).
- (25) *Ibid.* (Blitzer, *ibid.*).
- (26) *Ibid.*.
- (27) 例^々 J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.148, etc.
- (28) C. Blitzer, *ibid.*, p.224; D.L. Smith, *The Stuart Parliaments*, Arnold, 1999, pp.26-31, etc.

第四節 結論

われわれは、本稿がハリントン研究の政治制度思想問題を広範な視点から分析しようと試みるため、ここで若干の補足をなし、その論理的筋道を明確にする必要がある。われわれは、本序論で日本のハリントン研究の問題点が二つの分野にわたって存在すると捉えた。それは一方で政治思想史分野の問題である。ハリントン研究は、アメリカでは憲法制度論として重要であるため、最もその制度研究が進んでいる。しかし日本においてそれが現実的であるが重要な思想事項でないとして退けられる傾向があった。他方、政治制度ないし憲法理論として君主

制が深く浸透しているため、それと正反対な共和制理論であるがゆえ、これは、無視されてきた事情などによる。われわれは、そうした問題の両面と取り組む必要性があると考える。本稿は、そうした両方の側面を補うべくその研究を掘り下げようと試みた。本稿は、最近の内外の研究の進展状況（例えば、共和主義概念の拡張解釈など）も承知しているつもりである。それにもかかわらずわれわれは今、提起した問題の流れの中で、ハリントンの政治制度思想を捉えようとするものである。それはまづイギリス革命期ないし内戦期の文脈的視点に立ちかえることとなる。これは、一方で当時の思想傾向に注目する事項である。それは、ハリントンに存在する議会派の権利の主張と共通する視点である。これは、ハリントンにおいてきわめて深く根差される政治的議会主権観である。他方、彼のオシアナ憲法論における成文憲法的立憲主義ないし政治制度論的側面である。われわれは、これらを政治思想史的文脈と政治制度的文脈を含むものとして理解し得る。

本稿はまず、第二節においてハリントンが『オシアナ共和国』で進める如く、その共和制憲法の概観からそれ

と取り組み始めた。これは、その基本原理である農地法原理と公職輪番制に基づいて広範にして詳細に規定される。しかしながらそれは、論理上きわめて思想的奥深さを示すが、論理的明晰性となると、問題も残る。それは、本文でも記す如く、必ずしも簡明に理解し得るものでもない条文「例えば、選挙制度」もあり、或いは用語法「例えば、イコールが「均衡」の意のものもある」も見受けられるからである。

われわれは、その第三節「オシアナ議会と代議院制度」において、新制度論などの視点（歴史的制度論の経路依存性的な側面「例えば、「統監」や一人息子の兵員概念など」）を含む政治制度論的アプローチによって捉えなおす作業を展開した。

従ってわれわれは、ハリントンが、農地法的アプローチによって将来にわたって農業経済的の下部構造の定着化及びより広範な市民の投票参加的選挙制度、並びに行政官達の輪番制など「抑制と均衡制度」によって、持続可能にして安定した統治ないし下部構造を樹立させようと試みたと理解する。具体的にはそれらは、両院制議会と議院内閣制的統治「元老院から重要な統治官が選出され、

かつ彼らが議員と兼任となっている点など」を含む政治的議会主権論によって達成できるとみなすものである。しかしながらハリントンの政治における「自然的貴族主義」は、確かに一般国民の政治参加の制限主義でもある。とはいえ別の視角から見れば、この能力の点でそれが優れているという考察は、現代の「エリート民主主義」と言われる政策面でそれが優れているという側面であり、逆説的にそれを先取りしているとも言い得る。

しかしながらオシアナ憲法の規定は、ブリッツァーも指摘している如く、必ずしも安定した統治を支える行政執行部であるかどうかの問題を残す。というのはあまりにもそれらが抑制されすぎているからである。しかしながらハリントンの制度は、基本的には共和国の市民達の自由の確保とその政体への市民参加によってその活性化や権力の抑制を志向するものであり、この視点から十分に自由主義的或いは共和主義的視角によって評価できるものである。

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』 二〇一二年東京都九区調査の概要

稲 葉 陽 二

はじめに

筆者は二〇一二年九月初旬から一〇月初旬にかけ、郵送法により『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』を実施した。本調査は信頼、規範、ネットワークなどの社会関係資本を調査対象としている。東京都九区の二〇歳から七九歳までの住民を母集団として、下町三区（足立、葛飾、江戸川）、都心三区（千代田、中央、港）、山の手三区（目黒、世田谷、杉並）計九区

の住民基本台帳から無作為に一、五〇〇名を抽出して調査票を郵送し、四五八票の有効回答（回答率三〇・五％）を得た。本稿ではその概要を紹介するとともに、個票データによる調査項目間の相関、二〇一〇年に同内容の質問票により全国を対象に実施したアンケート調査（N＝一、五九九）との比較、および上記の東京の下町、都心、山の手三地区の比較を行う^②。

1. 二〇一二年東京都九区郵送法調査の概要

1-1 調査目的と設問^③

〔目的〕

外部性を伴う信頼・規範・ネットワークである社会関係資本を、一般的信頼、特定化信頼、ネットワーク(つきあい・社会参加)の観点から明らかにする。あわせて、社会関係資本と健康(主観的健康、生活での積極性^④抑うつ度)との関連を検証する。社会関係資本には一般的信頼など認知的なものと、社会交流・社会参加の側面からみたネットワークなどの構造的なものに分かれるが、本調査はその双方を調査対象としている。

〔調査内容・設問〕

1. 他人への信頼、
2. 互酬性、
3. 日常的なつきあい、
4. 地域での活動状況と活動参加者の同質性、
5. 生活の満足度・心配事、
6. 特定化信頼、
7. 主観的健康と生活での積極性(抑うつ度)、
8. 寄付・募金活動、
9. 腐敗行為に対する許容度、
10. 回答者の属性

なお、調査票を付属資料として本稿の最後に掲載しているので、あわせて参照されたい。

1-2 調査・実施主体

日本大学法学部 稲葉陽二研究室

アンケートの実施は社団法人新情報センターに委託

1-3 調査関連期間

調査票の検討 二〇一二年四月～八月

調査実施期間 二〇一二年九月一日～一〇月一九日

1-4 調査方法

無作為抽出郵送法(配付・回収とも)

1-5 母集団と調査対象者、対象者のサンプリング

方法

〔母集団〕東京都九区(足立、葛飾、江戸川、千代田、中央、港、目黒、世田谷、杉並)の二〇才から七九才の居住者

〔対象者〕東京都九区における居住者一、五〇〇名

法 「サンプリング方法」住民基本台帳からの無作為抽出

1-1-6 調査配票数・回収数・回収率

〔配票数〕 一、五〇〇票

〔回収数〕 四五八票（無効票なし）

〔有効回収数〕 三〇・五%（四五八票／一、五〇〇票）

1-1-7 調査実施メンバー

研究代表者 稲葉陽二、研究協力者 緒方淳子、調査実施と回答の入力は社団法人新情報センターに委託

1-1-8 記述統計量と回答者の属性

2. 調査結果の概要

表2は集計値からみた本調査の結果を示している。本調査の質問票は、内閣府が二〇〇三年と二〇〇五年に実施した調査（主査はともに大阪大学山内直人教授、株式会社日本総研へ委託）で用いたものをベースとしているが、一般的互酬性・特定化互酬性⁵⁾、主観的健康と生活で

の積極性（抑うつ度）、寄付・募金活動、腐敗行為に対する許容度を新たに加えている。主観的健康と生活での積極性（抑うつ度）に関する問いは、東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）の倫理委員会の承認を得た形式を用いている。

なお、表2には二〇一二年調査以外に過去に筆者が郵送法で実施した三つの調査、①二〇〇八年長野県須坂市の協力を得て行った同市での郵送法調査、②二〇〇九年徳島県上勝町で上勝町診療所と共同で実施した郵送法調査、③二〇一〇年全国郵送法調査の結果概要も掲載してある。

東京都調査の集計値をみると、認知的な社会関係資本の指標である「一般的信頼」では「ほとんどの人は信頼できる」（九段階評価の上位三段階合計）が二五・四%であるが、もう少し対象を絞った「旅先での信頼」（九段階評価の上位三段階合計）はそれより低く二〇・三%となっている。

このほか認知的な信頼でも対象をより具体的にした特定化信頼では、家族への信頼（「頼りになる」以下同じ）が八四・一%と際立って高いが、友人・知人への信頼も

表1 記述統計量 回答者の属性

	N	平均・構成比 (%)	標準偏差ほか	範囲
性別				
男性	205	44.8		
女性	253	55.2		
年齢	458	49.26歳	15.817	20-79
職業				
自営業	70	15.3		
経営者	24	5.2		
民間勤め人	151	32.9	最頻値	
公務員・教員	22	4.8		
パート	63	13.8		
学生	11	2.4		
無職	43	9.4		
専業主婦・主夫	61	13.3		
居住形態				
持ち家	254	55.5		
借家	196	42.8		
居住年数	449	20.3年	18.113	0-71
同居人の数				
単身	102	22.3		
同居人あり	349	76.2		
最終学歴				
小中学校	21	4.6		
高等学校	133	29.0		
専修学校ほか	61	13.3	中位値	
高専・短大	57	12.4		
大学	151	33.0	最頻値	
大学院	27	5.9		
世帯年収				
200万円未満	36	7.9		
200～400万円未満	104	22.7	最頻値	
400～600万円未満	82	17.9	中位値	
600～800万円未満	53	11.6		
800～1,000万円未満	48	10.5		
1,000～1,200万円未満	35	7.6		
1,200万円以上	49	10.7		

表 2 調査結果 (集計値) の概要

調査名 (調査年)	設 問	一般的な信頼			特定化信頼			ネットワーク：つきあい						ネットワーク：社会参加		
		一般的な 信頼	旅先での 信頼	近所の 人々への 信頼	家族への 信頼	親戚への 信頼	友人・ 知人への 信頼	職場の同 僚への信 頼	近所づき あいの程 度	近所づき あいの人 数	友人・知人 とのつきあ い頻度	親戚との つきあい 頻度	職場の同僚 とのつきあ い頻度	地縁活動 参加して いる	スポーツ・ 趣味・ 娯楽活動 参加して いる	ボランティア・ NPO・ 市民活動 参加して いる
東京都 9 区調査	458	25.4%	20.3%	25.9%	84.1%	54.4%	67.9%	34.5%	44.9%	45.6%	48.7%	27.1%	26.0%	28.6%	42.6%	18.1%
全国郵送 (2010年)	1599	27.9%	21.3%	40.5%	89.1%	66.7%	69.7%	36.5%	60.4%	59.5%	49.2%	38.0%	22.1%	46.1%	46.7%	25.3%
全国調査 との比較		-2.5%	-1.0%	-14.6%	-5.0%	-12.3%	-1.8%	-2.0%	-15.5%	-13.9%	-0.5%	-10.9%	3.9%	-17.5%	-4.1%	-7.2%
参 考																
下 町 3 区	150	22.6%	20.0%	27.3%	83.3%	50.0%	59.4%	30.0%	46.0%	45.3%	38.0%	19.4%	23.4%	28.7%	38.7%	15.3%
都 心 3 区	157	31.2%	24.8%	21.7%	85.3%	49.7%	75.1%	44.6%	42.1%	47.7%	54.8%	31.2%	30.0%	33.8%	42.0%	21.0%
山の手 3 区	150	21.4%	15.4%	28.7%	83.3%	64.0%	69.3%	28.7%	47.3%	44.0%	53.3%	30.7%	24.7%	23.3%	47.3%	18.0%
上勝町 (2009年)	632	25.2%	13.3%	74.2%	93.4%	83.0%	72.8%	46.7%	81.6%	75.6%	59.5%	41.3%	28.2%	51.6%	30.9%	36.0%
須坂市 (2008年)	601	33.8%	22.0%	48.4%	88.7%	71.9%	68.7%	31.9%	72.7%	72.4%	54.1%	39.6%	20.5%	53.2%	46.9%	27.3%

全国郵送 (2003年) は内閣府公民生活局調査、全国郵送 (2010) は稲葉調査
 上勝町 (2009年) は稲葉・上勝町診療所共同調査
 須坂市 (2008年) は稲葉・須坂市共同調査

六七・九%と極めて高い。同様に親戚への信頼も五四・四%と高い。ただ、職場の同僚への信頼は友人・知人の約半分の三四・五%となっている。

また、構造的な社会関係資本であるネットワークの代理変数としての社会参加・社会交流について、地縁的活動への参加率二八・六%、スポーツ・趣味・娯楽活動への参加率四二・六%、ボランティア・NPO・市民活動への参加率一八・一%となっている。社会交流については、隣近所とのつきあいについては「生活面で協力」と「日常的に立ち話」の合計の比率が四四・九%、「つきあっている人数が概ね五人以上」がやはり四五・六%、つまり回答者の四割強は近所づきあいの程度も高く人数も五人以上とのつきあいがあるが、近所の住民については「ほとんど信頼できる」と答えた比率は二五・九%と、つきあいの程度や人数の割には高くない。

また、友人・知人とのつきあいも「日常的にある（毎日～週に数回程度）」と「ある程度頻繁にある（週に一回～月に数回程度）」の合計が四八・七%と約半数の人が週に一回以上友人・知人とのつきあいをもっている。このほか、職場以外での職場の同僚とのつきあいも、「日

常的にある（毎日～週に数回程度）」と「ある程度頻繁にある（週に一回～月に数回程度）」が二六・〇%と約四人に一人が週一回以上職場外で職場の同僚とのつきあいがある。同様に親戚・親類と週一回以上のつきあいがある者は二七・一%である。

このほか本調査では、社会関係資本の関連項目として互酬性、回答者が参加している活動が橋渡し型と結束型か、利他性（寄付・募金活動）、不正行為への許容度、また社会関係資本が影響を及ぼすと考えられる生活満足度、一七項目にわたる日常生活での問題や心配事、主観的健康（四段階評価）と生活での積極性（抑うつ度・高齢者向け Geriatric Depression Scale 一五項目短縮版）についても尋ねている。

たとえば、「人を助ければ、今度は自分が困っているときに誰かが助けしてくれるように世の中はできている」という一般的互酬性については、一七・三%つまり四人に一人が肯定的に答えており、「人を助ければ、いずれその人から助けってもらえると思う」という特定化互酬性については、一七・七%が肯定的に答えている。寄付・募金については回答者の六五・九%、ほぼ三人に二人が

何らかの寄付を行っている。このほか、不正行為の許容度については「脱税」と「公共交通機関の料金をごまかす」ことや「収賄」については、それぞれ回答者の九四・五%、九二・六%、九二・八%が認められない（一〇段階評価の認められない上位三段階合計）と大変厳しい態度であるのに対し、「資格がないのに国の年金や医療給付などを要求する」について認められない（一〇段階評価の認められない上位三段階合計）は八六・九%と他の三項目と比べて若干寛容である。

生活満足については「非常に満足」と「満足している」の合計は四九・八%と半数が満足している。心配事のなかでは、生活上の孤立を「かなり心配」「少し心配」と答えた者は二五・八%、つまり四人に一人の比率となっている。

主観的健康は回答者の将来の健康状態の予測力が高いことが知られているが、本調査では「とても健康」「一・二%、「まあ健康」六七・五%と合計七八・六%が健康と答えている。生活での積極性（抑うつ度）については、一五項目のうち六個以上の否定的回答をした者の比率は三一・九%とほぼ三人に一人の割合になっており、

否定的回答数が一〇を超えた者の比率も一〇・九%と九人に一人に達している。⁶⁾

3. 全国調査との比較

3-1 集計値の比較

集計値でみる限り、東京都九区調査は「職場の同僚とのつきあいの頻度」を除き、表2に示されるすべての項目で二〇一〇年全国調査を下回っている。特に近所づきあいが希薄であり、かつ地縁的活動やボランティア・NPOなどの団体参加率も低い。すなわち、一般的信頼、友人・知人への特定化信頼、および職場の同僚とつきあいの頻度は、全国平均とほぼ同水準であるが、近所づきあいの程度（「協力」＋「立ち話」の比率）が、全国の六〇・四%に対し、東京は四四・九%と一五・五%ポイント下回っているし、近所の人々への信頼について「頼りになる」とする比率が全国の四〇・五%に対し、東京は二五・九%と一四・六%ポイントも低い。また、地縁的活動とボランティア・NPOなどの活動への参加率も、それぞれ全国の四六・一%、一五・三%に対し、東京は二八・六%、一八・一%にとどまっている。

3-1-2 一般的信頼との相関

一般的信頼と他の調査項目との間の偏相関（制御変数・性別、最終学歴、年間収入）をみると、表3に示されるとおり、東京都調査でも一般的信頼が多くの調査項目と統計的に有意に相関しているのがわかる。しかし、全国調査では一般的信頼とのあいだに相関がみられた社会参加のネットワーク（地縁的活動、ボランティア・NPOなど）については、東京都調査では統計的に有意な相関はみられなかった。東京都でみる限り、団体参加をしている者が一般的信頼が高いというわけではないことになる。

ただし、特定化信頼については一一項目すべてとの間に、全国調査同様、一般的信頼との間に統計的に有意な相関がみられ、かつ、市役所・町役場などへの信頼を除き、相関係数も東京のほうが全国よりも高い。特に勤務先、近所の人々、職場の同僚などに対する信頼は、全国調査の数値を○・一程度上回っている。つまり東京都の場合、一般的信頼の高い者は近所の人々、職場の同僚などへの信頼が、全国平均よりも篤い。

本調査では、自分の生活の満足度、心配事や健康関連

の質問項目も含まれている。生活の満足度は、全国調査と同様に東京都調査でも、統計的に有意に一般的信頼と相関がある。しかし、心配事に関しては、全国調査では一七項目すべてについて一般的信頼と有意な相関がみられるが、東京都調査では、有意な相関が観察されるのは、自分の健康・身体状況、家族の健康、家族（高齢者）の世話や介護、年収や家計、仕事上のストレス、職探しや就職、自分の将来の七項目のみである。つまり、一般的信頼は、東京都調査では、おもに健康や収入に関する項目とのみに相関がみられる。なお、将来の健康状態の最もよい代理変数といわれている主観的健康と抑うつ度はともに、全国調査でも東京都調査でも、一般的信頼と有意な相関がある。また、抑うつ度との相関係数が主観的健康とのそれよりも格段に高い点は、全国調査と同じである。つまり、東京都調査での相関係数は、主観的健康とは○・二三四であるが、抑うつ度とは○・二九と高い。

回答者の属性との相関は、年齢が高いほど、また、居住年数が長いほど、一般的信頼が高い（相関係数の符号はマイナス）。

表3 一般的信頼と他の質問項目との偏相関

制御変数：性別、最終学歴、年間収入

	2010全国調査	2012東京都9区調査
旅先・見知らぬ土地の人への信頼	0.65**	0.644**
特定化互酬性	設問なし	0.206**
一般的互酬性	設問なし	0.260**
隣近所とのつきあいの程度	0.176**	0.234**
隣近所でつきあっている人の数	0.172**	0.272**
友人・知人とのつきあいの頻度	0.165**	0.146**
親戚・親類とのつきあいの頻度	0.110**	0.118*
職場の同僚とのつきあいの頻度	0.134**	0.141*
地縁的な活動への参加	0.113**	-0.085
スポーツ・趣味・娯楽活動への参加	0.097**	-0.100*
ボランティア・NPO・市民活動への参加	0.126**	-0.056
その他の団体等活動への参加	0.085**	-0.054
自身の生活の満足度	0.181**	0.181**
心配事—自分の健康・身体状況	-0.097**	-0.124*
心配事—老後の自分の世話	-0.167**	-0.081
心配事—家族の健康	-0.127**	-0.142**
心配事—家族（高齢者）の世話や介護	-0.050	-0.116*
心配事—乳幼児期の子どもの子育て	-0.106**	-0.004
心配事—子や孫のしつけや教育	-0.059*	0.006
心配事—失業やリストラ	-0.116**	-0.045
心配事—年収や家計	-0.147**	-0.128**
心配事—仕事上のストレス	-0.177**	-0.132**
心配事—一定年後の人生設計	-0.122**	-0.066
心配事—職探しや就職	-0.104**	-0.128*
心配事—家庭内の人間関係	-0.155**	-0.084
心配事—近隣での人間関係	-0.146**	-0.011
心配事—近隣での住環境	-0.153**	-0.064
心配事—地域での非行や犯罪	-0.148**	-0.051
心配事—自分の将来	-0.174**	-0.215**
心配事—生活上の孤立	-0.161**	-0.091
心配事合計	-0.202**	0.031
特定化信頼—市役所・町役場等	0.127**	0.111*
特定化信頼—学校、病院等の公的機関等	0.130**	0.143**
特定化信頼—警察や交番等	0.140**	0.196**
特定化信頼—自治会などの地縁団体	0.151**	0.172**
特定化信頼—ボランティア・NPO・市民活動団体	0.114**	0.169**
特定化信頼—勤務先（会社等）	0.125**	0.220**
特定化信頼—近所の人々	0.168**	0.279**
特定化信頼—家族	0.147**	0.177**
特定化信頼—親戚	0.142**	0.184**
特定化信頼—友人・知人	0.163**	0.186**
特定化信頼—職場の同僚	0.144**	0.243**
主観的健康	0.151**	0.134**
抑うつ度（GDS15項目短縮版）	0.270**	0.290**
寄付・募金活動合計	0.111**	
許容度—年金・医療給付などの無資格受給	0.042	-0.046
許容度—公共交通機関の料金をごまかす	0.039	0.017
許容度—脱税	0.050	-0.007
許容度—取賄	0.076**	0.011
年齢	-0.111**	-0.174**
居住年数	-0.059*	-0.125**

有意確率：両側 **5%水準、*1%水準で有意

(出所) 2010年『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』全国調査、2012年『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』東京都9区調査

3-1-3 社会関係資本と健康

表4は、主観的健康と抑うつ度でみた健康と社会関係資本との偏相関（制御変数：性別、最終学歴、年間収入）をみている。全国調査、東京都調査ともに、社会関係資本の構成要素の多くが主観的健康と抑うつ度の両者と有意に相関している。ただし、主観的健康よりも抑うつ度との相関のほうが顕著である。表4は因果関係を示すものではないが、社会関係資本は心身両面で健康と深く結びついていることになる。しかし、主観的健康に関しては、近所との関係ではなく、家族、親戚、友人・知人への信頼がより重要である。特に、この傾向は全国よりも東京でより顕著である。また、抑うつ度に関しては、全国、東京ともに、表4にある社会関係資本の構成要素すべてと相関がある。社会関係資本は心の病とより深い関係がある。

また、全国と東京を比較すると、主観的健康については総じて同じパターンを示しているが、親戚への信頼に関する相関係数が全国〇・〇八八に対し、東京は〇・二二五と顕著に高く、東京では頼れる親戚がいる者のほうが主観的健康が高い。東京では、親戚のサポート

があるほうが病気にならない、ないしは罹病しても回復が早いかもしれない。

抑うつ度については、東京は全国と同じパターンを示しているが、いくつかの項目で相関係数に、明白な違いがみとれる。つまり、近所の人々への信頼（全国〇・二一八、東京〇・二六二）、親戚への信頼（全国〇・二二四、東京〇・三四九）、友人・知人への信頼（全国〇・二二九、東京〇・三四六）、職場の同僚への信頼（全国〇・二二一、東京〇・二二六）が、それぞれ東京のほうが大幅に高い。東京についてみれば、近所の人々、親戚、友人・知人、職場の同僚などへの信頼が高い人々は、より健康である。

それでは、主観的健康と抑うつ度との関係はどのようになっているだろうか。表5は主観的健康と現状認識とのクロス集計表であるが、全体の総数を一〇〇としていく。「とても健康+まあ健康」でかつ、抑うつ度調査で否定的回答が五以下の者は、全国調査で五七・八%、東京都調査で五八・五%とほぼ同じであり、東京のほうが特に健康であるというわけではない。しかし、「あまり健康ではない+健康ではない」でかつ、抑うつ度調査

表4 主観的健康／抑うつ度と社会関係資本項目との偏相関

制御変数：性別、最終学歴、年間収入

	2010全国調査		2012東京都9区調査	
	SRH	抑うつ度	SRH	抑うつ度
一般的信頼	0.143**	0.27**	0.134**	0.290**
一般的互酬性	設問なし	設問なし	0.097*	0.175**
特定化信頼—近所の人々	0.038	0.218**	0.075	0.262**
特定化信頼—家族	0.127**	0.267**	0.135**	0.231**
特定化信頼—親戚	0.088**	0.224**	0.215**	0.349**
特定化信頼—友人・知人	0.157**	0.229**	0.157**	0.346**
特定化信頼—職場の同僚	0.113**	0.211**	0.180**	0.326**
特定化互酬性	設問なし	設問なし	0.102*	0.127**
ネットワーク—隣近所とのつきあいの程度	0.018	0.242**	-0.012	0.190**
ネットワーク—隣近所でつきあっている人の数	0.029	0.219**	-0.051	0.219**
ネットワーク—友人・知人とのつきあいの頻度	0.082**	0.188**	0.087	0.284**
ネットワーク—親戚・親類とのつきあいの頻度	0.014	0.142**	0.120**	0.168**
ネットワーク—職場の同僚とのつきあいの頻度	0.127**	0.158**	0.122*	0.200**
ネットワーク—地縁的な活動への参加	-0.016	-0.195**	-0.031	-0.202**
ネットワーク—スポーツ・趣味・娯楽活動への参加	-0.109**	-0.197**	-0.113*	-0.204**
ネットワーク—ボランティア・NPO・市民活動への参加	-0.026	-0.149**	0.026	-0.048

有意確率：両側 **1%水準、*5%水準で有意

(出所) 2010年『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』全国調査および2012年『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』東京都9区調査

表5 主観的健康と抑うつ度とのクロス集計

2010年全国調査 (N=1,566) と2012年東京都9区調査 (N=450) の比較 (%)

		抑うつ度否定的回答数累計		
		0～5	6～15	合計
主観的健康	とても健康 +まあまあ健康な方だ	全国 57.8 東京 58.5	全国 19.6 東京 21.6	全国 77.4 東京 80.0
	あまり健康ではない +健康ではない	全国 8.7 東京 9.1	全国 13.6 東京 10.9	全国 22.6 東京 20.0
	合計	全国 66.8 東京 67.5	全国 33.2 東京 32.5	100

で否定的回答が六以上の者は、全国調査で一三・六%、東京都調査で一〇・九%と東京のほうが低い。身体と心の健康の双方に問題がある者の比率は、全国では七人強に一人に対し、東京では一人に一人と少ない。これは、主観的健康で「とても健康+まあまあ健康」としているが、抑うつ度調査では六以上の者が東京では調査対象全体の二一・六% (四・六人に一人) と、全国の一・九・六% (五・一人に一人) より上回っていることによる。つまり、身体的には健康と感じている者も、抑うつ度が高い者の比率が東京では多い。

それでは、「あまり健康ではない+健康ではない」でかつ、抑うつ度調査で否定的回答が六以上の者は、どのようなプロフィールをもっているのであろうか。表6は健康でないグループと健康なグループ、それぞれの社会関係資本の構成要素と回答者の属性の平均値を比較している。表から明らかのように、健康なグループは、高学歴、高収入、持家、独居でなく、比較的若く、女性が多い。また、社会関係資本についていえば、ボランティア・NPOへの参加以外は、すべての構成要素で健康でないグループのそれを上回っている。つまり、健康なグ

表6 健康な人と健康でない人のプロフィール比較

	東京都平均 (N=458)	SRH / DP ともに良 (N=263)	SRH / DP ともに不良 (N=49)	備 考
一般的信頼	5.05	4.62	6.06	9点尺度高いほど信頼しない
一般的互酬性	2.06	2.00	2.22	3点尺度高いほど互酬性が低い
特定化信頼—近所の人々	3.24	3.1	3.67	5点尺度高いほど信頼しない
特定化信頼—家族	1.77	1.65	2.14	同上
特定化信頼—親戚	2.64	2.45	3.53	同上
特定化信頼—友人・知人	2.26	2.10	2.82	同上
特定化信頼—職場の同僚	3.01	2.79	3.48	同上
特定化互酬性	2.19	2.39	2.14	3点尺度高いほど互酬性が低い
ネットワーク—隣近所とのつきあいの程度	2.51	2.43	2.61	4点尺度高いほどつきあいが無い
ネットワーク—隣近所でつきあっている人の数	2.60	2.52	2.69	同上
ネットワーク—友人・知人とのつきあいの頻度	2.48	2.33	2.78	5点尺度高いほどつきあいが無い
ネットワーク—親戚・親類とのつきあいの頻度	2.93	2.87	3.16	同上
ネットワーク—職場の同僚とのつきあいの頻度	3.16	2.99	3.42	同上
ネットワーク—地縁的な活動への参加	0.57	0.72	0.45	7点尺度高いほど参加度が高い
ネットワーク—スポーツ・趣味・娯楽活動への参加	1.43	1.69	0.40	同上
ネットワーク—ボランティア・NPO・市民活動への参加	0.40	0.46	0.53	同上
性別	1.55	1.59	1.51	1 = 男性、2 = 女性
年齢	49.26	49.13	50.04	歳
職業	4.69	4.65	4.84	10点尺度低いほど安定
居住形態	2.43	2.34	2.59	8 尺度低いほど持家
居住年数	20.31	21.03	21.81	年
同居人の有無	1.33	1.36	1.25	1 = 1 人暮らし、2 = 同居人あり
最終学歴	3.59	3.68	3.27	7 点尺度高いほど高学歴
世帯収入	4.01	4.14	3.80	8 点尺度高いほど高収入

ループは社会関係資本も豊かである。

3-4 地縁的な活動とボランティア・NPO活動との相関

Putnam (2000) は社会関係資本についてボンディングな社会関係資本とブリッジングな社会関係資本に分類した。Putnamによれば、ボンディングな社会関係資本とは地縁組織や同窓会などそれぞれのバックグラウンドを共有するもの同士の関係を意味しており、ブリッジングな社会関係資本は、それぞれのバックグラウンドが異なっても同じ目的のために集まるNPOのメンバー間のように、バックグラウンドを異にするもの同士の関係を意味している。今回の調査では、ボンディングな社会関係資本の代理変数として自治会、町内会、婦人会、老人会、青年団、子ども会などの「地縁的な活動」への参加頻度を尋ねている。また、ブリッジングな社会関係資本の代理変数としてまちづくり、高齢者・障害者福祉や子育て、スポーツ指導、美化、防犯・防災、環境、国際協力、提言活動などのボランティア・NPO・市民活動への参加頻度を尋ねている。

Putnam (2000, pp.22-24) によれば、ボンディングな社会関係資本はグループ内メンバーの規律の維持などには有効だが、外部から新たな知識やノウハウなどを取り入れるのは不向きといわれている。一方、ブリッジングな社会関係資本は反対に規律の維持には向いていないが、あらたな知識やノウハウなどを取り入れるには有効であるといわれている。

本調査と二〇一〇年全国調査とを比較すると、団体参加率は地縁的活動が東京二九・一%、全国平均四八・三%、ボランティア・NPO・市民活動が東京一九・一%、全国平均二七・二%と、東京九区における参加率がともに全国平均よりも大幅に低い⁷⁾。つまり、全国ではほぼ二人に一人が何らかの地縁的活動に参加しているのに対し、東京では三人に一人弱の参加率にとどまっている。また、ボランティア・NPOなどへの参加率は全国平均が四人に一人強であるのに対し、東京は五人に一人弱にとどまっている。この結果、地縁的活動とボランティア・NPOなどの両方に参加している者の比率は、全国では三・七人に一人なのに対し、東京では五・二人に一人と参加率が大幅に低い。逆に、両者のいずれにも参加してい

表7 団体活動参加に関するクロス集計表

2010全国調査 (N=1,407) と2012年東京都9区調査 (N=429) の比較 (%)

		ボランティア・NPO・市民活動		
地縁的活動		参加なし	参加あり	合計
	参加なし	全国 46.8 東京 64.8	全国 4.8 東京 6.1	全国 51.7 東京 70.9
	参加あり	全国 25.9 東京 16.1	全国 22.4 東京 13.1	全国 48.3 東京 29.1
	合計	全国 72.8 東京 80.9	全国 27.2 東京 19.1	100

ない者の比率は、全国では四六・八%であるが、東京では六四・八%に上っている。

基本的に地縁的活動をしている者はボランティア・NPO・市民活動にも携わっている可能性が高い。表7に示すとおり、全国調査では、地縁的活動に参加している者の四六・二%がボランティア・NPO・市民活動にも参加しており、逆にボランティア・NPO・市民活動の参加者の八二・二%が地縁的活動にも参加している。つまり、ボランティア・NPO・市民活動参加者のほとんどは地縁的活動経験者ということになる。また、地縁的活動に参加していない者は九割がボランティア・NPO・市民活動にも参加していない。また、地縁的活動への参加頻度とボランティア・NPO・市民活動への参加頻度との相関は〇・四五九と比較的高く、また一%水準(両側)で有意である。この傾向は、参加率自体は低いが東京でもみとれる。すでにみたとおり、全国調査でみるとボランティア・NPOなどの活動をしている者の八割以上(表7の22.4%÷27.2%=0.824)が地縁的活動にも参加しているが、東京ではこの比率は六八・五%(13.1%÷19.1%=0.685)と全国よりも一四%ポイント

下回っている。ただし、全国でも東京でもボランティア・NPOなどの活動をしている者のうち、全国で八割、東京でほぼ七割は地縁的活動にも参加しているから、地縁的活動がボランティア・NPO活動の基盤となつている状況がうかがわれる。因果関係は定かではないが、地縁的活動がボランティア・NPO・市民活動の基盤にあるようにみえる。

4. 東京都調査にみる三地区（下町三区、都心三区、山の手三区）の比較

東京都九区調査では、下町三区、都心三区、山の手三区からそれぞれ一五〇票、一五七票、一五〇票の回答を得ている。母集団推計には十分な標本数ではないが、参考データとして三地区の個性をうかがい知ることができらるだろう。

4-1-1 回答者属性

三地区の回答者の属性をみると（表8）、三地区間には大きな違いがみられる。回答者の中心は三地区いずれも四〇歳代であるが、平均年齢は下町三区が五〇・五才

と一番高く、都心三区が四七・五歳と一番低く、山の手三区が四九・七歳と両者の中間となっている。しかも、都心三区の最頻値は三〇歳代と若い。しかし、都心三区の回答者の平均年齢が一番低いにもかかわらず、所得は都心三区が際立って高い。都心三区の所得中央値は六〇〇万円以上〜八〇〇万円未満の階層であり、山の手三区と下町三区のそれ（四〇〇万円以上〜六〇〇万円未満）を上回っており、最頻値は一、二〇〇万円以上である。かつ、実に都心三区の回答者の五人に一人が一、二〇〇万円以上の所得階層に属すると回答している。これは、他の二地区の最頻値が二〇〇万円以上〜四〇〇万円未満であることと際立った対照を示している。

これは、都心三区の回答者が大卒と大学院卒が過半を占めているのに対し、山の手三区は高専・短大と大卒、下町三区が高卒と専門学校卒がそれぞれ過半を占めていること、その結果として自営業者、経営者、民間勤め人、公務員・教員といった安定した職業の比率が都心三区は七割近く（六八・一％）に達し、山の手三区の六割弱（五七・三％）、下町三区の五割弱（四九・三％）を大きく超えていることによるものと思われる。つまり、都心三

表8 2012年東京9区調査における回答者の地区別属性

回答者属性	郵送法調査				
	2010 (全国)	2010 (東京9区)	(下町3区)	(都心3区)	(山の手3区)
性別 (%)					
男性	45.3	44.8	42.7	45.9	45.3
女性	54.7	55.2	57.3	54.1	54.7
年齢構成比 (%)					
20歳代	11.4	13.1	12.7	15.3	11.3
30歳代	16.4	18.6	15.3	21.7 最頻値	18.7
40歳代	16.7	21.4 中央値	20.7 中央値	19.7 中央値	24.0 中央値・最頻値
50歳代	17.3 中央値	14.6	15.3	17.1	11.3
60歳代	23.3	20.3	22.7 最頻値	15.3	23.3
70歳以上	14.8	12.0	13.3	10.8	11.3
平均年齢 (才)	51.4	49.2	50.5	47.5	49.7
職業 (%)					
自営業	12.4	15.3	13.3	21.0	11.3
経営者	2.8	5.2	2.0	5.7	8.0
民間勤め人	27.6	32.9	29.3	35.0	34.7
公務員・教員	4.8	4.8	4.7	6.4	3.3
(同上小計)	(47.6)	(58.2)	(49.3)	(68.1)	(57.3)
パート	15.5	13.8	16.0	10.8	14.7
学生	2.3	2.4	0.7	3.2	3.3
無職	13.4	9.4	13.3	4.6	10.0
専業主婦・夫	17.9	13.3	19.3	10.2	10.7
最終学歴 (%)					
小中学校	11.5	4.6	5.3	3.2	4.7
高等学校	39.1 最頻値・中央値	29.0	44.7 最頻値・中央値	15.9	27.3
専修学校他	10.8	13.3	16.0	15.3	8.7
高専・短大	11.1	12.4 中央値	11.3	13.4	12.7 中央値
大学	23.5	33.0 最頻値	20.0	40.8 最頻値・中央値	38.0 最頻値
大学院	2.3	5.9	1.3	11.5	4.7
世帯年収 (万円)					
<200	8.1	7.9	13.3	4.6	6.0
200~400<	22.1 最頻値	22.7 最頻値	24.0 最頻値	15.3	28.7 最頻値
400~600<	19.9 中央値	17.9 中央値	22.0 中央値	17.2	14.7 中央値
600~800<	13.7	11.6	14.0	10.2 中央値	10.7
800~1,000<	10.1	10.5	10.0	13.4	8.0
1,000~1,200<	4.9	7.6	4.0	10.8	8.0
1,200≤	6.3	10.7	3.3	19.7 最頻値	8.7
居住形態 (%)					
持家	79.4	55.5	57.3	52.2	56.7
借家	19.0	42.8	40.7	47.8	40.0

区の回答者は比較的若い、学歴が高く、高所得である。一方、下町三区の回答者は壮年期から高齢者層が多く、学歴は高卒が中心で所得も都心三区よりも低い。また、山の手は両者の中間に位置しているが、所得でみる限り、下町三区に近似している。

4-1-2 地区別にみた社会関係資本の相違

社会関係資本の主要項目を三地区別に比較すると、本稿の前半に掲げた表2に示されるように、都心三区の高水準が目立つ。特に、一般的信頼、互酬性、特定化信頼のなかの友人・知人への信頼と職場の同僚への信頼、ネットワークとしての友人・知人とのつきあい頻度などは、二〇一〇年全国調査の平均と比較しても高水準であり、そのほか、ネットワークとしての地縁的活動参加率、ボランティア・NPO・市民活動への参加率も、下町三区と山の手三区よりも高い。都心三区は認知的な社会関係資本に關していえば、極めて高い水準にあるし、構造的な社会関係資本でも地縁的活動やボランティア・NPO活動などは活発である。ただし、同じ表2に示してあるように、上勝町や須坂市などのコミュニティ内の結束

が固い地域は、通常、近所の人々や家族、親戚への信頼とつきあいが高水準であるのに対し、都心三区は家族への信頼を除き、近所の人々への信頼、親戚への信頼、近所づきあいの程度などは比較的希薄である。これらの項目についていえば、むしろ山の手三区のほうが高水準である。

全国調査と東京都調査の比較をした際に、主観的健康と抑うつ度とのクロス集計（表5）と、地縁的な活動とボランティア・NPOなどへの活動とのクロス集計（表7）をみたが、東京三地区間ではどのような違いがあるだろうか。表9は、表5で示した主観的健康と抑うつ度とのクロス集計を東京都の三地区別に行ったものである。表9に示されるように、心身ともに良好な（表9で左上の）グループの比率は、三地区の間で大きな差がみられる。都心三区の六三・九%が最も良好で、下町三区の五三・四%を一〇%ポイント近くも引き離しており、山の手三区はその中間の五八・一%となっている。逆に、心身ともに不良な（表9の真ん中）グループの比率は、三地区間では下町一〇・二%が一番低く、都心一一・六%が一番高い。つまり、下町三区では心身共に問題がある

表9 主観的健康と抑うつ度とのクロス集計
2012年東京都9区調査地区別の比較 (%)

		抑うつ度否定的回答数累計		
		0～5	6～15	合計
主観的健康	とても健康 +まあまあ健康な方だ	下町 53.4 都心 63.9 山手 58.1	下町 24.7 都心 20.0 山手 20.3	下町 78.1 都心 83.9 山手 78.4
	あまり健康ではない +健康ではない	下町 11.7 都心 4.5 山手 10.8	下町 10.2 都心 11.6 山手 10.8	下町 21.9 都心 16.1 山手 21.6
	合計	下町 65.1 都心 68.4 山手 68.9	下町 34.9 都心 31.6 山手 31.1	100

者は他の二地区と比して少ないが、心か身体のどちらかに問題があるとした回答の比率が、下町では高い。いずれにせよ、健康面からみれば、都心三区は下町三区より健康であり、山の手はその中間に位置している。ただ、下町三区では心と身体の両面で問題がある者の比率は、都心三区と山の手三区よりも若干低い。

表7でみた団体活動参加に関するクロス集計表では、全国と東京都九区との間には大きな差がみられたが、表10に示されるように、東京九区調査のなかでも三区の間に違いがみられる。すなわち、団体参加率では都心三区が地縁的活動への参加率(三三・三%)とボランティア・NPO等への参加率(二二・〇%)双方で他の二地区より高い。さらに、ボランティア・NPOなどの参加者で、地縁的活動にも参加している者の比率は、下町で七二・八%(表10の11.8/16.2=0.728)、都心で七二・七%(同16.0/22.0=0.727)と七割を超えているが、山の手では五九・五%(同11.3/19.0=0.595)にとどまっている。逆に、地縁的活動参加者で、ボランティア・NPOなどにも参加している者の比率は、下町で四〇・一%(表10の11.8/29.4=0.401)と低く、都心で四八・一%(同16.0

表10 地縁的活動とボランティア・NPO・市民活動とのクロス集計
2012年東京都9区調査地区別の比較 (%)

		ボランティア・NPO・市民活動		
		参加なし	参加あり	合計
地縁的活動	参加なし	下町 66.2 都心 60.7 山手 67.6	下町 4.4 都心 6.0 山手 7.8	下町 70.6 都心 66.7 山手 75.4
	参加あり	下町 17.6 都心 17.3 山手 13.4	下町 11.8 都心 16.0 山手 11.2	下町 29.4 都心 33.3 山手 24.6
	合計	下町 83.8 都心 78.0 山手 81.0	下町 16.2 都心 22.0 山手 19.0	100

／33.3=0.481) と高い。また、山の手では両者の中間で四五・九% (同11.2／24.6=0.459) である。つまり、下町でも、都心でも、ボランティア・NPO活動の基盤は地縁的活動にあるが、下町では地縁的活動への参加者でも、ボランティア・NPO活動へ参加しない者も多い。この結果、ボランティア・NPO活動への参加率は、都心で二二%と高く、下町では一六・二%にとどまり、都心と山の手(二九・〇%)と比較すると、ボランティア・NPO活動への参加は低調である。

まとめ

本稿では、二〇一二年に東京都の九区の住民を対象に実施した『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』の概要とその結果を筆者が二〇一〇年に実施した全国調査と比較した。東京都の社会関係資本は、全国と比較すると、その構成要素のほとんどで、全国の水準を下回っている。特に、近所の人々への信頼やつきあいは希薄である。しかし、社会全般への一般的信頼、職場の同僚への信頼やつきあい、友人知人への信頼やつきあいなどはほぼ全国と同水準にあり、東京では居住する近

隣よりも、むしろ職場や友人知人との関係が中心であることが分かる。地縁的活動への参加率も全国を大幅に下回っている。東京の社会関係資本は地域密着型ではない。

しかし、社会関係資本と健康関連の回答結果との間の相関は、東京都調査でも、全国調査と同様、統計的に有意な相関がみられ、特に心の健康は社会関係資本と密接に関連していることが確認された。従来わが国における都道府県別データによる集計値による実証研究では、欧米における実証研究結果と異なり、一般的信頼の説明力が弱いとされてきたが、二〇一〇年全国調査では、個票データによる性別、学歴、年収を制御した偏相関分析で、一般的信頼はほとんどの調査対象項目との間に統計的に有意な相関があった。今回の東京都調査でも、全国調査と同様に、一般的信頼は主観的健康、抑うつ度、健康や収入に関する心配度などとの相関が確認された。

このほか、全国調査では地縁的活動に参加している者の半数近くがボランティア・NPO・市民活動にも参加しており、逆にボランティア・NPO・市民活動の参加者の八割以上が地縁的活動にも参加していたが、参加率は低いものの東京都調査でも同様の傾向が確認された。

すなわち、東京でもボランティア・NPOなどの活動をしている者のほぼ七割は地縁的活動にも参加しており、地縁的活動がボランティア・NPO活動の基盤となっている状況がうかがわれる。

このほか、サンプル数が少なく母集団推計はできないが、東京都のなかでも、下町、都心、山の手の間では、社会関係資本の構成要素に大きな違いがみられることが確認された。

なお、本調査によるデータはさまざまな分析が可能であるが、本稿では紙幅の関係から、集計値の概要と、個票データによる相関分析のみを紹介した。より詳細な分析を今後実施していきたい。

- (1) 社会関係資本の定義は稲葉(二〇〇五、二〇〇八)を参照されたい。
- (2) ただし、三地区のサンプル数は下町と山の手がそれぞれ一五〇、都心が一五七であるのであくまで参考値にすぎない。
- (3) 本調査の調査原票を付属資料として本稿の最後に掲載しているのであわせて参照されたい。
- (4) 高齢者を対象とした一五項目短縮版。

(5) 一般的互酬性は社会全体を対象としており、特定化互酬性は特定のアクターを対象とした互酬性。挨拶を皆に返すのは一般的互酬性であり、挨拶をした者に挨拶を返すのは特定化互酬性。

(6) 本節で記述している主観的健康と抑うつ度に関する数値は欠損値を含めた総数を分母として算出しているため、欠損値を除いて算出している表7の数値よりも低い値となっている。

(7) 3-2節で記述している主観的健康と抑うつ度に関する数値は欠損値を含めた総数を分母として算出しているため、欠損値を除いて算出している表7の数値よりも低い値となっている。

参考文献

- 稲葉陽二 (二〇一一) 「暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査 二〇一〇年社会関係資本調査の概要」『政経研究』第四八巻、第一号、日本大学法学会 pp.107-130.
- 稲葉陽二編著 (二〇〇八) 序章「定年後のソーシャル・キャピタル」『ソーシャル・キャピタルの潜在力』日本評論社、pp.11-22.
- 稲葉陽二 (二〇〇五) 「ソーシャル・キャピタルの経済的含意—心の外部性とう向き合うか」『計画行政』日本計画行政学会、第二八巻四号、pp.17-22.

Putnam, R. D. (2000), *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon and Schuster.

謝辞

本調査は平成二四年度厚生労働科学研究費補助金（地球規模保健課題推進研究事業）「健康の社会的決定要因に関する研究（研究代表者：尾島俊之）」を受けて実施した。助成を賜った厚生労働省に篤く御礼申し上げたい。また、本稿の資料は緒方淳子、草ヶ谷明日美の両氏に作成していただいた。

暮らしの安心・信頼・社会参加 に関するアンケート調査票

本調査は、皆さんの、暮らしの安心・信頼・社会参加に関するものです。

＜実施＞ 日本大学法学部 稲葉陽二研究室

- ・ご回答は、必ずあて名のご本人がご記入ください。
- ・ご回答は、大部分が、あてはまるものの番号に○をつけていただく形式です。
- ・ご回答は、すべて個人のお名前と切り離して統計的に処理しますので、内容が外部にもれることは決してありません。
- ・ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、9月23日（日）までにご投函ください。
- ・ご郵付いただいた方には、後日、お礼に図書カード（500円分）をお送りいたします。ご回答の有無は、調査票の右上の整理番号で管理しておりますので、調査票にお名前やご住所をご記入いただく必要はありません（なお、住所変更があった場合は、調査票上部余白に新住所のご記入をお願いします）。
- ・ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

アンケートの内容に関するお問い合わせ

日本大学法学部稲葉陽二研究室

電話：

1. 他人への信頼等について

1-（1）あなたは、一般的に人は信頼できると思いますか、それとも信頼出来ないと思いますか。あなたの考え方に近いと思うレベルの数字を1つ選び、その数字に○印をつけてください。

1. ほとんど人は信頼できる	2	3	4	5. 両者の中間	6	7	8.	9.	10. わかたらない
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

1-（2） それでは、「旅先」や「県知らぬ土地」で出会った人に対してはいかがでしょう？

1. ほとんど人は信頼できる	2	3	4.	5. 両者の中間	6	7	8.	9.	10. わかたらない
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

1-（3） あなたは、人を助ければ、いずれその人から助けられるかと思いませんか。あてはまる数字に○印をつけてください。

1. そう思う 2. どちらともいえない 3. そうは思わない

1-（4） あなたは、人を助ければ、今度は自分が困っているときに誰かが助けてくれるように世の中はできている、と思いますか。あてはまる数字に○印をつけてください。

1. そう思う 2. どちらともいえない 3. そうは思わない

2. 日常的なつきあひについて

2-（1） あなたは、ご近所の方とどのようなおつきあひをされていますか。①と②について、あてはまるものを1つずつ選び、その数字に○印をつけてください。

①つきあひの程度

1. 互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど、生活面で協力あっている人もいる
2. 日常的に立ち話しをする程度のつきあひは、している
3. あいさつ程度の顔見限のつきあひしかしていない
4. つきあひは全くしていない

②つきあっている人の数

1. 近所のかなり多くの人と面識・交流がある（概ね20人以上）
2. ある程度の人との面識・交流がある（概ね5～19人）
3. 近所のごく少数の人とだけ面識・交流がある（概ね4人以下）
4. 隣の人だけがわからぬ

2- (2) 以下の①から③のそれぞれについて、あなたは普段どの程度の頻度でつきあひをされていますか、またその手段は主にどれですか、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、その数字に○印をつけてください。

①友人・知人とのつきあひ（学校や職場以外で）

1. 日常的にある	（毎日～週に数回程度）
2. ある程度頻繁にある	（週に1回～月に数回程度）
3. ときどきある	（月に1回～年に数回程度）
4. めったにない	（年に1回～数年に1回程度）
5. 全くない（もしくは友人・知人はいない）	

②職場・親類とのつきあひ

1. 日常的にある	（毎日～週に数回程度）
2. ある程度頻繁にある	（週に1回～月に数回程度）
3. ときどきある	（月に1回～年に数回程度）
4. めったにない	（年に1回～数年に1回程度）
5. 全くない（もしくは親戚・親類はいない）	

③職場の同僚とのつきあひ（職場以外で）

1. 日常的にある	（毎日～週に数回程度）
2. ある程度頻繁にある	（週に1回～月に数回程度）
3. ときどきある	（月に1回～年に数回程度）
4. めったにない	（年に1回～数年に1回程度）
5. 全くない（もしくは同僚はいない）	

3. 地域での活動状況についてお伺いします

あなたは自身の、地域における活動状況についてお聞かせします。

①あなたは現在、下表のAからDのような活動をされていますか、あてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

	A. 地域的な活動 （自治会、町内会、隣人会、老人会、福祉会、子ども会等）	B. スポーツ・趣味・娯楽活動 （各種スポーツ、芸術、文化活動、生涯学習等）	C. ボランティア・NPO・市民活動 （まちづくり、高齢者・障害者福祉や子育て、ボランティア相談、環境・防災・環境、国際協力、提言活動など）	D. その他の団体・活動 （商工会・業種組合、宗教、政治など）
ア. 年に数回程度活動	ア	ア	ア	ア
イ. 月に1日程度	イ	イ	イ	イ
ウ. 月に2～3日程度	ウ	ウ	ウ	ウ
エ. 週に1回程度	エ	エ	エ	エ
オ. 週に2～3日	オ	オ	オ	オ
カ. 週に4日以上	カ	カ	カ	カ
キ. 活動していない	キ	キ	キ	キ

※A～Dすべて「キ」を選択していない方は5頁の4- (1) にお進みください

②「仲間」A. 地域的な活動で「ア～カ」と答えた、地域的な活動をしている方に）
あなたが参加されている地域的な活動（自治会、町内会、婦人会、老人会、青年団・子ども会等）についてお伺いします。
そこには色々な性別や年齢、職種の人が参加していますか、あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

1. さまざまの人が参加している
2. だいたい似た感じの人が参加している

③「仲間」B. スポーツ・趣味・娯楽活動で「ア～カ」と答えた、スポーツ・趣味・娯楽活動をしている方に）
あなたが参加されているスポーツ・趣味・娯楽活動（各種スポーツ、芸術文化活動、生涯学習等）についてお伺いします。
そこには色々な性別や年齢、職種の人が参加していますか、あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

1. さまざまの人が参加している
2. だいたい似た感じの人が参加している

④「仲間」C. ボランティア・NPO・市民活動で「ア～カ」と答えた、ボランティア・NPO・市民活動をしている方に）
あなたが参加されているボランティア・NPO・市民活動（まちづくり、高齢者・障害者福祉や子育て、ボランティア指導、美化、防災・防災、環境、国際協力、提言活動など）についてお伺いします。
そこには色々な性別や年齢、職種の人が参加していますか、あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

1. さまざまの人が参加している
2. だいたい似た感じの人が参加している

⑤「仲間」D. その他の団体・活動で「ア～カ」と答えた、その他の団体・活動をしている方に）
あなたが参加されているその他の団体活動（商工会・業種組合、宗教、政治等）についてお伺いします。
そこには色々な性別や年齢、職種の人が参加していますか、あてはまるものを1つ選び、○印をつけてください。

1. さまざまの人が参加している
2. だいたい似た感じの人が参加している

4. 全員の方へご自身の生活についてお伺いします

4- (1) あなたは、現在のご自身の生活に満足していますか。あてはまるものを1つだけ選び、その数字に○印をつけてください。

1. 非常に満足している 2. 満足している 3. どちらともいえない
4. やや不満足である 5. 不満足である

4- (2) あなたは、日常生活を送るにあたって、問題や心配ごとがありますか。

以下に挙げる①から⑧について、「1. かなりの心配」から「5. 全く心配でない」までの5段階からあてはまるものをそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

	1. かなりの心配	2. やや心配	3. どちらともいえない	4. あまり心配でない	5. 全く心配でない
①ご自分の健康・身体状況	1	2	3	4	5
②老後の自分の世話	1	2	3	4	5
③ご家族の健康	1	2	3	4	5
④養老（高齢者）の世話や介護	1	2	3	4	5
⑤孫や甥の子どもの子育て	1	2	3	4	5
⑥子や孫のシツクや教育	1	2	3	4	5
⑦失業やリストラ	1	2	3	4	5
⑧年収や家計	1	2	3	4	5
⑨仕事上のストレス	1	2	3	4	5
⑩定年後の人生設計	1	2	3	4	5
⑪職業しや就職	1	2	3	4	5
⑫家庭内の人間関係	1	2	3	4	5
⑬近隣での人間関係	1	2	3	4	5
⑭近隣での住環境	1	2	3	4	5
⑮地域での非行や犯罪	1	2	3	4	5
⑯自分の将来	1	2	3	4	5
⑰生活上の孤立	1	2	3	4	5
⑱その他	1	2	3	4	5

4- (3) 前問(2)でお答えいただいたような日常生活の問題や心配ごとについて、あなたは、相談した人頼ったりする人や組織がありますか。

以下に挙げる①から⑦について、「1. 大いに頼りになる」から「5. 全く頼りにならない」までの5段階からそれぞれ1つずつ選び、○印をつけてください。

	1. 大いに頼りになる	2. ある程度頼りになる	3. どちらともいえない	4. あまり頼りにできない	5. 全く頼りにならない
①市役所・市庁役場等	1	2	3	4	5
②学校、病院等の公的機関等	1	2	3	4	5
③警察や交番等	1	2	3	4	5
④地域の団体（自治会等の地域団体）	1	2	3	4	5
⑤地域の団体（町づくりNPO・市民団体）	1	2	3	4	5
⑥勤務先（会社等）	1	2	3	4	5
⑦近所の人々	1	2	3	4	5
⑧家族	1	2	3	4	5
⑨親戚	1	2	3	4	5
⑩友人・知人	1	2	3	4	5
⑪職場の同僚	1	2	3	4	5

4- (4) あなたは、普段ご自分で健康だと思えますか。

次の1から4の中から、あてはまる番号を1つだけ選び、○印をつけてください。

1. とても健康だ 2. まあ健康な方だ 3. あまり健康でない 4. 健康ではない

7-(10) 主として、あなたの世帯を経済的に支えている方はどなたですか。……

1. あなた自身 2. あなた以外のご家族の方 3. その他

7-(11) ご家族全額をあわせ、去年1年間の収入(ボーナス含む、納税分)をお答えください。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. 200万円未満 | 5. 800万円～1,000万円未満 |
| 2. 200万円～400万円未満 | 6. 1,000万円～1,200万円未満 |
| 3. 400万円～600万円未満 | 7. 1,200万円以上 |
| 4. 600万円～800万円未満 | 8. わからない |

ご協力ありがとうございました。

マヴィ・マルマラ号事件…イスラエル・トルコ関係

小林 宏 辰

問題提起

- I. 事件に至る背景…イスラエル・パレスチナ（ハマス）・トルコ関係
- II. ゴールドストーン報告
- III. 国連人権理事会委任調査団報告
- IV. パーマー報告
- V. 法的評価
展望

問題提起

「マヴィ・マルマラ号事件」は、二〇一〇年五月三十一日、なかなんなくガザ支援船団へのイスラエル海軍の急襲⁽¹⁾によって発生したものである。この事件には、なかなんなく政治的側面と法的側面が存在する⁽²⁾。

本稿の目的は、「マヴィ・マルマラ号」を含む六隻の

「ガザ支援船団」とイスラエル海軍の衝突事件、つまり「マヴィイ・マルマラ号事件」の法的側面に焦点を当てて考察するところにある。

この『事件』を理解する為には、二〇一〇年五月三十一日以前、つまり二〇〇八年一月二七日から二〇〇九年一月一八日まで続いたいわゆる「ガザ軍事紛争」^③ならびに、イスラエルによって宣言・実行されているガザ地区の『海上封鎖措置』^④にも目を向けることが不可欠である。

更にこの法的考察にとって不可欠な要点は、「ガザ地区を巡る軍事紛争」について、国連が三つの調査委員会（ゴードストン委員会、国連人権理事会委任調査団^⑤（*the international fact-finding mission*）及びパーマー委員会^⑥）を設置し、それぞれの委員会が報告書を提出している事実である。

従って、本稿は、前記三つの国連報告を戦時法（*ius in bello*）^⑦、つまり国際人道法の諸原則、更には「人道に対する犯罪」^⑧規定に照らして分析し、それぞれを法的に

評価し、一定の結論に到達する事を目的とする。

I. 事件に至る背景…イスラエル・パレスチナ（ハマス）・トルコ関係

考察の対象とされる三つの事象は、

第一に、イスラエル・パレスチナ（ハマス）関係を巡る二〇〇八年一月二七日から二〇〇九年一月一八日までの「ガザ戦争」

第二に、イスラエルによる『対ガザ地区海上封鎖』措置、第三に、イスラエル・トルコ関係を巡る「マヴィイ・マルマラ号事件」である。

1. イスラエル・パレスチナ（ハマス）関係…ガザ戦争及び海上封鎖

ガザ戦争…

二〇〇八年一月二七日、イスラエル軍とパレスチナ・ハマス派間に、ガザ戦争が勃発し、イスラエル側の一方宣言により、二〇〇九年一月一八日に戦闘停止した。イスラエルは、この戦闘開始を、ハマスによるイスラエル南部へのミサイル攻撃を停止させる目的を以て正当

化した。この戦闘で、パレスチナ側に一四〇〇名以上の死者と五〇〇人以上の負傷者が発生し、これに対して、イスラエル側の戦死者は、僅かに一三名と報告された。

イスラエルがこの作戦を自衛戦争と看做したに対し、トルコは、ムスリム同胞に対する侵略と看做した。これに加えエルドアン・トルコ首相は、ガザ紛争をイスラエルの『国家テロ』と呼び、しかもオルメルト・イスラエル首相がこの作戦の真意を事前に説明しなかった事実をトルコへの侮辱と受け止めた。更にトルコ国営テレビ局が反イスラエルの内容のドラマシリーズ「アイリリック(Aytilik) Ⅱ分離」を放映し、イスラエル外務省がトルコに抗議した。かくして、トルコの一連の行動がイスラエル側によって『冷戦布告』と受け止められた。^⑦

なお、ガザ戦争では、軍事的戦闘と並んで、同時にいわゆる心理的戦闘も遂行された。戦争では、どの当事者も自らのイメージを改善し、相手側のそれを悪化させる事を試みる。パレスチナ側は、とりわけ婦女子（非戦闘員）の被害を大々的に喧伝し、イスラエル側もハマスの

ミサイルで被害を蒙った婦女子のビデオをマスコミに流した。^⑧

しかし現実にはガザ戦争は、イスラエル側に極めて不利に作用した。それはなかならず双方の人口密度の相違に起因する。つまり、三六〇平方キロメートルのガザ自治区に約一・五百万人が住み、その四五%が一四歳以下の子供である。ガザ地区の人口密度は、一平方キロメートルに四一六七名で大都市並みの人口密度である。

従って、ガザ戦争では、住民もほとんど保護される事無くハマス派への軍事攻撃に類似する危険に晒されることになった。^⑨

海上封鎖..

ガザ・パレスチナ自治区は、イスラムファンダメンタリスト組織ハマスの実効支配下であり、そこから不定期にイスラエルに向けてミサイルが打ち込まれた。これに対しイスラエル側は、ガザ地区に対し二〇〇八年一二月二七日戦闘を開始し、約三週間戦闘を継続し、二〇〇九年一月一八日、一方的に戦闘を停止した。しかも既にこ

れ以前に、イスラエル側は、ガザ地区への武器・弾薬の流入を防ぐ目的で、海上封鎖も継続している。

つまりハマスとイスラエルは戦争状態にある。¹⁰⁾

ここで重要な点は、イスラエルの相手である、パレスチナ（及びハマス）が国家であるか否か以前に戦争当事者である事実である。

2. イスラエル・トルコ関係：マヴィ・マルマラ号事件

「フリー・ガザ・ムーブメント（NGO）」やトルコ人権団体等によって組織され、七〇〇人以上の活動家と一万トンの援助物資を搭載した六隻からなるトルコ旗を掲げる船団は、キプロスを出港し、二〇一〇年五月三十一日未明「海上封鎖対象」とされるガザの港に向けて航行中、公海でイスラエル海軍によって停船を命ぜられ、ガザ港でなく、アシュドット港への入港を指示されたが、これを拒否し、ガザ港に向けて航行を継続した。船団を組織する活動家達は、ガザ地区の住民を支援するだけでなく、船団が不法と看做すイスラエル側の海上封鎖の突破を試みた。イスラエル側の観点によれば、この種の船団の行為は人道的動機ではなく、しかも一度この海上封鎖が突

破されれば、テロリストと武器の回廊が確立する結果となる。イスラエル海兵隊は、ヘリコプターでトルコ船「マヴィ・マルマラ号」を急襲したが、組織的抵抗に遭遇し、（トルコ系アメリカ人一人を含む）九名のトルコ活動家を殺害し、船舶を制圧・捕縛した。戦闘で、イスラエル兵七名を含め、三〇数名が負傷した。¹¹⁾

II. ゴールドストーン報告

ゴールドストーン報告の正式のタイトルは、「パレスチナ及び他のアラブ被占領地域に於ける人権：ガザ紛争に関する国連調査委員会報告」(Human Rights in Palestine and other occupied arab Territories: Report of the United Nations Fact Finding Mission on the Gaza Conflict) であり、発表機関は、国連人権理事会である。

1. 要点

- 1) イスラエルもハマスもガザ戦争において戦争犯罪を犯した。しかも人道に対する犯罪も犯した可能性あり。
- 2) ガザ戦争に於けるイスラエルの行動は、ガザ地

区の全住民の刑罰を目的（故意！）とした組織的政策であり、国際人道法違反を構成する。

（イスラエル側の主張・イスラエル軍は、人口密集地域において、テロ集団を制圧する為に、負担軽減的かつ適切な行動を採った。）

3) 長期にわたるガザ地区の封鎖は、集団刑罰と見做される。

4) イスラエルの軍事作戦は、民間住民に対する比喩不適合な武力行使により、全住民に対する刑罰を意味し、戦争犯罪及び人道に対する犯罪を構成する。（用例・食糧供給施設、上水道施設、セメント工場、住宅等々の組織的破壊による民間パレスチナ住民の日常生活の困難化及び民間人を防護楯として利用）

5) イスラエルは、民間人の不必要な犠牲を回避することに失敗した。

6) イスラエルが犯罪の張本人を訴追する為に、なかなかなく安全保障理事会の強制措置及び国際刑事裁判所の手続きが必要である。¹²⁾

2. 適用法

委員会の規範的枠組みは、一般国際法、国連憲章（民族自決権¹³⁾）、国際人道法、国際人権法及び国際刑法である。¹⁴⁾

3. 争点

1) 軍事目標

ゴールドストーン報告によれば、イスラエル軍がガザ地区の民間施設（例えば、警察施設、議会、法務省及び刑務所、病院等々）を直接かつ意図的に攻撃の標的としたが、これは明白な国際人道法違反を構成する。¹⁵⁾

イスラエル側の軍事措置の正当化を目的とする主張によれば、パレスチナ（ガザ）議会施設は、「ハマスの政府部分であり、ガザに於けるテログループのインフラ施設として奉仕し、ハマスの統制メカニズムを構成していた」¹⁶⁾。

ゴールドストーン報告は、国際人道法（戦時法）の主要原則たる軍事目標と非軍事目標の区別を根拠とし、イスラエル側の主張を許されないとし、戦時法（国際人道法）違反と位置付けた。¹⁷⁾

なお、標的とされた警察署の爆撃で九九名の死亡が確

認められたが、ゴールドストーン報告は、詳細な事実の法的分析の結果、イスラエル側の軍事攻撃が慣習国際人道法に違反する『比例不適合な攻撃』と位置付けた。¹⁸

更に、標的とされた複数の回教寺院（五五名の死傷者）及び病院に関し、イスラエル側は、ハマス側が回教寺院を武器庫として利用し、病院を軍事的に利用していると主張した。ゴールドストーン報告は、前者に関してイスラエルの主張を裏付ける証拠を発見できなかった¹⁹とし、後者に関してもイスラエルの主張を裏付ける証拠を²⁰発見しなかったとしている。

4. ゴールドストンの再考

1) ゴールドストンの事後説明

ゴールドストーンは、二〇一一年四月二日ワシントンポスト紙に投稿し、これまでの主張の重要部分の修正と採られるような内容説明を行った。曰く、

1) ゴールドストーン報告は、現在我々が知っている事実を当時我々が知っていたなら、違った内容になつていたはずである。

2) ゴールドストーン報告に続く国連マクガヴァン・デービス委員会の最終報告は、イスラエルがガザ地区における四〇〇ケースにわたる不法行為非難の調査を行った事実に対し、ハマスは、イスラエルに対するロケット攻撃に関する調査を行わなかったとしている。

3) ゴールドストーン報告は、イスラエル及びハマス双方による、潜在的戦争犯罪と「可能な人道に対する犯罪」の証拠を見出した。ハマスによるこれらの犯罪は、言うまでもなく、故意であり、つまりそのロケットは、意図的にかつ区別なしに、民間目標を標的とした。

4) イスラエルによる意図的行動の非難は、非戦闘員の死傷の事実ならびに他の合理的証拠発見の不能に基づくものである。

5) その後のイスラエル側によって提出された資料は、イスラエル側が故意に非戦闘員を標的にはしていない事を示している。

6) 私は、当初から示したように、イスラエルの協力を歓迎する。ゴールドストーン報告の目的は、決

してイスラエルに対する事前の結論を証明しようとするものではなかった。私にとって常に自明なことは、イスラエルが、他の主権国家と同様に、内外からの攻撃に対して自らとその市民を守る権利と義務を有する事である。

7) 軍事紛争に適用される法は、国家軍と同様に、ハマスの如き非国家軍にも適用される。ハマスの如き非国家軍も戦時法の諸原則を順守することを確保する事は、なканずく戦時法の基準を維持し、非戦闘員を保護することになる。²¹⁾

2) ゴールドストンの事後説明の影響

結論として、ゴールドストンによる事後説明は、イスラエル・パレスチナ軍事紛争に関する国連の諸決議への直接的影響は及ぼしていない。²²⁾

しかしながら、ガザ戦争に於けるイスラエルの軍事行動の法的考察にとって重要なゴールドストン報告の結論に重大な実質的修正がなされた事実が看過できない。つまり、軍事攻撃の結果発生した死傷者と器物破壊における「故意」が否定された事実がこれである。

しかも、イスラエル軍によるガザ軍事攻撃における『故意』の否定と同時に、ハマスの軍事行動に於ける非戦闘員に対する無差別攻撃（つまり故意）が対比された事実も看過できない。²³⁾

これによって、結果として、イスラエル側がハマスを単なる「テロ集団」と位置付ける事を納得させる資料を提供することになる。

3) 人道に対する犯罪

人道に対する犯罪のイメージは、例えば、ナチスのユダヤ人殺戮（ホロコースト）、スターリンの強制収容所、毛沢東の大量殺戮、ウガンダの大量殺戮、セルビアの人種洗浄、カンボジアの大量殺戮等々が頭に浮かぶが、イスラエルの対ガザ軍事攻撃及び海上封鎖を直接『人道に対する犯罪』と位置付ける方式には多少違和感を覚えざるを得ない。確かに、委員会の規範的枠組みは、一般国際法、国連憲章、国際人道法、国際人権法及び国際刑法であるが故に、「人道に対する犯罪」も含まれる。しかし、『人道に対する犯罪』の一方的な、しかも安易な適用は、この概念の重みを軽減する結果とならないだろうか。²⁴⁾

Ⅲ・国連人権理事会委任調査団 (the international fact-finding mission) 報告

国連人権理事会委任調査団報告の正式のタイトルは、「人道支援を遂行する船団に対するイスラエルの攻撃に起因する国際人道法及び人権法を含む国際法侵害を捜査する国際調査委員会の報告」(Report of the international fact-finding mission to investigate violations of international law, including international humanitarian and human rights law, resulting from the Israeli attacks on the flotilla of ships carrying humanitarian assistance) であり、発表機関は、国連人権理事会である。

1. 要点

1) 国連人権理事会によって二〇一〇年六月二日に設立された調査団は、二〇一〇年五月三十一日イスラエル軍によるガザ人道支援船団の捕縛行為から生じた九名の死者と多くの障害者の発生を国際人道法及び国際人権法を含む国際法の違反を調査する事を目的とする。

2) 報告は、国際人道法及び国際人権法を含む国際法の違反が行われたか否かについて調査団が決定した事実の法的分析を含む。

3) 調査団は、五二頁にわたる報告書の中で、イスラエル軍による船団の捕縛とイスラエルにおける滞在中に国際人道法及び国際人権法を含む一連の国際法違反が行われたと結論付けた。²⁵⁾

2. 適用法

国際人道法及び国際人権法を含む国際法。²⁶⁾

3. 調査団の主張

1) 不公正な勝利は、決して永続的平和をもたらない。

2) 二〇一〇年五月三十一日時点で、ガザ地区に人道的危機が存在していた。この事実だけからしても、海上封鎖は、不法である。

3) この結論から生ずる一連の帰結は、原則的に、公海におけるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の捕縛は、不法であった。とりわけイスラエ

ル軍の行動は、国連憲章第五一条（個別的及び集団的自衛権）によって正当化できない。

4) イスラエルは、封鎖を安全保障上の根拠から正当化しようとする。イスラエル国家は、他の諸国と同様に、平和と安全への権利を有する。ガザ地区からイスラエル領土へのロケット攻撃は、国際法及び国際人道法に対する深刻な違反を構成する。しかしガザ地区民間人の集団的刑罰を構成する反撃行動も違法である。

5) 船団の乗客に対するイスラエル軍の行動は、状況に対して比例不適合であるばかりか、全く不必要かつ信じられない違反のレベルを表示している。この行動は、人権法及び国際人道法に対する重大な違反を構成する。

6) ジュネーヴ第四条約第一四七条に違反する以下の犯罪に対する証拠が存在する。

- * 故意の殺戮、
 - * 虐待あるいは非人道的扱い、
 - * 身体あるいは健康に対する重大な侵害、
-²⁷⁾

4. 法的考察

1) 海上封鎖

国際法によれば、原則的に、公海における航行の自由が支配しており、その例外は、戦時海上封鎖である。

更に、公海上の船舶は、排他的にその船旗の所属する国家の管轄下にある。その例外は、海賊、奴隷船、麻薬取引船、無国籍船の疑いの蓋然性がある場合に於ける第三国による臨検の可能性の存在である。

なおイスラエルが明示的に承認している海戦規定は、海上軍事紛争に適用されるサンレモ・マニュアル（SRM）である。いずれにせよ、原則的に全ての国家を拘束する規定は、国連憲章第五一条（個別的・集団的自衛権）（*ius ad bellum*）ならびに主要諸国の軍事紛争法（LOAC）（*ius in bello*）である。

軍事紛争法によれば、海上封鎖は、敵国の海岸での通商禁止である。合法的海上封鎖を確立した戦争当事国は、公海上での封鎖を遂行する権限を有する。²⁸⁾

海上封鎖は、通知、効果的かつ公平な強制及び比例適合を含む一連の法的要求を充足しなければならぬ。²⁹⁾とりわけ海上封鎖は、以下の場合に違法とされる…

a) 民間人の飢餓を唯一の目的とするか、あるいは民間人の生存にとって本質的な物資の給付拒否の場合。

b) 海上封鎖からする具体的かつ直接的軍事利点との関係で過剰に民間人を危険に晒す場合。⁽³⁰⁾

2) 調査団報告の結論

調査団報告は、リチャード・フォークの報告⁽³¹⁾、自らの見解⁽³²⁾、ならびに国際赤十字委員会の見解を指摘した上で、海上封鎖が集団的処罰を意味し、イスラエルによる国際人道法違反を構成すると結論付ける。⁽³⁴⁾

調査団報告によれば、更に、戦争当事国が公海において中立船を停止させ、臨検し、その方向を統制する権利を有するが、これについては論者の対立が存在する。しかしサンレモ・マニュアルならびに一連の諸国の軍事マニュアル⁽³⁵⁾は、関係船が敵国の支援に關与している合理的疑念が存在する場合にのみ、この権利が行使され得るとしている。第三国の航行の自由への介入の権利は、安易に想定されてはならない。⁽³⁶⁾

従って、合法的海上封鎖が存在していない場合、関係船の遮断（捕縛）の合法的基盤は、以下のような合理的疑念に他ならない…

* 兵器を輸送し、あるいは敵の戦争行為への緊密な統合の如き敵国の戦争行為への有効な寄与（戦時捕縛権）。

* 国連憲章第五一条の個別的・集団的自衛権⁽³⁷⁾。

調査団報告は、如何なる軍事的危険の疑念も船団に対して存在しないし、しかも国連憲章第五一条の自衛権の適用ケースも存在しないので、イスラエル軍による船団の遮断（捕縛）は、不法であると結論付ける。⁽³⁸⁾

3) 問題点

既に確認したように、調査団報告は、イスラエル軍による海上封鎖そのものが違法であり、しかもこれに基づいて実行された船団の遮断（捕縛）行為も違法であると結論付けた。二つの結論は、以下の理由から、問題なしとしない。

第一に、戦争当事者に国連憲章第五一条（個別的・集団的自衛権）が適用されるか否か（*ius ad bellum*）に関わらず、イスラエルとハマスの間に戦争が勃発したことで、双方に戦時法（国際人道法）（*ius in bello*）が適用される。

第二に、拘束的条約ではなく、いわゆる *soft law* と見做され、その大部分が慣習国際法である一九九四年のサンレモ・マニユアルによれば、海上封鎖宣言当事国は、封鎖地域に向かう第三国の船を原則的に、海岸線から二四カイリ内で停船を命じ、臨検する権利を有する。しかし関係船が最初から海上封鎖の突破を公言している場合には、既に公海でも同様の行為が許される。

第三に、イスラエルは、二〇〇五年にガザ地区からイスラエル軍が撤退したため、この地区が占領地とは見做していない。しかし、二〇〇七年にイスラエルは、海上封鎖を宣言したので、ガザ地区は、再び占領地区と見做される。占領軍は、原則的に、占領地区の民間人の生命・財産の維持に努めなければならない。

第四に、イスラエル軍による『集団的処罰』については、調査団報告とイスラエル側の事実確認と法的評価が

対立している現状からして、最終結論は極めて困難に留まる。

第五に、とは言っても、たとえば、イスラエル側による海上封鎖そのものが合法であり、しかもこれに基づき、海上封鎖の突破を試みる船団の遮断・捕縛行為も合法であるとしても、その具体的執行方式に瑕疵がありや否やについては、当面未決に留め、パーマー報告の検討を待つ事が賢明と考える。³⁹⁾

IV. パーマー報告

パーマー報告の正式のタイトルは、「事務総長の二〇一〇年五月三十一日付船団事件調査委員会報告」(Report of the Secretary-General's Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident) であり、発表機関は、国連事務総長である。

1. 要点

- 1) 二〇一〇年五月三十一日四時二六分六船舶が海岸線から七二マイル地点でイスラエル軍によって捕縛された。諸船舶は、人と人道的物資を運送中で

あった。

船団は、イスラエル軍によって、ガザ海岸線が海上封鎖下にある故に、コース変更の指示を受けた。イスラエル軍の船団捕縛作戦の結果九人の死者と多くの負傷者が発生した。

2) 国連事務総長は、二〇一〇年五月三十一日の船団事件の調査を目的として委員会を設置した。委員会は、トルコとイスラエル両国による調査報告書を受け、これを検討した。両国はそれぞれ自前の調査委員会を立ち上げた。

3) 委員会は、事件の事実、状況、関係を確認し、将来のこの種の事件発生を回避する為の方法を勧告するが、裁判所として機能し、法的責任について、判定を下すものではない。

4) 委員会の作業方式は、合意に基づくものであるが、この報告書は、最終的には委員長と副委員長の合意の成果である。⁴⁰

2. 事件の事実、状況及び関係

1) 二〇一〇年五月三十一日事件は、将来再発しては

ならない。

2) 公海における航行の自由の原則は、国際法の下で一定の限定的例外下に置かれている。イスラエルは、ガザ地区における軍事集団によって自らの安全に対する現実の脅威に直面している。海上封鎖は、海からの兵器流入を防ぐ為の正当な安全措置として導入されており、しかもその遂行は、国際法の要求に合致している。

3) 人々が政治的観点を表明する権限があるとしても、海上封鎖を突破する試みの中で、船団は無謀な行動と採った。船団参加者の大多数は、非暴力的意図を持っていたが、船団組織者とりわけ「人権・自由・人道救済基金」(IHH)の行動、性格及び目的については深刻な問題が存在する。

4) トルコ及びイスラエル両国は、この事件の発生を意図しておらず、事件発生を回避する為に必要な行動を採った。

5) 海上封鎖地域から遠く離れた地域で相当な兵力で船団に、しかも乗り込み直前の警告なしに、乗り込む決定は、過剰かつ不合理であった。

a) 事前に非暴力的選択が採られるべきであった。対立を回避する為の乗り込み前の警告が行われるべきであった。

6) イスラエル軍兵士は、マヴィ・マルマラ号に乗り込んだ際に、一乗船グループによる組織的暴力的抵抗に直面し、自らを守るために武力行使を余儀なくされた。イスラエル兵士三名が捕らえられ、虐待された。他の若干のイスラエル兵士が負傷した。

7) マヴィ・マルマラ号の捕縛中にイスラエル軍の武力行使による死傷者の発生は、受け入れられない。

8) イスラエルは、この事件に関して「遺憾の適切な宣言」を發し、死傷者及びその家族に⁽⁴⁾ 応分の補償金を提供すべきである。

V. 法的評価

1. ゴールドストーン報告

ガザ戦争に関するゴールドストーン報告には、総じて三つの問題点が存在する。

第一の問題点は、イスラエル軍がガザ地区において、その軍事攻撃によって、パレスチナ人を無差別に『集団的処罰』を行ったとするものである。この主張は、暗黙の中にイスラエル軍の『故意』が前提とされている。

しかしながら、後に、この「故意」の前提は、ゴールドストーン自身によって否定された。従って、「集団的処罰」そのものの主要部分も崩壊した。

第二の問題点は、軍事目標に関わる問題である。イスラエル軍がガザ地区の政府行政施設（議会、警察署等々）及び民間施設（モスク、病院等々）を標的としたとの主張がこれである。この主張に対し、

イスラエル側は、「ハマス集団が全体としてテロ集団であり、従って、その集団が使用する主要なインフラも軍事標的とり得る。」とする、非常に苦しい一般的主張に加えて、「警察署員の中にも戦闘員が存在する」事実、「モスク（回教寺院）が兵器庫として利用されている」事実、「病院が軍事施設として利用されている」事実等々を指摘し、最後に、イスラエル軍が、原則的にガザ地区の民間人の負担軽減のための努力をしてきたと主張する。

第三の問題点は、あらゆる軍事紛争の際に取り上げられる『比例適合性』の問題である。比例適合性の原則を云々する以前に指摘される軍事紛争に関わる事実は、紛争当事者が軍事紛争で、可能な限り相手の軍事能力（兵員十兵器）を低下させることを目標にしていることである。しかもこの目標への到達が民間人及び民間施設への最小限の副次的損害の下に遂行されることが国際人道法の一般原則とされている。この関連で現在重要な役割を演じているものが「精密兵器」である。つまり相手の軍事目標をピンポイントで攻撃し、その際に、民間人及び民間施設の損害を最小限に抑える兵器である。イスラエル軍は、この種の兵器を保持しているが故に、ガザ地区におけるハマスの軍事紛争で有利に戦争を遂行した。しかしイスラエルにとって不利な状況は、攻撃対象のガザ地区が大都市並みの人口密集地である事実である。このような地区では、軍事紛争において、民間施設及び民間人の副次的損傷の可能性が高まることになる。

結論として、ゴールドストーン報告では、軍事目標への限定攻撃ならびに比例適合性原則の適用に際しても、人

口密集地としてのガザ地区への応分の配慮が不可欠と考えられる。

2. 国連人権理事会委任調査団報告

ガザ戦争及びマヴィ・マルマラ事件に関する国連人権理事会委任調査団報告には総じて四つの問題点が存在する。第一がイスラエル軍への国連憲章第五一条の自衛権適用の不可能性、第二に、海上封鎖そのものの違法性、第三に、海上封鎖の違法性に基づくマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛行為の違法性、第四に、停戦・捕縛方式の違法性がこれである。

第一の問題点であるイスラエル軍への国連憲章第五一条の自衛権適用の可能性については、二つのケースで考えられる。一つは、ガザ戦争そのものの勃発要因である。数年にわたりガザ地区からのハマスのイスラエル南部への数千発の無差別ロケット攻撃に対して、イスラエル側が国連憲章第五一条の自衛権発動は、十分に説得性がある。一発のみのロケット攻撃に自衛権を発動する事には問題があっても、数年にわたって、数千発のロケッ

トを、しかも無差別の打ち込む行為には、すくなくとも「針刺し戦術 (Nadelstich-Taktik)」理論⁽⁴²⁾の適用が不可能ではない。つまり自衛権発動の前提は、武力行使であるが、一発のロケット攻撃ではともかく、これが繰り返される場合、一国の安全を脅かす事になり、しかもその国の政権の不安定化に導くことも不可能ではない。

他の一つは、イスラエル軍による、マヴィ・マルマラ号の停船・捕縛の試みに際し、イスラエル軍の船からの乗船の試みに対する物理的抵抗、そしてその後のヘリコプターからの乗船に対する武器を含む組織的抵抗（どちらが先に発砲したかについては明確な証拠が存在しない。）からして、イスラエル側が自衛権の適用を主張する事は少なくとも不可能ではない。

第二の問題点である、海上封鎖そのものの違法性については、争いがある。既に指摘したように、その大部分が慣習国際法である一九九四年のサンレモ・マニユアルによれば、海上封鎖中の戦争当事国は、封鎖地域に向かう第三国の船を原則的に、海岸線から二四カイリ内で停船を命じ、臨検する権利を有する。しかし関係船が最初

から海上封鎖の突破を公言している場合には、既に公海でも同様の行為が許される。従って、イスラエル軍による海上封鎖そのものの違法性を導き出すことは、合理的ではない。

第三の問題点であるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛行為の違法性は、海上封鎖そのものの違法性が導き出されない限り、導き出すことは極めて困難である。

第四の問題点であるイスラエル軍によるマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛方式の違法性については、武力行使における『比例不適合』が問題となると考えられる。この問題については、イスラエル側とトルコ側の主張にどちら側が最初に発砲したかについて一致点が見出されない状態に留まっている。従って、事実に関して法的結論を導き出すことは不可能と考えられる。

3. パーマー報告

パーマー報告は、全体としてバランスのとれた報告と

見做されるが、それでもなお、一つの問題点が指摘される。つまり、パーマー報告は、

一方で、「イスラエルは、ガザ地区における軍事集団によって自らの安全に対する現実の脅威に直面している。海上封鎖は、海からの兵器流入を防ぐ為の正当な安全措置として導入されており、しかもその遂行は、国際法の要求に合致している。」とし、しかも、「海上封鎖を突破する試みの中で、船団は無謀な行動を採った。」としながらも、

他方で、「海上封鎖地域から遠く離れた地域で相当な兵力で船団に、しかも乗り込み、直前の警告なしに、乗り込む決定は、過剰かつ不合理であった。」とし、しかも、「マヴィ・マルマラ号の捕縛中にイスラエル軍の武力行使による死傷者の発生は、受け入れられない。」と結論付けている。

結論として、パーマー報告は、イスラエル及びトルコ双方に受け入れ可能な報告を目指したように思われるが、それ故に、論理の首尾一貫性に欠ける印象を与えている。軍事紛争の中で絶えず持ち上がる問題は、「比例適合性」

原則である。前記の三つの報告でもこの原則が持ち出された。そしてこれらの三報告が共にイスラエル軍の行動に『比例不適合』あるいは「過剰」あるいは「不合理」とのレッテルを貼った。確かに、マヴィ・マルマラ号の停船・捕縛に際して、九名の人命が失われた。これは客観的な事実である。しかし、そこに至るまでの状況説明をパーマー報告は、極めて詳細に行った。それでもなお、その結論は、イスラエル軍の行動が「過剰」かつ「不合理」で、（人命の喪失が）『許されない』とされた。この報告が、裁判所判決ではなく、将来類似的事件の発生を回避する為のものである事実を考慮すれば、法的考察に固執することは、場違いであるかもしれない。この報告が最後にイスラエルとトルコの関係改善の努力を勧めている事実からしても、この報告に法的論理の一貫性を求める必要はないかもしれない。

展望

ガザ紛争（戦争）、海上封鎖ならびにマヴィ・マルマラ号事件に関わる国連の三つの報告、つまり、いわゆるゴールドストーン報告（人権理事会報告）（二〇〇九年九

月一五日) (五七五頁)、国連人権理事会委任調査団報告(二〇一〇年九月二七日) (五六頁) 及びパーマー報告(国連事務総長調査委員会報告) (二〇一一年七月)(二〇五頁) は、それぞれの発表機関の性格を反映して、多様な法的な見解を表明した。

しかし三報告共に共通する内容は、イスラエル軍がマヴィ・マルマラ号の停船・捕縛作戦において「比例不適合」な武力行使を行ったとする主張である。

しかし、既に指摘したように、軍事紛争に於ける『比例適合性』の原則の適用は、極めて困難な作業領域に属する。その困難性は、先ずこの概念の定義上の難しさ、そしてこの概念が適用される事実確認の難しさである。

従って、この問題の解決の為に数学的厳密性を伴った結論を出すことは最初から放棄せざるを得ない。結局、相対的な正しさを求めること以外の方法は無いようである。そのような観点から、パーマー報告を検討するならば、この報告に於ける首尾一貫性の欠落はともかくとして、問題解決の糸口の提供は、評価に値すると看做される。

この報告が公表された直後に、トルコは、ガザ支援船にトルコ海軍の軍艦を護衛させると公表したが、未だにこれが行われていない。しかも、マヴィ・マルマラ号事件以来、ガザ支援船の試みが数回行われたが、マヴィ・マルマラ号事件に類似する事件は発生していない。あのような事件が多くのがざ支援船に抑止力を行使したとも考えられる。

なお二〇一三年三月、ネタニヤフ・イスラエル首相は、エルドアン・トルコ首相へマヴィ・マルマラ号事件について正式の謝罪を行い、これをトルコ首相が受け入れ、事件は一応の解決をみた。その後のイスラエル・トルコ関係の改善が期待されている。

- (1) Dan Dinner, *Türken nach Gazal*, in: NZZ vom 25. Juni 2010
- (2) George Szpiro, *Niemand will entschuldigen...*, in: NZZ vom 27. Dezember 2010;
- (3) George Szpiro, (註 3) (2010); Silke Mertins, *Türkei erklärt Israel den kalten Krieg*, in: NZZ vom 25. Oktober 2009; Isabelle Imhof, *Der Krieg mit den Kinderbildern*,

- in: NZZ vom 8. Januar 2009; の戦争の戦時法的諸問題
 にについては 小林宏晨「戦時法 (ius in bello) の問題
 点：人道法の厳格適用を巡って」日本法学第七五巻第三
 号【平成二十二年一月】四四九頁—四七二頁参照。Asa
 Kasher and Amos Yadlin, Assassination and Preventive
 Killing, in: SAIS Review, No.1/2005, pp41-57; Avishai
 Margalit and Michel Walzer, Völkerrecht im
 asymmetrischen Krieg. Oder wie bekämpft man
 Terroristen? In: Internationale Politik (IP), Juli/August
 2009, S.56-63;
- (4) Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf
 Hilfsschiffe nicht durch-lassen.” sagt Seerechtler
 Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011;
- (5) Report of the United Nations Fact Finding Mission
 on the Gaza Conflict (Goldstone-Report), 15. September
 2009;
- UN Human Rights Council, Report of the international
 fact-finding Mission to investigate violation of
 International Law, including inter-national humanitarian
 and human rights law, resulting from the Israeli attacks
 on the flotilla of ships carrying humanitarian assistance,
 27. September 2010
- Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on
 the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July
- 2011
- (6) eg, Beschädigte Glaubwürdigkeit der Uno, in: NZZ
 vom 18. September 2009;
- (7) George Szpiro, (註 5) (2010); Silke Mertins, Türkei
 erklärt Israel den kalten Krieg, in: NZZ vom 25. Oktober
 2009
- (8) Isabelle Imhof, Der Krieg mit den Kinderbildern, in:
 NZZ vom 8. Januar 2009
- (9) Isabelle Imhof, (註 6) (2009);
- (10) Dan Dinner, (註 7) (2010); Helen Keller, Legitime
 Selbstverteidigung, oder Staatsterror? in: NZZ vom 9.
 Juni 2010; Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf
 Hilfsschiffe nicht durchlassen.” sagt Seerechtler
 Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011;
- (11) George Szpiro, (註 8) (2010); Dan Dinner, (註 9)
 (2010) 参照。
- (12) Goldstone-Report (註 10) (2009), p.19, 24, 25; vk., Uno-
 Scheite gegen Israel, in: NZZ vom 15. September 2009.
- (13) Legal Consequences of the Construction of a Wall in
 the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion of
 9 July 2004, I.C.J.Reports 2004, p.135, paras.149, 155 and
 159; Goldstone-Report (註 11) (2009), p.82
- (14) Goldstone-Report (註 12) (2009), pp.7, 82f.
- (15) Goldstone-Report (註 13) (2009), pp.11, 14, 102, 103

- (16) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.112, 113, 114.
- (17) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.11, 12, 117, 118 (388, 389, 390).
- (18) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.118-134.
- (19) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.141, 142
- (20) Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.142, 143
- (21) Richard Goldstone, Reconsidering the Goldstone Report on Israel and War crimes, The Washington Post, April 2, 2011
- (22) Verwirrung um Uno-Bericht: Richter Goldstone zieht Bericht zum Gaza-Krieg nicht zurück., in: NZZ vom 11. April 2011.
- (23) 並行して、一部のメディアでは、イスラエルが戦時法を真剣に受け止めており、「大隊毎に」「人道将校」(人権受託者)を張り付けている事実も紹介している。Juliane von Mittelstaedt, Israels Kriegs-Trainingslager: Wir nicht so schnell zurück., in: Spiegel Online vom 8. April 2011.
- (24) eg, Beschädigte Glaubwürdigkeit der Uno, in: NZZ vom 18. September 2009; Goldstone-Bericht zum Gaza-Krieg, “Es gibt starke Beweise für israelische Kriegsverbrechen”, in: Zeit-Online vom 15. September 2009 Goldstone-Report (註 5) (2009), pp.24, 25.
- (25) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), p.1; UN-Gutachten verurteilt israelischen Angriff auf Hilfsflotte, in: NZZ vom 23.9.2010;
- (26) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.1, 11-18.
- (27) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.53-56
- (28) San Remo Manual, para.10 (b)
- (29) San Remo Manual, paras.93-95, 100.
- (30) San Remo Manual, para.102
- (31) Richard Falk, A/HRC/13/53, para.34
- (32) A/HRC/12/48, para.1878
- (33) ICRC-Statement of 14 June 2010: “The whole of Gaza’s civilian population is being punished for acts for which they bear no responsibility. The closure therefore constitutes a collective punishment imposed in clear violation of Israel’s obligations under international humanitarian law.”
- (34) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.12, 13
- (35) San Remo Manual, paras.118 and 67; UK Manual, para 13.91.
- (36) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註 5) (2010), pp.13, 14.

- (37) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註15) (2010), pp.14.
- (38) UN Human Rights Council, Report of the international fact-finding Mission (註15) (2010), pp.14.
- (39) Helen Keller, Legitime Selbstverteidigung oder Staatsterror? in: NZZ vom 9. Juni 2010; Jade-Yasmin Tänzler, “Israel kann und darf Hilfsschiffe nicht durchlassen.” sagt Seerechtler Heintschel von Heinegg, in: NZZ vom 16. Juni 2011: 55. イスラエルが設置した調査委員会 (Turkel-Kommission) は、支援船団に対するイスラエル軍の出動は合法であり、イスラエル軍の行動は国際法に合致すると結論付けた。
- Kommission verteidigt Einsatz gegen Gaza-Hilfsflotte: 300-seitiger Bericht zum Vorgehen von Ende Mai 2010, in: NZZ vom 23.1.2011; Kommission befindet Israels Vorgehen gegen Gaza-Flotte für rechtmäßig, in: Zeit-Online vom 23.1.2011;
- (40) Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July 2011 (註15) (2010), p.3. なお、この委員会のネガティブな性格をたひこひせ、Richard Falk, Deep flaws in the UN’s Mavi Marmara report, in Alazeera.Net.9. September 2011参照。
- (41) Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry on the 31 May 2010 Flotilla Incident (Palmer Report) July 2011 (註15) (2010), p.3-6.
- (42) Y.Z.Blum, State Response to Acts of Terrorism, in: International Security Council (ISC) (ed.), State Terrorism and International System, 1986, pp.47.: 小林宏晨、自衛の論理、武力行使と自衛隊 (VI) 第五章 国際テロリズム：その法的側面、国防 一九八七年一〇月号 七八頁参照。

(41) Report of the Secretary-General’s Panel of Inquiry

二院制度が民主主義の質と経済的パフォーマンスに 与える効果に関する研究

坂 井 吉 良
岩 井 奉 信
浅 田 義 久

1. 序（二院制度の歴史的背景とその期待される効果）
2. 民主主義のタイプと民主主義の質及び経済政策
3. データと分析方法
4. 実証分析
5. むすび

1. 序（二院制度の歴史的背景とその期待される効果）

本研究は、「二院制度の最も重要な利点の一つは、一般的に議院立法が、二重審議を経ることに基づいたより高度な質的な議会成果にある」（Vatter (2005)、p.198）、という古典的な政治理論が予想する命題を検証することである。言い換えれば、「第二院が、長期的な諸々な帰結を考慮しながら、かつ、独断的で思慮に欠ける意思決定を排除すべきであるという、高水準でかつ完璧な成果を保証するという、「熟慮の第二院」または、「良識の府」の役割を果たしている」（同）か、どうかについて検証することを目的としている。

現代の法治国家において議会制度は、その中枢に位置づけられており、民主主義制度の根幹を形成している統治機構の一つである。その議会制度には、参議院（上院・第二議会）と衆議院（下院・第一議会）とがあり、2つの議会をもつ国と1つのみをもつ国とがある。第二議会を

もつべきかどうかに関する議論は、Charles-Louis de Montesquieu、John Stuart Mill や Abbé Sièyes の時代から既にあり、Montesquieu は二院制度の支持者であり、Mill と Sièyes は懐疑論者であった (Vatter (2005)、p.194)。そして、現在もこの議論は論争途上であり、終止符がうたれてはいない。しかしながら、多くの研究者や政治家は、二院制の理念と目的に懐疑的である。事実、戦後以降において、OECD 諸国の中で二院制から一院制への変更が 5 カ国あるが (1950 年ニュージーランド、1953 年デンマーク、1970 年のスウェーデン、1991 年アイスランド、1999 年スコットランド)、逆の一院制から二院制への変更をした国は存在していないということは、二院制度の積極的な支持者が減少していることを示している⁽¹⁾。その背景には、現在の第二議会は、階級と地域さらには言語や文化に根差した代表という、その設置理念の構成とは異なり政党化して、第一議会と同じような党派対立が起こっているとともに、両院の構成が類似しているという意味において、第二議会の第一議会化という形骸化が生じていることである。いわゆる、第二議会の政治的影響力がほとんどないということが指摘されている⁽²⁾。

日本の参議院の存在意義に疑問を提示している代表的議論として、Lijphart (1999) があげられる。彼は日本語訳の序文において、「構成要素にあまり差のない二院制を採用することに、どれほどの意味があるのでしょうか？」(p.ix)、と参議院の廃止を提案している⁽³⁾。また、福元 (2007) も、参議院の存在意義を否定している。一方、増山 (2008) は、日本の人口と経済規模から国家の意思決定という観点において、参議院の意義と存続を支持する議論を展開している。また、堀江・岩井他 (2000) は、「参議院の将来像に関する意見書」において、参議院の存在意義に基づき、その任務・機能を果たし得るように参議院の改革案を提示している。

二院制度を採用している国家は、国の規模が大きく連邦制である。一方、一院制の国は、小規模で、連邦制を採用していない。議院内閣制の国は、一院制と二院制の国があるが、各国の二院制は多様である。

それは、二院制度の歴史的背景と議員の選出方法さらには権力の分割（議会と内閣との信任要件）等に依存しているからである。Lijphart (1999) は、参議院を憲法上の権限、議員の選出方法に基づいた衆議院と参議院に与えられた公式の権限の相対的格差と、参議院議員が直接または間接に選ばれたどうかの基準 (symmetry) に基づき、強い二院制、中程度に強い二院制、弱い二院制、そして、一院制の4つに分類している。この基準と選挙制度に基づく参議院の政治的構成の類似性という、もうひとつの基準 (congruence) を利用して、各国の二院制度を4つのカテゴリーに分類している。日本は、両院の権限が完全に平等ではないが、対称的で中程度に強い二院制であり、かつ、その構成が衆議院と類似している、という参議院に分類されている (Lijphart (1999)、第11章、Vatter (2005)、pp.199-200)⁽⁴⁾。

古典的政治理論や憲法に基づく、第二議会に期待されている機能と目的は、一般的に次の4つに要約できる (Vatter (2005)、p.198)。

第1は、チェックとバランスであり、制度間の権力の制限と分割についての保証としての第二議会の積極的な機能である。特に、二重の議会構造における第二議会は、行政権の集中に対して、均衡を図る制度としてみなされている。第2は、政治的安定性であり、体制の安定性を促進し、政治的な継続性を確保するという機能が期待されている。このことは第二議院が地域や少数派に根差した代表であるという議会制度設置の意義と、一院よりも長い議員期間さらには議員の改選システム（議員は少しずつ改編）からも理解できる。第3は、少数派の保護であり、連邦国家における大小の地域間のバランスをとるのと同様に、多数派の横暴を防ぎ、地域の少数派の利害を融和することや、文化や社会的少数派の保護に関して積極的な効果をもつということが、二院制度に期待されている。そして、第4は、本稿の最初に述べた異なる意見に基づくより良い立法成果である。すなわち、立法の二重審議に基づいた質的により高度な議会成果の達成である。第二議会の目的は、長期的な帰結を考慮しながら、かつ独断的で思慮に欠ける決定を排除

すべきであるという、高い基準に基づいた、かつ完璧な成果を保証するということにある。要するに、熟慮の議会または良識の府としての役割が第二議会に期待されている。

二院制の参議院（第二議会）において、以上の4つの機能が活かされて、その目的が達成されているならば、そのような制度の下では、民主主義の質的改善と経済政策の有効性が、一層促進されることが期待できる。結果として、二院制を採用している国は、一院制の国よりもより高い民主主義の質と豊かで充実した国民の厚生水準が、達成されているものと予想できる。これが本稿における基本的な分析視点である。

しかし、二院制構造には他の機能と効果も予想されている。Vatter (2005) は、第二院の政党構成に関わる事実に基づいた二院制度に期待される基本的効果として、以下の3つをあげている。市場の諸力を優先して政府の干渉を抑制するという進歩効果 liberal effect (国家干渉)、現状の利益を優先して改革する諸力を弱めるという保守効果 conservative effect (改革政策)、そして連邦単位を優先して中央集権を制限するという分権効果 decentralizing effect (分権化) である。このような二院制度のもつ3つの効果は、民主主義と経済に正と負の効果を与えることが予想される。われわれは、このような正と負の効果の大きさと、民主主義の質や経済政策の有効性に与える二院制度の総合効果を明らかにしなければならない。このような二院制度に期待される効果を検証することが本稿の目的である。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、Vatter (2005) の先行研究を中心に二院制度の実証分析をサーヴェイする。第3節でデータと基本的分析方法について説明し、第4節では実証分析結果を提示する。そして、第5節で要約と今後の課題について述べる。

2. 民主主義のタイプと民主主義の質及び経済政策

民主主義制度（政治制度）と経済の相互依存関係から、民主主義のタ

イプの相違（憲法上の特徴）が政治的意思決定に影響を与えて、民主主義の質と経済に異なる政策的帰結を導くことが予想される。

Persson and Tabellini (2003) は、選挙制度と異なる政府の形が、政策と経済に与える実証分析から、以下の3つの主要な結果を導出している。

1. 大統領制と多数制選挙制度は、議院内閣制や比例代表制よりも小さな政府である。多数制は、より少ない福祉支出と財政赤字となる。
2. 一般的に、大統領制と多数制は、政治的レント、汚職と総生産性について、ロバストな効果を持たないが、選挙制度のある項目、特に、選挙区のサイズや有権者が政治家個人と政党に投票するかどうかについては有意な効果をもっている。
3. 議院内閣制の国は、大統領制の国より持続的な財政支出を行っている。すなわち、議院内閣制は、景気後退における政府支出の増加が、景気回復期間において逆にはならない。(多数決システムの国と比べた場合) 弱い関係であるが、比例代表制の国も同様である。政治的景気循環モデルの予想と整合する比例代表制は、選挙の間近により多くの福祉支出の拡大を生ずる⁽⁵⁾。

Persson and Tabellini (2003) は、二院制度についての実証分析を行っていないが、政府の形と民主主義の歴史は、強い憲法上の効果があり、議院内閣制と歴史ある民主主義は、より良い反転用政策を遂行し、かつ、生産性を促進していることを明らかにしている⁽⁶⁾。

大統領制よりも議院内閣制の国において、二院制度を多く採用していることを前提にするならば、Persson and Tabellini (2003) の実証分析結果は、議院内閣制の二院制度が、民主主義の質と経済的パフォーマンスに負の影響を与えている可能性が、高くはないことが予想される。しかし、転用政策、すなわち、政治的レントは議院内閣制が、大統領制よりも多くなることが理論的に導かれる。この理論命題は、議院内閣制の二院制度が、民主主義と経済に負の影響をもたらす可能性もある。要するに、政府の形の効果は、民主主義制度の全体的な質と

微妙な方法で相互作用しているのであり (p.216)、二院制度の効果を実証的に解明することは困難なことが予想される。

Lijphart (1999) は、多数派の規模を最大にしようとする「コンセンサス型民主主義」と、過半数に政治権力を与えようとする「多数決型民主主義」の2つのタイプ民主主義体制の相違が、経済政策の有効性や民主主義の質に違いをもたらすかどうかという問いに対して、統治の有効性という面では、両者の類型にはほとんど差がないものの民主主義の質に関する指標の多く (民主主義指標、女性の政治的代表、貧富の格差、投票率、民主主義の満足度、内閣支持率等) は、コンセンサス型民主主義の方が優れている、という実証分析結果を明らかにした (p.6、表 16.1)。また、経済成長と経済的自由に関する政策パフォーマンスの両者の優位性は確認できないが、他のマクロ経済指標 (インフレや失業) に関しては、若干コンセンサス型民主主義が優れていることを明らかにしている。しかし、財政赤字に関しては、有意差が確認されていない (表 15.1)。

Lijphart (1999) は、二院制度に関わる議院構造係数が大きいとき、それは強い二院制の国であり、これらの国を多数決型民主主義の特徴をもつ国に分類している (p.169)。Lijphart の議論に基づくならば、二院制度を採用している国は、一院制の国よりも民主主義の質と経済的パフォーマンスが相対的に劣ることになる。しかし、彼は議院構造係数 (二院制度) に基づいて、民主主義と経済政策に与える効果についての実証分析を行ってはいない⁽⁷⁾。

坂井 (2013) は、Tavares and Wacziarg (2001) と同様なアプローチによる実証分析結果からの民主主義制度とは、「物的資本の蓄積を促進しているが、所得の不平等の是正、教育機会の拡大、貿易の市場開放さらには政府消費の削減を実現することが容易い制度ではなく、むしろ困難な制度とも予想される。それは、また、政治的安定を実現する制度であるが、豊かさを犠牲にして行うという制度でもある」、と要約している⁽⁸⁾。前者は、われわれに厳しい民主主義の実情を提示してい

る。すなわち、政策の実行を制約する制度的要因が民主主義制度に内包されていることを示唆しており、その中には二院制構造も含まれている可能性を排除することはできない。特に、二院制構造の保守効果は、そのひとつにあげられ得る。この保守効果が、進歩効果と分権効果の和を凌駕している場合、二院制構造は、経済的パフォーマンスや民主主義の質的改善に対して、負の影響を与える可能性を高くしている。

Vatter (2005) は、二院制度の効果を計量的に検証した先駆的研究である。彼は OECD 諸国 21 各国の 1971-1996 年のデータを利用した実証分析から、「小さくそして人口密度の低い地域の過大代表を除き、古典的な政治理論が第二議会に基づくものとする利点は、実際に何ひとつ確認されなかった。二院制構造は、行政の支配に対するバリアーの体制を採っていないだけでなく、政治体制の安定性の促進、民主主義の質的改善さらには経済的パフォーマンスの改善のいずれも行っていない」(p.194、p.209)、という結果を提示している。さらに彼は、中央集権化の経済・財政改革の政策を阻止する強力な拒否権プレイヤーであることも明らかにしている。このことは、二院制構造の保守効果が存在し、第二院が中道と右翼政党の支配の下では、これは特に、経済・財政政策に当てはまるものであり、第二院が時代の変化に柔軟に対応できない愚かな擁護者を演じていることを示唆している。また、二院制は一院制と比較して、女性の選挙の当選を著しく引き下げているという、社会的代表に関して強い負の効果があることを示している。このことは、資源の最適配分という観点において、二院制度は大きな制度的制約要因となっていることを意味している。

以上の実証分析結果は二院制構造の積極的な意義を否定するものである。しかし、Vatter は、二院制度が、政府の干渉や福祉制度への拡大に関して有意な抑止装置として機能している進歩効果のあることを示した。このことは、二院制度が自由な市場の諸々の力を強化する有効な制度であることを意味している。また、二重の議会構造には、分

権化効果があり、第二議会在国の中央集権化の試みに対する抑止機能としての役割を果たしていることも示されている。

また、Vatterの実証分析結果は、進歩効果（政府干渉）、保守効果（改革政策）、分権化効果という3つの主要な二院制の構造仮説が、基本的に妥当していることが示された（表3～6）。すなわち、「第二院（議会）がより重要であるほど、中央政府の財政支出比率は、地方のそれよりも小さく、福祉支出や課税の規模はより小さく、一般的に国家の関与はより低い。さらに、労働市場や社会政策のような政策においては現状への固執がより強く、改革を推進しないということである」（p.206-207）。

この3つの効果の推定結果については、若干の議論の余地がある。この二院制度の3つの効果の中で有効な効果は、政府の関与と分権化のみであり、保守効果については国民の支持は少ないことが予想される。さらに、熟慮の第二議会ないしは良識の府の使命が果たされていないという事実は、二院制の議会制度を維持する積極的な効果を見出すことはできなかったことを意味している。また、彼の保守効果の実証分析結果は、新制度論のアプローチによる拒否権理論の命題と整合的である。「強い拒否権を持つ制度は、行政や財政の中央政府の関わる範囲を大きく引き下げている。これは福祉国家への拡大を遅くしている。この理論によると、強い第二院は、現状の変更・変化についての可能性を制限するという競争的拒否権プレイヤーとして行動する」、という命題を導出している。Vatter（2005）は、この命題に実証的な根拠を与えている（p.197-8）。

この命題の実証的事実は、第二院の政党構成が第一院と非常に異なっている場合、「増え続ける諸制度の数とともに、意思決定するために必要である法案の成立と内閣の活動の範囲が減少していくであろうということである。帰結として、内閣にその責任を負わせることと、必要な改革を実行することはさらに困難になると予想される」（同）、ということ示唆している。このことは、二院制度という議会構造の継続

が、現代国家の統治機構の中心である民主主義制度と民主主義による意思決定の内容を制限・縮小させる方向への選択であることを意味している。

この二院制構造の保守効果が、他の効果を凌駕し、かつ、熟慮の議会ないしは良識の府としての機能と目的を果たしていないならば、二院制度の社会的コストは、少なくないことが予想される。Vatter (2005) の実証分析の中心的テーマは、進歩効果、保守効果、分権効果であり、かつ、3つの効果が確認されている⁽⁹⁾。本稿のテーマは、この3つの効果を含めた民主主義の質と経済的パフォーマンスに関する二院制の効果である。

Vatter の民主主義のパフォーマンスの指標は、Euro Barometer surveys からのデータである。この指標は、民主主義体制や議会制の機能とともに国民の主観的な満足水準によって測られている。政治的パフォーマンスは、Dahl (1991) の民主主義指標によって測られている。報道や集会の自由、政党の競争、政党や利害集団の強さ、そして議会の有効性のような6つの尺度による政治体制における民主主義の質を評価している (p.202)。この民主主義に関する指標は、現在、複数あり利用可能である⁽¹⁰⁾。また、Vatter の経済的パフォーマンスは、経済成長、失業率、インフレーション率である。本稿では主に、世界銀行の World Government Indicators : WGI と OECD の Economic Outlook からのデータを利用して、二院制構造の効果に関する実証分析を行っている。

3. データと分析方法

表1は、OECD 34カ国の議会制度、選挙制度、政府の形を要約したものである。二院制度を採用している国は、 $bica=1$ であり、一院制の国は $bica=0$ である。OECD 34カ国の19カ国が二院制度を採用している。アメリカとチリが、大統領制・多数制であり、メキシコとスイスは、大統領制・比例制であり、議院内閣制・多数制は、オーストラ

リア、カナダ、フランス、イギリスの4カ国、日本を含め他の11カ国は議院内閣制・比例制である。憲法上の特徴は、Persson and Tabellini (2003)、(2004)、Persson (2005) 等に基づき、下院(第一院)の選挙が多数制選挙制度を採用している国は、 $maj=1$ であり、比例制を採用している国は $maj=0$ である。なお、混合型の選挙制度は比例制に分類している。また、政府の形は、大統領制の国は、 $pres=1$ 、議院内閣制の国は $pres=0$ である。フランスやフィンランドは直接選挙によって選ばれた大統領制であるが、議院内閣制に分類している。その理由は、大統領(行政府)は国会に対してaccountableであり、逆にスイスは直接選挙によって選ばれた大統領ではないが、大統領(行政府)は国会に対しaccountableでなく、大統領は国会(下院)の議決によって行政権を失うことはないからである(Persson and Tabellini (2003)、4.4.1、(2004)、p.28、坂井・坂本(2012))。

表1 OECD諸国の議会制度、選挙制度と政府の形

Country	<i>bica</i>	<i>maj</i>	<i>pres</i>	Country	<i>bica</i>	<i>maj</i>	<i>pres</i>	Country	<i>bica</i>	<i>maj</i>	<i>pres</i>
Australia	1	1	0	Hungary	0	0	0	Poland	1	0	0
Austria	1	0	0	Iceland	0	0	0	Portugal	0	0	0
Belgium	1	0	0	Ireland	1	0	0	Slovak Re	0	0	0
Canada	1	1	0	Israel	0	0	0	Slovenia	1	0	0
Chile	1	1	1	Italy	1	0	0	Spain	1	0	0
Czech Re	1	0	0	Japan	1	0	0	Sweden	0	0	0
Denmark	0	0	0	Korea	0	0	1	Switzerland	1	0	1
Estonia	0	0	0	Luxembourg	0	0	0	Turkey	0	0	0
Finland	0	0	0	Mexico	1	0	1	Kingdom	1	1	0
France	1	1	0	Netherlands	1	0	0	United States	1	1	1
Germany	1	0	0	New Zealand	0	0	0				
Greece	0	0	0	Norway	0	0	0				

注：Persson and Tabellini (2004)、p.43、Persson (2005) 表4 (a)、http://en.wikipedia.org/wiki/List_of_national_legislaturesより作成。

本研究のより高い国民の満足と経済的繁栄は、二院制の第二議会に基づくものである、という二院制の効果を推定する従属変数は、民主主義の質と経済的パフォーマンスに関する指標である。

本稿の民主主義に関するデータは、世界銀行の世界ガバナンス指標 World Government Indicators : WGI を利用している。世界銀行の WGI は、D.Kaufmann らが中心となって、世界銀行研究所 (World Bank Institute : WBI) が開発したものであり、ガバナンスの定義に基づき、以下の 6 つのガバナンス指標が公表されている⁽¹¹⁾。

1. 国民の発言権とアカウンタビリティ Voice and Accountability: *account*、2. 政治的安定性と暴力やテロのない社会 Political Stability and Absence of Violence/Terrorism: *postab*、3. 政府の完全性 (政府の質) Government Effectiveness: *gove ff*、4. 規制の内容と質 (政府と民間部門との適切な関係) Regulatory Quality: *regula*、5. 法の支配 Rule of Law: *rulelaw*、6. 腐敗の抑制 Control of Corruption: *corrup*。

以上の指標は、当初、隔年データであったが、2003 年以後継続的データとして公表されている。本研究では、2000 年から 2010 年の 6 つの指標の平均値を、民主主義のパフォーマンス *democrac* の指標として利用している。なお、2001 年は欠損値であり、WGI のデータの詳しい説明は、坂井 (2013) に示されている。ガバナンス以外のデータについては、坂井・坂本 (2012) のデータを利用している。OECD 諸国の選挙制度と政府の形のデータは、Persson and Tabellini (2004)、Persson (2005) に基づいている (坂井・坂本 (2012) 付録 B 及び坂井 (2013) 付録 B 参照)。

本稿の経済的パフォーマンスに関するデータは、一人当たりの実質 GDP 成長率、物価上昇率、失業率であり、OECD の Web site (OECD Economic Outlook No.81 Annex Table) から 2000 年代のデータを利用している。なお、データの詳しい説明は付録 A に示されている。

表 2 は、10 年間の OECD 諸国の WGI の 6 つのガバナンス指標とその集計量である民主主義の質 *democrac* 及び経済的パフォーマンスの

基礎データである⁽¹²⁾。ガバナンス指標の平均は、*postabl* が最も小さく、*corrup* が最も大きい。そして、この2つガバナンス指標の標準偏差が大きく、各国間に有意な差が存在している可能性が高い。逆に、*account* と *regula* の標準偏差は小さい。なお、本稿では最小値や最大値の異常値の処理は行っていない。また、6つのガバナンス指標が正の高い相関関係にある。特に、*corrup* は、*postab* 以外のガバナンス指標と高い相関関係となっている⁽¹³⁾。

表2の基礎データは、議会構造の相違と民主主義のパフォーマンスとの間には、有意な差がないことを示している。6つのガバナンス指標及び民主主義の質のデータは、帰無仮説：一院制＝二院制を棄却できない。一方、経済的パフォーマンスのデータは、議会構造が有意差を生み出している可能性のあることを示唆している。失業率を除く、4つのデータは、有意水準11%で有意であり、特に、インフレ率については、議会構造によって大きな差が生じている。しかし、この経済的パフォーマンスに関する有意差は、古典的政治理論が予想する二院制構造の議会成果とは、必ずしも整合的とはなっていない。まず、成長率に関しては、一院制が二院制よりも、約0.6%高い経済成長率を達成しており、二院制構造の期待する議会成果とは逆に一院制の方が、二院制よりも良好な経済的パフォーマンスを達成している。一方、インフレ率については、逆に、二院制が一院制よりも、約1.7%低い結果となっており、二院制構造の効果と整合的である。しかし、この有意差は、Vatter (2005) の実証分析が示すように、二院制の議会構造よりも中央銀行と政府との関係に依存していることが考えられる。

以上の基礎データは、二院制という議会構造の第二議会が、民主主義の質的改善と経済的繁栄を実現する「熟慮の第二院」または、「良識の府」の使命を果たしているという命題と必ずしも整合的ではない。むしろ、経済的繁栄に関しては、二院制構造の進歩効果、保守効果、分権効果の中でも、保守効果が他の効果を凌駕しているように思われる。民主主義と経済成長との関係に関する実証分析からは、正と負の

両者の関係が確認されている。多くの実証分析結果から、民主主義が経済成長に与える効果は、以下のように要約される。「民主主義の成長効果は確実に存在するが、それは民主主義の初期段階であり、民主主義が強固な制度として確立した段階では、その効果は正ではなく、負である可能性が高いことを示唆している」(坂井 (2013)、p.346)⁽¹⁴⁾。

表2 基礎データ

変数 標本・単位	<i>accounta</i> 340・指数	<i>postabl</i> 340・指数	<i>gove ff</i> 340・指数	<i>regula</i> 340・指数	<i>rulelaw</i> 340・指数	<i>corrup</i> 340・指数
総平均 340	1.1838	0.7299	1.3798	1.2962	1.2759	1.3289
一院制 150	1.1635	0.7314	1.3673	1.2625	1.2779	1.3335
二院制 190	1.1999	0.7287	1.3897	1.3207	1.2744	1.3253
一院制=二院制	0.4356	0.9720	0.7262	0.2356	0.9582	0.9278
変数 標本・単位	<i>democrac</i> 340・指数	<i>gdpgdot</i> 340・%	<i>ydot</i> 306・%	<i>gdefla</i> 340・%	<i>cpi</i> 340・%	<i>u</i> 238・%
総平均 340	1.1991	2.5204	1.5591	3.1925	3.1565	7.1391
一院制 150	1.1898	2.9041	1.9152	4.1574	4.1439	7.3453
二院制 190	1.2064	2.2176	1.2779	2.4308	2.3770	6.9764
一院制=二院制	0.7810	0.0642	0.1048	0.0007	0.0008	0.3885

注：一院制=二院制は、帰無仮説が一院制=二院制、その数値はp値である。なお、ここでは不均一分散の両側検定である (SAS/STAT 9.1、p.4784-8)。また、*ydot* の標本は、一院制 135、二院制 171、*u* の標本は、一院制 105、二院制 133 である。

このように民主主義は、経済成長に対して負の効果を伴うことが予想されるが、その一つの要因が、民主主義制度の二院制という議会構造の可能性である。以下では、このことを確認するための実証分析を試みる。

二院制変数 *bica* が、民主主義と経済的パフォーマンスに影響を与えるかどうかの実証分析は、政策や経済的パフォーマンスに影響を与える他の重要な諸要因を考慮する必要がある。すなわち、コントロール変数を整理しなければならない。Vatter (2005) は、政府の政策決定や

政策効果に関する先行研究に基づき、コンセンサス型民主主義の程度、政府の左翼政党の強さ、国の経済的豊かさの水準（GNP）の3つをコントロール変数としている。この3つのコントロール変数は、新制度論アプローチ、partisan 理論及び社会経済決定論に基づいている。

経済成長要因には、人的資本、資本蓄積、技術が指摘されており、その各要因の貢献度についての分析も蓄積されている（坂井（2010））。本稿の実証分析は、それらの要因分析の他に、経済成長が二院制度による政策（立法）の結果に基づくものである、ということを識別しなければならない。North and Thomas（1973）は、技術革新、規模の経済、教育、資本蓄積、等々は、経済成長の原因ではなく、それらは成長であると指摘している（p.2）。制度論のアプローチによる成長の基本的な説明は、制度の差であり、資本蓄積や技術革新は、成長の単なる類似的要因にすぎない。伝統的な経済成長論が解明してきた人的資本や物的資本および技術革新は、経済成長の要因であるとともに、その経済成長の結果と理解することも可能である⁽¹⁵⁾。そこで以下の実証分析では、経済発展段階が政策、さらには制度に影響を与えているという仮定に基づき、経済的繁栄による各国の政策選択の相違をコントロールする変数として、一人当たりの実質 GDP（対数）*lyp* を利用している。

Vatter（2005）は、各国のGNPをコントロール変数として利用しているが、それは制度論に基づくものではなく、政治的かつ制度的諸要因は、社会的・経済的変数に依存している、という社会・経済仮説（socio-economic hypothesis）に依拠するものである。このアプローチにおける公共政策は、社会や経済発展から構造的に引き起こされる諸問題に対する反応として主に理解されており、社会的・経済的発展が、社会的かつ政治的な現代化と同様に、経済的豊かさを促進させるとともに、社会的格差を拡大させているという理論仮説に基づいている（p.203）。

Vatter の新制度論に基づくコントロール変数は、コンセンサス型民主主義の程度である⁽¹⁶⁾。彼は、フォーマル・インフォーマルな制度が、

政策決定に大きな影響を与えているという仮定に基づき、コンセンサス型とウェストミンスター型民主主義との間の区別が、特に重要な役割を演じていると指摘している。コンセンサス型民主主義の相互譲歩という特徴が、過大な連立政府や多くの分裂と共に非常に断片化した政党システムの下では、拡張的な社会保障支出を促進する、という理論仮説に基づいている。彼の1971-1996の期間のコンセンサス型民主主義の程度は、Lijphart (1999) の第1視点（内閣の政党：executive parties）に基づき測られている（p.203）。

民主主義が経済成長に与える効果は、Barro (1996)、(1997) の研究に代表されるように、民主主義の発展段階に依存していることが指摘されている。民主主義の初期段階にある低開発国と強固な民主主義制度が確立している先進国では、同じ民主主義制度でも経済に与える効果は、前者が大きく、後者が小さいことが予想される。いわゆる、憲法上の慣性 constitutional inertia が、国家間の憲法上の特徴の多様性を説明するために歴史を利用することが可能であるということである（Persson and Tabellini (2004)、p.28 及び (2003) の7.3）。そこで本稿では、アメリカの民主主義が誕生した1800年から2005年までの経過年数である205年で、各国の民主主義が誕生した年 *dem_age* から2005年までの経過年数を割り、それを各国の民主主義の歴史を表す代理変数 *age* とする。すなわち、 $age = (2005 - dem_age) \div 205$ である。この変数は、民主主義の歴史が長い国は大きい値をとる。なお、各国の *dem_age* は、Persson and Tabellini (2003) の表4.1の民主主義の誕生年を利用している。本稿では、この *age* 変数が民主主義の質と時代背景をコントロールしている⁽¹⁷⁾。

有権者が政治家や政党に政策を委託するという partisan 理論に基づくならば、この理論は、政党が政治的な支持との引き換えに、有権者の選好やイデオロギーについて、代理人として彼らを支えていると説明する。内閣において右派の主要政党の強さが、福祉支出を制限することによって社会政策に有意な差を生み出している。逆に、内閣の左

派政党の強力な参加は、より高い福祉支出になる。このことから Vatter (2005) は、政府の左派政党の強さをコントロール変数としている (p.203)。このように政党構成や左翼政権、右翼政権、さらには、連立内閣や分割政府等も政策形成に大いに影響を与えている。このような政党構成や内閣構成の相違による政策選択は、政府の規模や社会保障支出の規模に大きな影響を与えている。そこで本稿では、各国の政策選択の相違をコントロールする変数として、GDP に対する政府支出と社会保障支出のシェアを利用している。

4. 実証分析

実証分析では、異常値と小国を除いた OECD 諸国についても回帰分析を行っている。メキシコとトルコは、6つのガバナンス指標の平均値である民主主義の指標 *democrac* が、共に負であった。また、小国の二院制構造のメリットが、大きくないことが予想されている。逆に、国の規模が大きく連邦制である国は、そのメリットが強調されている。そこで本稿では、民主主義の発展段階が低い2カ国と人口が500万未満の小国7カ国を除いた25カ国の実証分析も行っている⁽¹⁸⁾。また、人口が1千万人以上の17カ国、2千万人以上の13カ国を対象とした二院制の効果も推定した。

表3が実証分析結果の要約である。まず、われわれの実証分析結果は、「熟慮の第二院」または「良識の府」という、二院制構造に期待された効果を確認することができなかったということである。むしろ、二院制構造は、経済的パフォーマンスに負の影響を与えているという可能性が高いということである。二院制 *bica* の係数は、有意ではないが、すべて負であり、その係数は国の規模が大きい標本についても、同様な推定結果であった。意外な事実、人口が2千万人以上の規模の大きい国の二院制構造の効果が負であり、かつ、有意であるということである。理論は規模の大きい国において、二院制が比較優位となるのであるが、実証分析結果は、逆の推定結果となった。しかし、この推

定結果は、メキシコとトルコを含むモデルであり、両国を除いたモデルでは、係数は負であるが、有意ではない⁽¹⁹⁾。

また、民主主義の質的改善に関する二院制構造の効果も、2つの係数が負である。国の規模が大きい標本では、その係数は正であり、古典的政治学が予想する理論的符号条件と整合的であるが、有意ではない。このような推定結果は、国の規模が大きい場合、民主主義の質的改善に関しては、二院制構造のメリットが予想されるが、経済的パフォーマンスに関しては、そのメリットはなく、むしろ、二院制構造が経済的繁栄を犠牲にしていることが予想される。進歩効果、保守効果、分権効果という、3つの二院制構造に期待される効果は、正と負の効果が予想されたが、負の効果が大きく、正の効果の小さいことが予想される。

表3 二院制構造の推定結果

従属変数	成長率 <i>lypdot</i>	成長率 <i>lypdot</i>	成長率 <i>lypdot</i>	成長率 <i>lypdot</i>	民主主義 <i>democrac</i>	民主主義 <i>democrac</i>	民主主義 <i>democrac</i>	民主主義 <i>democrac</i>
切片	19.7737	31.9301	27.1588	21.3095	-7.0702	-6.61339	-6.9716	-9.9724
<i>beca</i>	-0.5892 (0.1232)	-0.5063 (0.3260)	-1.1821 (0.1588)	-2.1299 (0.0744)	-0.0402 (0.7555)	-0.00441 (0.9805)	0.2232 (0.4079)	0.0824 (0.7529)
<i>lyp</i>	-1.6369 (0.0160)	-2.8531 (0.0120)	-2.0669 (0.1083)	-1.8717 (0.2140)	0.7561 (0.0018)	0.74727 (0.0546)	0.7229 (0.0915)	1.0106 (0.0172)
<i>age</i>	-0.2841 (0.7663)	0.7018 (0.5721)	0.7827 (0.6042)	0.5673 (0.7218)	0.3667 (0.2706)	0.22222 (0.6136)	0.0575 (0.9079)	0.0751 (0.8460)
<i>sizegov</i>	-0.0571 (0.2300)	-0.0641 (0.2816)	0.00005 (0.9959)	0.0394 (0.7682)	0.0235 (0.1534)	0.00696 (0.7382)	0.0268 (0.3629)	0.0336 (0.3163)
調整 R^2	0.3939	0.4070	0.3688	0.4328	0.5722	0.3261	0.2998	0.7822
F 値	6.36	5.12	3.34	3.29	12.03	3.90	2.61	12.16
標本	34 カ国 全標本	25 カ国 小国除く	17 カ国 中大国	13 カ国 中大国	34 カ国 全標本	25 カ国 小国除く	17 カ国 中大国	13 カ国 中大国

注：() 内の値は p 値である。

注：25 カ国は人口 500 万人以上（メキシコとトルコ除く）、17 カ国は人口 1 千万人以上（メキシコとトルコ含む）、13 カ国は人口 2 千万人以上の国（メキシコとトルコ含む）。

Persson and Tabellini (2003) は、選挙制度がレントに有意な影響を与えているという実証分析から、「デビルが民主主義の細目の中にある」(p.202) と表現している⁽²⁰⁾。このことは民主主義の根幹である選挙制度のある側面が、国民に便益を与えているのではなく、犠牲を課していることを意味している。われわれの実証分析は、期待された理論的予想は確認できなく、逆の異なる負の効果が予想されることから、「民主主義制度の二院制の議会構造の中には、デビルを生み出す土壌がある」、という示唆を与えている。言い換えれば、二院制の議会構造を採用している国は、「世界で最も政権運営が難しい民主制の一つ」(佐々木 (2013)) となる民主主義制度が内包されている。このような民主主義制度は、国民の満足の改善と直結していないことが予想される。国民の熟慮というよりも、変化の激しい時代背景の下では、国民の意思決定の遅れは、民主主義の質的改善と国民福祉の向上に対して、負の影響を与える可能性は、高くなることが考えられる。

コントロール変数について、経済発展段階 lyp の係数は、経済的パフォーマンスについては全て負であり、有意水準 5% で統計的に有意である。このことは、経済発展が進むことに対応して、1 当たりの所得が抑制されていることを示している。そして、民主主義の改善については、経済発展と民主主義の質とが正の関係にあり、OECD 諸国は、一人当たりの実質 GDP の上昇とともに民主主義の質的改善がなされてきたことを示している。

また、民主主義の歴史的経過とともに、経済的繁栄と民主主義の改善がなされるという、歴史効果は、全標本を除いて符号条件は整合的であるが、有意ではない。

さらに政府の規模は、経済的繁栄に対して負、民主主義の改善については正である。しかし、いずれの係数も有意ではない。また、社会保障支出 ssw を説明変数とするモデルの推定結果については、経済的パフォーマンスに関する係数は有意ではないが、負であり、政府規模の係数と同じ推定結果となっている。一方、民主主義に関する係数は、

国の規模が大きい標本は、正であるが、他の2つの標本は負であった。このような推定結果は、政府支出や社会保障支出の拡大は、民主主義の質的改善に結びついているが、経済的繁栄を犠牲にしていることを示唆している。

坂井・坂本（2012）は、「民主主義の改善は、政府の規模が強い予測力をもっている可能性があるけれども、その政府の規模の拡大が経済成長を推進させるという、正の関係になっていない」（p.206）、という実証分析を提示している。政府規模の拡大は、民間部門を補完する公共財を提供するために不可欠でもある。しかし、その拡大が民間部門を抑制していることもあり得ることであり、本研究は、議会構造もその中に含まれている可能性を示唆している。

5. むすび

2000年代のOECD諸国のデータから一人当たりの実質GDP成長率は、二院制度を採用している国が1.3%、一院制度の国は1.9%であった。1.3%と1.9%の0.6%の所得成長率の格差は、10年後には、それぞれの所得が1.1倍と1.2倍となり、両者にはほとんど差がない。しかし、50年後には1.9倍と2.5倍、100年後は、3.6倍と6.4倍の格差が生じる。このような制度間によって生まれるこの格差について、民主主義制度の下で国民が選択した結果であるという議論は、説得的ではない。この格差を生み出す民主主義制度の選択において責任を負うべきは、まず研究者であり、次に政治家である。それは、制度選択が国民に与える便益や負担の理論的かつ数量的予想を行うのが研究者であり、その研究成果を前提として国民に選択を問うのが政治家であり、国民は、その政治家の提案する代替的政策を選択し、その政策を政治家に委託しているからである。

われわれの数量的予想は、「二院制度の最も重要な利点の一つは、一般的に議院立法が、二重審議を経ることに基づいたより高度な質的な議会成果にある」という、古典的な政治理論の予想とは異なり、二院

制構造の「熟慮の第二院」または、「良識の府」の効果を確認できなかっただけでなく、むしろ、参議院（第二議会）は、国民が享受可能な経済的繁栄を抑制している可能性が高いというものである。われわれの実証分析結果は、一院制と二院制の相違による民主主義の質的格差は存在しないが、国家間の経済的格差の要因となっているということである。そして、理論予想に反して、国の規模が大きい二院制ほど、一人当たりの GDP 成長率が低い結果となっている。

われわれの実証分析は多くの改善の余地がある。「現代国家における政策はゲームの均衡結果として理解することが可能である。現代政治経済学の研究においては、民主主義制度を合理的有権者と政治家との相互作用におけるゲームとしてモデル化されている」。「このようなゲームの基本的ルールが憲法であり、憲法の重要な側面は、民主主義のゲーム、すなわち、政府の形成規則や解散や選挙規則等を憲法に定めることである」（坂井・岩井（2011）、p.100、Persson and Tabellini（2000）、（2003）、p.15）。まず、この憲法上の特徴を踏まえた実証分析が可能であり、第二院の歴史的背景、国土面積や言語等も考慮する必要がある。さらに、各国の二院制は多様であり、政党構成やインフォーマルまたはフォーマルな特徴を踏まえた各国の議会構造の区別も必要となる。これらの改善については、今後の研究課題としたい。

注

* 本稿は、日本大学法学研究科大学院生上岡敦君の各国の議会制度に関するサーヴェイがヒントになっている。彼から文献の提供とともにコメントを頂いた。また、本稿作成過程において、坂本直樹准教授（東北文化学園大学）から適切なコメントを頂いた。両名に記して深謝申し上げたい。勿論、残る過誤は筆者の責任である。

(1) 先進国の議会制度に関しては、Vatter（2005）、p.195、Lijphart（1999）、Chap.11）を参照）。

(2) Vatter（2005）は、二院制がグローバリゼーションにおける経済や社会的状況に反応できないことと下院で示された意思決定を上院が破棄するという疑問を提示している（p.195）、また、待鳥（2012）は、参議院が衆議院や内閣の意向を無視するという、憲法が依拠する議院内閣制の

最も重要な原則が損なわれていることを指摘し、参議院の選挙制度変更と権限の縮小という国会改革を提案している。日本の衆参のねじれ現象による強すぎる参議院の議論もある（増山）。

- (3) Lijphart (1999) は、日本の首相公選制の議論について、「それは大統領制への移行を意味し、これはすなわち、コンセンサス型から、より多数決型の民主主義への移行です」、と指摘し、このような制度変更に反対している (p.ix)。
- (4) 待鳥 (2012) は、参議院を「多数主義とコンセンサス主義の悪しき折衷」と表現している。
- (5) Persson and Tabellini (2003)、表 9.1、及び坂井・岩井 (2011)、表 1 及び Acemoglu (2005)、p.1032 参照)。彼らは、多数制と比例制との間の大雑把な区別以上に、選挙制度に関する詳細がより重要であるということ、また、政府の形の効果は、民主主義制度の全体的な質と微妙な方法で相互作用している (p.215-6)、ということを明らかにしている。また、坂井・坂本 (2012) は、2000 年代の OECD 諸国のデータから、1 人当たりの実質 GDP 成長率において、比例制と多数制を選択している国々の間に、前者が約年 0.57% 高いという格差が存在していることを明らかにしている。
- (6) 大統領制の負の効果は、悪い民主主義に限定されている (Persson and Tabellini (2003) p.215)。Persson and Tabellini (2003) の選挙制度と政府の形に関する実証分析結果の詳細は、坂井・岩井 (2011) と坂井 (2012) を参照。
- (7) Lijphart (1999) は、有効議会政党数、最小勝利単独内閣、行政府の優越性、得票率と議席率の乖離、利益分配システム（競争・市場か、調整的・妥協的か）の 5 変数は、政府の形や選挙制度に関わるものであり、極めて高い相関関係にあることを明らかにした。Lijphart は、この変数群を政府・政党または共有権力次元と呼んでいる。また連邦制・地方分権、議会構造（二院制度）、憲法改正の柔軟性・硬直性、違憲審査・司法の独立性、中央銀行の独立性の 5 変数は、中央政府の権限の集中化に関わるものであり、これらの変数も極めて高い相関関係にある。この相関関係を踏まえて、この変数群を連邦制・分割権限次元と呼んでいる。この 2 つの変数群を標準化した平均値が高い値の国を多数決型民主主義、低い値の国をコンセンサス型民主主義に分類している（第 14 章）。但し、回帰分析では、コンセンサス型民主主義の値が大きくなるように調整している（第 15、16 章、付録 A）。
- (8) Tavares and Wacziarg (2001) は、実証分析結果から民主主義制度が、以下のようなものであると述べている。「それは、教育への機会を拡大させることと所得の不平等を引き下げることによって、貧しい人々の要求に応えるというものである。しかし、それは物的資本の蓄積を犠牲にして行うという制度である」 (p.1341)。

- (9) Vatter (2005) の進歩効果、保守効果、分権効果推定の実証分析は、以下のデータを利用している (pp.200-201)。国家干渉の引下げという進歩効果のデータは、政府支出の成長 (公的支出÷GNP)、社会福祉支出の成長 (社会保障支出÷GNP)、税の超過負担：(租税負担 tax load÷GNP)、公的部門の雇用の比率の増加：(公的部門の雇用者÷生産年齢人口)。革新的なことを避けるという保守効果のデータは、公共政策研究における共通な指標はなく、先行研究者の労働市場政策の法改正、税制改革、家族政策の改革さらには、健康・教育政策のデータを利用している。また、中央集権化を避ける分権化効果のデータは、先行研究者の財政の集中化と財政難のデータ (中央政府の収入÷総財政収入、政府支出の増加／総需要の増加 (弾力性 ie. 財政支出乗数の逆数) を利用している。
- (10) Freedom House による Gastil index (政治的権利と市民権の平均)：この指標は1と7の間の値をとり、小さい値が良い民主主義である。また、世界の政治体制を格付けしている Polity IV：polity は-10 から+10 の値をとり、大きい値が良い民主主義国家である。さらに、Economist Intelligent Unit Limited (2010) の Democracy Index 2010 がある (坂井・坂本 (2012)、坂井 (2013) 参照)。
- (11) 世界銀行の WGI は、ガバナンスを次のように定義している。「ガバナンスは、政府が行使する諸々な伝統と諸制度から構成されている。これには、政府が選ばれて、監視され、交代するプロセス、正しい政策を効果的に形成し、実行する政府の能力、そして、市民の利害 (関心・尊厳) と経済・社会と国民との間の相互作用を統治する諸制度についての状態が含まれている」。詳しい説明は、坂井 (2013) を参照。
- (12) 本稿における仮説検定および計量分析は、統計ソフト SAS を利用している。
- (13) WGI の6つのガバナンス指標に関する基本統計量と相関関係に関する詳しい説明は、坂井 (2013)、表2と表3を参照。
- (14) 民主主義→経済成長という関係に関する実証分析は、Barro (1996)、(1997) の先駆的研究をはじめとして多くの研究蓄積がなされている。また、所得→民主主義 (Lipset/Ariatole 仮説) の実証分析も蓄積されている。このような民主主義と経済成長に関するサーヴェイは、坂井 (2013) を参照。
- (15) 政策は経済発展に伴って引き起こされる諸問題に対する反応として理解するならば、制度も同様に位置づけることが可能である。したがって、制度は成長の結果であり、かつ、成長の制約要因ともなっている。North and Thomas (1973) の議論は、後者を重視しているアプローチと考えられる。Acemoglu et al (2005)、p.388、Vatter (2005)、p.203 参照。
- (16) Lijhart は、コンセンサス型民主主義の下での諸制度について、「統治への幅広い参加や、政府の政策に対する広範な意見の一致をめざし、また

政治権力を様々な方法で共有、拡散、制限しようとする」(粕谷 (2010)、p.2)、と説明している。

- (17) 民主主義が最初に誕生したのは、1800年のアメリカである。*age* 変数は、Persson and Tabellini (2003) に基づいている (p.81)。なお、1991年ユーゴスラビアから独立したスロベニアは、大統領選挙を行った1992年を民主主義の誕生年としている。
- (18) エストニア、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スロベニアの7カ国は、人口が500万人以下である。
- (19) 11カ国の *became* 係数の推定結果は、0.4193、p 値 0.57、F 値 0.15 であった。
- (20) Persson and Tabellini (2003) は、選挙制度がレントに有意な影響を与えているという実証分析だけでなく、Persson and Tabellini (2006) においても、選挙制度が経済成長に有意な影響を与えていることを指摘している (坂井・岩井 (2011))。

付録 A データの出所

二院制度 (議会構造) : http://en.wikipedia.org/wiki/List_of_national_legislatures

WGI (民主主義の指標) : 世界銀行研究所の Worldwide Governance Indicators は、以下の Web site を利用している。 <http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp> および <http://info.worldbank.org/governance/wgi/pdf/wgidataset.xls>

OECD の主要データは、Web site (http://www.oecd.org/document/0,3746,en_2649_201185_46462759_1_1_1_1,00.html) を利用している。以下は、本稿において利用したデータと出所の詳細である。

lyp : 一人当たり実質 GDP (対数) : 2005年価格、2001-2010平均、OECD. Stat (2012).

gdpdot : 実質 GDP 成長率 (%) (2005年価格) : 2000-2010年平均、OECD Annex Table 1. Real GDP.

ydot : 一人当たり実質 GDP 成長率 (%) : 2005年価格、2002-2010平均、OECD.Stat (2012)

cpi : 消費者物価上昇率 (%) : 2000-2010年平均、OECD, Annex Table 18. Consumer price indices.

gdefla : GDP デフレーター上昇率 (%) : 2000-2010年平均 OECD Annex Table 16. GDP deflators

sizegov : 政府の規模 (%) : 名目政府最終消費支出 ÷ 名目 GDP, 2004-2010平均、OECD National Accounts Statistics (database)

ssw : 一般政府の社会保障支出 (%) : 一般政府の社会保障支出 ÷ 名目 GDP, 2001-2010平均、OECD Social Expenditure Statistics (database)

lpop : 人口 (百万人) : 2000年代の平均、OECD Factbook 2011: Economic, Environmental and Social Statistics.

dem_age : 民主主義の成立年 (西暦)、Persson and Tabellini (2003)、表 4.1

age : 民主主義の経過年数 : $age = (2005 - dem_age) \div 205$ 、Persson and Tabellini (2003), p.81.

u: 失業率 (%) : 2004-2010年平均、OECD.Stat (2012)

参考文献

Acemoglu, Daron (2005), “Constitutions, Politics, and Economics: A Review Essay on Persson and Tabellini’s The Economic Effects of Constitutions,” *Journal of Economic Literature*, 63,1025-1048.

Acemoglu, Daron, Simon Johnson and James A. Robinson (2005) “Institutions as the Fundamental Cause of Long-run Growth,” Aghion, Philippe and Steven N. Durlauf, ed. *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A, North-Holland.

Barro, Robert J. (1996), “Democracy and Growth,” *Journal of Economic Growth*, 1,1-27.

—— (1997), *Determinants of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*, MIT press. 大住圭介 / 大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー—実証分析』九州大学出版会。

—— and Sala-i-Martin (1992), “Public Finance in Models of Economic Growth,” *Review of Economic Studies*, 59 (4),645-661.

—— and —— (2004), *Economic Growth*, MIT Press. 大住圭介訳 (2006) 「内的経済成長論」I、II、九州大学出版会。

Dahl, R.A. (1972), *Polyarchy: Participation and Opposition* (New York: Garland Publishing, 1991).

Giavazzi, F., and G. Tabellini (2005), “Economic and Political Liberalization,” *Journal of Monetary Economics*, 52,1297-1330.

Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), “Why Do Some Countries Produce So Much More Output per Worker than Others?,” *Quarterly Journal of Economics*, 114,83-116.

Kaufmann, Daniel, Aart Kraay and Massimo Mastruzzi (2010), “The World wide Governance Indicators Methodology and Analytical Issues,” Policy Research Working Paper 5430, The World Bank.

Lijphart, Arend (1999), *Patterns of Democracy*, Yale University: *Government Forms and Performance in Thirty-Six countries*, 粕谷裕子訳 (2005) 『民主主義対民主主義』勁草書房。

North, D.C. and R.P Thomas (1973). *The Rise of the Western World: A New Economic History*, Cambridge University Press.

- Persson, Torsten (2005), "From of Democracy, Policy and Econmoic Development," NBER Working Paper, 11171.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2000), *Political Economics: Explaining Economic Policy*, MIT Press.
- and —— (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.
- and —— (2004), "Constitutional Rules and Fiscal Policy Outcomes," *American Economic Review*, 94(1),25-43.
- and —— (2006), "Democracy and Development: The Devil in the Details," *American Economic Review*, 96(2),319-324
- and —— (2008), "The Growth effect of Democracy Is It Heterogenous How Can It Be Estimated?", Edited by Elhanan Helpman (2008), *Institutions and economic performance*, 544-585, Harvard University Press.
- and —— (2009), "Democratic Capital: The Nexus of Political and Economic Change," *American Economic Journal: Macroeconomics*, 1(2),88-126.
- Tavares, Jose' and Romain Wacziarg (2001), "How Democracy affects Growth," *European Economic Review*, 45,1341-78.
- Vatter, Adrian (2005), "Bicameralism and Policy Performance: The Effects of Cameral Structure in Comparative Perspective," *Journal of Legislative Studies*, Vol.11(2), pp.194-215.
- 増山幹高 (2008) 「日本における二院制の意義と機能」、慶應義塾大学法学部編『慶応の政治学 日本政治』慶應義塾大学出版会
- 待鳥聡史 (2012) 「危機に克つ5」『経済教室』、1月10日 (日本経済新聞社)
- 坂井吉良 (2010) 「日本の人的資本と経済成長」、『政経研究』第47巻第3号、pp.112-136.
- (2012) 「憲法上の特徴と経済成長に関するノート」、『政経研究』第48巻第4号、pp.133-156.
- (2013) 「民主主義のチャンネル効果と経済成長」、『政経研究』第49巻第3号、pp.314-348.
- ・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第48巻第3号、pp.109-138.
- ・坂本直樹 (2012) 「選挙制度による財政政策の相違と経済パフォーマンス」、『政経研究』第49巻第2号、pp.100-129.
- 佐々木毅 (2012) 「新政権問われる実行力2」『経済教室』、12月21日 (日本経済新聞)
- 堀江湛・岩井奉信他 (2000) 「参議院の将来像に関する意見書」(参議院の将来像を考える有識者懇談会：斎藤十郎議長の私的諮問機関)

(本稿は、平成 21 年度、22 年度日本大学学術研究助成金〔総合研究〕による研究成果の一部である。ここに厚く感謝の意を表したい。)

二院制度が民主主義の質と経済的パフォーマンスに与える効果に関する研究(坂井・岩井・浅田)

二八七(二八七)

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

築場保行 日本大学教授
 谷田部光一 日本大学教授
 浦野起央 日本大学名誉教授
 秦郁彦 元日本大学教授
 岩井義和 日本大学助教
 倉島隆 日本大学教授
 稲葉陽二 日本大学教授
 小林宏晨 日本大学名誉教授
 坂井吉良 日本大学教授
 岩井信久 日本大学教授
 浅田義久 日本大学教授(経済学部)

機関誌編集委員会

委員長 松嶋隆弘
 副委員長 吉原達也
 委員 秋山和宏
 伊藤文夫
 坂井吉良
 関正晴
 高橋雅夫
 長谷川貞之
 藤井昭夫
 藤本信二
 山本賢敏
 湯浅二夫
 吉野敏
 石川正登

政経研究 第五十卷第一号

平成二十五年六月十五日印刷
 平成二十五年六月二十五日発行
 非売品

編集責任者 日本大学法学会
 杉本稔

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二一―一四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 50 No. 1 June 2013

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Yasuyuki Yanaba, *Transformation of the Government-Owned Enterprise, The Hangzhou Wahaha Group Co.,Ltd.: On the JV with Danone, Reorganization and the Change to a Family Enterprise* by Song Qinghou

Koichi Yatabe, *The Salary System in the Japanese Employment System*

Tatsuo Urano, *Korean's Territorial Controversy*

Ikuhiko Hata, *General Analysis of the Nomonhan War*

Yoshikazu Iwai, *The Empowerment of Administrative Counselors
—Focusing on the Public Relations Effect—*

NOTES

Takashi Kurashima, *A Study of James Harrington's Representative of the People in his "Oceana"*

Yoji Inaba, *2012 Survey of Social Capital in the Nine Wards of Metropolitan Tokyo*

Hiroaki Kobayashi, *Mavi Marmara-Konflikt in israelisch-türkischen Beziehungen*

ARTICLE

Yoshinaga Sakai, Tomoaki Iwai and Yoshihisa Asada, *A Study of the Effects of the Bicameral System on the Quality of Democracy and Economic Performance*